

平成19年 第2回

# 佐伯市議会定例会会議録

自 平成19年 3月 5日  
至 平成19年 3月28日

佐 伯 市 議 会

平成19年 第2回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号	3月5日
第2号	3月9日
第3号	3月12日
第4号	3月13日
第5号	3月14日
第6号	3月15日
第7号	3月28日

## 平成19年第2回佐伯市議会定例会会議録目次

平成19年3月5日(月曜日)(第1号)

開会.....	15
1 日程第1 会期の決定.....	15
1 日程第2 諸般の報告.....	16
1 (イ)委員長報告(質疑).....	16
1 行財政改革調査特別委員長(矢野哲丸)の報告.....	16
1 防災対策調査特別委員長(児玉忠義)の報告.....	19
1 地域開発調査特別委員長(廣瀬精一郎)の報告.....	20
1 道路・架橋建設調査特別委員長(玉田茂)の報告.....	23
1 (ロ)地方自治法第125条の結果報告.....	25
1 日程第3 議案の上程.....	25
1 上程議案一覧表.....	25
1 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明.....	27
1 市長(西嶋泰義)の説明.....	27
1 日程第5 議案質疑.....	36
1 日程第6 予算特別委員会の設置.....	36
1 日程第7 議案の委員会付託.....	36
1 議案付託表.....	37
1 日程第8 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙.....	38
散会.....	38

平成19年3月9日(金曜日)(第2号)

開議.....	41
1 日程第1 委員長報告(質疑).....	41
1 総務常任委員長(河原修仁)の報告.....	41
1 建設常任委員長(村松講一)の報告.....	42
1 教育民生常任委員長(土師辰英)の報告.....	43
1 経済産業常任委員長(染矢玉夫)の報告.....	45
1 日程第2 討論、採決.....	46
1 審議結果.....	47
1 日程第3 一般質問.....	48
1 26番(和久博至)の質問.....	48
1 財務部長(植木通則)の答弁.....	51
1 建設部長(桑原慶吾)の答弁.....	52
1 企画商工観光部長(柴富洋一郎)の答弁.....	52
1 農林水産部長(木原建樹)の答弁.....	53
1 26番(和久博至)の再質問.....	53
1 財務部長(植木通則)の答弁.....	57

1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	58
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	58
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	59
1	28番（渡邊邦壽）の質問.....	59
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	61
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	62
1	28番（渡邊邦壽）の再質問.....	63
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	64
1	28番（渡邊邦壽）の再々質問.....	64
1	15番（佐保暁）の質問.....	65
1	教育次長（高治一郎）の答弁.....	66
1	15番（佐保暁）の再質問.....	67
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	67
1	15番（佐保暁）の再々質問.....	68
1	10番（清家好文）の質問.....	68
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	69
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	69
1	10番（清家好文）の再質問.....	70
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	70
1	10番（清家好文）の再々質問.....	71
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	71
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	71
1	39番（村松講一）の質問.....	72
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	73
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	74
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	76
1	39番（村松講一）の再質問.....	76
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	77
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	77
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	78
1	39番（村松講一）の再々質問.....	78
	散会.....	79

平成19年3月12日（月曜日）（第3号）

	開議.....	82
1	日程第1 一般質問.....	82
1	6番（村尾清一）の質問.....	82
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	83
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	83
1	6番（村尾清一）の再質問.....	84

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	84
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	84
1	6番（村尾清一）の再々質問.....	85
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	85
1	5番（高司政文）の質問.....	85
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	87
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	88
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	88
1	5番（高司政文）の再質問.....	89
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	94
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	94
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	95
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	95
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	95
1	5番（高司政文）の再々質問.....	96
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	97
1	1番（三浦渉）の質問.....	97
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	98
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	99
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	100
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	100
1	1番（三浦渉）の再質問.....	100
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	104
1	助役（塩月厚信）の答弁.....	104
1	財務部長（植木通則）の答弁.....	104
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	105
1	1番（三浦渉）の再々質問.....	105
1	8番（後藤幸吉）の質問.....	106
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	109
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	110
1	財務部長（植木通則）の答弁.....	112
1	助役（佐藤卓男）の答弁.....	112
1	8番（後藤幸吉）の再質問.....	112
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	114
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	115
1	8番（後藤幸吉）の再々質問.....	115
1	41番（戸山盛喜）の質問.....	116
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	118
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	118
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	120

1	41番（戸山盛喜）の再質問.....	120
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	123
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	123
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	124
1	41番（戸山盛喜）の再々質問.....	124
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	124
1	20番（河野豊）の質問.....	125
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	127
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	128
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	128
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	129
1	20番（河野豊）の再質問.....	130
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	132
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	132
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	133
1	20番（河野豊）の再々質問.....	134
	散会.....	134

平成19年3月13日（火曜日）（第4号）

	開議.....	137
1	日程第1 一般質問.....	137
1	9番（江藤茂）の質問.....	137
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	138
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	139
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	140
1	9番（江藤茂）の再質問.....	141
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	142
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	142
1	9番（江藤茂）の再々質問.....	143
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	144
1	11番（矢野精幸）の質問.....	145
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	149
1	11番（矢野精幸）の再質問.....	152
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	154
1	34番（吉良栄三）の質問.....	156
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	154
1	34番（吉良栄三）の再質問.....	158
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	162
1	34番（吉良栄三）の再々質問.....	162
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	163

1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	164
1	14番（宮脇保芳）の質問.....	164
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	165
1	14番（宮脇保芳）の再質問.....	167
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	167
1	14番（宮脇保芳）の再々質問.....	167
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	167
1	24番（泥谷和喜）の質問.....	167
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	169
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	169
1	24番（泥谷和喜）の再質問.....	170
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	171
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	172
1	24番（泥谷和喜）の再々質問.....	172
	散会.....	174

平成19年3月14日（水曜日）（第5号）

	開議.....	177
1	日程第1 一般質問.....	177
1	33番（廣瀬精一郎）の質問.....	177
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	178
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	179
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	180
1	33番（廣瀬精一郎）の再質問.....	180
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	180
1	33番（廣瀬精一郎）の再々質問.....	182
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	182
1	37番（河野周一）の質問.....	183
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	184
1	教育次長（高治一郎）の答弁.....	186
1	37番（河野周一）の再質問.....	186
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	187
1	教育次長（高治一郎）の答弁.....	187
1	13番（河原修仁）の質問.....	188
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	189
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	189
1	財務部長（植木通則）の答弁.....	190
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	191
1	13番（河原修仁）の再質問.....	191
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	193

1	助役（塩月厚信）の答弁.....	193
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	194
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	195
1	財務部長（植木通則）の答弁.....	195
1	13番（河原修仁）の再々質問.....	196
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	197
1	43番（寺島孝幸）の質問.....	197
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	198
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	199
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	199
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	201
1	43番（寺島孝幸）の再質問.....	202
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	204
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	205
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	205
1	43番（寺島孝幸）の再々質問.....	205
1	36番（浅利美知子）の質問.....	206
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	208
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	208
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	209
1	36番（浅利美知子）の再質問.....	209
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	211
1	36番（浅利美知子）の再々質問.....	211
1	29番（染矢玉夫）の質問.....	212
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	212
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	213
1	助役（塩月厚信）の答弁.....	213
1	29番（染矢玉夫）の再質問.....	214
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	215
1	29番（染矢玉夫）の再々質問.....	215
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	215
	散会.....	216

平成19年3月15日（木曜日）（第6号）

	開議.....	219
1	日程第1 一般質問.....	219
1	25番（菅原忠）の質問.....	219
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	221
1	市民生活部長（塩月満）の答弁.....	221
1	25番（菅原忠）の再質問.....	222



1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	222
1	25番（菅原忠）の再々質問.....	223
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	225
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	225
1	19番（井野上準）の質問.....	225
1	教育次長（高治一郎）の答弁.....	226
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	227
1	19番（井野上準）の再質問.....	227
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	229
1	総務部長（木許政信）の答弁.....	230
1	農林水産部長（木原建樹）の答弁.....	231
1	19番（井野上準）の再々質問.....	232
1	16番（小野宗司）の質問.....	232
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	238
1	福祉保健部長（菅俊邦）の答弁.....	239
1	16番（小野宗司）の再質問.....	239
1	教育長（武田隆博）の答弁.....	242
1	16番（小野宗司）の再々質問.....	243
1	17番（肥後四々郎）の質問.....	243
1	建設部長（桑原慶吾）の答弁.....	245
1	企画商工観光部長（柴富洋一郎）の答弁.....	245
1	17番（肥後四々郎）の再質問.....	247
1	市長（西嶋泰義）の答弁.....	249
1	17番（肥後四々郎）の再々質問.....	250
1	日程第2 議案の上程.....	250
1	市長（西嶋泰義）の提案理由説明.....	251
1	追加上程議案一覧表.....	251
1	日程第3 議案質疑.....	251
1	日程第4 議案等の委員会付託.....	251
1	議案等付託表.....	252
	散会.....	253

平成19年3月28日（水曜日）（第7号）

	開議.....	256
1	日程第1 委員長報告（質疑）.....	256
1	予算特別委員長（清家好文）の報告.....	256
1	総務常任委員長（河原修仁）の報告.....	258
1	建設常任委員長（村松講一）の報告.....	260
1	教育民生常任委員長（土師辰英）の報告.....	262
1	経済産業常任委員長（染矢玉夫）の報告.....	265

1	日程第2 討論、採決.....	267
1	5番(高司政文)の反対討論(議案第6号).....	267
1	5番(高司政文)の賛成討論(請願第6号).....	272
1	審議結果.....	272
1	日程第3 議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決).....	274
1	2番(高橋香一郎)の提案理由説明(議員提出議案第7号、第8号及び第9号).....	274
1	追加上程議案一覧表.....	275
1	審議結果.....	276
1	日程第4 会議録署名議員の指名.....	276
	閉会.....	276

# 一般質問一覧表

平成19年 3月

9日(金) 12日(月)

13日(火) 14日(水)

15日(木)

(質問者順)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	滞納処理及び防止について 番匠川の取水について 公共事業について	財務部長 企画部長 建設部長 農林水産部長 商工観光部長 建設部長 農林水産部長	和久 博至	34
2	国土調査と道路改良工事などに、公共事業の実施について 農振地域の整備促進について(農振地域) 先般宮崎県で発生した「鳥インフルエンザ」発生時において、佐伯市の対応は	建設部長 農林水産部長	渡邊 邦壽	45
3	伝統的行事への支援並びに記録をどうするか	市教育次長	佐保 暁	51
4	行政サービスについて	市総務部長	清家 好文	54
5	水産振興策について 国道388号の整備について 省エネ対策について	市民生活部長 市建設部長 農林水産部長	村松 講一	58
6	国体開催の準備について	市総務部長	村尾 清一	67
7	アスベスト健康被害に対する救済について 若者や高齢者等の雇用問題について	市福祉保健部長 市民生活部長 商工観光部長 建設部長	高司 政文	70
8	宇目・直川・本匠の火葬場の存続を 佐伯市に企業誘致は 大入島埋立事業の継続はあるのか 市が補助金を出すイベントについて 国道217号線バイパス佐伯駅前から大手前間の交通 死亡事故について 国道217号線バイパス弥生～古市間は急がないのか 18年度部長級退職者の状況について	市塩田部長 市民生活部長 企画部長 建設部長 月助部長 市民生活部長 商工観光部長	三浦 渉	82
9	行財政改革と市長の政治姿勢について	市佐藤部長 藤務部長 助部長	後藤 幸吉	91
10	企業誘致と県南に県政の灯を 4月人事などについて	市総務部長 企画部長 商工観光部長	戸山 盛喜	101
11	佐伯駅前遊休地の活用について 市職員共済会について 佐伯市職員労働組合について 藤原上岡交通渋滞の緩和策について	市総務部長 企画部長 建設部長 商工観光部長	河野 豊	110
12	パブリックコメントについて 「市民の声・市政への提言」はがきについて 大分県林業公社について	市総務部長 企画部長 農林水産部長 商工観光部長	江藤 茂	121

13	中心市街地活性化事業について まちづくり三法について	市 長	矢野 精幸	129
14	国民健康保険事業について	市福祉保健部長	吉良 栄三	140
15	国民健康保険加入者の高額療養費支給について	福祉保健部長	宮脇 保芳	148
16	デイサービスセンター福寿園・鶴望園（売却）・海 悠園（管理委託）3施設の運営について 火葬場の統廃合と補助制度について	市福祉保健部長 市民生活部長	泥谷 和喜	151
17	産業廃棄物処理施設の建設計画について（樫野地 区） 国道217号線（佐伯弥生バイパス）の早期完成に向 けて	市民生活部長 市建設部	廣瀬精一郎	160
18	森林整備に団塊世代の力を 公立学校施設（小中学校）の耐震化状況について	農林水産部長 教 育 次	河野 周一	166
19	行財政改革と今後の市政について	市塩田部長 市総務部長 市農林水産部長	河原 修仁	171
20	格差社会の是正対策について これまでの一般質問に対する取組状況について	市総務部長 市企画商工観光部長 市建設部	寺島 孝幸	180
21	妊婦無料検診の拡大について 特別支援教育支援員の拡充について 災害時のトイレについて	市教務部長 教 育 部	浅利美知子	189
22	水産業の所得向上対策について 林業の今後の取組について 農業の現状と今後の取組について	市塩田部長 市農林水産部	染矢 玉夫	195
23	佐伯市における業務委託・指定管理など契約のあり 方について 有料ごみについて	市福祉保健部長 市民生活部長	菅原 忠	201
24	給食費滞納について 市職員の人事について	教務部長 市農林水産部長 教 育 次	井野上 準	207
25	国民健康保険事業について 社会教育の補助執行について	福祉保健部長 教 育 部	小野 宗司	214
26	番匠河口橋建設の促進について 交流人口拡大の施策について	市企画商工観光部長 市建設部	肥後四々郎	225

平成19年 第2回

# 佐伯市議会定例会会議録

第1号 3月5日

## 第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 1 号）

平成19年 3 月 5 日（月曜日） 午前10時00分 開 会

### 出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 高 曾 宮 司 好
5 番 高 司 政 文	6 番 村 尾 清 一
7 番 松 田 清 徳	8 番 後 藤 幸 吉
9 番 江 藤 茂	10 番 清 家 好 文
11 番 矢 野 精 幸	12 番 矢 野 哲 丸
13 番 河 原 修 仁	14 番 宮 脇 保 芳
15 番 佐 保 曉	16 番 小 野 保 宗 司
17 番 肥 後 四々郎	18 番 榭 田 穂 積
19 番 井野上 準	20 番 河 野 二 豊
21 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 染 高 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀬 精 一郎
34 番 吉 良 栄 三	36 番 浅 利 美 知 子
37 番 河 野 周 一	38 番 玉 田 茂 彦
39 番 村 松 講 一	40 番 児 玉 輝 彦
41 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

### 欠席議員の氏名

な し

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

### 説明のため出席した者の職氏名

市助		長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	加	藤	宗	義
助		役	佐	藤	卓	男	教	育	道	次	長	長	高	治	一	郎
教	育	長	塩	月	厚	信	消	浦	防	局	長	長	高	橋	定	忍
総	務	長	武	田	隆	博	上	生	振	局	長	長	吉	岡	直	光
財	務	長	木	許	政	信	弥	匠	振	局	長	長	大	鶴	信	己
企	務	長	植	木	通	則	本	川	振	局	長	長	三	原	紀	行
画	商	長	柴	富	洋	一	直	川	振	局	長	長	芦	刈	徳	生
市	工	長	塩	月		満	宇	目	振	局	長	長	上	村	幸	寛
福	生	長	菅		俊	邦	鶴	見	振	局	長	長	塩	月	伸	生
建	活	長	桑	原	慶	吾	米	水	振	局	長	長	河	野	勝	幸
農	保	長	木	原	建	樹	蒲	江	興	局	長	長	三	宅		幸
林	健	長														
水	部															
産	部															

---

議事日程第1号

平成19年3月5日(月曜日) 午前10時00分 開会

- 第1 会期の決定
  - 第2 諸般の報告(イ)委員長報告(質疑)  
(ロ)地方自治法第125条の結果報告
  - 第3 議案の上程
  - 第4 施政方針並びに提案理由の説明
  - 第5 議案質疑
  - 第6 予算特別委員会の設置
  - 第7 議案の委員会付託
  - 第8 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
  - 日程第2 諸般の報告(イ)委員長報告(質疑)  
(ロ)地方自治法第125条の結果報告
  - 日程第3 議案の上程
  - 日程第4 施政方針並びに提案理由の説明
  - 日程第5 議案質疑
  - 日程第6 予算特別委員会の設置
  - 日程第7 議案の委員会付託
  - 日程第8 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙
- 

午前10時00分 開会

議長(日高嘉己) 本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成19年第2回佐伯市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、この際、御報告いたします。去る2月28日、小平一郎君から一身上の都合により、議員を辞職したい旨の願い出がありました。

よって、地方自治法第126条の規定により、同日、これを許可いたしましたので御報告いたします。

---

日程第1 会期の決定

議長(日高嘉己) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日から28日までの24日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、会期は24日間と決定いたしました。

## 日程第2 諸般の報告

議長（日高嘉己） 日程第2、諸般の報告を行います。

閉会中継続調査として、行財政改革調査特別委員会、防災対策調査特別委員会、地域開発調査特別委員会、道路・架橋建設調査特別委員会にそれぞれ付託されました調査4件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、各委員長より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許可いたします。

行財政改革調査特別委員長、矢野哲丸君。

行財政改革調査特別委員長（矢野哲丸） おはようございます。行財政改革調査特別委員長の矢野哲丸でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第2号、行財政改革に関する件について、去る2月23日、委員1名欠席のもと、委員会を開催し調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、冒頭執行部から、財政状況の悪化に伴い、佐伯市も夕張市と同様に赤字再建団体に陥るのではないかとという市民の不安を解消するため、3月1日号の市報で夕張市の事例は佐伯市を含む全国の地方自治体が抱える財政の危機的状況とは異質なものであるという内容の記事を掲載するようにしているとの報告を受けたのち、引き続き、重点5項目の取組状況について順次報告を求めました。

1点目の火葬場の統廃合については、執行部から、地元住民理解を得るため、平成18年10月18日開催の蒲江自治委員理事会への説明会を皮切りに、本年2月16日の直川自治委員会への説明会まで、計14回の説明会を開催している。説明会での意見を集約すると、「使用できる間は使わせてもらいたい」という要望が多かったようである。また、平成18年12月定例会一般質問において、火葬場が廃止されるため霊柩車れいきゆうしゃの使用距離が長くなる住民に対し補助はしないのかとの質問に対し、十分検討したいとの答弁を行っていたので、距離の問題及び制度上の問題の二つの角度から研究を行った。結果としては、距離の問題として、補助対象距離の基準を設定した場合、距離の違いによって同じ地区内に居住しているにもかかわらず補助の対象、未対象となる家庭が出てくること、対象距離に該当した場合、火葬場が存続する地域の家庭へも補助するのかということ、各業者ごと距離による料金設定が異なっていること、補助金を出す場合、正確な距離を測定する必要があり、事務処理上相当な時間を要し行財政改革に逆行すること、市外の病院で死亡し佐伯市で火葬する場合、補助の対象とするのか等の問題がある。制度上の問題としては、他の葬祭補助制度と補助が重複すること、会社が費用負担している場合、会社に補助するのかということ、霊柩車れいきゆうしゃによる移送は葬儀の一環として行われており、葬儀費用全体で値引き等があることなどの問題がある。これらの距離の問題及び制度上の問題から、補助するのは難しいと考えているとの報告がありました。

これに対し委員から、距離的な問題については、業者と相談したのか。また、合併前は離島の住民に対して補助していたのかと質したのに対し、業者とは相談していない。離島住民に対しては、合併前も補助していないとの答弁がありました。

また委員から、説明会で出された意見等の詳細を質したのに対し、増設する場合は、大型



の炉を増設してもらいたい。使用可能な施設は存続させてもらいたい。宇目は遠いので弥生の施設を残すより宇目を残すべきでないか。上浦の施設は新しいのになぜ廃止するのか。弥生に増設できないのか。宇目の住民は三重に行くようになるのではないか。宇目、本匠、直川を廃止するのであれば直川に新施設を造ってもらいたい等、いろいろ意見・要望が出されたが、鶴見、米水津地域では、この際、佐伯の施設を使用することでいいだろう。上浦、本匠地域でも、やむを得ないとの雰囲気であったとの答弁がありました。

また委員から、最終判断をいつ、どのような形で行うかが、執行部の説明では分かりにくいとの意見や廃止を予定している地域住民には、景観や設備の整った佐伯や弥生の施設を見てもらい、理解を求める努力が必要ではないか等の意見が出されました。

次に、一般廃棄物収集運搬業務の委託について、取組状況の報告を求めました。

執行部から、平成19年11月中に委託業務の入札を執行し、平成20年4月1日から委託を開始する計画については、前回報告時から変わっていない。現在、課題となっているのは、市内全域を4ブロックに分けて実施するが、一業者の委託可能な地区数を幾つまでとするかということ、また地区によって異なっている粗大ごみの排出方法を整理し、収集方法を統一しなければならないことであるとの報告がありました。

これに対し委員から、委託先業者において赤字が出た場合の市の対応について質したのに対し、予定価格は必要な車両台数、人員数及び集積所からエコセンター番匠までの距離等を勘案して設定しているので、落札額が極端に低くならない限り赤字とはならないと考えているとの答弁がありました。

また委員から、乗車研修費は市、委託業者どちらが支払うようになるのか、現在雇われている臨時・嘱託職員は委託業者に引き継がられるのか等の質疑、答弁が交わされました。

次に、保育所の運営等について、取組状況の報告を求めました。

執行部から、現在、佐伯市には公立17保育所及び私立5保育所、計22の保育所が設置されている。総園児数1,182人のうち、公立に入所している園児数は759人となっている。多様化する保育ニーズにこたえるためにも、保育サービスの充実・拡大を図る必要がある。保育士の職員構成は様変わりし、正規職員54名、臨時職員75名となっており、臨時職員数が正規職員数を上回っている。また、年度末には、数人の正規保育士が退職し、ますます職員配置に困難を来している。そのため、平成18年12月1日に関係部課長による保育所等運営検討委員会を立ち上げ、民営化及び統廃合等の協議を行っているところである。また、米水津地区から要望のあった認定こども園導入についても、実施に向け関係課で協議を重ねているとの報告がありました。

これに対し委員から、米水津地区から出されている認定こども園設置の要望については、早急を実施してもらいたいとの要望に対し、市全体としての計画を進めながら、特に現在要望の強い米水津地区については、早急に設置していく方向で考えているとの答弁がありました。

また委員外議員から、上浦地域にも保育所がない、また宇目地域には幼稚園がない状況であり、認定こども園の設置については、教育委員会と福祉サイドが連携を密にして進めていかなければならないのではないかと質したのに対し、保育所等運営検討委員会には教育委員会の職員も委員として入れて対応しているとの答弁がありました。

次に、豊寿苑について、取組状況の報告を求めました。

執行部から、豊寿苑の民営化については、平成19年第1回臨時議会での議決後、入所者家族に対し説明会を実施し、100家族中60家族の参加があったところである。当日参加できなかった家族に対しては、改めて都合のよい日に個別に来苑してくれるよう案内をし、順次説明しているところである。また、万全の体制で移行できるよう、2月1日から社会福祉協議会職員10名が研修を行っている状況であるとの報告がありました。

これに対し委員から、説明会ではこういった意見が出たのかと質したのに対し、説明会では、指定管理に至るまでの経過及び社会福祉協議会の運営方針等を説明したが、家族からは質問・意見等はなく、引き続きよろしくお願ひしたいとのことであったとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁が交わされました。

次に、学校給食センターについて、取組状況の報告を求めました。

執行部から、18年度から20年度の間に臨時職員を完全嘱託員化することについて、市職労との協議が整ったところである。あわせて、給食施設の統廃合及び民間委託に関して、2月から正式協議に入ることが確認されたところであるとの報告がありました。

これに対し委員から、上浦の建設後間もない施設の取扱いについて質したのに対し、10年以内に施設を廃止等すれば補助金を返納しなければならないため、10年間は現行のまま運用したいと考えているとの答弁がありました。

続いて、平成19年度の組織改編について報告がありました。

執行部から、18年12月26日時点では、退職予定者49人に対し、新規採用者3人となっており、差し引き46人の職員数減に対応した組織体制とする必要が生じた。そのためまず、臨時及び嘱託員化により15人、大課大係制の導入により4人、民間委託の推進により5人、適正配置の見直し等により11人、振興局長と振興局総務課長の兼任により8人、教育事務所の再編により8人、その他として3人、計54人を削減し、その削減対象人数から8人を国体関連事務、後期高齢者医療等の新たな行政ニーズに対応させ、差し引き46人減に対する対応措置となるとの報告がありました。

これに対し委員から、振興局長と振興局総務課長が兼任することは職務執行上支障とならないのかと質したのに対し、検討段階において振興局長から兼任しても対応できるとの了解を得ているとの答弁がありました。

また委員から、部長級に課長級等を兼任させることの是非やその場合の給与格付け等について質疑、答弁が交わされました。

次に、退職者の動向及び職員数の推移について、報告がありました。

執行部から、最新の退職者予定者は、平成18年12月時点より2名増え51名となっている。また、新規採用は3名であり、19年度当初の職員数は1,144名となる予定である。この数は、合併協議会で計画した定員適正化計画より68人、行財政改革推進プランの定員管理計画よりも25人少なくなっている。20年度以降も各計画により低い状態で推移すると思われる、その人数に見合った組織を構築していく必要があるとの報告がありました。

この報告に対し、若干の質疑、答弁交わされたのち、総括的な意見、要望が出されました。その主な内容としては、火葬場の統廃合に際し、全体的な行財政改革に反対はしていない。しかし、もう少し周辺部地域住民のことを考えての答弁が欲しかった。また、米水津地域から要望のあった認定こども園については、子育て支援策として、また産業支援策の観点からも早急な対応を望むとの意見、要望でした。

以上、調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（日高嘉己） なければ次に、防災対策調査特別委員長、児玉忠義君。

防災対策調査特別委員長（児玉忠義） おはようございます。防災対策調査特別委員長の児玉忠義でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第3号、防災対策について、去る1月16日、委員2名欠席のもと、委員会を開会し、調査項目1、防災対策に関するこのうち、特に佐伯地域防災計画書最終案を中心に調査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、昨年10月17日に開催した本委員会以降の防災対策事業に係る取組状況について、執行部から、6点の事業進ちょく状況の報告がありました。まず1点目、一般携帯電話の不感地帯で、災害時に交通網が遮断されるおそれのある5地区に衛星携帯電話を設置した。2点目、ハザードマップを今年度中に各世帯に配布できるよう作成作業を進めている。3点目、津波警報表示板を米水津地区に今年度中の設置に向けて準備を進めている。4点目、災害相互援助協定の締結に向け、延岡市と協議を行っているとの報告がありましたが、その後、この件につきましては、去る2月20日、私も協定調印式に立会い、協定を締結したところであります。次に5点目、自主防災組織の設立、既存の組織の見直しを図り、実質的に活動する組織づくりに向け、機運の高まっている地区において、防災に対する住民意識の高揚を図るための説明会を行っている。6点目、佐伯市災害被災者住宅再建支援事業について、昨年11月10日付で同事業補助金交付要綱を制定し、同年4月1日にさかのぼり適用することとし、昨年来襲した台風13号で床上浸水の被害に遭われた1件が適用となり、補助金を支給したとの報告がありました。

引き続き、本計画書に係る経過報告及び今後のスケジュールについて、執行部から、11月15日から1か月間パブリックコメントを実施したが、寄せられた意見の件数はゼロ件であった。また、時期を同じくして11月15日から12月26日の間で、大分県へ本計画案の内容について事前協議を行い、再度計画書の修正を行った。今後のスケジュールについては、1月24日の佐伯市防災会議において、本計画書案の承認後、大分県との本協議を行い、その後大分県から回答を得て、佐伯市地域防災計画本編の完成となる。完成後、本計画書を全員協議会で報告するとの説明がありました。

次に、前回の委員会で本計画案に関して出された意見、要望及び検討事項に対して、その後の対応、対策について、執行部から、1点目、土砂災害の原因の一つと考えられる山の荒廃に関する治山対策の取組を林道政策として本計画に盛り込む考えはないかとの質問に対しては、林業課と協議を行い、林地崩壊による住宅等への直接的被害を防止し、崩壊した林地の復旧政策等を盛り込んだ内容へと計画案を訂正した。2点目、通信網確保の観点から携帯電話不感地帯への対策については、昨年10月27日に大越、山部、西山、下梶寄、深島の5地区に衛星携帯電話の貸与を行った。今後は、携帯電話通話エリア拡大の進ちょく状況を見て、必要性のある地域を特定し、通信網確立を行っていく。3点目、緊急時における自動販売機の飲料水供給物資の提供及びコンビニエンスストア等との協力、協定に関する事項につ

いては、まず緊急時供給対応型自動販売機の設置に関して、メーカーからの今後新設の場所で販売効果が得られ、新設置場所の借地料等を免除できる場所を検討してほしいとの意向があり、現在早急な設置に苦慮しているところではあるが、鋭意早期設置に向け努力をしている。また、コンビニエンスストアとの協定等については、市内大手スーパーとの協定に向けて準備を進めていきたいと考えている。4点目、災害廃棄物における家電リサイクル5品目、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンの収集については、市で廃家電処理を行う。5点目、緊急時の輸送に伴うヘリコプターの場外離発着場については、大分県防災航空隊との連携を図り、適地の見直しについて協議したところ、平成16年から19年1月までに大分県防災航空隊によって、県下52か所の候補地を調査しており、今後その中から適地となる場所の抽出を行い、本市における離発着場所の見直しを検討していきたいと考えているとの説明を受けました。

次に、県との事前協議等によつての改訂、追記事項の内容について、執行部から、土砂災害予防計画、避難計画、輸送計画及び災害復旧資金計画等の改訂、追加箇所12か所についてそれぞれ具体的に説明を受けました。

これに対し委員から、災害被災者住宅再建支援事業について、佐伯市の補助金交付要綱だけしか記載していないが、国・県の適用を受ける場合には、これでは受けられないのではないかと質したのに対し、執行部から、国・県の適用を受ける場合には、この佐伯市の補助金交付要綱は国の制度を補完するものであり、また、県からの交付は佐伯市の交付要綱で包含されているため、佐伯市の要綱に基づき補助を行うことが可能となる。このことから、本市要綱を記載しているとの答弁がありました。

引き続き、本計画最終案に係る総括質疑に入り、避難勧告と避難指示の意味、使分けについて質したのに対し、執行部から、避難勧告とは危険が差し迫っているという状況であり、また避難指示とはもうかなり危険な状態であるという意味であるが、いずれも避難に対する強制力はない。住民に対し強い意味合いで避難を促すものであり、今後住民に認識してもらうよう努めていきたいとの答弁がありました。

そのほか、緊急輸送に係るヘリコプターの場外離発着場の設置基準について等、活発な質疑、答弁が交わされました。

また最後に、執行部から、現在作成中のハザードマップについて、当初2月末に完成、各戸配布を予定していたが、県の浸水予想計画も盛り込んだ形でマップを作成するため3月末ごろ完成させ、各戸配布を予定しているとの報告があり、討論、採決の結果、調査第3号は引き続き継続調査することに決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（日高嘉己） なければ次に、地域開発調査特別委員長、廣瀬精一郎君。

地域開発調査特別委員長（廣瀬精一郎） おはようございます。地域開発調査特別委員長の廣瀬精一郎でございます。

本特別委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第4号、地域開発に関する件について、去る2月20日、委員全員出席のもと、委員会を開会し調査いたしましたので、そ

の経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、中心市街地活性化に関する件のうち、壽屋跡地及び周辺地域の開発について、新庁舎、文化会館建設について及び城山周辺環境整備について、執行部から、11月27日の委員会以降の経過について説明を受けました。

壽屋跡地及び周辺地域の状況としては、執行部から、まちづくり協議会に提案された4案と地元から提出された案の計5案をベースとして、庁内の関係各部署で構成する大手前開発内部検討委員会において現在絞込み作業を行っている。今後は、庁内で最終的な絞込み作業を行ったのち、まちづくり協議会、パブリックコメントなどを経て最終的な方向を出していくとの説明がありました。

次に、執行部から、新庁舎建設について、2月13日に庁内の関係各部署で構成する庁舎等建設内部検討委員会を開催した。その協議の中で、新庁舎建設の方向性として、現庁舎は築後42年が経過し、耐用年数50年が目前に迫っている中で補強工事が困難であり、庁舎の建替えは避けることのできない状況となっている。あわせて、現在の財政状況を勘案すると平成27年3月までが使用期限である合併特例債を活用しなければ建設は困難である。さらに、建設場所について、大手前地区では土地が狭いので庁舎の高層化が必要となることから、現庁舎の位置に建て替えるのが良いとの内部検討委員会としての方向性が出たとの説明がありました。

これに対し委員から、地元住民で構成される中心市街地活性化推進協議会が提案したコンパクトシティ案に賛同するとして、佐伯校区各区長の署名要望書が執行部に提出されたと聞いているが、その位置付けについて質したのに対し、執行部から、地元からの案として受け止めているとの答弁がありました。

また委員から、文化会館の建替え見直しについて質したのに対し、執行部から、文化会館は老朽化が進んでおり、全面的に補修を行うと多額の費用が予想される。さらに、現在の位置での建替えは、土地の用途地域上困難で、移転をしなければならない状況にある。その移転場所については、大手前・壽屋跡地を含めた場所などで現在模索中であるとの答弁がありました。

また委員から、地元から提案されたコンパクトシティ案は、開発面積が広く多額の事業費が予想される。現在、執行部が計画している面積に合わせた計画案を再度提出するべきではとの意見が出されました。

また委員から、市役所と文化会館の機能を併せ持った庁舎の検討及び民間資金の活用によるPFI方式を導入した建設の検討を求める要望が出されました。

さらに委員外議員から、一部の市民の中で市庁舎が大手前に建設されるという情報が先行している。このことは、今後庁舎問題を議論する上で、あまり好ましくないとの意見が出されました。

次に、執行部から、城山周辺環境整備について説明があり、神護寺通りの整備については、3月に入札を行い、街なみ環境整備事業として整備を実施する予定である。また、旧山中邸跡地については、平成18年度、19年度で、測量設計、門、塀、広場の整備を行う予定としているとの説明がありました。

これに対し委員から、神護寺通りの整備については、地元の一部住民から整備に対し不満が出ていると聞いている。地元に対する説明を徹底してやってきたのかと質したのに対し、執行部から、神護寺通りの部会を今までに5回開催するなど住民の意見を聞きながら進めてきたが、都合により参加できない人などもおり、地元住民への説明不足の面があった。さらに、地

元から事業の必要性を問うものや店舗経営者に対して配慮を求める意見書・要望書等が提出された経緯もある。今後は地元区長と相談して、全体の計画図を地区内で回覧してもらうことや必要があれば個別に説明に向くなど理解を得られるように努めていきたいとの答弁がありました。

次に、脇津留及び周辺地域の開発に関する件のうち、脇津留土地区画整理事業地内の整備計画について、執行部から説明を受けました。

新たな工事として、鶴望公園(仮称)整備工事、道路新設工事、災害用トイレ設置工事について発注した。また建物移転は、現在1件について交渉中であるとの説明がありました。

次に、門前地区の開発について、執行部から説明を受けました。

門前工業団地で受け入れる予定の東九州自動車道工事で発生する工事残土約40万立方メートルのうち現在の受入れ率は約75%で、残工事は、排水路、防火水路、公園工事等である。また、造成地に本線舗装工事用のアスファルトプラントを建設することに伴う地元地区に対する事前説明が先日終了した。なお、最終的に工業団地として使用可能になるのは、平成20年9月を予定しているとの説明がありました。

これに対し、委員から、門前工業団地には、どのような口径の水道管を敷設しているのか質したのに対し、執行部から、進出企業の水の需要量に柔軟に対応できるよう現在は敷設をしていない。進出企業に目どが立った時点で敷設工事を行うとの答弁がありました。

次に、周辺地域の活性化に関する件のうち、公共交通網の整備について、執行部から説明を受けました。公共交通網の整備については、1月15日から30日の間に、地域交通計画の素案に対する意見を伺うために、各振興局の区域で合計240人の方に参加していただいて地域懇談会を開催した。懇談会での主な意見として、現在大分バスが運行しているが、地域の実情に合わせた小型のバスに変更してはどうか。そのほかには、通院や買い物が便利になるようコミュニティーバスの更なる工夫を求める意見などがあった。さらにその後、地域交通計画の素案について1か月間パブリックコメントにかけて住民の意見を募ったところ、4件の意見があり、そのうち1件は、利用者の希望に応じて停留所に関係なく利用者が自由に乗降できるデマンド型バスの導入を希望する意見であった。あわせて、今後のスケジュールとしては、関係各機関で構成する地域公共交通会議を開催する予定であるとの説明がありました。

次に、周辺地域の活性化に関する件のうち、地域イベント開発については、執行部から12月から2月に掛けて開催されたイベントについての説明がありました。

これに対し委員から、今後スポーツ関連のイベント開発を行う考えはないのかと質したのに対し、執行部から、スポーツイベントは競技目的や健康づくり目的など、リピーターが多く地域への波及効果が大きいので、今後は教育委員会とも連携を図っていきたい。また、今後は国体も控えているので、国体準備室とも連携を図っていきたいとの答弁がありました。

次に、番匠川水系の整備に関する件について、執行部から説明を受けました。今年度、国土交通省が実施する番匠川水系の主な事業の進ちょく状況のうち、灘地区堤防改修事業については、現在屋敷橋の下部工本体工事を施工中で、年度内にはほぼ完了予定である。小田地区堤防改修事業については、盛土築堤工事を施工中で年度内に完成予定である。また、高畠地区内水対策事業については、排水機場の基礎工事が完了し、今後は上屋及び機械設備工事を行う予定であるとの説明がありました。あわせて執行部から、大分県関連事業の進ちょく状況について説明があり、山口川河川災害復旧等関連緊急事業については、工事を五つに分けて施工中であ

る。山口川河川災害関連事業及び尻高川河川災害関連事業については、まだ発注をしておらず、繰越事業として3月に発注する予定である。稲垣川総合流域防災事業については、今年度分の事業は既に終了している。久留須川広域一般河川改修事業については、今年度分工事を施工中で、年度内には完成予定であるとの説明がありました。

活発な質疑、答弁が交わされましたが、討論、採決の結果、調査第4号は引き続き調査を継続することに決しました。

以上、調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上でございます。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（日高嘉己） なければ次に、道路・架橋建設調査特別委員長、玉田茂君。

道路・架橋建設調査特別委員長（玉田茂） 皆さん、おはようございます。道路・架橋建設調査特別委員長の玉田茂でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第5号、道路・架橋建設に関する件については、去る12月5日の本会議に中間報告をしておりますが、本委員会としては、主に緊急度調査に絞って調査・検討を行い、関係機関へ働き掛けるための要望書を作成するとの報告を行っております。つきましては、中間報告以降の委員会活動について、簡潔に御報告申し上げます。

1月26日に開催した委員会協議会では、実効性ある要望書を柱とした「要望活動に係る基本的事項」、いわゆる今後の委員会活動の方向性を確認いたしました。

これを踏まえ、2月6日には要望事項の絞り込み作業を行うため、「市長、助役との懇談会」を設定させていただき、東九州自動車道、（仮称）番匠川河口橋及び交通渋滞関連として国道217号佐伯弥生バイパスを始め、都市計画道路蛇崎門前線、堤防兼用道路等々の諸課題並びに要望活動のあり方などについて意見交換を行ったところです。

また、本特別委員会では交通渋滞の緩和策として「堤防兼用道路の整備」について、昨年7月6日に久留米市を、7月7日に延岡市をそれぞれ視察し、その後においても更に調査・検討を重ねてきましたが、委員会としての最終的な判断を行うに至っていないため、国土交通省佐伯河川国道事務所をお願いし、先般2月22日の午前中、「堤防兼用道路施工に関する技術的問題点等について」と題して勉強会を行いました。

その要旨について主なものを挙げますと、

- 既設の堤防を堤防兼用道路として拡幅等を行う場合は、国土交通省の河川事業において道路事業を行うことは制度的にできないため、あくまでも道路管理者となる佐伯市が対応する必要があること。
- 河川の大きな目的の一つに空間としての利用がある。既設の堤防については、歩行者・自転車専用道路となっており、通勤・通学や散歩など多くの方々が利用しているため、河川管理者としては一定の歩道を含めた空間は必要と考えている。しかし、交通渋滞の問題に関し、その空間を排除するという地域住民の理解が得られ、これらを含め諸課題について対応できれば協議を行うことは可能であること。
- 河川管理者としては、あくまでも堤防の天端を拡幅することが基本と考えている。しかし、堤防の天端を拡幅せず一方通行によって自動車を運行させる場合については、そ

の空間を排除するという地域住民の理解を得ることは当然のことであるが、最も大きな問題は、管理用道路となっているため、定期的な点検はもとより緊急時、要するに出水時の巡視や地震が起きたときの迅速な点検に一切支障を来さないという佐伯市におけるシステムの構築が大前提となること。

- この条件については、一方通行の区間距離が短い場合や時間帯を制限する場合についても同様であり、そのシステムを確立できれば、協議の段階に入ることは可能であること。

その他、L型擁壁を施工する場合の考え方、管理用道路を残し法面の小段を拡幅する考え方など御教示いただきました。

勉強会を終え、引き続き同日午後から、委員2名欠席のもと、委員会を開会し、事前に通告していた項目に基づき調査いたしました。

まず、東九州自動車道整備促進に関する件については、各区間の進ちょく状況について説明を求めました。

執行部から、「津久見・佐伯間」の約13キロメートルについては、用地買収率99%、土木工事発注率100%、全体の工事進ちょく率は59%である。未買収地については、任意交渉と並行して収用手続の作業を進めている。全体的に工事は着々と進んでおり、現時点の完成目標は、平成20年6月ごろを目指している。

「佐伯・蒲江間」の約20キロメートルについては、上城地区一部において、約1キロメートルの間が現地測量、設計協議が未了であるが、その他の区間については、地元との設計協議を行い調印済みである。本線は、現在用地幅杭<sup>くい</sup>を打設中であり、平成19年度に用地交渉を行い、本格的な工事着手は平成20年度以降となる予定である。工事用道路8本については、用地測量及び立木等補償物件の調査が完了次第、用地交渉・契約を経て、今年6月までに工事を発注し、平成19年度内の工事完成を目指している。

「蒲江・県境間」の約10キロメートルについては、本線は用地交渉中であり、現時点の用地契約率は37%となっている。国土交通省によると、本線の用地契約率が70%以上になれば順次工事を発注するとのことである。工事用道路については、2月9日から用地交渉を行っており、今年度末に工事を発注し、平成19年度内の工事完成を目指している。

「佐伯・蒲江間」及び「蒲江・県境間」の完成目標年次については、未発表であるが着工後おおむね10年以内を目標にしているとの説明がありました。

これに関連して委員から、追加インター設置に係る現状について質したのに対し、執行部から、大分県によると、追加インターの設置については、その区間の本線に着工しないと国に申請できないため、正式には決定していない。しかし、波当津地区に設置する方向で進めており、また総合運動公園付近についても要望している状況であるとの答弁がありました。

次に、国道217号佐伯弥生バイパス整備促進に関する件について、第1期工区「脇津留・臼坪間」の用地交渉が難航している現状について執行部の説明を求めました。

執行部から、大分県によると、脇地区の土地2件については、現在、収用委員会での審議がされている最中である。臼坪地区については、事業認定の申請中であり、現時点での物件として土地が3件、墓地が6件となっている。引き続き、任意取得に向けて交渉を進める中で、並行して土地収用法に基づく収用手続を進めており、大分国体開催までに開通させるという目標は変わっていないとの説明がありました。



調査第5号については、引き続き調査を継続することと決しました。

以上、委員会としての活動報告及び調査の概要を御報告申し上げましたが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） なければ、以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

次に、地方自治法第125条の結果報告につきましては、平成18年第2回定例会において採択されました請願第3号、防災グラウンド整備に関する請願、平成18年第4回定例会において採択されました請願第4号、佐伯東地区公民館の早期建設について及び請願第5号、市道石入場線の早期整備を求める請願につきましては、お手元に配布いたしております報告書のとおりであります。

### 日程第3 議案の上程

議長（日高嘉己） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第6号から第74号まで及び諮問第1号から第3号まで、計72件でございます。

#### 平成19年第2回佐伯市議会定例会上程議案一覧表

#### 議 案

番 号	件 名
第 6 号	平成19年度佐伯市一般会計予算
第 7 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計予算
第 8 号	平成19年度佐伯市老人保健特別会計予算
第 9 号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計予算
第 10 号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算
第 11 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算
第 12 号	平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算
第 13 号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計予算
第 14 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算
第 15 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 16 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算
第 17 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算
第 18 号	平成19年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算
第 19 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算
第 20 号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算

第 21 号	平成19年度佐伯市水道事業会計予算
第 22 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計予算
第 23 号	平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第 4 号）
第 24 号	平成18年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 25 号	平成18年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 26 号	平成18年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 27 号	平成18年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 28 号	平成18年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 29 号	平成18年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 30 号	平成18年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 31 号	平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 32 号	平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 33 号	平成18年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 34 号	平成18年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 35 号	平成18年度佐伯市水道事業会計補正予算（第 2 号）
第 36 号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
第 37 号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について
第 38 号	佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
第 39 号	佐伯市副市長定数条例の制定について
第 40 号	佐伯市印鑑条例等の一部改正について
第 41 号	大分県市町村会館管理組合規約の変更について
第 42 号	財産の無償譲渡について（旧上入津中学校校舎及び付属棟）
第 43 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
第 44 号	公有水面埋立てに関する諮問について（大字鶴望）
第 45 号	公有水面埋立てに関する諮問について（上浦大字最勝海浦）
第 46 号	工事請負契約の変更について（切畑農業集落排水処理施設土木工事）
第 47 号	佐伯市地域福祉計画策定委員会条例の制定について
第 48 号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について
第 49 号	ひがしなかよしクラブ及び星の子児童クラブの指定管理者の指定について
第 50 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第 51 号	佐伯市教育委員会事務局条例の一部改正について
第 52 号	佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について
第 53 号	佐伯市公民館条例の一部改正について
第 54 号	佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について
第 55 号	元猿集会所ほか11集会所の指定管理者の指定について
第 56 号	佐伯市文化財保護条例の一部改正について
第 57 号	佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について
第 58 号	佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について

第 59 号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について
第 60 号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定について
第 61 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について
第 62 号	佐伯市スポーツ公園条例の一部改正について
第 63 号	佐伯市立学校夜間照明施設条例の一部改正について
第 64 号	佐伯市グラウンド等条例の一部改正について
第 65 号	工事請負契約の締結について（宇目統合小学校造成工事）
第 66 号	工事請負契約の変更について（木立小学校校舎・木立幼稚園園舎）
第 67 号	佐伯市男女共同参画社会推進条例の制定について
第 68 号	佐伯市工場設置促進条例の一部改正について
第 69 号	佐伯市上浦地域活性化施設及び農村公園条例の一部改正について
第 70 号	佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について
第 71 号	佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例の一部改正について
第 72 号	佐伯市手数料条例の一部改正について
第 73 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について
第 74 号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者大和三代）

諮 問

番 号	件 名
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高野昭代）
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月壽興）
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者奥村隆彦）

報告事項

番 号	件 名
第 1 号	佐伯市国民保護計画の作成について

日程第 4 施政方針並びに提案理由の説明

議長（日高嘉己） 日程第 4、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。平成19年第2回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げて、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 市税特別滞納整理月間の取組について

市は昨年「市税等特別滞納整理対策本部」を設置し、関係各課との連携を図りながら歳入確保の取組を強化しております。その一環として、市税特別滞納整理月間と位置付けた昨年12月の20日から28日にかけて管理職による市税の特別滞納整理を実施し、対象世帯への訪問による直接徴収や事後納入等で約1,580万円の納税実績を上げることがで

きました。

地域産業の低迷等による税収の伸び悩みや地方交付税の減額などで、本市の財政は大変厳しい状態にあります。加えて、三位一体改革により、国から地方への税源が移譲されることや地方税の公平性を確保する意味からも、市税等の徴収の充実強化が大変重要な課題となっております。

今後、4月及び5月の出納整理期間にも同様の市税特別滞納整理を実施する予定であり、歳入確保に向け鋭意取り組んでまいります。

## 2 東九州自動車道「佐伯～県境間」の着工について

去る2月18日、青山地区において、広瀬大分県知事を始め関係各位の御臨席のもと、国土交通省佐伯河川国道事務所の主催による東九州自動車道新直轄事業「佐伯～県境間」の着工式が行われました。

「佐伯～県境間」のうち、「佐伯～蒲江間」では地元との設計協議がほぼ整い、平成19年度から用地買収を行うとの予定とであり、「蒲江～県境間」では、一部を除いて全線で用地買収が進められております。今回は、用地買収が不要な河川敷の橋梁下部工事につきまして着工式が行われたものであります。

着工式が行われたことで、東九州自動車道「佐伯～県境間」の開通がよいよ現実味を帯びてきたものと実感するとともに、引き続き関係者の御理解と御協力をいただきながら、市としましても一日も早い開通のため全力で取り組んでまいり所存であります。

## 3 延岡市との災害相互応援協定の締結について

去る2月20日、本市役所におきまして、本市と宮崎県延岡市が「災害相互応援協定」を締結いたしました。この協定は、いずれかの市において災害が発生した場合、人員及び物資両面において応援を行うものであります。

地震や風水害等の大規模災害が発生した場合、被災自治体だけではすべての応急・復旧対策を講じることは非常に困難であり、近隣の自治体間で相互に支援できる体制づくりが重要であります。既に大分県及び県内の各自治体と本市との間では、大分県を通じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」を締結しております。

そして、広大な面積と複雑な地形を有する本市においては、より強固な支援体制づくりが重要なことから、この度、本市と隣接する延岡市と協定を締結したものであります。

延岡市は、本年3月末に北川町と合併が予定されており、合併後は面積が約870平方キロメートルと、九州一である本市に匹敵する広大な市になるとともに、山林面積の割合が大きいことや一級河川が市内を貫流することなど、本市と類似する地形要素をもっております。

合併後の延岡市は、本市の宇目地区から蒲江地区まで広範囲にわたり接しており、この協定が両市にとって非常に効果的なものであると確信するとともに、今後、十分機能するよう体制を整備してまいりたいと考えております。

## 第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算議案31件、予算外議案38件及び諮問3件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

### 1 市政執行の基本的な考え方と平成19年度予算編成方針について

市民の皆様方の絶大なる御支援をいただき、私が市政をお預かりして早2年になるうとしておりますが、就任以来、「市民一人一人の幸せ」を求め、新市の将来像である「豊かな自然のなかで人々が連携し、潤いと活力に満ちたふれあい都市」の実現を目指して、懸命に取り組んでまいりました。

新年度予算には、これまで申し上げてきました「行財政改革の実現」と「市民にわかりやすい市政への実現」を大きな目標として、引き続きこれを具体化するべく各種事業の経費を計上したところであります。

さて、国が策定した平成19年度地方財政計画の規模は、6年連続のマイナスとなり、その額は83兆1,300億円となっております。地方交付税総額は、15兆2,027億円で対前年度比4.4%の減額、また地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は、2兆6,300億円で9.5%の減額となっており、合計で前年度に対し9,818億円、5.2%の減額と、地方の財政運営にとりましては引き続き厳しい状況が示されたところであります。

このような中、本市では、行財政改革推進プランに基づき、職員定員の管理、財政運営の健全化、事務事業の見直しなどの改革を着実に実行しており、より効果的で持続可能な行財政運営の基盤を構築するため、今後とも、歳入歳出一体となった改革に取り組んでまいります。

同時に、創意工夫を凝らしつつ、厳しい中にも「安心・元気・飛躍」をキーワードに、市民の皆様が未来に夢と希望を抱き、安心・安全に暮らしていけるまちづくりを目指すことに配慮したところであります。

以上の基本的な考え方に立ち、平成19年度予算を編成いたしました。行財政改革2年目の予算として、現下の厳しい財政状況を踏まえ、経常的な事務的経費はこれを極力抑制する一方、社会資本整備を始め、真に市民福祉の向上に効果的であると思われる事業につきましては、限られた財源の中、可能な限り積極的に計上したところであります。

## 2 平成19年度予算の概要について

まず、一般会計予算の総額は、391億3,500万円であり、また、特別会計予算の総額は334億4,362万3,000円、企業会計予算の総額は36億3,387万1,000円であり、

このうち、議案第6号「平成19年度佐伯市一般会計予算」の歳出予算につきまして、新規及び重点事業を中心に、その概要を御説明いたします。

### (1) 行財政改革の実現及び市民にわかりやすい市政の実現

特別養護老人ホーム「豊寿苑」の民営化につきましては、旧佐伯地域広域市町村圏事務組合で運営をしていたころから検討されてきましたが、昨年策定した行財政改革推進プランに掲げ、具体的な検討を行った結果、この4月から指定管理者による管理とするため、所要の措置を講じております。

また、職員給料、管理職手当、特別職給料及び議員報酬等のカットを引き続き実施し、臨時職員及び嘱託職員の配置見直し等を行うことで、更なる人件費の抑制を図る方針であります。

このほか、行財政改革の真の目的を見失うことなく、不断の努力によって着実に改革を実行していくため、行財政改革推進プランの進行管理に要する経費を計上しております。

市民にわかりやすい市政の実現につきましては、引き続き「タウンミーティング」を開催するとともに、市の重要な計画や政策を決定する際、事前にその原案を市民にお知らせして広く意見を募集し、その意見を十分考慮して最終決定を行う「パブリックコメント（佐伯市民意見提出手続）」の制度を更に推進してまいります。

また、「審議会等の会議の公開」、「市民の声・市政への提言」等を引き続き行い、市政の公正性及び透明性を高めてまいります。

## （２）新市総合計画の策定及び市歌の制定並びに旧町村地域の振興策等

望ましい新市の将来像を描き、その目標を達成するために必要な施策の方向性及び具体的施策を明らかにするため、現在、新市総合計画の策定に取り組んでおり、前年度に引き続き、所要の経費を計上しております。また、合併後の全域の市民の一体性を醸成するため、市歌を制定する経費についても措置しております。

旧町村地域の振興策につきましては、旧町村地域で長年培われてきた特性を生かし、各々の地域の活性化を目指した創意工夫のあるソフト事業を行う「旧町村部地域パワーアップ事業」について引き続き所要額を措置しております。また、ハード面において、地域住民が安心して暮らせるようにするため、緊急に実施する必要がある市道等の生活関連道路の維持補修及び災害復旧等を対象とした「地域緊急対策事業」を創設することとしております。

このほか、生涯学習及びスポーツ振興を対象としたソフト事業として、新たに「地域教育力強化事業」を実施し、生涯学習の機会の拡充や生涯スポーツの推進を図っていきたいと考えております。

## （３）生活環境並びに少子高齢化の進行に伴う保健及び福祉対策

生活環境の整備等につきましては、火葬場の管理運営の効率化を図るため、現在の施設を近い将来に統廃合する予定であります。必要火葬炉を確保するため佐伯市火葬場「紫翠苑」を増設することとし、その整備に要する経費については、合併特例債を財源として所要額を措置しております。

また、現在可燃ごみとして焼却されているペットボトルを回収し、資源の再利用化と焼却ごみの減量化を促進するため、ペットボトルリサイクル施設の整備費用を計上するとともに、家庭での生ごみの減量化及びたい肥化を促進するため、「電気式生ごみ処理機」の購入希望者に対する費用の補助制度を新年度から拡充することとし、その所要の経費を計上しております。

保健及び福祉対策としましては、まず地域福祉の推進を目指すため、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者福祉計画、次世代育成支援計画等を内包した「地域福祉計画」を新年度から策定することとし、その所要の経費を計上しております。

少子化対策では、放課後児童健全育成推進事業について、国及び県の補助対象外の幼稚園児の受入れを市独自の施策として引き続き実施するための所要の措置を講じたほか、児童手当の支給額が3歳未満の第1子及び第2子に対して増額されることから、所要の予算措置を行っております。

高齢者対策では、ひとり暮らしの虚弱高齢者等が緊急時に消防署に通知できるシステムを、50台増設するための所要の措置を講じております。

このほか、地域における公的介護施設等の計画的整備等を促進するため、民間事業

者に対する補助金の交付金を引き続き行うことにしております。

#### (4) 観光対策、商店街対策、中小企業対策及び雇用対策

観光対策では、地域資源の掘り起こしを行い、「食」と「ツーリズム」をテーマとした短期・中期・長期滞在型交流プランを構築することを目的に、佐伯市観光協会が行う事業に対し、助成の措置を講じております。また、「さいき春まつり」に代表される主なイベントや観光イベント等に対し、助成額の措置を講じております。

このほか、観光施設の整備につきましては、旧本匠東中学校校舎の跡地利用として、木工体験施設及び陶芸体験施設を移転整備する経費を計上するとともに、多目的体験交流施設の整備やバンガローの改築等を行う直川憩の森公園グレードアップ事業に対し、所要の措置を講じております。

商店街対策につきましては、まちづくり交付金事業として行う中心市街地のカラー舗装など道路改良に要する工事費等を計上するとともに、商店街活性化事業等についても引き続き所要の措置を講じております。

中小企業対策につきましては、各種制度の融資に資金を預託し、企業に対する金融面の支援を積極的に行います。また、これまで国の助成事業として、若年者を対象に就業の啓発や就職支援等を行ってきた「ジョブカフェモデル事業」を、新年度から県と市が設置主体となり、佐伯商工会議所に運営を委託して実施することにしております。これにより、引き続き若年者就業対策に積極的に取り組むとともに、人材の定住を促進してまいります。

このほか、佐伯市民が一定の条件で宿毛佐伯フェリー航路を利用した際の運賃助成制度を新たに導入し、その利用の促進を図りたいと考えております。

#### (5) 農林水産業の振興

農業の振興につきましては、今回、新たに園芸農業構造改革対策事業について措置をしました。これは、農産物価格の低迷や担い手の高齢化等の課題を抱える園芸産地において、経営感覚に優れ、企業の経営規模をもつ農業者が生産活動の中心となるような生産構造の改革を進めるとともに、認定農業者や多様な担い手が安定的な所得を継続して確保できるような体制の整備を図ろうとするものであります。元気な地域づくり交付金事業、農免農道整備事業、農業集落排水事業などの実施により、農村環境の快適性の向上を図っていききたいと考えております。

このほか、中山間地域において、それぞれの地域の条件に合った生産基盤の整備と生活環境の整備を総合的に実施し、地域の活性化を図るための所要の措置を講じております。

林業の振興につきましては、<sup>さとやま</sup>里山エリア再生交付金事業や<sup>たばる</sup>県単林道整備事業等により林業の生産基盤である林道開設を引き続き行うほか、宇目田原地区に木材の集出荷場を確保する森林居住環境整備事業について、用地整備に係る工事費等を計上してあります。また、佐伯広域森林組合が行う木材選別機等の整備に対して助成の措置を行うとともに、有害鳥獣被害防止対策事業、有害鳥獣捕獲事業及び保育間伐緊急対策事業等に対し、引き続き助成措置を行ってまいります。

水産業の振興につきましては、漁村再生交付金事業、<sup>みなと</sup>港整備交付金事業及び海岸環境整備事業等による漁港や漁村集落環境の整備を引き続き行います。また、各種種

苗放流に助成を行い、資源管理型漁業の推進を図るほか、漁港建設単独事業、漁業集落排水事業等についても所要の措置を講じております。

このほか、安定した漁獲の確保と漁家経営の安定を図るため、新年度から鶴見及び米水津地区において、アワビ、サザエ及びウニ等の増殖を図る藻場の造成に着手する一方、赤潮・貝毒の被害を未然に防止するための所要の措置を講じております。

#### (6) 道路及び住宅等の整備

道路基盤の整備では、東九州自動車道へのアクセス道路となる臼坪女島線の道路及び街路整備を引き続き行うほか、市域内の交通条件を改善するために、各地域間を結ぶ循環型の道路網整備に対し所要の措置を講じております。

住宅対策としましては、城西団地建替事業の第3期工事として行うC棟55戸に係る工事費等を計上しております。

脇津留区画整理事業につきましては、引き続き区画道路の整備及び宅地造成等を中心に進めてまいります。そのほか橋梁、河川等、市民生活に直結した社会資本の整備を進めるため、可能な限りの予算措置を講じております。

#### (7) 防災・防火対策

建物の老朽化に伴い、消防庁舎を新築することとして、その実施設計及び用地購入に要する事業費について新たに所要額を計上しております。これにより、大規模地震の発生も予想される中、必ずや地域住民の防災拠点施設として活躍されるものと確信しております。また、市民の生命・身体・財産の保全を図るため、消防施設整備事業、急傾斜地崩壊対策事業等に取り組むこととし、所要の措置を講じるほか、消防ポンプ自動車や救急車の購入費等を計上しております。

このほか、購入後10年を経過したはしご車の分解整備を実施することとし、その所要の経費を計上しております。

#### (8) 教育の充実

学校教育の充実では、校舎整備事業として、まず、木立小学校・幼稚園及び宇目統合小学校の改築及び新築に係る工事費等を引き続き計上するとともに、下堅田小学校の増築及び大規模改造に着手するための所要の措置を講じております。また、蒲江小学校の校舎耐震補強を実施するほか、鶴岡小学校、八幡小学校及び鶴谷中学校について、耐震調査に係る経費の計上を行っております。

そのほか、各学校施設の老朽化が著しい箇所、危険度の高い箇所を優先して整備することとし、新年度もその維持補修費を措置しております。

さらに、特色のある教育活動の推進に意欲的に取り組む学校に対し、積極的に支援することを目的とした「特色のある学校づくりサポート事業」を引き続き実施するための所要の措置を講じております。また、IT教育の充実のため、配備状況に学校間格差のあるコンピュータを計画的に更新していくこととしております。

社会教育の充実では、歴史資料館建設に向けた検討を引き続き行うとともに、建物の老朽化に伴い、設備機能の低下が問題となっている佐伯文化会館を地域密着型の文化活動の拠点施設として建て替えることを検討するための所要の措置を講じております。

体育保健の充実では、平成20年に開催される大分国体を成功させるため、その準備



として、レスリング、弓道、軟式野球の3競技のリハーサル大会を開催するに当たり、所要額を措置しております。また、総合運動公園の陸上競技場の検定に伴い、必要な補修工事費等を計上しております。

このほか、木立小学校給食室の廃止に伴う堅田給食センター増築に要する費用を計上するとともに、弥生学校給食センターの整備に着手するための所要の措置を講じております。

以上が、本予算の概要であります。その主な財源としましては、

市 税	75億5,025万6,000円
地方譲与税等	14億6,950万円
普通交付税	147億円
特別交付税	12億円
国庫支出金	36億4,519万6,000円
県支出金	28億6,545万円
繰入金	13億5,264万1,000円
市 債	45億5,050万円
その他	18億145万7,000円

となっております。

このほか、予算関係では、特別会計予算14件、企業会計予算2件を提案していますが、いずれも説明は、省略させていただきます。

### 3 平成18年度補正予算について

議案第23号「平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、6億1,055万2,000円を減額しております。

今回の補正は、主として各事業費の確定に伴う国・県補助金及び起債等の調整と各特別会計への繰出金の調整等であります。

以下、歳出について、その主なものを御説明いたします。

まず、総務費につきましては、484万1,000円を追加計上しております。その主なものは、基金利子の確定に伴う基金への積立金の措置やケーブルネットワーク施設の保守委託料等の追加措置と事業費の確定等に伴う庁舎取得事業の減額措置であります。

民生費につきましては、1億4,744万9,000円を減額しております。その主なものは、児童手当支給事業費、介護保険特別会計拠出金、私立保育所運営費等について、いずれも実績見通しに基づき減額措置を行う一方、国民健康保険特別会計及び介護予防支援事業特別会計への繰出金を追加措置するものであります。

衛生費につきましては、8,762万3,000円を減額しております。その主なものは、家庭ごみ指定袋制事業、浄化槽整備事業費、塵芥中間処理費、塵芥最終処分費等について、いずれも実績見通しに基づき減額措置するものであります。

農林水産事業費につきましては、3億1,528万3,000円を減額しております。その主なものは、事業費の確定見込みによる漁村再生交付金事業、県単ふるさと林道須平提内線整備事業、園芸産地改革促進生産対策事業及び中山間地域総合整備事業等の減額措置であります。

土木費につきましては、3,146万3,000円を追加計上しております。その主なものは、

国の内示に伴う臼坪女島線街路事業及び沖松浦線道路改良事業費等の追加措置と、まちづくり交付金事業の減額措置であります。また、県施行道路事業負担金につきましては、事業費の確定に伴う追加措置を行っております。

消防費につきましては、457万3,000円を追加計上しております。その主なものは、消火栓設置に伴う水道事業への負担金の追加措置であります。

教育費につきましては、8,107万円を減額しております。その主なものは、決算見込みを勘案して、木立小学校の校舎整備事業費、上浦、弥生スポーツ公園野球場改修事業費及び蒲江翔南中学校の校舎耐震補強事業費等を減額措置するものであります。

災害復旧費につきましては、2,000万4,000円を減額していますが、これは、事業費の確定に伴うものであります。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、その主な財源といたしましては、財産収入を追加充当する一方、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債について、それぞれ減額いたしております。

以上が、今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、439億9,688万6,000円となります。

このほか、繰越明許費と債務負担行為及び地方債についても所要の補正をいたしております。

次に、特別会計補正予算といたしまして、国民健康保険特別会計ほか10の特別会計について、また公営企業会計補正予算といたしまして、水道事業会計及び公共下水道事業会計について、それぞれ提案をしておりますが、いずれも説明については省略させていただきます。

#### 4 予算外議案について

予算外議案につきましては、いずれも議案の末尾にそれぞれ提案の理由を付しておりますので、そのすべてについての説明は省略させていただきます、主なものについて申し上げます。

議案第37号「佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、少子化対策の一環として、国家公務員の給与改定に準じ、職員の3人目以降の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を、平成19年4月分の支給から1,000円引き上げようとするものであります。

議案第38号「佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正」につきましては、国家公務員の退職手当制度の構造的な見直しに準じて、平成19年4月1日以降に退職する職員の退職手当の算定方法及び支給率を改正するほか、退職手当の調整額の規定を新たに設けるなど、その他所要の改正をしようとするものであります。

議案第39号「佐伯市副市長定数条例の制定」につきましては、地方自治法の改正に伴い、平成19年4月1日から助役制度が副市長制度に移行し、副市長の定数を条例で定める必要が生じたため、その定数を2人とすることについて新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第40号「佐伯市印鑑条例等の一部改正」につきましては、地方自治法の改正に伴い、助役、収入役制度が見直され、それぞれ副市長、会計管理者制度に移行するほか、監査委員の定数が法定化され、吏員制度が廃止されるため、関係条例に関し所要の改正

をし、その他条文の整理をしようとするものであります。

議案第47号「佐伯市地域福祉計画策定委員会条例の制定」につきましては、社会福祉法の規定により、本市の地域福祉計画を策定するに当たり、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、本計画の必要事項の審議を行う市長の諮問機関を設置することに關し、新たに条例を制定しようとするものであります。

議案第53号「佐伯市公民館条例の一部改正」につきましては、合併前の旧市町村から承継されている各地区公民館の使用料の均衡を図るため、その使用料の額に関する規定を改め、その他所要の改正をしようとするものであります。

議案第56号「佐伯市文化財保護条例の一部改正」につきましては、本市の文化財の保護に關し、その効率的かつ効果的な措置を講じるため、平成19年4月1日から文化財調査委員を廃止し、新たに文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議に当たる市長の諮問機関としての文化財保護審議会並びに日常的な文化財の巡視、調査及び文化財保護思想の普及活動等に当たる文化財保護推進委員を設置しようとするものであります。

議案第61号「佐伯市都市公園条例の一部改正」につきましては、佐伯市総合体育館が完成し、平成19年4月15日からその供用を開始することに伴い、同施設を佐伯市総合運動公園の有料公園施設として規定し、その利用日、利用時間及び使用料を定めようとするものであります。

議案第65号「工事請負契約の締結（宇目統合小学校造成工事）」につきましては、平成18年度宇目統合小学校造成工事に関し、佐々木・赤嶺建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号「佐伯市男女共同参画社会推進条例の制定」につきましては、男女共同参画社会基本法第9条の規定に基づき、本市において男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を策定し実施するため、その基本理念、市及び市民等の役割並びに施策の基本となる事項を定めることに關し、新たに条例制定しようとするものであります。

議案第68号「佐伯市工場設置促進条例の一部改正」につきましては、本市内に工場を新設又は増設した者に対し交付する助成金に關し、本市内の地域間における助成額の均衡を図るため、平成20年度から課税される固定資産税に対する助成額の上限額を当該税額の100分の25から100分の100に改めようとするものであります。

議案第74号「佐伯市教育委員会委員の任命」につきましては、<sup>しんぐうけいこ</sup>神宮恵子氏の任期が来る平成19年5月20日で満了するため、後任委員として新たに<sup>やまとみよ</sup>大和三代氏を任命することについて、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。

## 5 諮問について

諮問第1号から諮問第3号までの「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、<sup>わたなべたけみ</sup>渡辺武美氏及び<sup>くさかりえつしげ</sup>草苺悦重氏の任期が来る平成19年6月30日で満了し、並びに<sup>ひがしかんお</sup>東勘夫氏が平成18年12月31日付で辞任したため、新たに<sup>たかのあきよ</sup>高野昭代氏、<sup>しおつきひさおき</sup>塩月壽興氏及び<sup>おくむらたかひこ</sup>奥村隆彦氏を次期候補者として推薦することについて、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきま

す。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

---

#### 日程第5 議案質疑

議長（日高嘉己） 日程第5、議案質疑を行います。

議案第6号から第36号まで及び第65号並びに第66号、以上33件を一括して議題とし、これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

---

#### 日程第6 予算特別委員会の設置

議長（日高嘉己） 日程第6、予算特別委員会の設置を議題といたします。

おはかりいたします。

議案第6号から第22号まで、以上17件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号から第22号まで、以上17件につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く全議員を指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員を予算特別委員会委員に選任することに決しました。

---

#### 日程第7 議案の委員会付託

議長（日高嘉己） 日程第7、議案の委員会付託を議題といたします。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成19年第2回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 6 号	平成19年度佐伯市一般会計予算	予算特別
第 7 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別
第 8 号	平成19年度佐伯市老人保健特別会計予算	予算特別
第 9 号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別
第 10 号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別
第 11 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別
第 12 号	平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別
第 13 号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別
第 14 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別
第 15 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別
第 16 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第 17 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別
第 18 号	平成19年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別
第 19 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別
第 20 号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別
第 21 号	平成19年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別
第 22 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別
第 23 号	平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）	分割
第 24 号	平成18年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	教育民生
第 25 号	平成18年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）	教育民生
第 26 号	平成18年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）	教育民生
第 27 号	平成18年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設
第 28 号	平成18年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）	経済産業
第 29 号	平成18年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	建設
第 30 号	平成18年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建設
第 31 号	平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	建設
第 32 号	平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	建設
第 33 号	平成18年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算（第1号）	建設
第 34 号	平成18年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）	建設
第 35 号	平成18年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）	建設
第 36 号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	建設
第 65 号	工事請負契約の締結について（宇目統合小学校造成工事）	教育民生
第 66 号	工事請負契約の変更について（木立小学校校舎・木立幼稚園園舎）	教育民生

日程第8 大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

議長（日高嘉己） 日程第8、大分県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

大分県後期高齢者医療広域連合は、本市を始め県内全18市町村で組織し、75歳以上の後期高齢者を対象とする医療制度を運営する特別地方公共団体であります。

この広域連合議員につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、本市の議員から2名を選出することとなっております。今回、選挙を行うものです。

おはかりいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

大分県後期高齢者医療広域連合議員に土師辰英君、日高嘉己、以上の2名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま、議長において指名いたしました2名を大分県後期高齢者医療広域連合議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名が大分県後期高齢者医療広域連合議員に当選しました。

ただいま同広域連合議員に当選しました2名が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知をいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は各常任委員会を開いていただき、9日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時36分 散会

平成19年 第2回

# 佐伯市議会定例会会議録

第2号 3月9日

## 第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 2 号）

平成19年 3 月 9 日（金曜日） 午前10時00分 開 議

### 出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 高 曾 宮 司 好
5 番 高 司 政 文	6 番 村 尾 清 一
7 番 松 田 清 徳	8 番 後 藤 幸 吉
9 番 江 藤 茂	10 番 清 家 好 文
11 番 矢 野 精 幸	12 番 矢 野 哲 丸
13 番 河 原 修 仁	14 番 宮 脇 保 芳
15 番 佐 保 曉	16 番 小 野 保 宗 司
17 番 肥 後 四々郎	18 番 榭 田 穂 積
19 番 井野上 準	20 番 河 野 二 豊
21 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 日 染 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀬 精 一郎
34 番 吉 良 栄 三	36 番 浅 利 美 知 子
37 番 河 野 周 一	38 番 玉 田 茂 彦
39 番 村 松 講 一	40 番 児 玉 輝 彦
41 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

### 欠席議員の氏名

な し

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

### 説明のため出席した者の職氏名

市助	長 西 嶋 泰 義	上 下 水 道 部	長 加 藤 宗 義
助 役	佐 塩 藤 卓 男	教 育 防 長	高 高 高 一 郎
教 育 部	武 田 許 隆 博	弥 生 振 興 局	大 橋 鶴 直 信
総 務 部	長 長 長 長 長	本 直 川 目 見 米 蒲 上	三 芦 上 塩 河 三 児
財 務 部	長 長 長 長 長	宇 目 見 米 蒲 上	三 芦 上 塩 河 三 児
企 画 商 工 観 光 部	長 長 長 長 長	鶴 見 米 蒲 上	三 芦 上 塩 河 三 児
市 民 生 活 部	長 長 長 長 長	米 蒲 上	三 芦 上 塩 河 三 児
福 祉 保 健 部	長 長 長 長 長	蒲 上	三 芦 上 塩 河 三 児
建 設 部	長 長 長 長 長	上 浦 振 興 局	三 芦 上 塩 河 三 児
農 林 水 産 部	長 長 長 長 長	上 浦 振 興 局 総 務 課	三 芦 上 塩 河 三 児



---

議事日程第2号

平成19年3月9日(金曜日) 午前10時00分 開議

第1 委員長報告(質疑)

第2 討論、採決

第3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 委員長報告(質疑)

日程第2 討論、採決

日程第3 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長(日高嘉己) 本日の平成19年第2回佐伯市議会定例会第5日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 委員長報告(質疑)

議長(日高嘉己) 日程第1、委員長報告を行います。

休会中審査として、各常任委員会に付託されました議案第23号から第36号まで及び第65号並びに第66号、以上16件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、河原修仁君。

総務常任委員長(河原修仁) おはようございます。総務常任委員長の河原修仁でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算案1件につきまして、去る3月6日、委員全員出席のもと、委員会を開会し審査をいたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

議案第23号、平成18年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会所管の部分について、款を追って審査をいたしました。

主な質疑として、歳入では、第16款、寄附金において、委員から、一般寄附金の内容を質したのに対し、執行部から、未しゅん工工事に係る業者7社からの寄附金であるとの答弁がありました。

その他、財政調整基金繰入金及び消防雑入の内容について質疑がなされ、それぞれ適切な答弁がありました。

歳出においては、第2款、総務費において、委員から、庁舎取得事業費の減額内容について質したのに対し、執行部から、旧佐伯信用金庫跡地及び建物購入費のうち、公租公課費45万3千900円については、RCC(整理回収機構)が負担することになったこと、また内部改修工事請負費が確定したことにより1,100万円減額したものであるとの答弁がありました。

また委員から、第9款、消防費において、消防団数及び団員数について質したのに対し、執行部から、18年度時点の団数は九つであり、団員数については、条例上の定数2,080人に

対し1,945人となっている。近年、高齢化に伴い団員の確保に困難を来しており、団員数は徐々に減少している状況であるとの答弁がありました。

また、これに対し委員から、多すぎる分団を再編しなければならないのではないか、また現在ある蒲江消防団のポンプ車は積載車に移行させていくのかと質したのに対し、執行部から、組織については、早期に再編する必要があると考えており、現在検討中である。また、ポンプ車の配置についても、組織の再編が適切になされれば、その組織に応じた配置をすべきであると考えているとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第23号のうち本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） なければ次に、建設常任委員長、村松講一君。

建設常任委員長（村松講一） おはようございます。建設常任委員長の村松講一です。

今期定例会において、先議案件として本委員会に付託されました予算議案10件につきまして、去る3月6日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第23号、平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入においては、13款、2項、7目、土木費国庫補助金について、道路橋梁費補助金を440万円、住宅費補助金を393万4,000円それぞれ減額している具体的理由を質したのに対し、執行部から、まず道路橋梁費補助金のうち、細川内線道路改良事業臨時交付金440万円の減については、事業費の確定によるものである。小竹線道路整備事業臨時交付金1,320万円の減については、平成17年度の同事業に係る繰越予算において入札残が発生したため、平成18年度分の事業を一部消化できたことに伴い減額するものであり、その減額分1,320万円については、沖松浦線道路改良事業に1,210万円、西谷上岡線外道路補修事業に110万円それぞれ充当し、事業の進ちょくを図ったものである。また、住宅費補助金393万4,000円の減については、当初予算に住宅ストック計画基礎データ集計業務委託の補助金として予算を計上していたが、合併前に半数の市町村で作成済みであったため、残りのデータ収集は委託せず独自で実施したことに伴い、補助金を減額したものであるとの答弁がありました。

歳出においては、特に質疑はなく、討論、採決の結果、議案第23号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号、平成18年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第29号、平成18年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号、平成18年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第31号、平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第32号、平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第33号、平成18年度佐伯市小規模集

合排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第34号、平成18年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第35号、平成18年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第36号、平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第4号）については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（日高嘉己） なければ次に、教育民生常任委員長、土師辰英君。

教育民生常任委員長（土師辰英） おはようございます。教育民生常任委員長の土師辰英でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案4件、予算外議案2件、計6件につきまして、去る3月6日、委員1名欠席のもと、委員会を開会し審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第23号、平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分について款を追って審査いたしました。

主な質疑として、歳入におきまして、委員から19款、2項、3目、雑入のうち保健体育雑入の240万円の減額理由について質したのに対し、執行部から、地域総合スポーツクラブに対するtoto助成金の確定に伴う減額であるとの答弁がありました。これに対し委員から、本市におけるスポーツ振興を地域総合スポーツクラブを核とし拡大していくのであれば、不確定要素の強いtoto助成金を活用し、会費が主となる運営を強いるより、各地区にあるスポーツ少年団等のスポーツクラブに単費などで低額でもよいから確実な補助を行い育成した方がよいと思う。本市におけるスポーツの振興及び地域スポーツクラブの育成、推進について、万全を期してもらいたいとの意見、要望が出されました。

歳出におきましては、委員から3款、民生費のうち、2項、6目、児童手当費における児童手当支給事業費5,798万4,000円の減額理由について質したのに対し、執行部から、平成18年度の制度改正により、児童手当支給対象者が小学校3年生終了までから小学校終了までと拡大されたことに伴い、当初予算では、平成17年度の実績に加え、その対象者を8万5,102人として算定し予算計上していたが、本年度決算見込みでは、7万6,278人となる見込みとなることからその差額分を減額しようとするものであるとの答弁がありました。これに対し委員から、申請ミス、申請し忘れ等による影響があるのではないかと質したのに対し、執行部から、出生、転入により受給権が発生する者に対しては、それらの届出があれば常にチェックし、申請してもらおうよう対応している。また、受給対象者拡大に伴う申請については、3月から4回市報等で申請するよう促しているとともに、6月に現況届けを提出してもらおう際にも申請の漏れがないかチェックを行っており、申請し忘れ等による影響はほとんどないものと考えているとの答弁がありました。その他、各款にわたり、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第23号のうち、本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成18年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、総括的な質疑として委員から、国保会計の現状及びそれを踏まえての今後の見通し

について質したのに対し、執行部から、平成19年度の予算編成においては、基金をほとんど取り崩して編成することができたものの、現状は大変厳しい状況にある。行財政改革推進プランには20年度に税率等の見直しをすると明記しており、それに向けて今後協議を重ねていきたい。また、20年度においては、基金残が450万円しかない見込みとなるため、あとは一般会計からの繰入りに頼らざるを得ない状況である。一般会計の繰出しが、法定内の繰入れだけでは今の医療費の上昇から見て、大変厳しい状況にあるとの答弁がありました。これに対し委員から、法定内、法定外等の繰入額はどのくらいと見込んでいるのかと質したのに対し、執行部から、平成19年度当初予算で見ると、法定内については9億9,592万円。法定外は6億437万4,000円となっている。そのうち一般会計が2億3,937万4,000円。基金取崩しが3億6,500万円である。なお、平成18年度当初予算においては、一般会計から繰入金5億1,169万2,000円、基金取崩し2億円、合わせて7億1,000万円ほどの繰入れを予定していたが、決算見込みでは、一般会計からの繰入金は3億2,664万円程度に減額しているとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成18年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成18年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）については、委員から、介護保険事業推進に係るケアマネジャーが不足していると聞いているが、その実情及び対策について質したのに対し、執行部から、現在、地域包括支援センターでケアプランを担当している職員数は8名である。しかし、平成19年4月の制度改正により、ケアプランの委託に関し、国の指定する特定地域を除いてケアマネジャー1名当たり8件の委託しかできなくなり、地域包括支援センターの担当する件数が多くなる。平成19年度の要支援1、2のケアマネジメント業務は1,590件となる見込みである。この1,590件のうち826件を民間のケアマネジャー約80名に委託し、あとの委託できない764件を地域包括支援センターが担当することになる。この764件については、地域包括支援センターの職員がケアプランを立てないといけないこととなっており、その職員が担当できる数は、家庭訪問等介護予防支援事業の事務量等を考えたとき、1名当たり約50件くらいしか担当できない。それを元に担当する職員数を割り出すと15名となる。また、委託先から提出されたケアプランをチェックする職員が4人は必要であり、来年度は計19名体制で事業に当たりたいと考えている。このことから、現状と比較すると11名のケアマネジャーの不足となる。そのため、現在、市報等で募集をかけているとともに、本年2月に国から保健師・介護支援専門員・経験ある看護師・3年以上の経験のある社会福祉主事の資格を持っている者であれば、この介護予防支援に携わってもよいとの方針が出ているので、できる限りケアマネジャーの配置を考えているが、配置ができない場合は、この条件にかなう職員の配置を現在協議しているところであるとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号、工事請負契約の締結について（宇目統合小学校造成工事）は、執行部から、佐々木・赤嶺建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものである。工期は平成20年3月15日、契約金額は1億4,091万円であるとの説明

がありました。

これに対し委員から、統合小学校のプール及び体育館の建設計画について質したのに対し、執行部から、プールについては、建設委員会を設置し、その中で1年間にわたってプールの使用時間、B & G海洋センターの位置関係等さまざまな角度から協議を重ねた結果、B & G海洋センターのプールを使用するとの結論に達し、プールの建設は行わないとした。体育館については、現在設計業者選定のための作業を行っており、隣接する緑豊中学校と整合性を保つために木造建築で考えている。また、当地区は非常に寒い地域であるため、体育館と校舎を合築するように考えているが、詳細についてはまだ決定していない。今後のスケジュールについては、19年度中に造成工事の完了、校舎と体育館の実施設計を予定しており、20年、21年、22年の3か年で校舎、体育館及びグラウンド整備をそれぞれ完了する予定で、平成23年の4月開校に向け作業を進めているとの答弁がありました。

また委員から、この入札は低入札で落札されているが、このように低入札になったと考えられる理由について質したのに対し、執行部から、この事業に係る入札の結果、低入札調査基準価格を4社が下回った。そのためまず最低の価格で入札した佐々木・赤嶺建設工事共同企業体が応札したその価格が適正な履行が行われるかどうか調査を行った。その調査結果として、土工工事全般において自社の機械を利用して経費の削減が図れる。また、生コンクリートはこの構成員の関連会社が経営している生コン会社から調達できるので、格安で資材調達ができる。あるいはまた、下請け等に出さず直接自社で行うため、この価格で施工できるという積算の内訳であった。経費等についても、最小必要限度の経費だけしか見込まずに施行するということから、最終的に2月19日に開催した低入札調査委員会において、その価格で適正な履行が行われると判断し、落札者と決定をしたとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第65号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号、工事請負契約の変更について（木立小学校校舎・木立幼稚園園舎）は、執行部から、後藤組・國護建設建設工事共同企業体との工事請負契約を一部変更することについて、佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものである。変更理由は、地盤改良数量の増加及び地中構造物の撤去処分費を追加することに伴い契約金額を変更する必要性が生じたためである。変更金額148万2,600円の増となり、変更後の契約金額は4億5,088万2,600円となるとの説明があり、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第66号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上でございます。

議長（日高嘉己） 補足説明はありますか。

（な し）

議長（日高嘉己） なければ次に、経済産業常任委員長、染矢玉夫君。

経済産業常任委員長（染矢玉夫） おはようございます。経済産業常任委員長の染矢玉夫でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算議案2件につきまして、去る3月6日、委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び

結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第23号、平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会所管の部分について審査いたしました。特に委員から質疑、意見はなく、議案第23号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号、平成18年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）について審査いたしました。慎重審査の結果、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） なければ以上の各常任委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 討論、採決

議長（日高嘉己） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第23号、平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成18年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第25号、平成18年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第26号、平成18年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）、議案第27号、平成18年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第28号、平成18年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）、議案第29号、平成18年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第30号、平成18年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第31号、平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第32号、平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第33号、平成18年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第34号、平成18年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第35号、平成18

年度佐伯市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第36号、平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算（第4号）、以上13件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより13件を一括して採決いたします。

建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、以上13件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号、工事請負契約の締結について（宇目統合小学校造成工事）、第66号、工事請負契約の変更について（木立小学校校舎・木立幼稚園園舎）、以上2件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより2件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

-----  
審議結果  
-----  
議 案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 23 号	平成18年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）	分 割	原案可決
第 24 号	平成18年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	教 育 民 生	原案可決
第 25 号	平成18年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第3号）	教 育 民 生	原案可決
第 26 号	平成18年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）	教 育 民 生	原案可決
第 27 号	平成18年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	建 設	原案可決
第 28 号	平成18年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第2号）	経 済 産 業	原案可決
第 29 号	平成18年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第 30 号	平成18年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	建 設	原案可決
第 31 号	平成18年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	建 設	原案可決
第 32 号	平成18年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第	建 設	原案可決

	4号)		
第33号	平成18年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計補正予算(第1号)	建設	原案可決

第34号	平成18年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第3号)	建設	原案可決
第35号	平成18年度佐伯市水道事業会計補正予算(第2号)	建設	原案可決
第36号	平成18年度佐伯市公共下水道事業会計補正予算(第4号)	建設	原案可決
第65号	工事請負契約の締結について(宇目統合小学校造成工事)	教育民生	原案可決
第66号	工事請負契約の変更について(木立小学校校舎・木立幼稚園園舎)	教育民生	原案可決

### 日程第3 一般質問

議長(日高嘉己) 日程第3、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、和久博至君、2番、渡邊邦壽君、3番、佐保暁君、4番、清家好文君、5番、村松講一君、6番、村尾清一君、7番、高司政文君、8番、三浦涉君、9番、後藤幸吉君、10番、戸山盛喜君、11番、河野豊君、12番、江藤茂君、13番、矢野精幸君、14番、吉良栄三君、15番、宮脇保芳君、16番、泥谷和喜君、17番、廣瀬精一郎君、18番、河野周一君、19番、河原修仁君、20番、寺島孝幸君、21番、浅利美知子さん、22番、染矢玉夫君、23番、菅原忠君、24番、井野上準君、25番、小野宗司君、26番、肥後四々郎君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は5番までといたします。

26番、和久博至君。

26番(和久博至) 26番議員の和久博至です。議会に入って40数回になりますかね。初めて1番になりました。宝くじに当たる。今年は年賀状で2等が当たったんですけど、生まれて初めて、これも58年振りに当たりました。うれしいのかどうか分かりませんが元気に頑張りたいと思います。

まず、滞納の処理及び防止についてお聞きいたします。少し暗い問題なんですけども、明るくいきたいと思います。佐伯市は極めて厳しい財政状況にあるといわれております。しかし、その対策は相当に手ぬるいように思われます。前はエコセンター番匠の管理運営委託費5億7,000万円の中で委託費に問題があることを指摘いたしましたが、福祉の面でも相当に問題があるようです。佐伯市が委託した事業で業者が六、七年間で数億円の利益を上げているという実態も明らかになってまいりました。佐伯市の財政という面から、民間委託が本当に財政の健全化に役立つのかということにそういう疑問もまた生じております。この点については私自身さらに勉強してまいりたいと思っております。今回は一步誤ると取り返しのつかない事態に佐伯市が陥る危険な状態にありながら、そのことをどうも執行部が認識していないのではないかと思われることについて御質問いたします。滞納問題でございます。なぜ危険な局面にあるのかといいますと、第1に、国が三位一体の名の下に国庫補助金を大幅に削減し、市民税に切り替えたからです。平成17年度から移行措置として国は削減した国庫



補助金を所得譲与税として交付いたしました。佐伯市では平成18年度には5億3,300万円を国の税の中から分配されたわけでありまして、そっくりそのまま入ってきたわけですから。ところが、平成19年度予算では、この所得譲与税が全額カットされ、すべて住民税に上乗せされております。内容は定率減税の廃止、これ、嫌がる定率減税ですね。そして、老年者非課税の廃止、つまり老年者に税金を掛けようという制度ですけども、この増税を地方税に組み入れ、地方自治体が課税することにしたわけですから。増税分を自治体に取りらせようとしているわけですから。ところが、佐伯市の課税に対する姿勢が極めて甘く、果たして予定の税収が確保できるのか大きな心配が生じております。これまでのように確実に5億3,000万円ではなく、下手をするとその半分も取れないという事態も生じております。第2は佐伯市自体の問題です。合併前が平成16年です。年度まで1か月を残して平成17年3月に合併したのですが、1年にならした決算を見ると収納率が年間で大きく下がっております。額にしますと、合併前より市税だけで1億9,613万円、国民健康保険税を合わせると1年間で3億1,800万円も収入未済の税金が増えております。平成17年度の決算によれば、不納欠損8,900万円、収入未済7億7,600万円となっており、実質上8億6,500万円の滞納が生じております。国民健康保険税は不納欠損2,500万円、収入未済7億700万円、実質上7億3,200万円の滞納が生じています。合計で1億5,970万円が納税されなかったわけですから。国保税に関して言えば、更に問題になるのは、あーごめん、すみません間違いました。15億9,700万円ですね。はい計算間違いました。15億9,700万円が納税されなかったこととなります。国保税に関して言えば、更に問題になるのは一般会計から1億を繰り入れ、国保とは関係ない一般市民がその分をまた補てんしているという事態が生じております。このような事態を市はどのように考えているのか御説明ください。佐伯市では、市民税・国保税の徴収方法が大きく変更され、納税組合による区長を通じての徴収が再来年度から完全に廃止されることとなります。口座振替による徴収を市は考えているようですが、平成18年度当初で口座振替の率は38%にしかなくなっておりません。変換には区長の協力が重要ですが、どうも区長会は変換に協力しないという決定をしたということも伺っております。重大な問題ですのでお聞きします。どのような対策を講じてきたのか御説明ください。昨年度より滞納が3億円以上も増え、口座振替もままならない。しかも口座振替にすれば大幅に収納率が低下するという現実も生じております。旧市町村の時代には税収に非常に力を入れておまして97%、98%というところがざらでした。もちろん悪いところもあります。だけど、非常に努力してたお陰で非常に高い収納率を誇っていたんですけども、佐伯市になってから大幅に下がっております。この点がまた問題になり、さらに口座振替ということから問題になってくるだろうと思われまして。既に生じている滞納もまた問題になりますが、どのようにして処理するつもりなのか御説明ください。市税・国保税だけでなく、市営住宅の家賃、給食費、保育費の未納もまた問題が生じております。税金との違いは、税金の滞納に対しては地方公共団体が直接に強制力を発揮することができます。差押えを直ちに起こすことができるわけですから。ところが、これらの費用の滞納に対しては、裁判所を通じてしか強制力を行使しえないという点です。給食費の未納は重要な問題ですが、私自身、給食費未納対策委員会の委員という立場にありますので、今回は市営住宅の賃料未納に限って質問をいたします。住宅費の滞納は何件で、その額は幾らでしょうか。3か月以上の滞納世帯は何世帯でしょうか。滞納の状況を把握するのに現在手作業で処理しているようです。コンピュータがあるのに手作業でしか数を数えて出している

いう現状のようですが、実態を説明してください。滞納処理を法的に処理するとしたら議会の議決が必要となります。1件1件全部議会の議決をとっていかねばなりません。そうすると効率的に処理できなくなり、市長の専決処分ですばやく対応できるように条例を改正する必要があるように思われますが、この点、どのように考えているのかお答えください。

次に、番匠川の取水についてお聞きいたします。番匠川は佐伯市を流れる川です。しかし、その水を利用できる人は限られております。農業用水と漁業、工業用水は興人だけです。工業用水への利用は企業誘致には絶対に必要です。この点については既に質問いたしましたが、その後佐伯市の動きは全くありません。企業誘致といいながら取水権の問題を放置している佐伯市の姿勢が理解できません。興人に独占されている取水権更新の時期は平成20年3月です。半年前から更新の手続が始まりますからあと半年ほどしか残されておられません。佐伯市の将来にとって重要な問題ですので、今一度取水権についてお聞きいたします。市の答弁では、取水権の毎秒1.113立方メートルの取水、つまり1日に9万6,000立方メートルの取水する権利を変えることはできないというものでした。しかし、昭和28年に許可された時と事情が全く異なっております。当時はパルプ工業の誘致で大量の水を必要とした企業でしたが、今は1日に4万立方メートルしか利用しない企業となっております。医薬品・食品調味料等を作る企業ですから、増設しても以前の半分も水を必要としないわけです。他の企業に利用できないと決めつけること自体、私には全く理解できないものとなっております。しかも、今のままでは済まない事態もまた起きております。小田水路、これは小田水路というのは番匠大橋の上流から取水してる、弥生から取水してる、そして鶴岡を流れている水路です。農業用水路です。もう一つが高畠水路、高畠井堰いせきといわれているんですけど、これはその下の高畠という地区から取水して、それを蛇崎の方面に流している取水です。これは高畠井堰と呼ばれておりますが、その関係です。この水路に流される量は水量は幾らでしょうか。小田水路については、特に期間を明確にしてください。興人は取水権を独占しているのですから、当然佐伯市に取水料を払っていると皆さんは思われていると思いますが、よく分かりません。興人は取水に対して、どこに幾らの金額を支払っているのでしょうか。佐伯市には幾らの収入があるのでしょうか。ちなみに大分市では、大野川から大分県が工業用水を取水し、送水管を引いて各企業に配水をして料金を取っております。1立方メートル当たり15円を取水した企業が大分県に支払うことになっております。興人の最大取水量を基礎としますと1日に9万6,000円の取水料を支払うことになります。1年に300日使用したと仮定しますと2億9,000万円になります。佐伯市に幾らの収入が入っているのでしょうか。企業誘致には工業用水として番匠川の水を利用することは重要ですが、興人、県、国土交通省と取水権について話し合ったことはあるのでしょうか。また、逆に興人の取水量は最大に使える番匠川の水が一滴も流れないという事態を引き起こします。これは渇水期には通常に生じます。つまり、上岡の所にある潮止めの堰せきというのが、潮が上がって来ないようにする堰があるわけですけども、その堰で水がストップしてしまう。それから下は海水、それから上が水という事態が生じております。水不足について話し合ったことはあるのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

公共事業について3番目にお聞きいたします。公共事業のずさんさは、昨年度の繰越手続を経ない未しゅん工問題で明らかになっておりますが、まださまざまな場面で発生しており

ます。笹良目の霞ヶ浦海岸保全事業がその一つであります。この事業は地盤沈下、漁業補償問題、排水問題等で繰り返しストップしておりますが、現在実施されている事業は平成18年5月に工事請負契約が締結され、護岸工事が施工されたものです。工事請負費は1,916万2,500円で、工期は平成18年5月30日から11月30日までとなっております。まず、前払金として6月に760万円が支払われ、10月30日に出来高を計算して検査し、そして70%終了分として670万円が支払われました。ところが、11月1日に佐伯市は工事中止を通告し、約2か月間工事をストップさせました。なぜこのように工事をストップさせたのか説明してください。次に、工事中止は12月28日に解除されまして、工期延長協議の上、2月28日まで工事期間が延長されましたが、今年の1月10日に突然に鉄製の厚い防潮扉、これは大きな数メートルある扉ですね。それがあつて者によつて持ち去られました。ところが、県の監査が入る直前の1月18日になつて再びその取り外された扉が元に戻つて取り付けられました。そして、再度出来高検査を佐伯市が行い確認をし、1月17日に検査がなされ、保障金31万円の精算もなされました。ところが、2月10日にまた扉が取り外され持ち去られるという事態が起きました。ある者が持つて帰つたわけですが、それがどういふわけかまた2月20日になつて元に戻されております。出たり入つたり、出たり入つたり、公共事業で造つたものがしてゐるわけでありまふ。なぜこのように公共事業として取り付けられた扉が外されたり、取り付けられたりしてゐるのでしょうか、御説明ください。以上で、最初の質問を終わります。

議長（日高嘉己） 植木財務部長。

財務部長（植木通則） おはようございます。本年度最後の議会でありまふが、私も最後の議会となりました。よろしくお願ひします。

和久議員の1点目の滞納整理及び防止についての中で、1点、2点、3点ございまふが、市税の滞納に關しましては、平成17年度決算委員会で御説明いたしましたように、バブル崩壊後に増えだしてきております。財政基盤の強化を図るため広大な管轄区域ではありまふが、事務組織体制の見直しを行ひながら、今後とも徴収率向上や収入未済額の圧縮に向けてなお一層の徴収強化を取り組む必要がありまふ。また、国保の一般会計からの繰入れは、平成17年度決算において11億7,992万2,359円となつていまふが、このうち法の定めるところによる一般会計からの繰入れが9億2,992万2,359円であり、残る2億5,000万円のうち、基金繰入金が1億5,000万円で、一般財源からの財源補てんは1億円となつていまふ。国保財政の安定化と負担の公平の観点からも徴収強化に取り組み、安定した財源の確保に努めたいと考えていまふ。次に、口座振替に關することですが、納税組合廃止による納税環境の変化に伴ひ、徴収率の低下が懸念されないわけではありまふせんが、納税意識の低下につながらないよう、口座振替の推進をあらゆる機会をとらえて強力に進めてまいりたいと考えております。自治委員会連合会に対しましては、昨年末に開催の理事会に出向き、口座振替推進の直接勧誘をお願いしたところございまふが、そのことの同意は得られまふせんでした。その際、今後の口座振替に關するチラシや班回覧等の対応には最大限の協力は惜しまないとの了解をいただいております。口座振替に關する周知については、市報やケーブルテレビでの広報、特別滞納整理の際や窓口で直接納税の時に口座振替推進を図つております。また、金融機関に対しまふても窓口での納入の際、口座振替について声を掛けていただくようお願ひしております。今後の市税等の滞納整理につきまふしては、特別滞納整理の実施や口座振替の推進を図りながら、現年滞納分の芽を摘むことで滞納繰越をできるだけ少なくしたいといふ

うに考えております。滞納者に対しましては、行財政改革等で限られた納税担当ではございますが、他係の応援等工夫をしながら徴収強化を今まで以上に実施していき、生活実態の把握に努める中で、差押えを含めた徴収強化を図りたいと考えております。過年度滞納分につきましても督促や催告の強化を図るとともに、地方税法第48条に基づく県への徴取引継や県・市職員相互併任による徴収強化に努め、滞納者の生活実態を把握する中で法的に徴収不能な分の整理をするとともに、徴収可能な分については可能な限り納税誓約を取り、不納欠損にしないよう処理に努めたいというふうに考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） おはようございます。私も植木部長と一緒に、今回最後の議会となりましたので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

住宅費の滞納状況について御説明申し上げます。住宅費の滞納状況につきましては、1月末現在で、全部の件数が221件であります。総額8,229万4,000円の滞納額となっております。そのうち3か月以上滞納している世帯は129世帯、この129世帯の方が滞納しているのが8,154万2,000円ということで、ほとんどがこの3か月以上滞納している世帯でございます。滞納者の明細につきましては、情報推進課の方に収納マスターから出力形式を指定してリストを依頼し、出力されたリストを別にパソコン処理をする形となっております。現在、情報推進課とシステムの協議をしており、建築住宅課で直接リストが作成できるように改良を検討中であります。また、滞納処理の方法としましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、裁判所への申立てによる調停、和解、強制退去等がありますが、その申立てをするには、やはり議会の議決を必要としております。処理を合理化する方法としては、あらかじめ専決処分ができるよう地方自治法第180条第1項により軽易な事項については、あらかじめ専決処分ができるよう指定し、事後に議会に報告するという制度があります。旧佐伯市におきましては、この制度による手続を行っていましたが、新市におきましては、まだこの制度をしておりません。今後この運用につきましては、その基準等を作成し議会の議決の依頼を今後していきたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） おはようございます。私も前の2人と同様に今議会で終わりでございます。また、和久議員におかれましては高校時代に私が400メートルリレーで3走でアンカーの和久選手にバトンを渡した仲でございまして、またこの議会におきましては、今回御質問が出ております番匠川の取水については数回やりとりをした仲で、それがなくなるということで非常に一抹の寂しさを感じているところでございます。

それでは和久議員、番匠川の取水についてお答えをいたします。1点目の小田水路、高畠水路に流れる量は幾らかとのお尋ねですが、小田水路を管理する小田井堰<sup>いせき</sup>土地改良区が河川管理者の国土交通省からかんがい及び水路維持のため取水許可を受けている1日最大取水量は5月1日から5月10日までが毎秒0.29立方メートル、5月11日から9月20日までが0.207立方メートル、9月21日から4月30日までが0.109立方メートルです。同じく高畠水路を管理する高畠井堰<sup>いせき</sup>土地改良区は5月21日から5月30日までが毎秒0.238立方メートル、5月31日から9月20日までが0.132立方メートル、9月21日から5月20日までが0.095立方メートルとお聞きをしております。2点目の株式会社興人佐伯工場が番匠川の取水に対して支払っている金額につきましては、大分県に水利使用権施設使用料として、また番匠川漁協に漁協振

興金として総額で年間481万6,000円を支払っていると伺っております。なお、佐伯市の収入はございません。次に、興人、県、国土交通省と取水権について話し合ったことはあるか。また、水不足について話し合ったことはあるかということについてでございますが、新たな工業用水の確保には、ろ過等の関連施設、配水管布設等の整備に多大の建設費用が見込まれます。また、工業団地の造成計画やその地域の選定など供給先、供給量などが未定であることから、現時点では工業用水確保のため番匠川からの取水権を議題に話し合いは行っておりません。また、誘致企業であります株式会社興人佐伯工場は現在発酵事業が主力であり、今後もバイオ関連施設の増設を計画しており、現行の許可水量が必要と聞いていますし、既設の工業用水送水管からの取水についても国土交通省に対して新たな取水許可申請が必要とのこと。新たな取水許可については、平成18年3月の議会でも答弁したとおり、湯水期を含め一定の流量や水質の状況、河川水を利用している農業用水の確保、河川環境の保全のための水量確保など河川管理における諸問題をクリアすることが必要で、河川管理者が適切に判断すると聞いております。また、湯水時における水利利用の調整は水利利用の申請又は緊急と認められるときは河川管理者が必要なあっせん又は調停を行うことができますが、最近では行われておりません。以上でございます。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） おはようございます。私もこの3月30日をもちまして40年間の市役所生活を終わりますが、今回3月議会でも7名の議員さんからの一般質問を受けております。3年間部長職を務める中で、和久議員からは毎回の質問ということで、非常に私とこの部署が仕事をしてるんだなという自負をしております。

早速、答弁をいたします。和久議員の質問のうち、公共事業についてお答えいたします。まず、平成18年霞ヶ浦海岸保全工事を一時中止した理由につきましては、議員も御承知のように、今年は特に暖冬で冬でもイリコ、チリメンの漁が続いたために工事区間内にあった仮設水産工場の使用期間が長くなったためです。次に、門扉をなぜ取り外しているのかとのことですが、議員御指摘のように何度か取り外しをしています。設置後すぐに取り外したのは門扉の開閉が重かったため調整をするために取り外しています。その調整が終わったあとにも取り外していますが、これは施工業者が倒産した関係から、扉を設置した下請け業者が現場の資材等、盗難を防止するために自主的に一時保管したためです。そのことについて事後の報告を受けたため、市では早急に現状復旧をするよう連絡を取りまして、現在では設置されている状態になっております。以上です。

議長（日高嘉己） 和久議員。

26番（和久博至） 再質問をいたしたいと思えます。取組の強化、強化というのは言葉では立派なんですけども、市長の提案理由の説明の中で大体出てるわけですね。私が考えたあとに出てきたものなんですけども。今日どういうことを強化としてされてるかということと特別滞納整理月間というのを設けて、対象世帯の訪問を管理職が行って、そして1,580万円の実績を上げたということですね。で声掛けをしていると、あっちこっちに納税口座を振替やってくれるように声掛けをしていると、区長会ではうまくいかなかったということなんですけども、どうも対策は手ぬるいかなという気がします。先日、ここでは先進地と言われております豊後大野市に行ってきました。豊後大野市に行って、それはできたばかりのそれこそほやほやのものをちょっと御教示いただいたんですけれども、豊後大野市は収納課を設けておりま

す。それを設ける理由としましては、非常に悪くなったと。悪くなったという理由がわずかに5,000万増えただけなんです。佐伯市はそれよりはるかに増えてるわけですね、滞納が。でしかもお金としましては豊後大野市の方がはるかに少ない。佐伯市は約17億近くですね、15億、合わせると18億近くなります。これだけのお金が滞納されるとですね、税金を納めようという意欲がなくなってくる。まず、そこを絶対に抑えんといけんということですね。先ほど申しましたように国の政策が変わってきて佐伯市に集めることも任せられた。つまり、税務署がやってくれるんじゃないかって、税務署が取ってくれて、それがストレートに来るんじゃないかって、佐伯市が集めないといけん。税務署がやってたことをしなきゃ駄目になってるわけですね。だからね、そのこのところの考え方を変えないと大変なことになるなという気がするんですよ。やはり、豊後大野市はこういうことをしているかといいますと、18名体制の収納課、特別に徴収する班を設けましたね。そして、各旧町村にはその専従の人を置いて、更に8名、6名プラス8名、そして非常に効率的に行おうとしておりますね。だから、このような豊後大野市の姿勢ですね、これは12名ですね。専従の人が12名で、その支店についてる人が6名で18名体制ですね。そして、特に法的な処理が必要だということで特別に滞納を整理する。法的に処理する班も設けて、そこで早く、素早く対応しようとしてる。先ほど言われたんですけども、これは住宅の問題で言われたことなんですけども、3か月以上の滞納がほとんどなんです。正にこれが1年だったらまだいいけど、2年、3年となってきましたと特に国保なんかは数百万円になってきてとても払えるものじゃない。だから、額が大きければ大きいほど長く滞納すればもう払えなくなってくるわけですね。だから、もし住宅も含めてやるとしたら、これは3か月以内、もし3か月で滞納したら直ちに法的処理に入るという、そういう体制を取らんといけんと思います。そしたらまだ、例えば住宅費だったら数万円あるいは十数万円程度でいいから何とかなる。それがもうそれこそ数百万円となってくるととても払えない。だから、そのこのところは早く対応できる体制を取らなきゃ駄目だと思いますね。先ほどの民法的な、民法的というか法的な処理のことについて言いますと、挙げたのがですね、調停とか和解とかそういう裁判的なことなんです。そうするとこれはもう弁護士しか対応できないんですよ。そしたら弁護士に数十万円払って、20万も30万も払って1件がそれこそ5万円のものをせえと言ってもできませんよね、もう経費の点から言って。そうじゃなくって実はそういう制度じゃなくってもっと楽な制度があるわけですね。支払督促というのはこれは裁判官まで行きません。書記官に支払督促の申込みをして直ちに強制執行ができる体制が取れます。そして、少額訴訟制度というのは、これは簡易裁判所に額が低い場合は、120万円未満のときは簡易裁判所に申立てて直ちに判決をもらうことができます。これはもう職員でできるわけですね。こういう職員でできる体制が取れるわけですから、そこをきちんと素早く処理するというそういう方向で持っていった方がいいんじゃないかと思いますね。ただ給食費についてはもちろん、その根拠が非常にあいまいになっているわけです。給食費を請求する根拠が非常にあいまいなんで、そこをつかれたら一気に訴訟に移ります。だからそれはなかなか難しい。だからその整備をしなきゃ駄目なんですけども、金額、支払われないことが明確である場合、額が明確である場合には直ちにその手続が取れますんで、今言った方法じゃなくってですね、簡易な方法で素早く対応が取れるように収納班を設けていくのが適切ではないかと思います。そして、佐伯市は豊後大野市より大きいんですから、それこそ20名体制ぐらいを作って、そして直ちに滞納整理に入って

いくということが必要じゃないかと思うんですけど、そのことについての御意見をお聞かせいただきたいと思います。そして、口座振替についてですね、ただ声掛けじゃなくって、これ豊後大野市はほぼ100%に近いように口座振替もうできてるわけです。あとはそこにお金があるかどうかの問題になってきてるわけですよ。佐伯市はまだ30数%しかないわけですよ。これをさせるのにほかの市はものすごく手を焼いてるんです。ほかの市はどういうことをしているかといいますと、例えば、公共施設を利用する料金をただにしてやったり、もし口座振替をしたらただにするとか、そういうようなことをやってるわけですよ。だから、区長会のもうこれ協力がなかったらもうできませんね。だから、ただ単に区長会にお願いするというだけじゃなくって、例えば、今まで払ってた納税組合に対して払ってた報奨金がありますよね。そういうもの、手続の報奨金なんかを利用してですね、それをもう1年、2年存続させて、そしてこれを支給しますので何とかみんなに口座振替の対策を、対応を取ってほしいというようなことも必要じゃないかと思いますね。そのところを是非御検討いただきたいというか、それについてどうお考えなのかですね、わずかなお金で効率的なことができますんで、滞納されて数億になってしまうよりはるかにいいと思うんですよ。そのところを是非検討していただきたいと思います。そして、国保については、特にペナルティが科されますね。これが91%切ればどんどんペナルティが科されて、それこそ現在の77%ぐらいになりますともうこれ約1億4,000万円ほど減らされてしまうというペナルティが科されてしまうわけですね。だから、そうしないためにこれも上げなきゃいけない。国保の滞納を防がなきゃいけない。そのために以前町村が努力していたそれが非常にいい見本になると思うんですよ。収納率がものすごく高い町村があるんです。逆に蒲江町のようにものすごく低い町村があります。だから、そのところがなぜそうなったのかですね、佐伯市もものすごく低いんですよ。だから、ちょうどいろいろと経験を積んだ方たちがおられるわけですから、町村長もおられるわけですから、なぜこういうふうにうまくいったのか、なぜこういうふうに駄目だったのか、そのところを検証できる状態にあるわけですから、是非ですね、その庁内で会議を開いてですね、その対策を取ってほしいというふうに思います。これも提案ですけども、お答えいただきたいと思います。次に、住宅の家賃なんですけども、これについてはもう1点ありますね。非常に低所得者が入っているということがありますが、それがですね市営住宅の造る根拠が違ってきてるわけですよ。最初は低所得者に対する対応だったんですよ。一種住宅、二種住宅とあって、もう一種住宅にも入れない人を安く入れるという制度があって、そのために救済措置があったわけですよ。ところが、今は非常に立派な建物になりました。部屋も広くなりました。したがって3万円、4万円というのがもう通常の相場になってますから、払えなくなる状態になってるわけですね。だから、これから造る住宅については、そういうことだけじゃなくって低層住宅でいいんですよ、安く仕上げても安く貸すと。そして、例えば1万円ぐらいの住宅費でも入れるようなそういう措置が是非必要だと思うんですけども、そのところのお答えをいただきたいと思いません。

次に、小田水路についてなんですけども、小田水路これは時期によって多かったり少なかったりしてるんですけども、実は小田水路についてはですね、これは常に流さないで、例えば農繁期にはたくさん流して、農繁期じゃないときには極少量にというふうになってましてね、今のことから言えばですね。ところが、今はほとんどたくさん流れておるわけ

ですよ。で、目的が変わってきてる。以前はもう鶴岡地区というのはほとんどもう農業だけで、農業用水だった、正に農業用水だったわけです。ところが、今は住宅がどんどん建ってきて、実はその農業用水路が下水に利用されているわけですね。そこに流し込んでいくわけですよ。だから、農業用水というよりも下水の役目を果たしてますね。だから、これはちょっと主旨が違ってきてるんじゃないかと思うんですよ。だから、商工観光の関係の部長に言うのは、何でこっちじゃなくてこっちを向いたんですけども、やっぱりそのところをですね、主旨が違ってきてますからどうしても下水処理という形で果たしてできるのかどうか。取水ができるのかどうか、そして一般の人がたくさん入り込んでくるわけですが、そこには、単なる農業という農業井堰いせきの改良区だけじゃなくってですね、その一般の人が入り込んでる事態がもう実際に現実<sup>いせき</sup>に生じてるわけですね。だから、そのところをどのようにされるのか、是非また検討しなきゃ駄目だと思います。その答えも是非お答えいただきたい。それとの絡みになるんですけども、実は興人も同じような事態だと思うんですよ。正に、今工業用水を引くとなれば非常に多額の金が掛かります。だけど興人が現在引いてる取水管を利用して佐伯市が利用するっていうことってのはできるわけですよ。例えば9万6,000トン1日に取水の権利が仮にあるとしますね、この次も。だけど、実際に使うのは5万トン程度で今いいとしますね。そしたら余力があるわけですよ。とすると、この余分な水をですね興人からその近くの企業に工業用水として引くということが可能だと思うんですよ。もしできないとすれば、どういうふうにできるかといいますと、今特区という制度があるわけですよ。それこそ教育委員会が今入れてるんですけども、あるいは福祉が入れてますよね。タクシー業者じゃなきゃできないことでも民間の人ができるようにと特区申請をしますね。同じように水路の利用についても工業用水の利用についても特区申請をして、興人が取水したものを佐伯市が分けてもらおうと、そのために佐伯市が配分の施設を造って、分配施設を造って、そして興人から工業用水程度のお金で買って、そしてそれを分配するということだって可能だと思うんですよ。そのところ特区申請というのをですね考えたことがあるのかどうか。また、どのようにお考えなのかですね、是非お答えをいただきたいと思います。で、渇水の時期については間違いなしにこれは不足してるわけですね、水が。流れない時期というのが当然出てくるわけです。だから、当然9万6,000トンをもし取ったら大変な事態が起きますね。だから、9万6,000トンではなく下げる努力というのがどうしても必要になります、興人の今取水権のですね。その中で佐伯市の工業用水が利用できるもの、それで幾らぐらいが適切なのか。その話を一度持つことが必要だと思うんですけども、そのことについては是非お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、これは最後になりますけども、公共事業についてですね。公共事業中止になった事由は簡単に説明されたんですけども、正に簡単にしたかったところだと思うんですよ。加工場を補償という名目で造ったのはいいんですけども、通常だったら道路を造るときは、その道路にある物をのけてもらおうと、のいてもらうために補償金を出すという、こういうことだと思うですね。一時的にのくんだったら、そこに一時的な休業補償を払って、そしてまた終わったら帰ってもらうということだと思うんですよ。ところが、今回の場合は違って、施工してる真ん中に持ってきたわけですね、逆に。施工外から区域外から区域の中に持ってきて、しかも工事中であるその護岸の上に設定したわけですね。だから、加工場が護岸工事をしている中で土地、工事土地の中に置いたもんですから、その加工場がある以上は工事がで



きなくなってしまったという経緯がありますね。だからまあ中止になったという、だからそういうことですねやっぱり工事中止になるのはもう分かっていますから、業者がその業者が俺いやだと言ったらもう工事できないわけですから、そういう事態がやっぱり生じないということが必要だと思うんですけども、そのところ今後どうされるつもりなのかですね、お聞かせいただきたいと思います。それと正にそれにも絡んでくるわけですけども、業者が途中で倒産した。で、工事ができなくなったと。しかも、それをほかの業者が差し押えた、そして持って帰った。これやっぱり相当に異常だと思うんですよ。しかもこれ検査終了してきますよね。出来形の検査を終了させて70%確定した上でお金を払ってますね。ということは、その払った時点でもう佐伯市のものになってるわけですね。だから、業者が差し押えた、持っていったと言いますが、佐伯市の物を業者が持っていったということになるわけですよ。公共事業でしかも造った物をですね。これは駄目だと思うんですよ。だから、それが何回も出たり入ったり、出たり入ったりするとか言うんじゃないかって、それは厳密にですね、厳格にせんといけんと思うんです。しかも、先ほどどうもうまく調節ができてなかったからだと最初の件は言いましたけども、そうじゃないはずですよ。そこも含めて工事検査をしてお金を払ってるはずなんですよ。終わったということで、それがまた駄目で、また業者に戻してとかいうことはあり得ないと思うんですよ。だからそういうところですね、どうしても隙をつかれるというか、その業者から甘く見られるところになりますので、やはり厳格に事を処理するということが必要だと思いますね。そのところをどうお考えなのかですね、是非お聞かせいただきたいと思います。それともう1点、今の点について言いますとですね。これ護岸工事ですから今までは大きな会社じゃないとできないんですよ。今まではどこが請負ってきたかという、全部A級ですね、超A級が佐伯市の特A級が全部請負ってるわけですね。ところが、同じ事業の一部だけまあ残ったんだと思うんですけども、その一部だけを今度C級の業者に任せたんですね。これC級の業者では対応できませんよね。大型のクレーンから何かから機材が数十トンもあるような物を運んでいきますからですね、これはC級の業者じゃできないと思うんですよ。やるとしたらもう丸投げしかありませんよね、だから倒産という事態が生じてくる。やっぱりそのところをですね、A級の業者らにきちんと任せるような体制が必要じゃないかと思うんですけど、額だけじゃなくてですね。こういう工事はそのA級の業者に任せていくということが必要じゃないかと思うんですけど、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 植木財務部長。

財務部長（植木通則） 和久議員の再質問にお答えいたします。1点目の豊後大野市の例を挙げて御教示いただきましてありがとうございます。今確かに税の方はですね、税源移譲の関係とかあるいは定率減税、あるいは高齢者控除等の関係で地方の税収が分母の方が増えるんですけども、実際それを取らなければ税収につながらないということで、今後の対策といたしましては、先ほど申し上げましたように、特別滞納整理対策本部というものを設置しまして、通常業務を行っている関係部署でですね、お互い連携を取るA班と、それとまあ管理職のB班とで相互にですね組み合わせて、これから随時やっていこうということでございます。それと定期的にですね、特に年度末あるいは3月末に向けて、月にですね毎月1週間から2週間程度の夜間訪問徴収を当該課で徴収強化を図る。また他の係のですね、例えば固定資産とか市民税係とかの協力を得て応援体制で徴収を取ると。また、19年度にはですね予定

といたしましては、こういう行革の中ではありますが嘱託2名を増やしていただきまして徴収体制を強化しようというふうに思っております。それから、国保の滞納対策につきましては、御指摘のとおり国保の方がどんどん増えておるような状況でございますが、特に国保に関しては8月の保険証の切替えの時点で全く納めてない方については、そういった保険証をあげなくて資格証明書を出すとか、あるいは短期の場合であれば、一時的な納入がある場合は短期被保険証を出すというようなことで、国保係と納税係とか連携を取ってですね、滞納チェックリストで十分チェックして納付の促進を図るというふうに思っております。それから、口座振替の推進についてはですね、大体口座が4割程度、それから納税組合が2割程度、あとの4割が自主納付というような状況でございますが、納税組合につきましては御承知のとおり、20年度から奨励金が廃止されることになりましたけども、これもちょっと痛しかゆしのところがございます、行革の方ですね、納税組合の報奨金としては約3,000万ほど削減できると。だから、それ以上に収入があればいいんですけども、それを切るようにあれば逆にまあそうしたことがいいかなあというところがございますが、いずれにしても口座振替の促進については、市報あるいはケーブルテレビ等あるいは金融機関の窓口等でお願したいというふうに思っております。また、直接担当者が訪問した時点でも口座振替の推進を図っていききたいというふうに考えております。それから、国保につきましては、徴収率が92%を切るとペナルティをもらって、去年の場合5,000万ほどペナルティになりましたが、そういうことのないように徴収体制を強化したいと思っております。今年度の見通しとしては92%何とかクリアできるというふうに当該課の方から聞いております。以上であります。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 和久議員の再質問にお答えいたします。まず、住宅の件であります、現在佐伯市には1,650戸の住宅がございます。市の方針としましては、今後新規の住宅を造らないと、増やさないとの方針でございます、古くなった住宅については建替えを行うということであります。ただ国等の補助金をもらって住宅を建てる場合には、それなりの基準がございます、単独事業で建てる場合には基準がございませんが、補助金をもらう場合にはそのような基準がございますので、あんまり小さな部屋の住宅を建てるということではできないのが現状であります。また、値段を安くと家賃を安くということでございますが、その件につきましては今住宅料の算定は所得によって算定いたしておりますので、所得の少ない方はやはり1万円前後の家賃になっているのが現状でございます。それから、小田井堰等の生活排水の利用でございますが、現在まだ下水道等の整備ができておりませんので、現在小田井堰の生活排水の排水場として当分まだ利用していかねばならないと考えております。下水道の整備ができれば、そのときにはまた水路等の考え方も出てくるんじゃないかと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 和久議員の再質問にお答えをいたします。まず、興人の取水管を利用して市独自の工業用水を取得してはどうかという御提案でございますが、それも特区を使ってということでございますけれども、この取水管の利用につきまして、一番ポイントになるのは興人がですねこの取水管の権利を持ってるわけでございます、その興人の了解が取れなければどうしようもないというところがございます。そこで現状、興人がです

ね、今これは前の議会の時にもちょっと申し上げましたけれども、バイオの事業が非常に好調ということで、事業の拡大傾向がありますので、興人としては分配するのは非常に難しいんじゃないかと思っております。それと興人が持っております9.6万トンの取水量についてでございますけれども、これは基本的には河川管理者が最終的に判断をするものでございませうけれども、これに対しては市の意見も求められております。これについてその時点で検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 和久議員の再質問にお答えいたします。御指摘のようにですね、工事区域内に仮設を造って、次の工事ができないようなという、まあこれも御指摘のとおりです。ですけどまあこんなに長引くというふうなことを考えてなかったもんですから、工事が早く進めばこの位置でもいいんじゃないかなという考えのもとで仮設の位置を決定しておりました。今後はこういうことがないようにですね、でき上がったほかの土地を有効利用しながら事業を進めていきたいというふうに思っております。それと、門扉の関係なんですけど、やはりこの扉がですね700万から800万するような高価な物でして、業者の倒産がなければ何ということはないんですけど、市がそれを保全するためにトラックを雇って行けばかなりの経費も掛かるという中で、下請業者も極端に言えば、元請から金もらってないんで、もし取られたらまた自分が持って来ないけんというまあ考えもあったんだらうと、私はまあ解釈しております。どどこが持って帰ったという行き先が分かったもんですから、早急にもう佐伯市が検査して佐伯市の物だよと、返してもらわないと盗難届を出さんといけないというくらい強くお願いしてですね設置した経過もございませう。それと、工事についてですね、C級ということですが、この工事につきましては一応基礎工事、海の工事が終わってA級がやった工事が終わった上でのですね、水たたきとか側溝部分、それにパラペット部分ということで、陸上部分の1,900万ということでその金額に合った業者に発注したためにそこが落札したという経過でございまして、非常に難しい工事であればですね、それなりの専門業者ということで発注形態を取っておりますので、以上が大体そういうことですが。最後に私のお願いですけど、非常に御指摘されることばかりがありましたけども、職員も真剣頑張っております。職場に来てですねいろんな情報を入れる中で、議員が指導していってほしい。プロでないといけないという和久議員の口癖があるんですけど、職員は二、三年ごとに職場を変わっていくんで、やっぱりプロにはなれない部分がありますんで、そこらを事業課は特にいろいろな問題がありますんで、今後御指導のほど、よろしく願いいたします。

議長（日高嘉己） 以上で、和久議員の一般質問を終わります。

続いて28番、渡邊邦壽君。

28番（渡邊邦壽） 28番議員、あまべの会所属の渡邊邦壽であります。先ほどから言われておりますが、この度3月末において退職をされます皆様方に対しまして、今日までの御尽力そして御労苦に対して心より敬意と感謝を申し上げながら、通告に基づき質問に入らせていただきます。

まず最初は、国土調査と道路改良工事などの公共事業の実施についてであります。本件、国土調査事業は先般の12月議会の一般質問において質疑がされましたので、重複は避けたいと思っておりますが、御承知のようにこの事業は国土の均衡ある発展と秩序ある整備を図り、良好な地域環境の形成と機能的な経済活動を確保するための制度化されたものであり、今日の地

域づくり、まちづくりの創造などの根幹をなすものであり、この整備なくして円滑な諸事業の進展は私は望めないものと思っております。一日も早いこの一連の事業整備をまずもって要望をいたしたいと思っております。ただ本件に関連して、次の具体的な事案についてお尋ねをしたいと思っております。これは御案内のように県道色宮港木立線道路改良工事の件であります。本件につきましては、私ども村尾議員も再三にわたり一般質問を、また米水津地域道路期成会も市の担当部署を経由して県に陳情を行ってまいりました。県土木の佐伯事務所サイドも当面3か年の期間で本年度分約6,000万の概算予算を付けていただいております。ということで改良計画の概要図を提示いただきまして、測量の準備やそして地元地域の説明会を実際に行ったと聞いております。そして、いよいよ用地の買収かなという段階に作業が進むというふうに聞いておりましたが、しかしながら、現実にはこれが筆界未定地域ということで国土調査の実施をしなければ本格的な工事の実施は難しいと、厳しいということで全体計画を先送りとされました。18年度は現在一部崩落地域等の改修でしか事業実施ができない旨、決定をされました。そこでお尋ねをいたします。国調が完了した所でなければ、今後一切の道路工事などの公共事業はできないのでしょうか。であるとすれば、国調大分の2005年の改訂版で見ますと、特に旧佐伯地区においては、地籍調査の進捗率はこの関係では19.57と非常に大変な遅れがあり、今後この新佐伯市の建設の大きな障害になるのではないのでしょうかと思っております。この関係についてのお答えをお願いをいたします。なお、再三申し上げておりますように、この路線は米水津あるいは鶴見の一部を含む主力産業である水産業、これは鮮魚・生餌あるいは養殖魚、水産加工の原料あるいは製品が全国からまた全国へと発送する貨物輸送、これもコスト低減のために年々大型化しております。大きなトレーラー使用までに移行し、これら自重を含めて約30トン内外の大型車あるいは工事用の重機、大型ダンプ車が往来し、これに当然、通勤・買い物などの生活道路、加えて子どもたちの自転車による通学路となっております。当然、重要性の高まりと同時に危険性も合わせ増加の一途をたどっておると言っても過言ではないと思っております。さらに昨今の異常気象による集中豪雨の度に路肩の崩壊が小規模ながら発生しており、これも大変心配の要素であります。このような危機迫った中で何としてでも早期の改修工事着手のため、厳しい諸環境ではありますが、何らかの緊急措置としての手当を是非お願いを申し上げ、重ねてこの点強く要望し質問をいたします。

次に第2点目でございますが、農業振興地域、農振地域の整備促進についてお伺いをいたします。この農振地域の経過につきましては、かつての高度経済成長に伴う都市への人口集中、こういうことの中で市街化の急速な振興拡大によって周辺農地の無秩序な開発が進み、農業生産にとって農用地など良好な状態で確保を図ることが非常に高まりまして、新都市計画法の制定の中で農業との健全な調和を図りつつ、国土の均衡ある発展と適正で合理的な土地利用が図られるべきこととして都市計画区域の指定、あるいは市街化区域・市街化調整区域の区分などを整備し優良農地を確保、効率の高い農業投資を推進するために農業振興地域の整備に関する法律の制定がなされたことと認識しております。このような背景の中、いよいよ来月ではあります。農政の総決算という鳴物入りで打ち出されました農政改革関連三法が施行されます。地域の特殊性である典型的な中山間の水産基盤に立った私どもの佐伯市農業の現状を見てもこの制度は更に厳しい環境を農業経営に拍車が掛かることは必死のことと危ぐされてきます。しかしながら一方、食の安全・安心あるいは安定的な供給という部

分を守って水資源や生態系の保全という多面性を持つ農業は、周辺地域の活性化と併せ絶対に守り育てねばならないことはいうまでもないと思います。この最も根幹となる農振地域に関する制度についてお伺いをいたします。まず1点目として、市町村はこの制度の中で農業振興地域整備計画を策定しなければならないとされておりますが、中でも優良農地を確保するための農用地利用計画、地域の農業振興方策を明らかにした各種計画、いわゆるマスタープランであります。この基本的な計画が策定され、これに基づいて実施検証しなければならないとされております。この状況をお聞かせください。次に第2点目といたしまして、現在農用地利用計画、これは除外申請等がございますが、この変更が随時なされております。ただ、現実には明らかに山林であったり雑種地状態であったり、住宅地域の中にぼつんと畑があるのが農振地域の指定があったり、明らかに現状との相違が非常に著しいことも存在しております。ここで抜本的な線引きの見直しが必要ではないのでしょうか。佐伯市の建設計画の骨子となるべく国土調査事業や都市計画区域の再点検など早期整備をいただき、併せて管内農業の基礎的資源である優良農地を子々孫々まで良好な状態で確保するため、一定の線引きを何らかの形で示し、広く公表し理解いただきながらこれからの農業振興の総合的かつ計画的な推進を図ることが大切であると思うからであります。以上のような意味合いからも全域的な早期見直しが必要と思われませんが、そのお考えをお聞かせください。

最後3点目であります。本件は報告だけで結構です。先般、宮崎県で発生した鳥インフルエンザ発生時において、佐伯市の対応はどのようにされていたのかということであり。宮崎の清武町から大体直線距離で日向まで60キロ、日向から佐伯まで直線で六、七〇キロの距離にあり、対岸の火事というわけにはいかなかったかと思えます。私は今回これをただ単なる鳥インフルエンザということになしに、佐伯市の危機管理対応の一環としてとらえたからであります。一旦有事又は有事のおそれのある状況下に置かれたときに住民の生命・財産を保護する場合において、どのような手順にあるべきなのか。ちょうど今、佐伯市の地域防災計画そして佐伯市国民保護計画が作成中であります。このような状況下にあって今回のこの対応についての処置を御報告ください。以上で、最初の質問を終わります。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 質問にお答えいたします。国土調査と道路改良工事など、公共事業の実施についての御質問にお答えいたします。国土調査事業は土地にかかわる個人の財産及び公共用地を明確にするものであり、議員お話のとおり、今日の地域づくり、まちづくりの根幹をなすものであり、大変重要なものであると考えております。さて、大分県の施工であります県道色宮港木立線の道路改良事業についてですが、議員御指摘のとおり、浦代トンネルから木立側については、今年度から工事を着手したところでありますが、用地取得の関係で一部の工事を除き現在工事がストップしている状況であります。用地の関係につきましては、現在あります字図と地権者が主張する現地境界とが大きく異なる、いわゆる字図混乱地域であるため、境界確認が整わないまま現在に至っている状況であります。大分県としては、これまで関係地権者と協議、調整をしながら用地境界確定に向けて鋭意努力しておりましたが、現地が山地で山であるがため、境界確定のためには膨大な区域の調査と期間が必要になり、また測量費用等が数千万円に達するというところで県の単独予算での調査は非常に厳しい状況であります。そのため、市が行っている国土調査事業で境界の確定をしてもらえないかとい

うことで県から要請がきているところであります。当市におきましては、19年度以降の国土調査としてこの木立・大野地区も実施していく予定であります。この県道色宮港木立線は水産業を中心とした地域産業の発展及び地域生活道路として大変重要な路線でありますので、今後も引き続き本路線整備の早期全線完成に向け、県に働き掛けていきたいと考えております。なお、今後の道路事業など公共工事は国土調査完了済みでなければ一切事業ができないかということではありますが、そういうことではございませんで、基本的にはこれまでどおり、現状の用地測量、境界確認ができれば用地取得を進めて工事を行っていくものであります。以上です。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 答弁書の中身を議員が詳しく述べていただいたので途中から、あまり重複は避けたいと思いますので、その部分省いてちょっと答弁いたします。農業振興地域整備計画は農業振興地域施策の計画や各種農業関係の具体的実施計画部分と農用地利用計画の部分から構成されています。本市において、農業振興地域の農業振興につきましては、その機能を守るべく佐伯市の農業振興を行うとともに、農地の維持管理等により将来の食糧自給を見据えた中で農業のできる地域を維持していかなければならないと考えています。確かに本市においては議員指摘の定期的な実施検証の必要性は感じつつも現状においては行っていないのが実情です。しかしながら、常日ごろの業務の中で農業振興地域の現状確認については努めて行っているところでございます。今後において農地の現状把握、整備計画の見直しについて特に慎重に対処していこうと考えております。次に、農用地利用計画の変更の全域的な線引きの見直しについてですが、農業振興地域の整備に関する法律に定められていますとおり、おおむね5年ごとに基礎調査の結果により行うものとされています。また、経済情勢の変動等で必要が生じたときは、遅滞なく変更を行うものとされています。現在、佐伯市では、年間約30件余りの農業振興地域整備計画の変更、除外申請が出ており、佐伯市農業振興地域整備促進協議会でその審議を行っているところです。議員御指摘のとおり、現状下において農業振興地域内で一部山林化が進んでいるところも見受けられ、また住宅や商業化が進行している所も確認しております。合併前におきまして、定期的に見直しが行われてきたのが佐伯地域、弥生地域、鶴見地区でございます。その他の地域につきましては、現状で推移してきましたので、早期に全市の見直しの必要性は十分認識していますが、何せ面積が広範囲に及ぶため、全地区の見直しを行うには長い期間を必要とします。よって、今後につきましては、順次見直しによる計画を予定しております。特に、変更件数の多い佐伯地区と弥生地区を平成19年度から20年度の2か年で見直しを予定しております。当然見直しに当たりましては、佐伯市の開発計画等を踏まえ、関係各課と慎重に協議を行う中で進めていこうと考えています。

次に、鳥インフルエンザの発生時の対応についてお答えいたします。先般、宮崎県では終息宣言がなされ、危機的状況は回避されたと判断していますが、発生の時期が最も高いのが渡り鳥のいなくなる3月末までとされていますので、今後も引き続き注意が必要と考えています。まず、鳥インフルエンザが発生した場合、県と市の事務対応について御説明いたします。鳥インフルエンザについての発生予防、まん延防止措置の対応としましては、鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針が農林水産大臣から示されています。これに基づいて対策本部の設置がなされるとされています。本県の場合、まず大分県高病原性鳥インフ

ルエンザ総合対策本部が県に設置され、次に、豊後大野家畜保健衛生所に現地防疫対策本部が設置されます。それを受けまして、佐伯市では県への協力支援のために農林水産部を中心として対策本部の設置がなされることとなります。本市の対策本部においては、情報の収集、防疫の防疫対策、明確な情報提供、健康対策、緊急時の交通規制等を含め、必要な対策が求められることとなりますが、いずれにしましても、鳥インフルエンザの病性鑑定や移動制限、殺処分等は県が行うため、市としましては県と協議しながら対応となります。現時点では、大分県においても本市においても対策本部の設置はしていませんが、引き続き県との連携を取りながら情報収集と監視に努めていこうと考えています。次に、今日までの佐伯市の対応ですが、宮崎県での鳥インフルエンザが発生した後、県との協議において市内の養鶏農家に立入調査を豊後大野家畜保健所により行ったところでございます。その結果を受け、野鳥進入のおそれのある鶏舎についての指導と対応の徹底を図ってきたところでございます。また、ケーブルテレビによる文字放送、市報への掲載により市民からの情報収集を図り、特に鳥の死がい等の連絡要請の周知に努めてまいりました。現在まで野鳥が小学校等の建物に当たったりして死がいが発見されたのが5件ございます。それを佐伯県民保健福祉センター豊後大野家畜保健衛生所の職員とともに調査、確認、検査を行いましたが、いずれも陰性反応で特に問題はありませんでした。今後も監視体制を緩めることなく、危機管理体制の強化に努めていこうと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） それでは再質問をいたします。まず、道路改良についてありがとうございました。お答えはしっかりと受け止めておきます。ただ現実には、例えばその国調が入ったとしても工事着工から完成までどうしてもある程度の期間が何としてでも必要であると思えます。ただこの間、事故や災害のないように我々は十分注意しながらやっていかなきゃならんという思いであります。今後は、是非地権者の方々、あるいは関係者の皆さんの御理解・御協力を得ながら、できるだけ可能な限りひとつ本事業の円滑な進行と早期の着工・完成を目指して、なお一層の御尽力を強くお願いを申し上げて、この件は終わりたいと思えます。

それから、鳥インフルエンザの件は御報告ありがとうございました。これは従来豚コレラであるとか、鶏のニューカッスル病であるとかいうのはワクチンがあるんで大丈夫なんですけど、これだけはもうちょっと1回発生するとどうにもならないという状況があります。今後ともよろしく対応をお願いしたいと思います。

次に、農振地域の整備促進につきましては、ただ今担当部長より報告をいたしましたけど、実際にはこういう状況を分かっているながらも実施するとなると体制の問題であるとか、財政の問題であるとか、それに伴う予算等々を検討してる間に年度がどんどんたっていってしまいます。ただ一方では農業、農地は周辺地域の過疎化とともにますます減少傾向にありますんで、そしてなぜか人口が減少するにもかかわらず相変わらず農用地から宅地の転用が確実に起こってくるというおかしな現象もあるんですけど、適地である農地は絶対にひとつ残しておいていただきたい。農業生産の基礎資源は農地でありますし、作物の育つの農地はいつぱい荒らしますと御承知のように簡単には元に戻らないと、何年も何年も掛かるということがあります。このすみ分けの区分をおっしゃるように早急に実施して、適地である農地の確保対策を是非実行していただくようお願いをいたします。また、先ほど申し上げました農政関連三法、これは来月4月から実施されますが、更に厳しい環境下に置かれることは必至で

あります。しかしながら一方では、先般御承知のように第38回の大分県農業賞企業農家の部において、これは長年の努力で培った独自の生産技術と販売戦略で経営を安定させ生産農家のリーダーとして地域農業の活性化に貢献されたとして、見事大分県農業賞の最優秀賞に輝きました、蒲江の輪菊の栽培農家の塩月吉伸さん御一家、こういう方々も管内でかなりな人たちが頑張っておられますので、ひとつ厳しい中でも、こういう明るい材料が確かにあります。そこでまあ大変これは申し訳ないんですが、この所管の事務方の先頭に立って今日まで御苦労いただきました木原部長さん、いよいよこの勇退される今日、今の佐伯の農業・農村、この総括を兼ねて今後の指針等々のメッセージをこの際、是非お聞かせお願いできればと思ってあえて再質問といたしたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 非常に難しい再質問を受けたんですが、先日はですね米水津の来だんせへ市の方が大臣賞を受けたという喜ばしいニュースがですね、村づくりということでありました。私も40年の市役所生活の中で20年、昭和63年にですね農林水産課の林業係に配属になりましたから、この退職するまで一次産業を専門というような感じで、中に2年間だけは大入島の問題で企画の方に行きましたが、それ意外は一次産業をやってきたという中で非常に林業についても農業についても水産についてもですね、佐伯市が重大な位置に置かれているということは十分認識しておりますが、非常に今の中で農業の担い手、一次産業は担い手が少なくなっておるんですが、特に農業の担い手は少ないと、中でも先ほど議員が言いましたように蒲江の菊についてはですね、やはりけん引的な立場で施設園芸のけん引的な立場で引っ張っていったら、宇目のホオズキにしても、やはり東京のホオズキ市なんかでは非常にいい物を出しておるといこともございます。ですからやればできる、ですけどこれ非常にですね高齢化が進むとかですね、規模が小さいとかいろんなものがあります。ですけど先日、市長の命令でですね食の懇話会というようなものを立ち上げて農業者、流通関係等の皆さんの集まりの中でですね、非常にうれしかったのが、農業はやればもうかるという人がいました。これは自分は都会にいたけど、20年前にUターンして帰ってきて趣味で今農業をしている。で、いいものを作って販売すれば必ずもうかるんですよという女性の発言にですね、ああこれからの農業は見捨てたもんじゃないかと、うまく生かしていけば必ず佐伯市がいい方向になるんじゃないかとというふうな希望を持っております。また、今年試みで集落営農という中の一環でですね、私たち職員が大越に土地を借りて田んぼを作って、米を作ってみました。収穫はあまりよくなかったんですけど、やはりそういうことをすることによって、自分の意思が職員にですね少しでも分かっていたら、残された職員がこれから佐伯の農業・林業・水産、一次産業に関する部分で十分活躍してくれると期待をして、私の答弁とします。

議長（日高嘉己） 渡邊議員。

28番（渡邊邦壽） あとお昼ですが、もうあと5分ください。先ほど例の間越の農林大臣賞、市長、先般ごあいさつに行ってきました、昨日、一昨日大会がありました。東京の虎ノ門のパストラルで最高の栄誉である農林大臣賞を地域活性化の部分で来だんせへ市、嶋原かおりさんが受賞いたしました。連絡がありました。帰って報告があると思えますので、是非ひとつわずか集落39名の人たちが一生懸命になって地域おこしをやったということが全国に認められたということで、佐伯の市民の私は誇りでもあろうかと思えます。一応まあ報告がありま



したんで、私からも追加をいたします。

木原部長さん大変貴重な御提言をありがとうございます。さすがの回答ということで今後の糧といたしたいと思えます。ただ私、今回のこの農業地域の整備促進の関連として、特に今後の農業振興対策の中でもう一つ大きな視点、課題として非常に心配しておりますのが、これは市長さんの頭の中に入れておいていただきたいんですが、大分県の県一合併農協の実現にあるという、これがあると思えます。これにつきましては、次の機会で議論をいただくとして、農協にかかわる昨今の合併というのはもう市場や事業、これ業務の拡大でなくて収益の悪化あるいは財務基盤の低下による経営を維持するためにいかに業務の効率化をし、収益の確保を図るかということで一生懸命であります。その結果として何かというと、人件費の抑制であったり、人員の削減であったり、組織のスリム化による支所支店の統廃合ということが主力となってきております。こういった中で農協の現状として現在経営の維持に業務を追われて一番力を入れるべく営農指導などに人や金を配置する余裕がないというような構造になってきておるということはもう紛れもない事実というふうに思っております。漁協も同様ですが、地域農業の改革の実践には農協JAの奮起が欠かせない重要な要素であるというふうに思えます。農家がいなくなれば地域集落がなくなります。このほど国土交通省が公表いたしましたアンケート調査では、今後全国の2,641集落で人が住まない消滅状態になるおそれがあるという大変ショッキングな内容を新聞で見た方も多いいと思います。改めて総合的な対応策が必要というふうに思えます。最後ここにJAグループが定期的に新聞1面3段広告で訴えております文章を改めて紹介して今回の質問を終わりたいと思えます。農業は食と命の産業でなく、大地や水を守っております。洪水や土砂崩れを防いだり地下水などの水資源を維持したり農業が失われた大地は荒れ、水の循環は止まり簡単に元には戻りません。食べ物や緑の大地はすぐには作れません。気の遠くなるような歳月が掛かります。これらを貨幣価値に換算すると1年間で8兆2,226億円、水田やふるさと輸入はできません。農業をもう一度見直してください。こういう広告が定期的に入っております。以上でございます。ありがとうございました。

議長（日高嘉己） 以上で、渡邊議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時9分 休憩

---

午後1時10分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて15番、佐保暁君。

15番（佐保暁） 皆さんこんにちは。一般質問初日、午後の部トップバッターとして15番議員、佐保でございます。通告に従いまして一般質問を行いたいと思えますが、今議会をもちまして退職をなさる皆さん方、どうも長い間お疲れ様でございました。退職をされる皆さんすべてに答弁をいただきたいところでありますけれども、通告書に基づいて質問をいたしますので、答弁者トップバッターは是非市長にお願いをいたしたいと思えます。

去る2月20日の読売新聞等の紙面に限界集落という言葉を使って、国土形成計画作成のため、昨年4月に国交省が行ったアンケートの集計が載っておりました。限界集落とは、過疎、高齢化のため集落内で行ってきた共同作業や農業施設等の管理、冠婚葬祭などの日常生

活の相互補助ができなくなり、人の住まなくなっていく集落のことです。そのような限界集落が全国で264か所、九州で372か所あり、さらに九州では10年以内に53集落が消滅する可能性があると思いました。その結果、その地域、集落に連綿と引き継がれてきた伝統ある文化や風習が消えていくのではないかと考えられます。九州一の広大な面積の本市には、そのように危ぐされる事例があると思います。先日の県議会一般質問でも日田市選出の平野好文県議が限界集落対策を取り上げて県の支援策を聞いておりました。私は先般、東九州自動車道新直轄事業着工式に出席をしてアトラクションで青山黒沢の富尾神社の神踊り・杖踊りを見せていただきました。保存会の方々が熱心に指導され、子どもたちに伝承されていることに大変深く感銘をいたしました。私の出身地であります宇目には市長も参加したところある木浦すみつけ祭りという江戸時代から伝わる、全国にも3か所程度でしか行われていない珍しい木浦地域挙げての一大行事があります。ここ十数年は地域住民の人的また時間的に大変な負担の下で1年おきの隔年開催で行われてまいりました。けれども残念ながら今年は開催することができませんでした。それにはいろんな事情はありますけれど、限界集落に近い状況になりつつあり、過疎、高齢化による人手不足と長時間にわたる祭事に欠かせない大幣作りが難しくなったのが第一の原因と言われております。旧宇目町には、その祭事のビデオなどは残っていると思いますが、これは一宇目地域のすみつけ祭りのことではなく、過疎、高齢化で厳しい集落運営をしている地域で消してはならない大切な伝統・文化を行政としてどのように存続・継承、また支援していくのかを伺いたいと思います。旧市内はもとより佐伯市全域の山間部や海岸部における地域の歴史ある行事・伝統を伝承者のおられるうちに祭事などの準備の段階からビデオやDVDなどに記録し、市民図書館に一堂に集めたコーナーを設けてはどうかと提言をいたします。また、地域振興課はこのような事態をどう受け止め、今後どのように支援をしていくのか伺いたいと思います。よろしく答弁をお願いします。

議長（日高嘉己） 高治教育次長。

教育次長（高治一郎） 新年度も頑張る予定の高治であります。よろしく申し上げます。佐保議員の質問にお答えをいたします。まず、伝統的行事や祭りは地域で守り伝えてきました大切な無形民族文化財であるとともに地域のコミュニティを密にし、活性化をし、人々を心身ともに元気にする生活文化であります。しかし、人口減少や高齢化はこれら伝統的行事の継承にも大きな影響を与えており、懸案となっているところでございます。伝統ある行事や祭りなどの伝統文化につきましては、現在策定中の佐伯市長期総合教育計画の中でもその保存継承を今後取り組むべき重要な課題としております。これらの保存継承のためには、後継者育成が大きな問題ですが、その方法といたしまして、祭りに奉納される神楽や杖踊りなどの伝統芸能保存団体を支援するとともに市民に広く知ってもらうため発表の場を提供することや学校・地域と連携をして、子どもたちが伝統芸能を学び体験する場を作ることなどを考えております。また、衣装や道具の新調などに対して民間団体、企業などの補助制度もあり、募集案内があればその都度、各保存団体にお知らせをしております。伝統的行事は保存継承しようという人々の熱意が存続の力となりますが、社会環境の変化もあり、熱意だけでは存続が困難になっているのも事実でございます。各地域の伝統的行事を存続するためには何が必要なのか、どうすればより効果的であるのか、地区や保存団体などと十分に協議を重ねながら協力をし合って保存・継承に努めてまいりたいと考えております。次に、2番目

の質問でございます。伝統的行事の記録は、後世に文化を継承するためにも大切なことだと考え、既にDVD化している資料もございます。また、市内にはさまざまな伝統的行事がありますので、これらもDVD化をし、貴重な記録として図書館などで公開をしていきたいと思っております。3番目の質問でございます。無形民俗文化財でございます伝統的行事については、合併後の組織改編に伴い、教育委員会文化振興課が所管課として、その保存・活用について一体的に推進をしております。伝統的行事は地域住民の生活に密着したものであることから、相談や情報提供などの窓口につきましては、文化財調査委員や教育事務所にお願いをしておりましたが、平成19年度以降は文化財保護審議会委員や文化財保護推進委員、そして地域振興・教育課と密接な連携を図りながら、これまで以上に窓口業務を始めとした地域文化振興のため、文化振興課とともに取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

議長（日高嘉己） 佐保議員。

15番（佐保暁） 高治教育次長から答弁があるとはまず思っておりませんで、市長に、市長がどういう姿勢でこういう問題に取り組むかということをお聞きしたいという気持ちで質問をしたところでございます。是非、市長みずからの気持ちをお聞かせいただきたい。それとですね、まずこういう取組をするということは聞きましたけれども、やはりそのことをもし絶えてしまったら再興できない、再建できないという部分に対しては、そういう危ぐのあるときに、既に今伝えることができる人がいる間に、一番始めからの準備の時点からのすべての事柄をですね、記録をきちんと残して欲しいなあというふうに思います。実は旧宇目町の倍ほどの面積のあります人口は宇目町とほとんど変わりませんが、宮崎県の椎葉村というのが九州山脈の中の方にあります。そこはですね、椎葉民俗芸能博物館というのをそんな小さな村でも造ってですね、しっかり残してるわけですね、資料を。やはり、佐伯市もそういう部分を造れというわけではありません。今大変経済的にも厳しいわけでありまして、ある図書館をですねやはり利用してですね、各旧町村がやはり自分たちの所のそういう伝統芸能等を全部記録に残してる部分があると思います。そういうのを佐伯市の図書館にですねコーナーとして設けて、どなたが行ってもそういうものが見れるような状況を作ることも必要ではなからうかなあと、そういうふうにしましょうという話がありましたけれども、そういうことは早急にですねやるべきだと思います。歴史資料館を造らなきゃいけない、造らなきゃいけないと言いながら、実質はとて金も掛かってそう簡単にはできないという部分が現実的にありますので、そういうところをどういうことでやっていくか、もう一度これは是非市長に声をお願いします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐保議員の再質問でございますが、本来のこの通告書を見ますと教育委員会サイドだと判断して、教育委員会の方で市長部局の答弁でないということでありましたので、そのように答弁させていただきました。市長の考えというよりも教育委員会の方で先ほど申した状態でございます、私の方もこうした部分については、是非とも今のうちに残しておかなければならないと。また、市民の図書館についてもですね、これも教育委員会の話になるわけですが、DVDコーナー等いろんな形で持っておりますので、そうしたところで収納したものをですね、画像も大きい、椅子席もありましてですね、皆さんに見せられるようになっております。また、地域においての振興局とのあり方、一番詳しいのはやはり地

元の振興局とタイアップしてやるのが大事だと思っておりますし、また、現在付けておりますパワーアップ事業もですね、そこに兼ねながらやる。また、それがどうしてもできないときには教育委員会と御相談をして最善の方法を尽くしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 佐保議員。

15番（佐保暁） 大変前向きの発言で、これで佐伯市の伝統ある文化が残っていくのではなからうかと思っております。是非しっかりその方向でやっていただきたいと思っております。ありがとうございました。

議長（日高嘉己） 以上で、佐保議員の一般質問を終わります。

続いて10番、清家好文君。

10番（清家好文） こんにちは。10番議員の清家好文であります。まず始めに、今年度をもって勇退なされます部長を始めとする多くの職員の皆さんには本当に長い間、地方行政に精励していただきまして誠にありがとうございました。特に、この場におられます皆様には新市誕生の混乱の中、部長・課長という重責を担い、新佐伯市の発展とこれからの新市が進むべく道、目標を切り開いていただきまして心より厚く感謝申し上げる次第であります。私も個人的には私のような新米、若造の議員の我がまま、身勝手な愚問や意見に耳を傾けていただきまして誠に恐縮に思っておる次第であります。これもひとえに皆様方の寛容な心、気持ちと受け止め、感謝・感激しておるところであります。ここに改めて勇退なされます皆様方に深甚なる感謝の意を表すとともに皆様方の今後の活躍と御多幸をお祈り申し上げる次第であります。本当に長い間、御苦勞でございました。

それでは通告に基づきまして一般質問いたします。行政サービスについてであります。私の所属しています市政会の4人はそれぞれがそれぞれのテーマを持って日ごろ活動しているところであります。ある人はまちづくりであり、ある者は行財政改革であったり、また産業育成についてというように、おのおのが自由に課題を追求し議論を深めているところであります。その一環といたしまして、本年度は夕張市、栗山町、そして滝川市と視察に行っていました。夕張市については、ある時期視察の事前調査のために夕張市のホームページにアクセスしようとしていたところに財政破たんのニュースが流れましたため、ホームページにアクセスすることが日に日に困難になってきました。何とか夕張市の財政に関する資料はないものかと夜な夜な夕張市のホームページにアクセスしていたところ、かろうじて議会会報をダウンロードすることができました。断片ながら夕張市の財政状況を手に入れることができたわけです。今思うとどうも夕張市自身が故意に財政資料をホームページから削除したのではないかと思っております。夕張市については、このような状況でありましたが、事務局を通じて視察を申し入れましたところ、行政が混乱状態であるという理由で、案の定視察の受入れを拒否されてしまいました。こうなりますとがぜん闘志を燃やす人がいるのが我が市政会でありまして、役所がだめなら民間に行こうと、佐伯市の商工会議所を通じまして夕張市の商工会議所をお願いいたしましたところ快く引き受けていただきました。現地ではこちらの予定時間を大幅に超える半日を費やして対応していただきました。今後機会を見つけて、また今年度の視察先であります夕張市、栗山町、そして滝川市で得たものを一般質問したいと思っております。今回ここで申し上げたいことは、夕張市の商工会議所の専務さんが、夕張市がこのような事態に至った経過の中から体験し、実感し、そして得たその教訓と

いえる経験を述べたものであります。その中で特に印象的でありましたことは、行政に頼りすぎた我々も間違っておりました。今夕張市に残った産業は地道に築き上げた一次産業の夕張メロンだけであります。そして、それを加工する関連産業であります。と専務さんが話されたことであります。この言葉、教訓は佐伯市がこれから歩むべき道を暗示しているのではないのでしょうか。ところで、昨今の夕張市に関するニュースでは、職員数の激減が話題に上っております。佐伯市も行財政改革プランを実行中でありまして、まずは嘱託職員・臨時職員の削減、経費の節減、不要・不費用な事業や事務の整理並びに投資的経費の抑制などが手始めであります。そして究極の行財政改革プランの実行といたしまして、指定管理者制度等のアウトソーシングを使った職員数の削減に及んでいくものと考えております。先ほど夕張市に関するニュースで職員数の激減が話題に上っておりますとお話しましたが、夕張市ではベテランの職員の方々の早期退職者が多数出て、4月以降の行政運営が困難に陥るのではないかとということが話題になっておるところでございます。本市も行財政改革の一環といたしまして、今後職員数を数百人単位で削減することが予定されておりますが、その結果、行政サービス等の低下が予測されます。そこで、将来起こり得るこの職員数の減少に伴います行政へのおけるもろもろの影響についてどのような対策を考えておられるのかお尋ねいたします。以上をもちまして一般質問を終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員さんの行政サービスについてという質問をいただきました。夕張市の中での財政破たんによって、私どもも今も地方財政の危機、これは特にマスコミ等でクローズアップされております。このような流れの中で、政府は自治体の財政破たんを防ぐための法制の整備を進めております。破たんに至る前に地方財政に対しイエローカードを示した上で早期の是正を図ろうということでございます。佐伯市では昨年3月に行財政改革推進プランを作成し、18年度から具体的な取組をしております。また、3月1日号の関係で行財政改正という形でこの1日の市報で1年間の取組を市民の皆様にお知らせをしているところでございます。私どもから見ますれば、確実に成果が上がっており、今後も計画に沿って推進を図ってまいりたいと思っております。行革プランには議員がおっしゃったように、職員数の削減や行財政サービス、また民営化等が含まれております。従来サービスとは違った部分が生じてまいりますが、市民の皆様にも御負担をお願いする案件もございますが、皆様の温かい御理解と御協力をお願いをしたいと思います。詳細につきましては、部長より答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 来年度は頑張れない木許でございます。よろしく申し上げます。お答えいたします。佐伯市行財政改革推進プランの定員管理計画では、平成21年度末の職員数を1,081人としており、合併年度の16年度の旧市町村職員数1,294人からは213人の削減を目標数値として掲げております。19年度当初の職員数は1,144人が見込まれ、合併前後で150人の職員が純減されたこととなります。このような急激な職員減に対応することには効率的な本庁方式への移行が不可欠ととらえ、合併2年目に当たる18年度から新市の組織を大きく変更いたしました。職員数の減による行政サービスの低下はある程度避けられませんが、自治体の維持継続性を考えますとやむを得ない措置だと議員には御理解をいただくと考えております。今後は少なくなっていく職員数の中で、多様化・複雑化、そして拡大化する行政サービ

スをどのように担っていくのかが大きな課題となってまいります。今、私たちが行っている行政サービスを見つめ直してみますと、行政がサービスを担うべきなのか、行政がサービスを担うとすれば、その効率性を考えていくといった視点が重要となってまいります。一つ目の視点からは民営化や指定管理、NPOや市民によるボランティア活動への参加といった発想が生じてまいります。サービスの民との協働化の理念が生じ、またその実践の必要性が求められるのではないのでしょうか。二つ目の視点では、俗に言うお役所仕事の排除が浮かんできます。この言葉は、非効率性を象徴とした言葉としてとらえています。従来のような公務員の質・考え方・行動パターン、組織では高度化・複雑化・多様化・肥大化する行政サービスを担っていくことが困難となっていることを痛感いたしております。時代を先取りする進取性や時代に対応する不断の学習が欠かせません。車でいえば小型だが性能が良く、燃費のいい日本車をフルに活動させる体制が求められていると考えるべきなのではないでしょうか。職員の資質向上を図り、組織が柔軟に変容できる体制を構築する必要があります。人員減に対応するためには、部・課・係のセクト主義の垣根を越えた体制を構築していくことや役職の重層構造を見直していくことが求められます。方途としてグループ制の導入、組織のフラット化が求められているといえます。公共投資を中心とした地方自治体から高齢化に伴った福祉・医療・介護や住民生活の質を高める環境政策を担う自治体へと変化しており、合併で混乱する中ではありますが、果敢に組織を見直していくべきだと考えております。

議長（日高嘉己） 清家議員。

10番（清家好文） あのですね。人事削減ということに対してですね、三つの視点があると思います。一つは行財政改革、これは人件費の削減ですね。これがねらいなんです。これ内部から見ればですね、問題点です。それによって職員の中の業務の忙しさっていうのが発生すると思うんですね。もう一つ目がですね、いわゆるお客さん、市民サイドから見た場合ですね。今でさえ、これは必ずしも正しいとか思ってないんですけど、市民から見た場合の認識ですね、認識っていうのが公務員は多すぎるとか、給料が高すぎるとか、働きが悪いとか、これも市民の一般的な意見なんです。特に、縦割り行政に関してですね、窓口のたらい回しとかですね、それともっとあと知らんぷり、隣の人は何する人ぞという関係ですね。今の前2点は内部の問題なんです。いわゆる行政改革によって人件費を減すということは内部問題、それと内部で忙しくなるというこの問題も一つは内部問題、市民サイドから見た場合は市民としてはそれは内部の問題なんです。あくまでも。役所に市民が用事を済ませに来ますわですね、それは人数が少ないとか多いとかいうものは関係ないんですね、市民としては。自分の要件を1分、1秒でも早く済ませたいというのが市民の立場なんです。だから、職員数の減少でですね、私はこのような状態がもっとひどくなるのじゃないかと思っておるんですよ。その少なくなったからといって、それを市民に転嫁するわけにはいかないと思うんですね。その辺をどのように思っておるのか、これをお願いします。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 市民のですね、そういったサイドの問題に対してですね、これは私は窓口の問題でですね、いわゆる総合窓口をですね設けるといって対応したりですね、それから業務そのものがですね、昔のようにもう手でやってとかいうようなことではなくて、非常にOA化してですねスピードのある、例えば、住民票交付でもですねスピードのあるものができてきているということはあると思います。ただそういったですね、特に振興局の部

分についてはですね、その部分が若干人間が減ることによってそういう市民に対して一定のいわゆるサービスの質の低下というのを起こす可能性があるんですが、今からですね、そのやっぱり市役所の市民サービスっていうものを考えるとやっぱり人間の、今清家さんがおっしゃったようにですね、いわゆる知らんぷりしたりだとか、たらい回しをしたりして平然としてるといふ職員の質の問題がかなり大きいんじゃないかと。そういったものはですね、当然今からですね研修をして今までのようなですね、いわゆる地方財政が豊かなときにですね一杯の職員を抱えて、その職員でいわゆるお役所仕事をやってるような市役所じゃいかなということをしてですね、やっぱり職員の質を高めるという方向にですね向けていくべきだろうなというふうに感じます。

議長（日高嘉己） 清家議員。

10番（清家好文） 部長はこの春をもって退職されるということなんで酷なんですけど、フラット制の導入っていうんですかね、これを将来的ですね、今すぐとというわけじゃないですけど、職員の数が少なくなったからこういう組織替えをですね、フラット制の導入とかいうのを急にやったからといって成果が出るもんじゃないと思うんですよ。あっちこっち行財政改革で視察であっちこっち行くんですけど、最終的な問題は職員数少なくしたときに対応できないということを問題視しているところが多いんですよ。それでですね、それに対応する方法は何かといたら、フラット制、さっき言ったこれ三重県庁から始まったんかなと思うんですけど、フラット制の導入を考えてるんですね。係制の廃止ちいうんですね、係長の廃止ちいうんですか、いわゆるグループで仕事をするという方向性を今ものすごく打出してるんですけど、佐伯市も今すぐというわけにはいかないでしょうけれど、前もって研究してですね、これを導入するっていうかねですね、方向性はないんかなと。最後の部長がもう最後をお願いします。市長をお願いします。お願いします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員さんに大変お世話になります。部長も最後の答弁をさせて引継ぎを私が受けると言うようなことではありませんので、私の方からこれは命じております。先ほど部長答弁の中に、答弁の中ではグループ制の導入、組織のフラット化ということで御答弁申し上げております。私の方も現在の組織編成の時に建設とか農林水産のものについては総務課というのをさせております。今まで各林業課・水産課、いろんな課には庶務係というのがあったわけですけど、そうしたことをならみ4月の人事機構の組織の改編の時に総務課というのをし、そこで事務当局を全部まとめると、将来のフラット制の移行をですね、そうした一つの部の中で体制を作っていくという形で組織変更をさせております。また総合窓口につきましては、ワンストップ窓口という形で三鷹市にですね私も直接行きまして、三鷹市が全国で一番行政効率が良く、そうした中で市民の来れる時間、日曜日でも土曜日でもいつでも受け入れるという、そういうサービスを盛んにやっておりますので、三鷹市の方に出向きまして、そのことについて勉強してまいりまして、現在庁内においてもこの勉強会を開いておる次第でございます。そうした中で、少人数において住民に対してのできるだけサービスの低下を起こさないように努力をしていきたいと思っております。今後ともよろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 行革のですね今年51の方が辞めるわけで、そういった中で四十八、九

人の実数の減という形の中で、19年度の組織を見直したときにですね、そういった考え方を持込んでおります。というのは、今合併で千二百、三百というオーダーですから、これが標準的な自治体としての数としては800、900というところだろうと思います。今過渡的な、一気にこう集まったゆえに多いんだと、ところが今清家議員がおっしゃるですね、もっと効率のいいというのは、大都会のですね600、700というところの同じ規模でもね、そういった行政のあり方のときにどうサービスが落ちてくるのかという一元のね、またそれとはちょっと若干異にするかなというふうに考えます。今回ですね、いわゆる合併によって役職の上の構造が市役所はいわゆる役持ちの役の付いた職員が多いということもあるんで、そこら辺りをですね重層構造といいますか、そこら辺りを解消していこうという方法でやっておりますし、それからできるだけですね係、大課大係、大きな係にしてグループ制のいい持ち味というものを生かしていこうという方向での試みをやっております。それで、毎年40、50とですね減らしていく中ではどこかで今清家議員がおっしゃったようなですね問題がいつかは出てくると、今そのタイミングではないのかなというふうに感じております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

続いて39番、村松講一君。

39番（村松講一） 39番あまべの会、蒲江地方区、村松講一でございます。本日最後の質問となりました。前に並びまして送る言葉を一言。正に光陰矢の如く、新市誕生から早2年、三度目の春を迎えました。3月は若者たちは巣立ちの時でもあり、旅立ちの季節でもあります。片や別れの時を迎える人たちもあるのが3月であります。本定例会を最後に、この場に御出席の幹部職員の方々を始め、本年は50名ほどの市役所職員が退職されるということでもあります。退職実年齢の方もあるのでしょうか、退職勧奨によっての人もあるのでしょうか。また、先ほど夕張の話が出ましたが、夕張市の職員のようにとは言いませんが、佐伯市を見限って退職される方もありはしないかと複雑な思いでこうして一般質問の席に立っております。何はともあれ今日までの御苦勞に心からの敬意と感謝をいたしますとともに、今後の御健勝を願いながら、今日までの豊富な行政体験を生かしての大所高所からの提言もいただきたいものであります。さて、今回提出の19年度予算、一般会計391億、特別会計334億余を企業会計36億余、合計762億1,249万1,000円であります。大分市に次ぐ県下2番目に大きい予算額となり財政担当の言を借りれば、身の丈に合わないと言っておりますが、今後は合併の相乗効果を発揮して予算に匹敵する身の丈をつくる努力を全市民力を合わせてやるのが何より大切であると考えますし、西嶋市長の今後の強力なリーダーシップを期待するところでもあります。一般会計対前年比マイナス3.7%であります。歳出で見ますと農林水産業費昨年に比べマイナス20.7%、土木費前年比マイナス20.0%、投資的経費を極力抑えたということで落ち込みが激しく農林水産・土木建設業界には極めて厳しい予算編成であります。一次産業の振興と少しの弊害があるにせよ生活基盤の整備に欠かせない公共事業がなければ地方は生きられない実情を市長、あなたはどのように受け止めているのでしょうか、お聞きしたいところでもあります。私は今回の一般質問、水産振興策、国道388号の整備、省エネ対策と3点通告しておりますので、門前払いのない明快な答弁をお願いいたします。

まず、水産業の振興策についてお聞きいたします。私は前回一般質問で水産業が持続して発展するためには海をきれいにして使い、守ることが絶対に欠かせない大事な条件であり、



今に生きる人たちの務めだと申しました。また、遅れている蒲江入津湾における生活排水処理、下水道事業への取組の必要性を質問いたしました。幸いにして執行部には実情を御理解をいただき、今後の取組に地元漁業関係者の厚い期待もあることを今回申し添えておきます。古くより、佐伯の殿様浦でもつと言われていました。浦々の発展の条件も、また水産業の振興策のいかにかかっていると思います。示された19年度予算書で見れば、先ほど申しましたが、農林水産業、対前年比マイナス20.7%と突出して大きく落込んでいます。漁業者を取り巻く環境は近年燃油の高騰、外国産魚の輸入等大変厳しいものがありますが、何といましても、県下ではダントツの漁業生産高を誇る水産のまち蒲江であり、水産のまち佐伯であり、海のまち佐伯であります。19年度水産業の振興策をお聞かせください。磯焼け防止対策についてお聞きしますが、このことは我が会派の村尾議員からも前年度質問がありました。水産庁はガイドラインをまとめた報道されております。本市においても磯焼け被害により藻場が減少しアワビやサザエ等の水揚げが減少していると聞いております。海岸線260キロメートル、そのほとんどが外洋に面した磯根資源の宝庫といわれる藻場ですが、今年度の計画や実態をお聞かせください。事業計画の実態をお聞かせください。種苗の放流事業についてお尋ねをいたします。この事業、大変な事業効果を生み成果が目に見えて上がっていると漁業者の期待は大変大きいものがあります。アワビ・トコブシ・クルマエビ等の水揚げを近くで直接見ることもあります。代表されるものはアワビ・トコブシ・クルマエビ等ですが、本年度の放流事業の内容をお聞きいたします。また、海の浄化には大変効果があり実力もあるといわれる他県では聞きますが、ナマコ等新品種の計画はないものかお聞きをいたします。次に、藻場の造成についてであります。魚礁の設置等とともに水産振興には欠くことのできない取組で随分実績が上がっておりますが、10年、15年たちますと砂場に作った藻場は石が段々と沈みます。この上に投石してほしいという漁業者の声も聞きます。藻場造成の一つの方法として自然の藻場の延長や拡張という手法で投石事業等できないものか本年度の計画をお聞きいたします。次に、水産振興に欠くことのできない陸上への物揚げ岸壁や共同作業場、水産基地の造成に海面を埋立てて計画はできないものかお聞きいたしますが、蒲江下入津漁協管内の事情であります。共同で使用できる岸壁が少なく、現在海岸市道の内陸側の蒲江町時代からの市有地を使用しております。養殖関係漁民は不便を抱えております。漁業権行使や内湾の使用について一部勇み足もありますが、これも一つには公共岸壁や共同使用できる作業場がないという事情もありますので、漁業者の心情をお察しいただきたいものであります。工事残土の処理にも役立ち、一石二鳥も三鳥もの効果を期待できることだと確信をいたしております。よろしく御答弁をいただきたいと思っております。

次に国道388号、今後の整備計画をお聞きいたします。東九州高速道路、来年5月、6月には佐伯インター開通となり、佐伯蒲江県境間も先般行われました着工式でいよいよ始まるという実感とともに関係者皆様の御苦労に感謝いたすところであります。しかし、完成予定は10年先ということもありまして、当面の課題として現在の生活道路であります国道・県道の日も早い整備を願うところであります。畑野浦・竹野浦河内間、今後の予定はどのようなのでしょうか。また、小向・小蒲江・猪串・森崎ルート、測量も終わりまた工事発注の段階となる部分もあるやにお聞きしていただいておりますが、進ちょく状況をお聞かせください。このことについても我が会派の榎田議員が昨年9月の一般質問でお聞きしておりますが、その後の状況をお聞かせください。388号丸市尾県境ルート、名義上の路線は今では車も通ること

もありません。丸市尾・葛原農免ルートを代替ルートとしているのは御存じのとおりであります。この間にはトンネルの話もありましたが、これも聞こえなくなりました。国道のルート変更とともに整備を要望する地元民の声にどのようにお答えいたしますか、お聞きいたします。また、葛原・波当津間はふるさと農道事業という話があり、地元は大変喜んだものであります。これは夢と消えたようであります。東九州高速道の波当津インター実現まで今の道路でということになれば現道の整備をとお願いするしか方法はないのでしょうか。地元住民に安心・安全をどう伝えますか、お聞きをいたします。

最後に、省エネ対策についてお聞きいたします。省エネというよりも環境対策ということにもなるかもしれません。いつの時代か消費は美德と言われ、消費者はこれに踊らされ消費を拡大して日本の経済を成長させた。今考えれば何とも理解しがたい時もありました。現在も便利さとぜいたくさが身に付いてエネルギーに限らず何と無駄の多いことかと私自身反省を込めて質問をいたしております。ついこの前、小泉首相の時代に古くから日本人の美德といわれたもったいない精神の復活と啓蒙と言われてもいしましたが、一人一人の心掛けがCO<sub>2</sub>の削減となり、地球温暖化や地球の環境に影響するとか、自覚するまでにはなかなか至りません。夏場はクールビズ、冬場はウォームビズとかで電力消費のことが省エネの代表格としか思いつきませんが、振興局を含む市役所内外での取組は何をどういう方法でやっておられるのか。ISO取得とかで御苦労もあり、その実を上げておられるようですが、一般市民への省エネPRの必要性やPRはどう考え、取り組んでおられるのかお聞きいたします。一般家庭での電力の省エネコンクール等企画して市民の関心を高めてはどうかと思うがどうでしょうか。このことは全国的にはかなりの自治体に取り組んでいると聞いております。小さな努力が地球環境を考えるきっかけとなり、ごみを減らし家庭の経済にもプラスになるだろうことを期待して質問を終わります。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 村松議員の御質問にお答えいたします。水産振興について、本市の水産振興政策について御説明をさせていただきます。本市の沿岸漁業資源を将来にわたって維持するためには、栽培漁業の推進及び資源管理の徹底が不可欠です。現在、漁協や各協議会が主体となってマダイ・ヒラメ・イサキ・トラフグ・クルマエビ・アワビ・アサリなどの各種放流が積極的に行われているところですが、これらの事業に対して支援を行い、栽培漁業の推進を図ってまいります。また、放流効果の高いアワビ類につきましては、磯根資源増殖推進事業による放流を引き続き実施し、資源量の維持に努めてまいります。魚類養殖業におきましては、生産日本一を誇るヒラメの養殖を始め、本市の養殖業は県内生産のおよそ8割を占めています。近年では、消費者の食品安全に関する意識が高まる中で環境に優しい養殖技術の開発などに関し、漁協や生産者が行うさまざまな取組に対し支援を行い、養殖業の発展を促進したいと考えております。では、最初の御質問の磯焼け防止対策や藻場造成の成果と本年度の計画についてお答えいたします。磯焼け対策につきましては、以前より大分県と共同で調査・研究に取り組んでまいりました。その結果、磯焼けから回復させるためには、草食性魚類からの食害対策が必要であることがほぼ明らかになってきました。そこで、物理的に草食性魚類の侵入を阻止する防御方法を検討し、仕切網・防御カゴ・被覆ネットで藻場を保護する試験を行いました。結果としましては、施設を設置すれば磯焼けは防げることが実証できました。しかしながら、耐久性や費用対効果などの問題から事業化は難しいと

いうふうにも判明しましたので、今後は海藻が増えることによる経済効果の実証が必要とされています。そこで、本年度の計画としましては、蒲江において県がアワビ等の増殖が期待できる規模での食害防止施設の設置を計画していることから、市としましても県とともに、これを実施していきたいと考えております。次に、種苗放流について新品種は考えられないかということの御質問ですが、このことにつきましては、現在上浦にある大分県の水産試験場において種苗生産技術の試験研究が行われております。技術が確立されると放流効果の高いもの、経済効果の高いものを選んで大分県漁業公社で種苗生産が開始されます。現在も数種類の新規栽培魚種が研究されていると伺っていますが、更に新しい品種につきましては、漁業者の方々より魚種の提案があれば県に相談したいと思っておりますし、今年度につきましては、ナマコを鶴見に放流した実績もありますので、その経過を見たいと思っております。次に、下入津漁協管内で工事残土処理を兼ねて海面埋立てによる土地造成はできないかとの御質問にお答えします。漁港漁場整備事業計画におきましては、下入津漁協管内では現在のところ埋立てを伴うような計画はございません。しかし、海面埋立てにつきましては、水産振興に伴い新たな土地造成が必要になれば地元からの要望に基づき必要性、投資効果等を考慮しながら検討し、計画作成に向けて努力したいと考えております。ただし、埋立てる造成は計画に沿った必要造成面積とすべきであり、目的・用途によりその造成面積を決定していくことになるかと考えております。この場合におきましては、条件等が整えば事業費の縮減を図るため公共工事等により発生する残土処理の有効活用を図っていきたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 国道388号の整備についての質問にお答えいたします。これからの答弁の中で旧蒲江町以外の方はなかなか分かりにくいと思いますが、いろいろな地名が出てまいりますので御容赦願いたいと思っております。まず、蒲江・畑野浦から竹野浦河内間の延長約5キロメートルは、平成5年度から入津バイパスとして改築事業に着手しております。現在、畑野浦工区約2キロメートルは部分開通となっておりますが、新年度早々には全面開通されると聞いております。また、竹野浦河内工区は、本年度終点から800メートルほど完成しており、引き続き事業促進のため地元と協議しながら現地測量を進めております。残す区間の楠本地区には、楠本架橋約550メートルが計画されておりますが、今のところ大分県から明確な見通しが出されていないのが現状でございます。次に、小向から森崎間につきましては、平成15年度から小向から小蒲江間の延長約1,500メートルが事業着手されております。また、小蒲江から森崎間が本年度18年度から事業着手されております。小向から小蒲江間は、既に工事に着手されており、トンネルを挟んで小向側と小蒲江側がそれぞれ発注されております。小蒲江から森崎間につきましては、地元のルート協議を重ね小蒲江から猪串間、猪串から森崎間は共にトンネルでのバイパス計画となっており、現在用地測量を行っているところであります。次に、丸市尾から宮崎県の市尾内に通じる県境間は急しゅんな地形で急こう配・急カーブの山道で大型車の通行不能といった状況であります。一般的には、県道古江丸市尾線、旧葛原農免道を利用したう回路での通行となっております。大分県では、このう回路を国道の代替えとして整備することは現時点では厳しく、東九州自動車道の蒲江から北川間が国の直轄事業区間となり、通行料が無料であることから、この東九州自動車道を短年度にて開通させるよう関係機関と連絡を密にし、事業の促進を図ってまいりたいということであ

ります。また、丸市尾から波当津に通じる県道古江丸市尾線の整備は、高速道路の関係もあり、大型車の通行を考慮した整備を年次計画で進めていくということであり、昨年度から、丸市尾から葛原間の路面復旧や防災工事を行ったほか、本年度も葛原から波当津間の部分拡幅や次年度に向けての測量調査及び波当津集落内の延長約1キロメートルの改良事業にも着手しております。いずれの路線、工区も蒲江管内を縦貫する唯一の生活道路であり、高速道路と併せて早急な完成が図られるよう引き続き関係機関に働き掛けていきたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 皆さんお疲れでございます。市民生活部長の塩月でございます。私もですね、人に遅れを取らないようにということで、3月末に退職をすることになっております。議員の皆さんにはわずか2年間のお付き合いでございましたけども、大変いろいろと御指導いただきました。この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。特に、村松議員さんにおかれましては御健勝で、ますます御活躍されますようにお祈りをいたしております。

それではお答えをいたします。市町村合併以前から旧佐伯市、旧蒲江町の主要な庁舎におきましては、ISO14001の認証を取得しており、その中で事務用紙の使用量、廃棄物の排出量及び電気使用量の削減の取組が実践されてきているところです。合併後は、この取組を各振興局、各小中学校等すべての施設に広げるため、今年度庁内に地球温暖化対策推進組織を構築し、来年度当初には地球温暖化対策実行計画を策定する予定でございます。こういうもう案が既にできつつあります。よって、各振興局等を含めた全職員が既にその取組を始めているところでございます。目標と実績につきましては、今年度、18年度実績データの収集をしておりますし、その実績をもとにですね19年度に目標を定めるということにいたしております。次に、市民への省エネのPRについてでございますけれども、市報やケーブルテレビ等を通じて、主に夏にはクールビズ、冬にはウォームビズの呼び掛けを行っております。また、昨年6月の環境月間に大分県が呼び掛けを行い実施されました121万人夏の夜の大作戦キャンドルナイトの取組におきましては、蒲江浦づくりの会が中心となり、事業所や家庭の照明を消灯し、世代を超えた地区住民が一つの会場に集まって小学生が廃棄物を利用して製作した貝殻トーチの明かりの下でともに団らんするなどの取組が既に行われているところでございます。最後に、全家庭を対象にした省エネコンクールの御提案でございますが、現在大分県が地球温暖化防止対策や省エネの取組として、同趣旨の地球環境家族の登録募集を行っております。当面は、この募集のサポートを市がやっていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（日高嘉己） 村松議員。

39番（村松講一） 贈る言葉を申しましたが、それぞれ皆さん退職だそうで、それを聞きますとこちらにも定年制がいるのかなあというような気もいたしますが、御丁寧な答弁いただきました。大変あの遺言か置き土産か知りませんが、大変いい答弁だったと思っております。ありがとうございました。

水産振興につきまして、種苗の放流大変効果が上がっております。今年度特にクルマエビで実績が上がっておりますので、ちょっとまあ何とか土産に部長にお知らせをしておきます。これはですね、昨年元猿の砂の廃棄でいろいろとあっちこっちお騒がせをしましたが、災い転じて福となすというのか、結果的には大変いい結果を見まして、クルマエビが去年の

12月から今年の春に掛けて漁家の人たちにも聞き取り調査もしまして漁協からも聞きました。大体2倍から3倍の量、金額的にはそういうことで、上がったようです。これは漁協に聞いても漁業者に聞いても一時はまずいなあという話があったんですが、砂の投棄、廃棄はちょっとまずいなあという話があったんですが、結果的には良かったと。そういうことでございますので、水産部長にはどうか安心して退職されるように。今回期待しておりますので、クルマエビもトコブシもマダイもフグもみんな効果があります。これで水産の町佐伯がもてるわけですから、是非あとに継ぐように、引き継ぐように置き土産としてやっていただきたいと思います。

それから、国道388号についてですが、あとで一言ずつ答弁をいただきたいと思います。時間あるかな。国道388号についてですが、これも詳しい答弁いただきまして地元では大変期待をしております。今回、小蒲江・猪串・森崎までのルートがそこそこ固まったということで皆安心をしておりますので、ひとつ県に働き掛けを緩めないような方法でやっていただきたいなあと思います。一つ気になりますのが、上入津から、畑野浦から河内に行きますルート、この間に550メートルの湾が、海があります。この長大橋ですが、橋なんですけど平成10年の調査で100億円の金額が計上されております。予算がということでありませんが、100億掛かるだろうなあということでもあります。これは市内には大入島、それから番匠川河口橋、これは最後に我が会派の肥後議員からも出ますが、それから楠本架橋、新稲垣の橋と四つ橋があるんですが、計画が夢と消えたのもあるかもしれません、この中で市長、順番をという話がいつかありました。皆さんがそれぞれ言ってもなかなか県も国へ働き掛けはしにくいだろうと思います。順番がということなんですけど、この順番は遠慮せずに市長が思いで付けたらいいと思います。楠本が2番になろうと3番になろうとそれはいいんですが、とにかくどこかで手を付けていただくというような方向で頑張ってもらいたいと思います。これには今までの答弁では217号が完成しないことにはなかなかその辺までは手が回らないだろうという話やら、大入島が片付かんとその辺にいにくいんだらうかというようなそういう話もありますが、それはそれとして遠慮せずにそちらの方も協力をして、この長大橋にも取り組んでほしいとそういうふうに思います。これは楠本架橋は、桑原部長、最後に思いだけでもお願いをしておきます。

それから省エネ対策、環境問題については、これも部長から大変詳しい答弁がありまして、こういう取組でいけばまずまず佐伯市を含む周辺の環境対策は万全だろうなあと思います。こういうことがやっぱりごみを減らして家庭の経済にもプラスするんだらうと思っておりますので、その辺も次の人にバトンタッチを、強力なバトンタッチをしていただいで進めていってほしいと思います。以上。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 楠本架橋につきましては、県の事業でありますので、私も責任ある回答はできませんが、計画そのものはまだ残っております。費用対効果等いろいろな問題がございまして、すぐに着工というようなことにはなかなか難しいだろうというふうに感じております。まだ蒲江の方につきましては、388号線、いろいろなトンネル工事等の着手いたしておりますが、非常に建設残土の処分地がないということで地元の皆さん方に協力していただければなかなか事業が進まないという現状がございまして、地元の方の御協力もお願いしたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村松議員から御指名でございますので、河口橋についてとかですね、橋についていろいろ昔から佐伯もありました。私は基本的には合併時点での県との約束はですね、それぞれの架橋について並行で推進していつてできる所からやっていくということを考えていつてるわけです。現在着工可能といえば河口橋じゃあないかと思っておりますし、またこれは388期成同盟会で、この前国交省に持っていきまして、そうした中の要望について一通り挙げております。だから、こうした国道等についてもですね、国・県事業についてですので、これは順番がどうだからということではなくて、やはり地域の生活道路としてのですね、蒲江地区にとってはこの388というのは非常に重要な路線でありますので、順番以上にですね考えなければいけない部分があると思います。そうしたことで、どの橋をとということでもよく言われるんですけど、先般特別委員会でもお話しておりますし、これはこの一般質問でですね急にどうだということもなかなか即言うことはどうかなと思っております。そうした中では、議会の特別委員会とも相談して方向付けして、また県もですね、いつもそういつて逃げるんですよ、昔から。何をするんでも順番をしなさいと、と言つてうやむやにしてこの10年間きておりますので、今度順番を付けたら、この前私もあることで行ったら、いやそりゃ大入島がというような言い方をするんですね。だから言えばこういうああいうですから、それを一回決めてですね、あとを逃がさないような状態ですね、議員の皆さん方の御協力もひとつよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 元猿漁港のしゅんせつ土砂の処分につきまして、いろいろとお騒がせし皆さんに迷惑掛けましたが、これは手法が若干行き違いがあったと、漁業者に対する理解度ができてなかったということの結果でございましたが、先ほど議員から言われたように、クルマエビが漁獲が多かったということですね、放流事業も今年も去年以上に予算を要求しております。そういうことで、海はですね、ある程度耕していかないと漁はないかなと、その工事中においては濁りが出るということがありますんで、多少は迷惑を掛けると思いますけど、今後漁協と協力しながらですね、そういう部分はやっていきたいと考えておりますし、議員の皆さんにお願いしときたいんですけど。実はですね元猿漁港のしゅんせつ土砂を津久見の四浦にも運びました。で、そこも一杯になったということで県がやってる佐賀関までも佐伯市の金を掛けて残土処理をしました。皆2か所も土地ができ上がりました。今後はやはりやっぱり漁港事業進めていく中、しゅんせつ土砂等があればですね、やっぱり地域に少しでも土地ができるような方法を是非研究していきたいと思っておりますので、御協力をよろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 村松議員。

39番（村松講一） 質問ではありませんが、一言だけ要望しておきます。湾内の水産基地の造成について、工事残土でということなんですけど、地元としては大変そういう要望は強いんですが、具体的になかなか地元でしにくいということがあります。要望書を取りまとめてという思いも私も知っておりますが、是非水産振興の立場から、水産の方からそういう指導、助言をしてほしいと思います。この辺についてはもう塩月助役大変よく御承知のことですので、勇み足の部分もありますので、そういうものを解決できるような方法で何とかやってほしいと、これは要望です。市長も分かるところは分かってくれると思っておりますので、よろ

しくお願いいたします。終わります。

議長（日高嘉己） 以上で、村松議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、12日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時29分 散会

平成19年 第2回

# 佐伯市議会定例会会議録

第3号 3月12日



## 第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 3 号）

平成19年 3月12日（月曜日） 午前10時00分 開 議

### 出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 高 曾 宮 司 好
5 番 高 司 政 文	6 番 村 尾 清 一
7 番 松 田 清 徳	8 番 後 藤 幸 吉
9 番 江 藤 茂	10 番 清 家 好 文
11 番 矢 野 精 幸	12 番 矢 野 哲 丸
13 番 河 原 修 仁	14 番 宮 脇 保 芳
15 番 佐 保 曉	16 番 小 野 保 宗 司
17 番 肥 後 四々郎	18 番 榭 田 穂 積
19 番 井野上 準	20 番 河 野 二 豊
21 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 日 染 高 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀬 精 一郎
34 番 吉 良 栄 三	36 番 浅 利 美 知 子
37 番 河 野 周 一	38 番 玉 田 茂 彦
39 番 村 松 講 一	40 番 児 玉 輝 彦
41 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

### 欠席議員の氏名

な し

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

### 説明のため出席した者の職氏名

市助		長	西	嶋	泰	義	上	下	水	道	部	長	加	藤	宗	義
助		役	佐	藤	卓	男	教	育	道	防	長	長	高	治	一	郎
教	育	長	塩	月	厚	信	消	浦	振	興	長	長	高	橋	定	忍
総	務	長	武	田	隆	博	上	生	振	興	長	長	吉	岡	直	光
財	務	長	木	許	政	信	弥	匠	振	興	長	長	大	鶴	信	己
企	画	長	植	木	通	則	本	川	振	興	長	長	三	原	紀	行
市	商	長	柴	富	洋	一	直	川	振	興	長	長	芦	刈	徳	生
福	民	長	塩	月	満	邦	宇	目	振	興	長	長	上	村	幸	寛
建	社	長	菅	俊	慶	吾	鶴	見	振	興	長	長	塩	月	伸	生
農	設	長	桑	原	建	樹	米	水	津	興	長	長	河	野	勝	幸
林	水	長	木	原			蒲	江	振	興	長	長	三	宅		

---

議事日程第3号

平成19年3月12日(月曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長(日高嘉己) おはようございます。本日の平成19年第2回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

議長(日高嘉己) 日程第1、一般質問を行います。

9日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、村尾清一君、2番、高司政文君、3番、三浦涉君、4番、後藤幸吉君、5番、戸山盛喜君、6番、河野豊君、以上の順序で順次質問を許します。

6番、村尾清一君。

6番(村尾清一) おはようございます。本日の1番バッターでございます。まず、先般行われた全国青年女性漁業交流者大会で女性漁業者の日ごろの研究実践活動の成果を嶋原かおりさんが、間越地区活性化の取組と題して発表し、朝市に取り組む佐伯市の間越地区の活性化推進協議会の最高賞の農林水産大臣賞に輝きました。先日の渡邊議員の報告や新聞紙上で御承知のとおりですが、その朝市、来だんせへ市が今週の日曜日、18日に行われます。また、当日四教堂塾しこうどうじゅくの人たちによる松の植樹も行われますので、来だんせへ市を見学し、ボランティアで松の植樹に参加していただければと思っております。

では、一般質問に入ります。6番議員、あまべ会、村尾清一。通告に従って、第63回国民体育大会開催準備について3点ほど伺います。第63回国民体育大会が42年振りに、その名もおおいためじろん国体と名付け、大分県で開催されます。本番まで1年余りに迫ったが、大分県はもとより我が佐伯市でも正式競技、レスリング、軟式野球、弓道3競技とデモンストラーションとしてのスポーツとして3競技開催されます。多くの選手と役員、応援の人たちが訪れると思います。国体成功に向けていろいろな準備は順調に進んでいるかまず伺います。2点目として、市民の関心もいまいち盛り上がっていない。ケーブルなどでは宣伝しているが、特に会場が市街地から離れているせいか、もうひとつ国体が開かれるという実感がありません。今後は、市民に対してどのようなPRをし、盛り上げていくのか。3点目に、3競技で多くの選手、役員、応援の人たちが来ると思われます。市長は佐伯の食を売り出すとよく言われておりますが、絶好の機会であり、他の市では料理の試食会なども行ってもてなす準備をしていると聞いておりますが、佐伯市の特色ある食をどのような形で知ってもらおうとしているのか、そのためにどのような方策を考えているのか。以上3点を伺います。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。村尾議員さんより御質問いただきました国体開催の準備について、御答弁申し上げたいと思います。私の方では、一応1と2という形でとらえまして、三つっていうことではございましたので、1について、市民の関心がいまいち盛り上がってないという形で、どのようにPRを盛り上げていくかについて御答弁を申し上げたいと思っております。チャレンジおおい国体もあと1年余りとなりました。今年国体リハーサル大会として、6月に弓道競技を11月に軟式野球、そして来年の2月にはレスリング競技大会を行うことにしております。また、先日はレスリング会場となる新しい体育館も完成しております。国体準備も着々と進めておりますが、市民の皆さんにはいまいちという感があると思います。国体は選手や役員、大会関係者だけでなく、市民みんなで盛り上げて参加することで、夢と感動が実現でき、意義のある大会となります。これまで市民の皆さんに対してのPR活動としましては、市報やホームページ、ケーブルテレビ放映又は国体マスコットキャラクターのめじろんグッズの販売やめじろん募金活動などを行ってきました。その他、各地域で開催されました行事には、めじろん着ぐるみと一緒に参加し、国体の開催時期や競技についてPRを行っております。例えば、昨年の鶴見の豊魚祭、弥生のコスモスまつり、米水津おさかなまつり、本匠マラソン大会、そして先日行われました宇目健康マラソン大会などに、めじろん着ぐるみと一緒に参加し、少しずつ市民の皆様にご国体開催を呼び掛けているところです。今後も今月に行われます弥生の菜の花まつり、そして31日から4月1日に掛けて行われますさいき春まつりなどのイベントにも大々的に参加してまいります。これからは、先日県が作成いたしましためじろんダンスを利用して保育園児から小学生、中学生、そして大人まで幅広くめじろんダンスを踊っていただく機会をつくり、国体気運を高めていきたいと考えております。また、国体事務局の整備や市役所全課全職員を対象とした国体実施本部を設置し、市民の皆さんに対し大会ボランティア募集を始め、花いっぱい運動やごみ拾いなどの環境美化活動、そしておもてなしの準備として、笑顔であいさつ運動など、さまざまな運動を進めて、元気なすがすがしい佐伯のイメージをつくりあげていきたいと考えております。企業、団体の皆様には、企業協賛で物品提供などを呼び掛けながら、いろんな取組の中、国体ムードを本番にピークに合わせたいと思いますので、皆様におかれましても御協力お願い申し上げます。他については、部長より答弁させていただきます。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） おはようございます。佐伯市の特色のある食をどのように考えているのかにつきましては、国体の開催を一過性のものとせず、佐伯市を全国に情報発信できる絶好のチャンスととらえております。佐伯市の特色のある食は、豊後水道で水揚げされた新鮮な魚介類を食材とした佐伯鮪を始め、海鮮丼などと、深山や清流の恵みを受けたおいしいものが沢山ございます。この度、市の花・木・鳥・魚を選定するに当たりましても、現在選定案をパブリックコメント中ではありますが、特に魚の選定については県内でも佐伯市が初めてでございます。その魚を海のアジと川のアユの二つを選定したいと思っております。このような中で、佐伯市の食観光のPRについては、今年度も食と観光のまつりを始め、伊勢えび海道祭り、蒲江でのスローフードのつどい、福岡ドームでのおおいたの夕べ、東京銀座・<sup>ぎらい</sup>坐来での佐伯フェア等々、佐伯の特色ある食をアピールしてまいります。国体では、佐伯市を訪れた選手、役員、関係者などに観光パンフレット等でPRし、そして佐伯市の食を十分

堪能していただき、こんなおいしいものがあるなら、また佐伯に来たいと思わせるようにしていきたいと考えておりますので、リハーサル大会や国体に向け、観光サイドと連携を取りながら、佐伯の特色ある食をアピールしていこうと考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（日高嘉己） 村尾議員。

6番（村尾清一） 各地のイベントなどでPRを行っているということですが、では一つだけ伺いますが、いろいろな準備で苦労されていると思いますが、交通体系はどうか。高速道路は開通されるがそれにつなげる217号バイパスは国体までには完成が難しいと言われていたが、そうすると交通渋滞が予想されるが、またJRなどで訪れた選手や応援に来た人たちや地元市民の輸送体制はどう考えているのか、またほかの豊後大野市などでは、市民の関心を高めようと市役所1階ロビーにカウントダウンボードを設置し、残り日数を表示して、今市長のおっしゃられたように、大分市でもめじろんダンスなどでPRを行っていると聞いております。また、今国体は競技はもとより、どこの大会も選手・役員、応援に来た人たちのもてなしを大切にしているようでございます。例えば、のじぎく兵庫国体では、地方の会場で高校生が茶席で接待するなど、心温まるもてなしがあったと聞き、また静岡のわかふじ国体では、47都道府県の選手を1自治会1軒民泊を行い、民泊ならではの心温まるもてなしにより、選手団と地域との交流が図られたと言われております。佐伯市はもてなしをどのように考えているのか。また、食ばかりでなく、観光宣伝にも良い機会だと思っておりますが、佐伯市には毛利藩の文化財、美術品が数多くあると言われておりますが、国体の来客などに一般公開などは考えていないのか。佐伯市の観光につながると思うが、どうかのお伺ひいたします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 村尾議員さんの再質問に御答弁申し上げます。先ほど、私どもの基本的なスタイルを申し上げたわけですが、今年リハーサル大会を行い、そうした調整をやっていきたいと思っております。特に交通体系につきまして、217号線との関係で現在、国体に対しまして何とか開通をしようということで努力しておりますが、高速道路等の開通はほぼ目どがたっております。これから会場に行くのはですね、逆に高城トンネル、農免道路を通って行くと市街地を通らずにラッシュに合わずに、また10号線から来た場合も入れると思っております。また、先ほど議員が質問いたしました神戸ののじぎく国体、私も先般出張いたしました体制づくりを見てまいっております。バスの体系、会場の接待、また今年の秋田大会にもですねもう一度伺いまして、そうした体系を経験しながら、私どものそうした交通体系、接待の体系について事務局と話し、来た方に御満足のいけるような体制づくりをやっていきたいと思っておりますので、現在、そうしたことで研究しておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 国体に関してはですね、非常に盛り上がり少し欠けてるのじゃないかというような雰囲気はあろうかと思っております。今ちょうどプロ野球がですね、オープン戦が始まりました。そういった前ですね、今は今年、特に17年度、18年度というのはですね、準備段階にありまして、ほとんど県の組織ができ、佐伯に組織ができてきたと、そういう組織体制づくりが中心だったように思います。それで、いわゆるオープン戦というのが、いわゆ

るリハーサル大会になるというふうを考えればですね、ここら辺りで気運を盛り上げていくという方向になるかと思えます。庁内にもですね確かにまだまだ庁内体制の中にもですね、観光と結び付けたり、教育委員会と結び付けたりといった作業をですね若干遅れているようなムードがありますが、しかし今年はですねもう6月にはリハーサル大会が予定されておりますし、職員のもですね意識も随分変わってくると思えます。そういったですね、いわゆる専門部会の方も段々立ち上げておりますので、そういった気運をですね、いわゆる全庁体制、それをですね、いわゆる市民の全市民体制へとですね今年準備する年だと考えております。そういった今、議員さんがおっしゃったですね、交通渋滞の解消策、輸送体制、それから民泊、小・中学生の活用とかですね、そういった部分につきましてですね、いわゆる全庁を挙げてですね、いわゆる国体に取り組んでいく体制をですね今年整えたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（日高嘉己） 村尾議員。

6番（村尾清一） 本年秋には、リハーサル国体も始まると聞いております。本番を目指してもう少しメディアを使った情報発信が必要ではないかと思っております。国体で訪れた佐伯市は本当に良い所だった、もう一度行ってみたいと思われるようなもてなしを期待しております。最後に、サッカーワールドカップの時、佐伯市にチュニジアチームが来たが、市民は今一つ関心を示さなかったが、逆に中津江はその対応の良さで世界的に有名になって、今回の国体もチュニジアのようなことになりはしないかと懸念しておりますが、この国体に懸ける市長の意気込みを伺って質問を終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再々質問で、国体に懸ける意気込みということでございます。私どもこれをとらえてですね、九州一佐伯というキャッチフレーズを持って、これだけの食と自然が残っており、そのことについて全庁を挙げて国体に向けまして準備をし、迎えたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（日高嘉己） 以上で、村尾議員の一般質問を終わります。

続いて5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員、日本共産党の高司政文です。私は、今回アスベスト健康被害に対する救済についてと若者や高齢者等の雇用問題についてという大きく2点についてお聞きしたいと思います。まず、アスベスト健康被害に対する救済についてお伺いします。今回質問でですね、アスベストと言ったり、石綿せきめんと言ったり、石綿いしわたと言ったりですね、法律は石綿と読むようにありますし、商品せきめんは石綿と呼んだりですね、いろいろさまざまありますが、すべてアスベストのことですので、先にお伺いしときたいと思えます。まず、アスベストの問題ですが、一昨年、平成17年6月ごろ、クボタやニチアスといった製造メーカーから労働者や工場の周辺住民が肺がんや中皮腫ちゅうひしゅで死亡する被害が出ていると発表して大きな社会問題になりました。中皮腫ちゅうひしゅを知らない方がおられると思えますけど、心臓とかですね胸ですね、それから内臓関係ですね、この胸膜、胸の場合胸膜という膜があるんですけど、その膜を覆っているものが中皮といえます。それにできる腫瘍しゅようのことをですね中皮腫ちゅうひしゅといえます。私はその年のですね9月議会でこのアスベストの問題を取り上げました。その時は、主に佐伯市内のアスベストの使用状況や調査、市民の認定状況や健康対策などを聞きました。佐伯市にもアスベストによる労災認定者が1名いることが分かりました。その後、全国的な被害の広がり

の中、国は被害者救済のため石綿による健康被害の救済に関する法律、いわゆるアスベスト新法を制定し、昨年3月27日に施行しています。それから約1年が経過したわけですが、この間アスベストの問題に取り組んでいる組合などから話を聞く中で、この佐伯市にもかなりの被害者が埋もれているということを実感しましたので、市として何ができるのか、何をすべきなのかということの問題提起することでアスベストによる健康被害者の救済の一助になればと考え、今回質問するのであります。まず、前回の質問以降の経過・状況について聞いていきます。前回の質問の時には、市内の公共施設14か所でアスベスト使用が明らかになり、発散のおそれがあると答弁していますが、現在の状況はどうなってるかお聞きします。次に、市内の事業所のアスベストの使用状況、健康被害の実態等についてですが、前回の質問の時には、以前の調査ながら市内の建築住宅298件中、11件でアスベストが確認されているとしましたが、新たな調査は困難と答弁しています。しかしその後、昨年8月に国土交通省が1,000平米以上の既存建築物について、吹き付けアスベストの調査を行い、大分県で158施設、そのうち対策を取っていない施設が136施設あることが分かってます。佐伯市にも対象施設があったと聞いていますが、佐伯市として前回の質問以降、何らかの調査をしてるかどうかお聞きします。次に、前回の質問では、アスベストの特別健康診断をするべきだとの質問に対し、特別診断はしないが通常健康診断の中での胸部レントゲンによる肺がん検診で対応すると答えています。その際、私は問診票にアスベスト吸入の有無を加えるよう要望しましたが、現在、実際にどのように対応しているのかお聞きします。次の質問ですが、通告では健康診断の問診項目にアスベスト吸引の有無等加えることはできないかと聞いてますけど、話が重複しますのでそこは割愛しまして、その後のことということで、もしアスベストによる健康被害の可能性がある場合、肺がん検診のレントゲン写真をアスベストの専門家に見せるなど、きめ細かい対応はできないものかどうかお聞きします。次に、アスベスト新法に対する対応について聞きます。このアスベスト新法は正式には石綿による健康被害の救済に関する法律と言います。通常アスベストにより病気になった、あるいは死亡したという場合には、労働基準法に基づき労働災害として補償されます。ところが、このアスベストによる健康被害は、20年、30年、長い場合は40年という長期の潜伏期間があるため、発症が退職後に現れることが多く、労災の適用が受けられない。あるいは、死亡した場合の遺族補償や障害補償が5年という時効があるため、あとになってアスベストが原因だったと分かって5年過ぎれば労災の適用ができない。あるいは、労働者でない人が被害を受けたといったそういう問題があります。そこで、この法律は労災補償が受けられない人や労災補償を受けずに死亡した人の遺族に対する救済制度になっています。この救済制度は、アスベスト被害者に対して医療費自己負担分の助成、療養手当10万円、葬祭料19万9,000円、特別遺族弔慰金280万円などとなっています。支給に要する費用は、労働保険を活用して全事業主から徴収するものと、アスベスト関連企業から徴収するものと二本立てです。この法律は施行、平成18年3月27日ですが、この施行後5年以内に制度全体を見直すことになっているため、制度が後退するということが十分考えられますので、被害者や遺族は急いで申請をする必要があると思われます。ところがこの法律自体、市民がよく知らないのではないのでしょうか。そこで、行政として制度全体の市民への周知、関係があると思われる事業所の状況調査等をする必要があると考えますが、どのように考えてるかお尋ねします。さらに、先ほども言いましたように、新法では過去に肺がんや中皮腫<sup>ちゅうひしゅ</sup>で亡くなられた方も認定の可能性があり

ます。そこで、市としてこれらの方を把握し、新法を周知することができないかどうかお聞きします。特に中皮腫<sup>ちゅうひしゅ</sup>の場合、8割がアスベストが原因と言われておりますし、肺がんで亡くなった方でもたばこが原因とされておりましたが、実はアスベストが原因だったというケースが多く見られます。この質問をお聞きの皆さんの周りでそのような方がいましたら知らせてほしいと思います。そこで、アスベストの最後の質問ですが、アスベスト問題は内容により窓口が異なっているようです。県も内容により生活環境部・福祉保健部・土木建築部等分かれています。佐伯市としても今回の新法の関係で相談窓口を新たに設ける。あるいは、窓口をどこかに一本化することができないかお聞きします。

次に、大きな2点目として、若者や高齢者等の雇用問題についてお聞きします。現在格差社会のことが問題になっています。働いても働いてもまともな生活ができない。このことがワーキングプア、働く貧困層という言葉が生まれるほど深刻な実態になっています。実はその格差社会の大きな原因の一つが、若年労働者を中心に広がっている派遣請負、この中には偽装請負もありますが、こういう派遣請負など非正規雇用にあることであります。非正規雇用の増大は若者の働く意欲をそぎ、生活基盤の崩壊、少子化にもつながります。何よりも将来の国を担う若者がその将来に希望の持てない社会であっていいはずがありません。安倍首相の言う再チャレンジもその制度的保障がない限り不可能であります。そこでまず、佐伯市の状況についてお聞きします。佐伯市内の事業所、特に誘致企業、大手企業の正規・非正規の雇用状況について把握しているかお聞きします。次に、賃金の問題です。現在の最低賃金は、大分県では時給613円です。この額で週40時間働いたとして、1年に120万円程度に過ぎません。貧困ラインである年収200万円にも届かない数字になってます。全国的に時給1,000円、全国一律の最低賃金制度との要求が広がってますが、市として地域経済の活性化のためにも最低賃金の底上げを国・県に要望してもらいたと思います。見解をお聞かせください。次に、佐伯市内で雇用状況を考えたとき、現在はコスモタウンへの進出企業の求人などで今年1月の有効求人倍率は1.27倍となっておりますが、パートが約4割を占めているようであります。正規雇用・非正規雇用の問題ですが、大企業ほど非正規雇用の割合が多い、地場の企業あるいは中小企業ほど正規雇用が多いと思われれます。例えば、今年度佐伯高等技術専門学校、いわゆる職訓ですが、ここを卒業する56名の方で地元佐伯に就職する方は1名を除いて全員が正規雇用ということです。もちろん専門性ということもありますが、地場の企業が正規雇用で地域貢献への役割を果たしていることが伺われます。私は若者の定住、雇用状況の改善のためにも地場企業を元気にすることが一番だと考えますので、市の対策や取組は今どうなっているかお聞きします。最後の質問ですが、さまざまな社会保障制度が後退する中で、収入を得るため、あるいは健康増進のためにも働きたいという高齢者やじん肺や心臓病などの職業病の患者で社会復帰のため少しでも働きたいという方が増えてます。これらの方は重労働の職種は無理ですが、道路・公園などの清掃やスポーツ施設や河川管理などに市の発注を増やし、就労の機会を与える施策を取っていただきたいと考えますので、見解をお聞かせください。以上で質問を終わります。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 高司議員の質問に私の方からは、 、 、 、 の質問についてお答えをいたしたいというふうに思っております。佐伯市が所有しております公共施設につきましては、一昨年の7月から一定期間の間、調査を行いました。調査件数768件のうち、

9件について吹付けアスベスト材の使用が確認されました。現在の状況といたしましては、その9件のうち、除去又は囲い込み処理を行ったものが4件、残りの5件につきましては、いずれも飛散する状況ではなく安定をしているため入口を施錠し、職員以外の者が出入りができないような処置を施しております。でございますが、市内の事業所調査につきましては、平成17年9月議会以降、国土交通省から再度の依頼があり、対象となる建築物を昭和56年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、500平米以上の建築物に拡大し、建設部所管において調査をいたしました。その結果、抽出件数173件のうち、露出しているアスベストが吹き付けられているとの回答が1件ありました。でございますが、制度周知の件につきましては、これまでも佐伯労働基準監督署などの機関が市報などで各種の広報を行って来ていますが、石綿による健康被害の救済に関する法律の件につきましても、窓口である佐伯労働基準監督署と佐伯県民保健福祉センターとともに対応を行ってまいりたいと存じております。でございますが、次に、認定の可能性のある死亡者の把握の件につきましては、死亡原因等を調査することがプライバシーの関係から適当でないと考えられますので、そのことによる周知は非常にまあ難しいというふうに感じております。でございますが、窓口の新設又は一本化の件でございますけれども、佐伯労働基準監督署と佐伯県民保健福祉センターとが現在所管をしている業務を新たに市が所管することは現在のところ考えておりませんが、遺族からの問合せなどがあれば、窓口を紹介するなどの対応を適切に行っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） アスベストの健康被害についてお答えします。平成19年2月28日現在、全国では2,198人、大分県下では12人の方が認定を受けています。アスベストの健康相談、給付申請、問合せ等は県民保健福祉センターで行っていますが、佐伯市の給付申請数は累積で3件となっておりますが、医療機関から直接申請される方もあり、申請数の正確な数は把握できない状況とのことです。また、平成17年度の佐伯管内の相談件数は19件で、内訳は健康相談8件、業務相談5件、建物相談6件となっております。ちなみに、平成18年度は平成19年2月末までで、相談数は8件となっております。平成18年度に肺がん検診を受診している方は年間6,221人です。未受診者には問診、指導時に受診をお勧めしておりますし、過去にアスベストを吸引したことがあるのではないかと心配しておられる方には、CT検査もできる医療機関での受診をお勧めしております。佐伯市は肺がん検診を大分県地域保健支援センターに委託しておりますので、問診項目にアスベスト吸引の有無等を加えることができるか協議していきたいと思います。また、レントゲン写真の取扱いについてですが、現在でも必要時には委託先からレントゲン写真の貸出しは行っております。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 大きい2番目の若者や高齢者等についての雇用問題についてお答えを申し上げます。正規社員並みに働いても生活保護水準以下の収入しか得られない働く貧困層、いわゆるワーキングプアと呼ばれる収入の世帯が日本全国で700万と言われております。特に、若年者においては、正規社員として就職しても短期間で離職、また最初から正規社員として就職をしないなどの結果、フリーターと呼ばれる就業者が増え、ワーキングプアとなる傾向が顕著となっております。佐伯市においては、平成18年12月の有効求人倍率は1.33倍となっておりますが、求人の形態はパートタイム



やアルバイトなどの非正規雇用が多いのが実態でございます。まず、御質問の1についてでございますが、佐伯公共職業安定所の公表している管内の雇用に関する数値は、一般労働者、これは正規と臨時社員を含みますが、とパートタイム労働者の区分のみで集計しております。なお、市内事業者の就業形態ごとの従業員数は分かりません。これによりますと、先ほど述べました月間有効求人倍率1.33倍について、一般は0.95倍、パートが2.45倍となっており、過去2年間ではいずれも最も高くなっております。派遣労働者につきましては、安定所に提出される求人や新聞の折込み広告により、市内の製造業を中心に数社の就業が予測されますが、人数等の把握はしておりません。次に(2)の最低賃金についてですが、大分県が行っています労働福祉等実態調査によれば、県内事業所に勤務するパートタイム労働者の平均時間給は815円となっております。近年、市内のパート労働者は増加傾向が続いており、現在時間給613円である最低賃金が引き上げられることとなった場合の消費支出の増は、地域経済にも影響があるものと考えます。しかし、御承知のとおり、最低賃金は各都道府県ごとの労働者賃金の実情や物価等の動向などに応じ、公益代表者、労働者代表及び使用者代表が委員として構成される最低賃金審議会での審査を経て決定されます。この仕組みは合理的で定着されており、全国一律の最低賃金制度を要求するのは困難だと思っております。(3)の地場企業の振興策につきましては、佐伯市中小企業振興条例に基づき、市内中小企業の経営改善、経営基盤強化を図ることを目的とした制度資金融資を行っております。また、地場企業への支援として、工場建設及び施設設備の新增設に対する助成制度で、一定の条件の下で投資額、土地購入費や固定資産税に対して助成する佐伯市工場設置促進条例があります。さらに、大分県の補助金を受けて行う県南地域産業振興事業として、佐伯市企業技術振興協議会を立ち上げ、高度部品加工の関連企業が共同で技術開発を行い、実用化、製品化に取り組む事業やその技術力強化、人材育成を図るための支援をしております。このほか、造船業の次世代人材育成事業として、造船技術伝承及び新人職員の技術研修を行う大分地域造船技術センターに対する支援も行っております。4番目の高齢者等の雇用につきましては、今年度末から団塊の世代の退職が始まり、再就職を目指す方やまた高齢化の進展に伴って意欲と能力がある限り働きたいと考えている高齢者の方など、佐伯市においてもますます就労機会に対する要望が強まるものと考えます。佐伯市では、これまでも行政改革の一環として清掃管理業務や公共施設の管理など、民間の団体に発注あるいは指定管理者として委託してまいりましたが、これらはいずれも団体に対する委託でありまして、高齢者や職業病から社会復帰を目指す方などにおいても既存の団体に属するかNPOなどを設立するなどの準備が必要と考えております。これらの団体の一つでありますシルバー人材センターでは、労働意欲のある高齢者はもちろん、先に述べました団塊の世代への方へも十分に配慮した対応を行うことを基本方針としており、また受入れについても積極的に行っていく予定であると伺っております。佐伯市はこれまでもシルバー人材センターに対しましては支援をしておりますが、今後も高齢者の雇用確保と生きがい対策事業として、その運営等に対し助成を行ってまいります。以上でございます。

議長（日高嘉己） 高司議員。

5番（高司政文） それでは再質問をですね行いたいと思います。まず、アスベストの健康被害に対する救済ですけど、先ほど塩月部長ですね、佐伯市で露出が1件あるということでね言いましたので最初にですね、その後、対応はその1件はですねどうしたのかですねお尋ねし

たいなあと思ってます。確かその1件は1,000平米以上の物件だと思しますのでね、かなり大きな店舗だと思しますので、その点をまずお聞きします。それから今からですね、ちょっと非常にですね私もいろいろ調べてですね、非常にショックを受けたといつかね、ショッキングな数字をですねいろいろ発表していきたいと思いますが、そのことですね市の認識を少しね深めてもらいたいと思います。まずですね、人口動態統計によりますとね平成7年から16年の10年間にですね、肺がんの死亡者数が全国で52万7,624人、平成16年だけでですね5万9,922人の方が亡くなっています。17年以降は多分6万人を超えていると思います。それから中皮腫ちゅうひしゅの死亡者数がですね、この10年間7,013人の方が亡くなり、平成16年だけで953人亡くなっています。どちらもですね年々増加してるんですね、毎日計算すると164名の方がですね肺がんで死亡しているという実態です。たばこの喫煙率が年々下がっているにもかかわらずですね、この肺がんの死亡者数はかなりのペースで増えてます。厚生労働省もですねこの肺がんの死亡者の中にアスベストが原因という方がねかなりいるというふうに考えているようです。中皮腫ちゅうひしゅの場合8割がアスベストが原因と言われてますのでですね、マスコミではよく中皮腫ちゅうひしゅ、中皮腫ちゅうひしゅって言葉が言われてますけどですね、実は肺がんの死亡者数が桁違いに多いということを見て、アスベストの被害者は肺がんの方の中にねかなりいるんじゃないかと思われてます。佐伯市はどうか、先ほど実態はなんですかプライバシーの関係と言われましたんで、私ちょっと推計を一応しました。それはですね人口10万人当たりの肺がんの死亡率が全国で66.8人だそうです。したがってですね、単純計算しますと佐伯市の人口で8万3,000人とやりますとね、55.4人が1年間に肺がんで亡くなってるということになります。海老原さんというですね先生、これは専門の先生ですが、この方がね調べたところによりますと、建設労働者ですね労働者の中の、建設労働者はですね肺がんで亡くられる方のほとんどがですねアスベストが原因というふうに言われているそうです。したがってですね、佐伯市の建設労働者を調べましたら、平成13年の資料しか私手に入らなかったんですけど、全就業者の12.9%を占めます。そこで、ちょっと掛けていきますとですね7.15人、さらに建設労働者の方はですね、一般の方よりも1.22倍肺がんになりやすいというデータがあるそうですので、それで計算しますと8.7人つまり年間約9人のですね建設労働者の方がアスベストが原因で肺がんでね死亡してるということになります。これは現役の方の数字ですので、これに退職者の方を含めていきますとですね優に10人は超えると思われれます。それをですね裏付ける事態が実は今進行してましてですね、今、佐伯市の認定の数言われましたけどですね、もう3件と言われましたけど、もう3件どころじゃないんですね。実はね私がね聞き取りをしました全日本建設交運一般労働組合、略してですね建交労というんですけどね、その建交労によりますとですねこの半年前に、佐伯と津久見でアスベスト健康被害相談会を開いたところですね、延べ50人の方が相談に見えたそうです。そのうちですねもう分かっただけで16名がですね労災若しくはアスベスト新法によるですね救済の可能性があるということで、申請あるいは今準備中ということです。既に申請した方の中にですね佐伯市で5名、津久見市で1名、計6名の方がもう認定を受けられた。この中にはですねもう既に死亡したね、御本人は死亡してるけど遺族の方が申請をしてね認められた。つまり、新法による救済を受けられたという方も含まれてますので、前回の質問の時はですね、もう平成17年ですかね、それまで1名しかねいなかったものが、早くもですね私が分かるだけで今5名、その前も含めると6名ですか、にもなってますので、この数字はですね本当に異常な数字にな

ってるんじゃないかと思います。したがってですね、相談に来てる方でこれだけですから、佐伯市内にはねまだ多くのアスベストの患者がですね埋もれてるんじゃないかと思います。どういうね職種の方がかかっているか、り患してるかということをお願いしますと、大工、左官、建設業、解体業、防犯、ボイラー技士、自動車整備工、鉄鋼業、造船業、配管工、セメント関係です。市長やっぱりこの正にですね、この方たちね佐伯市の地場産業、基幹産業といえるね職種ばかりですよ、この多くがですね肺がんという診断を受けてる方ばかりです。これまではですねアスベストの健康問題が非常にね重視されてなかったということもあってですね、日本の医師はアスベスト関連の疾患のね所見が不十分だと言われてます。たばこが原因、結核のあとだとかね、あるいは肺炎や肺線維症、こういう診断がですね下される方が多いというふうに聞いてます。市長、私はですねこの佐伯市のこういう埋もれているねアスベスト被害者、こういう方をですね救うためにも是非ですね、市としても力を尽くしていただきたいと、そうするべきじゃないかと思いますのでですね、ちょっと市長の見解を伺いたいと思います。その上でね幾つか提案を兼ねてお聞きします。まず、健康診断の問題ですが、今先ほど言いましたですね、アスベストの発症がですね実は暴露してからね30年か40年して発症するということで、肺がんやですね中皮腫ちゅうひしゅの年代別死亡者数を調べましたらですね、やはり60代から70代が圧倒的に多いんですね、つまり会社を辞めて退職してから発症すると、この方たちに対してはですね国保のやはり健康診断、レントゲン写真による肺がん検診がね非常に大事になってくると思うんですよ。そこで、問診時にはですねアスベストの吸引の有無、これは確実にやってほしいんですが、それにですね職歴を聞いてほしいというふうなことがですね大事じゃないかと思います。それともしですね、肺がん検診でアスベストのそういう疾患がもし見つかった場合ですね、市としてどのように対応していくのかですね、その点もちょっと確認のためにねお聞きしたいと思いますし、この間もしそういう経験があればですねお尋ねしたいと思います。それとですねアスベスト新法、今救済という話をしましたけどね、実は問題点もかなりありましてね、今元気な人たち、あとでですね悪くなる方の救済は実はこのアスベスト新法ではできないんですよ。したがってですね、これ5年で見直すということになりますので、その後発症した人がね救済されない可能性が出てきます。ですから、今が大事ということになるんですけど、これはですねやっぱり国民の運動、世論でですねこの見直しがね変えられる可能性がありますけど、しかしそういうね将来発症するであろうという方がね多いということを考えてもですね今の時点で職場の健診とかね、国保の健診、こういうときにですね可能性がある方は是非ねアスベスト健康手帳というものをですね市として作っていただいてね、母子手帳みたいなもんですよ。そういうものを作っていただいてですね、今の職歴、こういう職種のときにですねアスベストを暴露したらとか、あるいは過去ねこういう呼吸器系の疾患があったとか、あるいはレントゲン写真のね保存の有無、こういうものをですね是非記録に残しておけばですね、今後発症した際にはですね証明にもなりますし、一人一人の健康管理にもなりますのでね、この点、佐伯市としてできないかどうかですね、ちょっとお尋ねしたいと思います。それから今後被害を出さないという問題ですけどですね、一番困るのがですね解体の時ですね、建物を解体する時が一番困ります。当然大気汚染防止法とかですね、廃棄物処理法、建築基準法ですか、こういうものにのっかってね解体作業をするわけですけど、しかしアスベストがね含まれている建物だと分かたらですね非常に費用もかさむわけですしね、わざとこういうことはないか

もしれませんが、わざわざね見逃したりね、あるいはアスベストがあること自体が分からないという場合もですねあり得ますのでね、こういう建物を解体したらですね、アスベストが周辺に飛散をして、いわゆる環境暴露ですね、ということにもなりかねませんので、この点、市としてですねこういう業者あるいは施工主ですね施工主にどのように指導していくのかね、お聞きしたいと思います。それからアスベストの最後ですけどね、今日まあいろいろ今質問してることを踏まえてですね、ちょっと認識を深めていただいて、市報等でですねもう一度、過去ねやったこともありますけどね、十分周知を図ってほしいなあと思ってますので、どなたか担当の方ですねお答えをお願いしたいと思います。

それから大きな2点目のですね、若者や高齢者の雇用問題についてですが、今非正規雇用のね問題はですね、成果賃金の導入と併せて大企業の職場の中でもですね労働意欲の減少、技術者不足、安全軽視と、こういうことがですね広がって、最近新聞でねどんどん報道されてますけど、欠陥商品の増大ですね、重大事故の多発、技術力、商品開発の低下とね、こういう原因の一つになってます。佐伯市内にもですね店舗がありますユニクロですか、ここはねこないだ報道されましたけどね5,000人の従業員をですねパート・契約社員を正社員に切替えていくという報道がされました。非常にこれは画期的なことではないかと思いますがね、佐伯市内の場合ですね、まだなかなか非正規雇用のことが話題にはなっていないというふうに感じますけど、しかしですね、市民の中で話を聞きますとね、実は佐伯市出身の若者がキヤノンやトヨタといったね大企業で派遣や請負としてねこきつかわれて、身も心もぼろぼろになってですね帰ってきてるとい話を聞きます。したがってですね、佐伯市としてもこれはもう他人事ではなくてね、市内にはそういう企業はないかも知れませんが、しかし実際に佐伯市出身の市民がね出てそういう目に遭ってますのでですね、これはやはり身近な問題としてとらえて必要であればね調査をするとかいうことをね、姿勢をね持っていただきたいと思いますので、その点をお聞きしたいと思います。それから一つのこれ例ですけどね、誘致企業や規模拡大をですねして雇用を増やすとね、こういう企業があった場合ですね、正規雇用をするとその時ね、そういう事業所にはですね助成金を付けるということを実は京都府がこの議会でね決めたようです。是非佐伯市としてもですねこういう市民生活の安定、市税収入のね確保という点で、もしその市内の企業がですねパートやねアルバイトじゃなくて、正規雇用したいという場合はですね、是非支援をねできないかどうか検討をお願いしたいと思います。それからですね、最低賃金の話になりますけどね、これは今地域経済にも影響がありますよというお話をさせていただきましたけどですね、実は国の方の政府財界の言い分はですね、賃上げするとね中小企業の経営を圧迫するというようなことを言ってですね、なかなか上げようとしません。しかし、単純に考えてですね労働者に本当にまともな賃金を上げてね会社は成り立つというのがですね本来の資本主義のあり方だと思いますのでね、実際に中小企業の社長さんの話も聞いてもですね、賃金が上がるとね販売単価も上げられると、下請け単価もですねこれは上がる有力なね根拠になると、したがってですね全国一律で賃上げしてもらえばですね、地域間、企業間の競争もですねこれ公平になってねいいんだというふうなことをですね言ってる方います。やはり現在ですね、会社の経営が成り立ってなくなってるのはですね賃上げの問題よりもですね、これはやっぱり小泉構造改革でね規制緩和もやっぱり必要以上にやったと非常に業者間ですね経営が成り立たないほどの競争をさせたということがねこれは大きな原因じゃないかと思ってます。経営回復するためにはです

ね、やはりこれは個人消費の拡大が大事、これはもう政府もね認めてるわけですから、個人消費をするためにはですね賃上げ以外にないんですね。これは是非ですね考えてほしいと思います。一つねちょっと数字をね紹介したいと思いますけどね、大企業がですね、大企業というか、1995年から2005年までの10年間に全国のね労働者の平均年収が実は388万円から350万円に下がりました。ところがですねこの間、資本金10億円以上のね大企業の役員報酬の平均はね1,433万円から2,811万円ってね倍近く増えているんですよ。圧倒的多数のね労働者にね低賃金があえぐ中で、自分たちですね、財界は自分たちの給料だけをねどんどん上げるといふね、これが最低賃金をね上げない、上げると中小企業が大変だといふねこういう人たちの正体だといふふうに私は思いますので、佐伯市はやはりこういう財界ね大企業の立場になっちゃあいけないと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。中小企業をですね心配本当にするんであれば最低賃金を引き上げてね、それを基準にした下請単価を決めて、中小企業に対してはですね発注を増やしたりとか、あるいは大規模店舗の出店を規制したりね、中小企業へのいろんな経営支援策を取ってほしいといふふうに私は思ってます。それからもう1点ですね、労働総研の試算によってもですね、これ新聞に載ってましたけど、経済波及効果で見てもね、もし全国一律1,000円に上がった場合ね、労働者賃金が年間2兆1,856億円増加して、そのうち1兆3,230億円が消費に回されると、それによってですね国内生産額が2兆6,425億円拡大すると、こういうふうに言ってますのでね、これだけ最低賃金を上げることだけでね非常にいろんな業種にわたって影響が出ると、いい影響が出るということになりますので是非そういうことを踏まえてですね、市としてねどう考えるのかちいうのをちょっと答弁していただきたいと思います。それから、地場企業を元気にする問題ですけどね、これは最低賃金と一緒にですけど、やはりね佐伯市が地場企業を地場産業の育成のためにねどれだけ支援をしてきたかということがね問われていると思います。今答弁いろいろされましたけどね、私は一つの提案ですけどねあくまで提案ですが、例えばですね、市の職員の方が地場企業のね技術力、生産力あるいはね商品、これをまあ勉強してですね、是非全国各地に飛んで営業してですね販売網を広げるとかね、あるいは仕事を受注する。それを例えばね、鉄鋼関係であれば鉄鋼協同組合なんかありますね、こういうところに仕事を回すとかね、こういう方法は取れないかと私は思うんですね。業界全体の底上げになりますしね、それから業種によっては今ばらばらのね業界に対しても協同組合をね促進するとかいたり、こういう効果もありますしね、もちろん地元の声を市税の増収、さまざまな効果が考えられますので、市の職員がね多い多いと言われてますけど、多いんならですね営業職にですね是非付いていただいて部長、課長がね仕事を取って歩くと、こういうこともね私は必要じゃないかと思ひます。実は先日、佐伯市長一緒に飲みましたけどですね、佐伯の地酒、地焼酎の会にね私参加してきました。それで早速ですねその時に飲んでおいしかったね銘柄を実は私佐伯の市内にね行くたびにお勧めしてます。やはりねそういう自らね議員もですけどねやっぱり職員の方がねそういうやっぱり営業みたいなことをやってね本当に業者の方に、市内の業者の方に喜ばれるようなことをですね是非やってほしいなあと思ひますので、何か考えがあればですね聞かせてほしいと思ひます。それから最後ですけど、高齢者や職業病の患者の社会復帰の問題ですけど、この間ですね高齢者の仕事の確保についてはですね、都市計画課なんかでね予算を付けていただいて大変ありがとうございます。その点はね感謝申し上げますけどですね、しかしまあ職業病のね患者の復帰、社会復帰についてあまりねち

よっと知られてないんだと思います。ちょっと聞いたところによりますと現在ですね、ヤマイモやミカンなどのね農産物の栽培とか遊歩道やダム周辺のね植林などを今行っているそうです。こういう事業にですね是非補助金を付けていただいたりとかね、あるいは収入を得るためにこういう農産物の販売をですね市役所などでやるのに許可してもらおうとかね、そういうことをお願いしたいと思います。社会復帰を勧めることでですね自立もできますし、それから今の休業補償でねいろいろ手当もらってますけど、これは減額するということにもなりますしね、非常にいい効果もありますので支援策として何か今考えがあればですね、聞かせていただきたいと思います。以上で再質問終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 高司議員の再質問の中で、市長の見解はということですが、アスベストについては当市だけでもいろんな中で見解はありますので、県民センターといろいろ協力しながら、先ほども答弁もありましたが、より一層そうこうをした中で市民への周知を図っていきたいと考えております。

それから、現在の若者の正規雇用という形ですが、今年度末で国と県の関係でジョブカフェへの紹介という形でやっておるわけですけど、今年度から新たに市と県で助成を出しましてジョブカフェで若者に対する仕事の紹介等をですね続けていきたいと考えております。特にまた、地元企業のいろんな中の採用ということでございますが、先般、新直轄であります高速道路の起工式が行われました青山で、その時のあいさつに、あえて国交省の事業であっても、また県等のタイアップであっても、地元企業に対して県南は非常に県北に比べまして仕事量が少ないということでもありますので、建設業界に対しましてのお願いをあいさつ文にあえて入れて国交省及び県にお願いをしております。また、先ほども申し上げました地酒、地焼酎の会、こうしたことについては地産地消の意義をもちまして、これからも観光協会及び当市の観光課において多く市民にも、まず地元の人に知っていただくというキャンペーンは今後とも続けていきたいと思っております。他につきましては、部長の方から答弁をさせていただきます。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 高司議員の2回目の質問にお答えいたします。新しく見つかりましたアスベストの吹付けの事務の対応でございますが、これは建設部の方でやっておりますので、できれば建設部長の方からお願いしたいと思っております。いっぱい質問がありましてどこまで答えていいかわかりませんが、私の関連する部分でお答えをしたいというふうに思っております。先ほど議員の方からいろいろとアスベストについてのお話ございましたけれども、アスベストというのは名前の由来は永遠不滅のとかですね、消すことのできない、非常にこういう名前が付いてます。これは我が国の高度成長を支えた時の鉱物としてはですね、欠かすことのできない鉱物であったというふうに言われております。ところが20年、30年たってこれが大変な健康被害をもたらすことになるんだということが分かったのは、皆さん御案内のとおりでございますけれども、この中で先ほど高司議員も言われましたように、建築物とかですね、水道関係それから自動車、鉄道関係それから特に船舶関係、あらゆる所でこのアスベストが使用されておるようでございます。そうなりますと、先ほど話がありましたように南郡佐伯市、旧南郡佐伯市はですね大変出稼ぎ労働者が非常に多かったということになりますと、こういう所でですねかなりの人がやっぱり仕事をしていたのではなかろうかと

いうことも推測できます。特に、佐伯市では造船所もございまして、またアスベストを吹き付ける業者も多数ございまして。こういう人たちは被害を受けている可能性、十分に考えられるわけでございます。と言いましてもなかなかですね、どこでどういう仕事をしていたのかというのがかなり前のことで、その辺の掘り起しが非常に難しいなあというふうに思っております。市ができることは、先ほど市長が言いましたようにですね、監督署や旧保健所、それから市の各関係部署等で緊密に連携を取りながらですねやっぱりそういう人たちにアスベスト新法の中身を周知、徹底的に周知徹底をしていくということでないことしかですね、市ではなかなかできないなあというふうに思っております。相談に来たときにはですね、適切にその辺を御案内をして監督署に基準監督署に行く人、県民センターに行く人、ここで健康の関係で相談をする人というように適切に判断をしましてですね、たらい回しのすることのないようにしなきゃいかんというふうに思っております。そのためにはですね、やっぱり職員がこのアスベスト新法の中身をですねやっぱり知っておかないとその辺の案内ができないわけで、この辺がですね職員にも周知徹底をしながら、特に5年間の時限立法的な要素が強い新法でございますんで、いろいろと間違いのないようにですね、職員にも徹底させたいなあというふうに思っております。いろいろあったんですけども、以上で。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 吹き付けアスベストを使用しているということで回答があった1棟についてでございますが、この1棟につきましては機械室部分にアスベストが使用されてるということでありまして、これは人の出入りの少ない部分であるということでありましたので、当建築住宅課としては、除去・囲い込み及び出入り時等の注意喚起等を促すような指導を行っております。以上です。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） お答えします。問診の際に職歴等もということにならないかということでございますが、アスベストを吸引した心配があるかどうかという話をしていくわけですので、当然職歴についても触れて話をしていくことになると思いますし、そのように指導していきたいと思っております。それから、アスベスト健康手帳ということでございますけれども、この健康のことについての相談窓口等々が国であったり県であったりという体制の中で、市でこういう手帳を持ってやることについては少し難しいものと考えます。それから、健診のデータ等の利用についてでございますけれども、20年度から健診の制度も大きく様変わりすることになります。そういう中で、健診のデータをどのように管理するか、それから市民のためにですねどのように利用していくかということについては、今から十分に検討していかなくてはならないというふうに考えます。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 議員の再質問にお答えをいたします。まず、非正規雇用等の調査をする気持ちがあるかというお話でございますが、労働問題は基本的には国民レベルの問題でございますし、また企業運営に関することでございますんで、現状では調査をするという考えは今のところは持っておりません。それから、事業所の誘致、さらに事業の拡大等には正規雇用をとということでございますが、私どもの佐伯市工業設置促進条例がございまして、これによりまして企業の誘致又は事業の拡大をするときに助成金を出しているわけですが、この助成金の基準といたしますが、それを基本的には正規従業員の数によってそれぞれの

段階です。支援の仕方を変えております。そういう意味から、この促進条例を使いたいということであれば正規雇用ということになりますので、こういう面からですね正規雇用の拡大を図っていきたくて考えておるところでございます。それから、全国一律賃金についてでございます。最低賃金をかさ上げするということが、個人消費に大きな影響を与えるということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、全国一律賃金にする、今のところはそれぞれの都道府県でそれぞれが最低賃金を決定してるところなのでございますけれども、一律にするということになると、それぞれの都道府県の労働環境とか条件、それから社会的な環境等もいわゆる格差が、今言われる格差があるわけでございますが、それを一律にするということとはかえってまた不平等を招きかねないのではないかなという懸念もあっております。それから4番目の市の職員が企業等の営業活動をしてはどうかということでございますが、これは製品といいますか、によっては私どもが営業ということにはなかなかならないものもあるとは思いますが、例えば議員さんが申されましたお酒とかですね、食品加工とか、そういう物については時に触れ、そういういわゆる観光とかということも含めてですね、PRをしているところがございます。これをまあより充実していきたいと思っております。それから、職業病の方々に対する労働機会をとということでございますが、私も先ほど議員さんから二、三例をいただきましたけれども、十分私どもも熟知しておりませんので、これから研究していきたいと思っております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 高司議員。

5番（高司政文） はい、じゃあ再々質問ですけど、私は今日は時間が余裕があるかなと思ってたんですけど、ちょっと時間が足りなくなりましたんですけど、アスベストのですねちょっと被害のいろんなデータ言ってますが、あんまり言い過ぎて恐怖を与えるわけじゃないんですけどね、本当にでもね恐ろしいと思うんですね、クボタがですね自ら発表した資料を見たらですね、御存じですかねえ、青石綿、白石綿パイプをね製造しているクボタですが、従業員でですね10年以上従事した方がですね全部で251人いたそうです。その方ですね約半数の120人がアスベストのね疾患にかかり、うち61人がですね既に死亡してると、つまり死亡率がですね24.3%なんですね。働いている方ですね4分の1が死亡するなんかねこれ、異常ですよ。本当、大体この企業、一体それまで何をしたかという本当に思うわけですけど、今部長がですね非常に前向きっていうかな、いろいろ言っていただけでですね、本安市の方も認識を少しこれでね深まってくれたかなと思っておりますが、是非ですねさっき部長言われましたようにね勉強会、これ市の職員皆さん集めてね本当にどういう実態なのかということですね是非開催してもらいたいと思っております。それから、当然ですね国や製造企業にですね責任ということからもちろん大きいわけですが、市としてですねやはり国や県に対してね、これ要望としてね労災の事故撤廃を含めてですね救済制度をあるいは生活保障の充実とかね、それから今中皮腫ちゅうひしゅとね肺がんとあとちょっと幾つかありますけどね、ちょっと限られてるんですね、この保障がですね。ですから、もっと関連疾病のねですね保障というのを充実させてほしいし、それから現時点でねアスベスト製品の把握とかですね管理・除去、こういう廃棄ですね、こういうね総合対策をとるようですね是非県・国にですね働き掛けていただきたいと思っておりますのでね、最後に要望兼ねてちょっと見解を聞かせてください。

あともう時間がありませんのでですね、本当はもっと雇用問題に格差社会の問題があると言いたいともありますけどですね、あとにしたいと思っておりますが、これやはり中小企業のね



支援というのが私大事だと思うんですね、国のですね予算が全国で566万社ね中小企業あるんですけどね、今回の国の予算はですね、わずか1,625億円なんですよ。これね松下電器1社だけでね175億円のね補助金出しているんですね、今回の予算案の中ではね国の5,110億円も大企業を減税するというねこういう予算が組まれてますからね、これは本末転倒やはりね中小企業への支援をねもっと厚くしてもらおうということをですね、これはやはり市としてもね国・県、国ですねやはり要望してほしいなあと思いますので、その点、それだけちょっとお願いして質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 中小企業への支援ということでございますけれども、佐伯市にあります企業については、もうほとんどが中小企業ということで、そういう面ではですね佐伯の基幹的なものを中小企業が担っているということでございますので、この支援については国・県等にですね時に触れて要望していきたいと思っております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

続いて1番、三浦渉君。

1番（三浦渉） 1番、南風会の三浦渉でございます。月日のたつのも早いもので、佐伯市が合併して早くも2年が過ぎました。私たちの命も一日一日縮まり、残り2年の議会活動となりました。西嶋市長も市民の目線に立って市民一人一人の幸せのために、市民にわかりやすい市政の実現に向けてた行財政改革の実現を本当にできているのだろうか。5日の開会日に提案理由の説明の中に、なるほどと言っているところも見られるが、現実とは大きく違うようにあります。この度、連日テレビ局がつけ回す宮崎県都城発この言葉、佐伯をどげえかせないけん、このままじゃあいけんと言った言葉や新メニューは見られません。また聞き取れなかった。本気で本丸で市政の執行をやろうとしているのか、本日は質問項目が多いので、急いでその内容に入りますが、市民に分かりやすい答弁をお願いします。

1点目でございますが、宇目・直川・本匠の火葬場の存続はないのか。併せて上浦の火葬場はまだ平成4年5月に建築されている。年数の古い順番に廃止したり解体したりするのであれば、旧蒲江にある火葬場は上浦より古いと言っているが、どのようになっているのか、政治的塩月助役の名前を借りて、政治的な圧力があつたのではないかとお尋ねをいたします。

2点目でございますが、佐伯市に企業誘致はどうなっているのか。その後の進展は、昨年度キヤノンの会長が経済界の会長に就任時のお祝いを兼ねて佐伯名誉市民賞を差し上げましたが、企業誘致などの話はその後一切していないのか、キヤノンでなくてもほかの企業はどうなっているのか。本気で企業を佐伯に呼び込み、企業税収でもって市の財政を立て直す考えはあるのかないのかお尋ねいたします。

3点目でございますが、佐伯市が補助金を出すイベントについてでございますが、今回、佐伯市がまつりを開催した実行委員会は事故等の対策は万全であったのかなかったのかという問題であります。そういったことを広く取り上げられております。祭りがあるから皆さん来てください。呼び掛けたのは市の方ではないか、今後どのような考えを持っておるか、イベントの補助金を出した、事故に遭ったその上いろんな請求があつた場合はどうするのか、今後イベントの安全策をとっている考えを持っているのかないのかお尋ねをいたします。

4点目でございますが、国道217号線、佐伯駅から大手前の間でございますが、交通死亡

事故についてでございます。私が過去11年間の佐伯駅前から大手前間の事故データを取ってみました。死亡事故が11年間に12名、人身事故が115件、これはすべて駅から大手前間となっております。217号線を全体で見れば610件となっております。本当にこれらの事故はドライバーだけの問題なのか、あるいは被害者の責任か。私は国道217号線の弥生から上浦までの行政区は佐伯市でありますので、県・国に道路の調査の依頼を行ったらどうか、道路にも事故の原因があるのではないかと、その考えをお尋ねいたします。

5点目でございますが、217号線バイパス、弥生・小田・古市・門前までの工事は市長の提案理由の説明の中には全くなかった。東九州自動車道へのアクセスの道路は臼坪女島線しかないが、高速インターへ降りた車はすべて臼坪、女島へ1回行くのでしょうか。10号線から宮崎方面に行く方は全く考えていないのだろうか。本路線は急ぐ気はないのか。12月に一般質問をした時には、この路線の弥生・古市間の門前を早期に完成する以外にはこの混雑を取り除く方法はないと答弁をいただいておりますが、市長の提案理由の説明の中には、何度も申し上げますが、この路線は入っておりません。臼坪・女島しか入っておりませんので、この辺をお尋ねいたします。

6点目でございますが、18年度部長級退職についてでございます。新市においてはこれからというときに今後はどうするのか。まずは、農林水産の振興、漁村・農村の再生を始め、東九州自動車道の建設の真っ最中、それに目前に迫った地元開催のおおいた国体、地元の反対や住民監査請求、住民訴訟等で大分県に大変迷惑を掛けている大入島問題、それに本市は行財政改革が始まったばかりであります。残された控えの選手はどうなのか。きちんと引継ぎができるのか。市民の不安が適材適所にということもあるが、その点について大きな穴はないのか、大丈夫なのかをお尋ねいたしまして1回目の質問を終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員さんより七つの御質問をいただきました。そのうちに、私の方からは、佐伯市の企業誘致はという形でキヤノンとの誘致はあるのか、交渉しているのか、感触はという形でお答えをさせていただきたいと思っております。企業誘致についての取組ですが、主に製造業をターゲットとして、大分県や佐伯市出身者等からの進出情報の収集を今行っております。また、機会があるごとに佐伯市の現状や立地に対する優遇制度の説明など、佐伯市への企業進出に向けて取り組んでいるところですが、また大分県企業立地推進課や大分県東京事務所からの要請で、新たな工場用地候補やコールセンター用の用地などの照会に対し、積極的に情報をしているところでございます。現在のところ、昨年10月に立地表明をいたしました佐伯市上浦のマリーンハーベストジャパン社の水産加工工場のほかに、企業立地に結び付く情報は現在得られておりません。また、キヤノン関係の誘致はどうかということですが、これにつきましては、キヤノンとの取引のある金型製作企業の立地に向けて接触はしておますが、佐伯市への立地には至っておりません。引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますし、また来年には高速道路の開通という立地条件もありますので、そうした部分につきましてアピールをしていきたいと思っております。

それから、7番目の質問でございます18年度部長級の退職の状況についてということでございます。専門的技術や知識のある職員がいるのか、部長職に穴が開くのではないかと。どのように考えているのかでございます。行財政改革を進める中、17年度に続きまして18年度も退職勧奨を行い、勧奨による退職者が45名、定年退職者が1名、普通退職者5名、合わせて

51名の職員が退職する予定となっております。退職される方々には長年にわたり一生懸命業務に努めていただき、市政を支えていただきました。その御労苦に対し市長から心より感謝をしております。本当に御苦勞様でございます。ありがとうございます。議員御懸念のように、部長職の方々はもちろん、経験のある優秀な職員が大量に退職することは、本市の運営にとっても大きな痛手となります。合併の痛みを今退職される方が背負っているといっても過言ではありません。私といたしましても非常にお気の毒な気持ちでいっぱいです。しかしながら、市町村合併後の新しい佐伯市にとっては職員数を削減することは、財政基盤の確立を図る喫緊の課題であり、今後も引き続き早期退職の無理をお願いしなければなりません。残された職員も年々業務は忙しくなってきますが、先輩が築いた財産を生かしながら、努力して大きな穴を埋め、苦境を乗り切っていただきたいと考えております。他につきましては、部長より答弁させていただきたいと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 三浦議員の御質問にお答えいたします。三浦議員質問の通告を受けておるのとですね、先ほどがもう全くひとつも接点がないんですが、冒頭にですね蒲江を残すことについての何かあったのではないかという話でございますが、この基本的な方針を決めるのはですね、検討委員会で煮詰めましたので、全くそういう圧力はございません。御報告をいたしたいと思っております。質問の通告の中身を回答させていただきます。火葬場の統廃合につきましては、平成18年3月に策定した佐伯市行財政改革プランに掲げられておりますが、一つ、平成20年度から佐伯市火葬場紫翠苑<sup>しずいえん</sup>、弥生火葬場<sup>みしようえん</sup>、蒲江火葬場<sup>かめいえん</sup>花明苑の3施設のみとし、残り6施設については、平成20年4月1日から廃止をする。二つ目としまして、計画火葬炉基数7基を確保するため、稼働3施設のうち佐伯市火葬場紫翠苑<sup>しずいえん</sup>に火葬炉を1基増設する。その増設費用約3,000万円の財源については、合併特例債の充当を予定する。三つ目としましては、鶴見・米水津の両火葬場につきましては、現在故障により停止中でありますので、費用対効果の面から修繕を行い、再開することはせず、平成19年4月1日から統廃合に先駆けた先行休止とするの方針はこれまでの御案内のとおりでございます。この統廃合によりこれまでに比べ利用する火葬場が遠方になり、ある葬祭業者<sup>れいきゅうしゃ</sup>の霊柩車の利用料を例に取りますと、上浦・大浜地区では現行、上浦火葬場に行く場合はですね3万5,490円ですけれども、佐伯火葬場紫翠苑<sup>しずいえん</sup>に行く場合は4万1,055円となり、5,565円の負担増となります。同様に最寄りの火葬場と紫翠苑<sup>しずいえん</sup>を比べた場合、遠い所を例に取りますと、本匠の檉峰地区でございますが、現行5万85円が5万9,115円となり、その差額は9,030円の差額が出ます。それから、宇目の藤河内でございますが、現行5万85円が6万8,145円となり、その差額が1万8,060円ということになります。また、直川の内水地区でございますが、現行でいきますと3万5,490円でございますけれども4万1,055円となり、その差額は5,565円となります。また、鶴見・梶寄浦四地区では、現行4万1,055円ですけれども5万85円となり、その差額が9,030円という差額が出てまいります。また、米水津・間越地区では、現行3万5,490円でございますが、4万1,055円となり、その差額が5,565円という状況が予想されます。また、料金が10キロメートルごとに段階的に設定されていることから、今御案内した地区より紫翠苑<sup>しずいえん</sup>に近い地区であってもその差額が遠い地区より大きくなる逆転現象も生じてくるということが予想されております。しかしながら、佐伯市の行財政改革、財政再建は喫緊の課題であり、火葬場の統廃合におきましては避けては通れないものだというふうに思っております。

遺族の方々には負担を強いるようになりますが、御理解を賜りますようお願いを申し上げておるところでございます。以上でございます。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 4番目の市が補助金を出すイベントについての御質問でございますが、補助金を出すイベントの形は大きく分けまして、市が補助金を出してその地域で組織した団体で実施しているものと、市が補助金を出し行政が大きくかかわるものの二通りがございます。イベント開催中の事故における行政の責任につきましては、事故とイベントの因果関係とともに、そのイベントに補助金を出しているかというより、イベントの運営に行政がどれだけかかわっているかということだと思っております。したがって、どうしても行政が大きくかかわっているイベントを実施しますと、何かあったとき責任を行政に追及して来ることは多分に予想されます。いずれの形でイベントを実施するにしても、主催者は事故が起らないよう最善の対策を取ることは必要であります。予期せぬことが起こることも考えられます。したがって、参加する側にも自分の責任において参加するという気持ちを持っていただかなければイベントの実施自体、到底困難なものになってくると考えます。今後ともイベントの開催には、できる限りの安全対策を配慮しながら実施をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 国道217号、佐伯駅前から大手前間における交通事故の危険性についての御質問にお答えいたします。近年における車社会の中で、いわゆる交通弱者といわれる高齢者や子ども、身体障がい者の方々はいつても危険な状況にさらされているところであります。議員御指摘の国道217号、佐伯駅前から大手前間、通称、中央通りであります。特に事故が多発している原因として、ドライバーや被害者の問題だけでなく、道路環境にも問題があるのではないかと御指摘ですが、このことについては、複合したさまざまな要因が考えられますので、今後の事故の縮減に向けて、道路管理者である県及び公安委員会と対策について協議してまいりたいと考えております。次に、国道217号バイパス弥生から古市間の早期整備と交通混雑の御質問についてお答えします。議員御承知のとおり、国道217号佐伯弥生バイパスは、現在大分県により第1工区であります脇から臼坪間の工事が鋭意進められております。この第1工区とさらに来年度完成予定であります、櫻野地区から上城地区への農免道路が開通しますと、上岡地区から鶴岡地区の交通渋滞はかなり軽減されるのではないかと考えられます。しかし、脇津留地区における多くの大型店の出店により、ますます交通量が多くなっている現状を見ますと、このままでは小田地区から上岡地区の交通渋滞は依然として残されるままになりますので、217号バイパスの第2工区、小田地区から古市地区の早期整備は必要なものであると考えております。大分県では、217号バイパスの第1工区の早期完成を目指すとともに、併せて、今後第2工区の調査・設計・用地買収に入っていく予定だと聞いております。市としましても、市中心部の交通環境の早期改善を図るべく国道217号佐伯弥生バイパスの早期整備促進に向けて関係機関に働き掛けていきたいと考えております。

議長（日高嘉己） 三浦議員。

1番（三浦渉） イベントについては、イベントにまつりに来る方もその気持ちでもって来た方がいいよと、事故に遭うんじゃないかというような気持ちで来た方がいいよというように聞

こえたんですが、今後ですね十分の万全を期して、まつり会場に呼び込む場合はそういった準備をしていただきたい。それとですね部長、イベントに補助金を出しておりますけれども、今年も予算が上がっておりますけどね、高齢者、ずーっと毎年出して今年が高齢者だからできませんよと言った場合はどうなるのか、もうそこで打切るのか、やはり行政としてイベントに補助金を出していく以上は後継者の育成、やはりこれが県南を代表する一大イベントだっていうようなものについては、市の職員辺りもそこに行っていてですね、そういったイベントを覚えて継承していくということもいいんじゃないか。その地域の方がもう年とってできんよといったらもうそれで終わるのか、イベントはそこで終わるのか。まつりは終わるのかというようなことになるから、それはずーっと伝統的に残していかないといけないようなイベントがある場合はね、市の職員でもそれを引継いでできる部分はやはりやっていくというようにした方がいいんじゃないか。後継者の要請もしなければ補助金を出してやりよったら、来年からできんよと言ったらほじゃもう補助金出しません。それじゃ行政の責任は全くない。事故の責任ももちろんあるけど、後継者不足というところにそういったところにもやはり力を入れていかないと。答弁いりませんが、それは要望しておきます。

企業誘致は市長が答弁をしてくれたあの言葉であろうと思いますがね、キヤノン私が調べたところ市長、キヤノンにね企業誘致をお願いするお願いするって言うけどですね、私がこの佐伯市のゼロックス、コピーとかファックスとかいろいろ全部調べたときにですね、何百台ってあるんですね、キヤノンののは10台か20台しかないんです。蒲江は2台しか入れてない、キヤノンの機械。それでキヤノンに企業来てくださって無理でしょうが。市民栄誉賞を上げるような人材の会長さんがなっておるんですから、全機種をキヤノンにしますから50人体制の企業を持って来てくださいますとか、そこらぐらいまでは腹を決めてですね、全機種を佐伯市を市役所を含めて振興局にある機械を全部キヤノンの機械にするから、企業を連れて来てくださいます。もうキヤノンの営業の部長あたり全部調べてますよ、そういうことを。何十台もある。二、三十台しかありませんよ。1,000台近くある機械の中に、私のデータでは、あとで調べてください。それも要望しておきます。

217の問題ですが、桑原部長さんあのね、ただドライバーと被害者の事故の問題だけじゃなくて、先般臼杵の超有名な後藤市長が、野津町と私とこよりか3か月前、1月1日に17年の1月1日に野津町と合併して、臼杵市長さんがね10号線でもの凄い死亡事故が多い、10号線は野津の管轄です。道路に原因があるんじゃないかと、今国土交通省にお願いして道路の調査を入れなさいということで臼杵警察署と臼杵市役所と国土交通省と、ほじゃから11年間で12名の死亡事故が200メートル間で起きたということはやはり行政の長としてトップとして、そのくらいのことは考えてもらはなきゃ。ドライバーが悪いんだとか、飛び出た被害者が悪いだとかじゃなくて、やはり道路にも市長原因があるんじゃないかと。臼杵の市長はいち早くそれをつかんで、私ここデータ持っておりますけれども、そういうことをちゃんと勉強を職員にさせて、臼杵署と国土交通省と勉強会をして、道路に原因があるんなら道路を直してくれという調査に入ってる。佐伯市もそのくらいやはりいち早く行政区のトップは市長ですから、弥生から上浦までそのくらいのことはやってもらはないけんあと、このように思っております。それについては答弁をもう一回いただきたい。

それと217号線の弥生から古市の間、先ほども述べましたけれども、市長の提案理由の説明には臼坪・女島間しかない。何と情けないなあと、弥生とか直川とか本匠とか宇目とか、

こう道路が混雑しておるのに、これが頭がないんだらうかなあ。19年度は市長は臼坪・女島に1回大きなトラックが行ってきて、それからまた10号線に帰らないかんような提案理由の説明であったけれども、これはいち早くやってもらはなければいけない。塩月助役が12月の最後の答弁に用地費はどうなっておるか勉強してくると言ったんで、この答弁は塩月助役にしていただきたいと思っております。

それと宇目・直川・本匠・上浦の火葬場、この問題について、市民生活部長に再質問をしますが、合併特例債を使って佐伯の今ある火葬場を増築するんだと、3,000万掛かるんだということをあっちこちの資料で言っております。提案理由の説明でも言っております。行財政改革の資料にも載っております。合併特例債って、合併するまでに私どもが県の指導を受けて聞いたのは、今省庁再編で変わっておりますが、合併をなささいというのは自治省が言いよることであって、特例債は総務省が出すんだと、総務省の予算だというように聞いております。合併することによって地域が寂れたり不自由になったり、町と村が合併したり、公益的な道路を造るために合併特例債って、それは幅が広く使えるかもしれない。それを使って増築をするのは違法ではないかもしれない。しかし、今ある施設を上浦なんてまだ新しい、宇目なんてまだ10年は使える、直川も10年は使えると。こう言っていつておる現在ある火葬場を壊して、統廃合するために合併特例債というものを充当していいんだらうかっていうその審議は財政部長やっておるか、その審議は。合併特例債があるからっていつて合併特例債ってこれ借金ですから、借金をしてまでもいずれば返さないといけないわけです。借金をしてまでも今ある火葬場を壊して、特例債があるからあるからと言ってむやみにそういうことをしてもいいんだらうかという審議は何年何月何日、誰が入ってその審議をしたのか。ただあるからあるからっていつていうことで、そういうものを使うということは、私はおかしんじゃないかなあと、このように思っております。特に、宇目・直川・本匠の区長会は、その要望に置いとってくれと、使える間は使わせてくれというようなことも言っております。塩月市民生活部長は説明会を開いたんだと、私が持つておる資料の中では、説明会というような資料じゃない。これは報告会。説明を聞いたら帰ってそれに基づいて審議をしなければならぬ。これは報告会、ただ地域に出向いて報告をただけでやりますよという報告の中でやった資料。これを見ますと上浦では、統廃合の延期はできないのか。本匠では本匠に造ってくれないのか。死んでまでも佐伯に行きたくはないなあと。宇目では佐伯市に1か所にまとめ、効率化を図る考えというのはおかしい。地区の葬儀形態を考えてほしい。高齢者も最後のお別れを地区でしたい。直川では、宇目・直川・本匠に新設をしていただけないかと、使える間は使わせてほしいと。宇目・直川・本匠の自治委員の方は、こういったことで要望をお願いしておるといつて聞いておる。こういうものを無視してやるということは説明会ではなくて報告会、説明を聞いたんなら、こういったものを何ぼか取り入れていつておると思うけど、このまま行政改革のプランに沿ってそのままやるんだ。そして、先ほど市民生活部長が答弁の中でいつておりましたけれども、合併特例債を使うと、そしてこれをやらなければ行財政改革避けて通れない。市長、三つの火葬場の経費が五、六百万ですよ1年間に。こういった運営も避けて通れないようなことでは市長、市長としてどのように考えておるんですか。500万か600万しか、上浦を併せて1,000万要らんのですよ。避けて通れない。今ある火葬場をもう行きつくまで使わせてくれないかと市民が、区長が地域の議員がいつておるのに、それを泣く子の赤子を引っ張っていくようなね、佐伯市の<sup>しすいえん</sup>紫翠苑ですか、それを合併

特例債でもってやるんだ、合併特例債でもってやるんだと、合併特例債ってまだ何ほでも使う方法はあるでしょうが。それが市民の目線に立った行財政改革ですか、市長。市民一人一人の幸せのためにとって、どうしてこう反対が多いのに幸せになれるわけ。幸せのためにやるんですか、これは。市民一人一人の目線に立ってって、目線に立ってないです。城山の上から見りよるじゃないですか、これは。目線に立ってないじゃない。区長会からみんながこういった情けないことを年寄りが言うとするんですよ、ここ資料があるんですよ、市長目を通したですか。死んでまでも佐伯に行って火葬するんですかって、お年寄りが言うんですよ。それと南海病院から木浦まで市長、距離が幾らあるか分かりますか。南海病院で息を引き取って、木浦まで49キロ、家族・遺族は亡くなった方を連れて帰って家でお通夜をするでしょう。一晩中お通夜をして、葬式をして、また45キロも50キロも火葬場に連れて出る。そういうことが市民の目線に立った行政ですか、市長。おかしんじゃないんですか、そういう考えは。避けて通れないと年間500万、600万のこの経費が出るからって避けて通れないと、どういふ答弁ですか、これは。おかしんじゃないんですか。利用者が年々減ってとか、統合計画、死ぬ人が多くなければいけないんですか。こういった物を市民に配布するっておかしんじゃないんですか、助役たちはこれ行政の経験があるのにこの資料を見るんですか。利用者が年々減りまして、おかしんじゃないんですか、グラウンドか何か体育館と間違っちゃるんじゃないですか、利用者が減ったから火葬場を壊すんですか。どうですか、誰が答弁するんですか。利用者が減ったからなんてこういう物をね佐伯市南郡に配布する。おかしいですよ、こういう資料は。利用者が減ったからするってあんた死ぬ人が多くなければいけないんですか。体育館とかグラウンドやったら、プールとかねそういう物なら考えられるけれども。火葬場の新築をするときにほじゃあ何年に何人亡くなるから、何人火葬するからっていう計画書を出しちょんですか、塩月部長。そしてね、これは合併特例債を使わなくてもね、厚生省から増築とか改築の予算の考えはないんですか。それじゃったら補助金ですよ、返さなくてもいいですよ。3,000万円特例債を使うからって、そういう会議は植木部長、いつ・どこでしたんですか。会議も何にもしてないんでしょ。厚生省に何で増築をするからって、どうせするんなら厚生省から3,000万円あるいは2,500万って言って、足りないから500万円は合併特例債で起債を借ろうというような段取りは誰が・どこでするんですか。そういう会議をいつ・どこで持ったんですか。特例債、特例債って、それは幅広く使ってもいいって県の地方課は言うかもしれない。幅広く使えるかもしれない。しかし、特例債ってそんなあるものを壊して、合併したから地域が寂れたらいけないから、町と村をつなぐ農道とか道路とか橋とかなかったら架けなさいと、私たちは合併をする前に県の総務部からそういう指導を聞いております。それは幅広く市長使えるかも分からないけれども、今ある物はできるだけそういった無駄な金を使わなくてやったらいい。それとさっき通告と違うと言いましたけれども、塩月助役の地域の蒲江は上浦よりかはるかに古い、どうして蒲江を残す。500万、600万円の避けて通れないと言うんなら市民生活部長、私の質問が蒲江エコセンターの質問をした時に5,000万、6,000万の1年間に赤字が出ておる。こういうものもどうなっておるか。こういうものを全く改革してない。手を付けておるんですか、5,000万円、6,000万円の赤字が出ておる蒲江のエコセンター、これも圧力が掛かっちょんですか、塩月助役から。おかしいじゃないですか助役これは、あっちゃんとか言うちよる場合じゃねえんでこれは。緊急事態が発生しちょんの山の方は、緊急事態が。どういうことですか、これは。蒲江の6,

000万、5,000万の赤字が出るエコセンター蒲江はそのまましておる。蒲江の火葬場は上浦より古いのに、これは助役がおるから置いとけというようになるじゃないですか。そしたら宇目から助役を出しちょかないかん、直川から助役を出しちょかないかん。そういうことになるじゃない。もっと温もりあるですね、本当に市民の目線に立った行政を進めてもらわな困るじゃないですか、市長。この火葬場と企業誘致との答弁だけでいいですから、一応お願いします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 三浦議員より再質問いただきました。当初の企業誘致の関係でキヤノンの製品ですね、これについては昨年指示しておりますが、リースの関係で3年とか5年という期間がありますので、その切替え時期についてキヤノンの製品を優先的に配分するように命じております。現在はコンピューター等も合併前に入ってますが、リースということになると使わなくても5年分払うもんですから、それを返してですねそのまま今切替えることでできません。また、担当課によってはキヤノンが造ってない製品もありますので、全部がキヤノンの製品ということにはなりかねております。特に、コピー、プリンター等についてはそういう指示をしておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、火葬場の件についても今、改革推進協議会の方で原案が上がっております。私も最終的には判断をさせていただきたいと思っておりますが、地域の皆さん方の御意見もありますし、改革プランはあくまでも、改革プランの委員会としての意見を賜っておりますので、そうした中で担当課といたしましてもできるだけ将来へ向けて考えたプランとして今聞いておると思っています。詳細等が答弁できるか分かりませんが、一応私の方はそういう答弁させていただきます。

議長（日高嘉己） 塩月助役。

助役（塩月厚信） 議員御指摘のですね、国道217号バイパスの用地の件ですけども、御承知のようにですね国体の開催に間に合わないと、このまま行けばですね。正にそのとおりで、臼坪側・脇側両件とも用地の協力いただいております。その中、脇の地権者の方にですね県の用地課と行きまして、何とか説得をと思ったんですけども、なしのつぶっていいですか、会ってもくれなかったという状況でございます。1軒の家ですね庭が全部取られて家だけ残るとい条件じゃなくて、トンネルのほとんど山の中の一部という所ですね、それでもトンネル工事に入れなくてですね、多くの市民、また国体で佐伯に来る選手・応援団の方もですね非常に困るということなんですけども、今後もですね県などと協力しながら用地交渉に当たっていききたいと思っております。

また、<sup>かめいえん</sup>花明苑の件とかですね、エコセンターで私がいろいろ圧力加えて残してるんじゃないかと言われますけれども、恐らく部長が答えたようにですね、検討委員会等ですね、恐らく蒲江は離島も二つありますし、また蒲江浦だけでなく波当津いろいろ遠い所があります。そういうところがまた考慮に入ってたんじゃないかと思っております。また、蒲江の焼却場ですけども、確かに経常経費が掛かってきております。それをどうするかということもね、市長と担当部ともどもですね、今後どうしていくかということで考えているところでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（日高嘉己） 植木財務部長。

財務部長（植木通則） 三浦議員の再質問にお答えいたします。火葬場の統廃合につきまして



は、合併特例債を充当しておるということですが、これについては合併特例債の中で市町村の合併の総合的かつ効果的にですね推進する公共施設の整備にはこれを充当していいということですので、そういう観点から火葬場の統廃合については、まあ効率的な運営ができるということで、統廃合のためにこの合併特例債を充当した次第でございます。それからまあ三浦議員さんの方から御提案がありました厚生省のそういった方から補助金は取れないかということですが、これについては一応新設じゃあなくて増設でありますので、基本的にはちょっと補助金は難しいんじゃないかというふうに思っております。会議があったかということにつきましては、特に会議はしておりません。以上であります。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 国道217号の交通事故の件でございますが、議員御指摘のように、臼杵市のいい例も聞かせていただきましたので、私の方も管理者であります県の方と早急に協議しながら、またそういう対策もとっていきたいと考えております。

議長（日高嘉己） 三浦議員。

1番（三浦渉） 市長あのおう、キヤノンの方もそういった形でキヤノンの機械も購入する指示を出しておるんだと。しかしまあリース契約があるからと、まあリースが切れた順にですねやはり名誉市民賞を差し上げるような立派な会長さんが築き上げた機械工場ですから、そうおかしい物はないと思いますので、ひとつ本当に前向きに市の財政が厳しいんだ、企業誘致でもって税収でもって財政の立直しをやるうって言うのであれば、やはり一日も早くねそういったものをやった方がいいと私は思っております。先日のラジオ番組を聞いておりました。有名な宮崎県知事、もう三つ、四つの企業誘致を明日からでもいいんだと、順番が待っているというようなことを言っておりましたし、これも市長のやる気次第だということを東国原知事はラジオ番組で言っておりました。やはり、行財政改革プランを見てみますと、収入のところは全くない。振興局を切れ、職員を切れ、ほら何せ火葬場をどうせって、切るところだけ、入るところは全くない。平成20年には企業を連れてくるんだとか、計画だけでも私どもに市民に示してほしいですね。それはできないというところもあるでしょうけれども、いつごろは何年にはどういった体制の企業を呼ぶ段取りをしておるんだ。こういう準備をしておるんだ。任期は市長もあと2年しかないわけですから、そういったものをやはり前向きに本当に収入源のあるような、ただ行政改革だって切るばっかしが行政改革じゃないと私は思っております。キヤノンのことはよく企業誘致のことは分かりました。

火葬場の問題についてもこれは市長が最終的に判断をしなければいけない時期に来ておるというように聞こえました。市長もやはり市民の目線に立った行政改革をやるということは、冒頭から2年前から提案理由の説明の中に市民の目線ということをおっしゃるわけですから、どうぞ、宇目・直川・本匠の区長会始め、多くのそういった火葬場を残してくださいと言っておる皆さんの目線に立って決断をしていただきたいと、このようにお願いをしたい。検討委員会が出したやつを市長が判断するんだというように今聞きました。最終的な結論が出れば、市長の判断でやったとこのように取らざるを得ない。このように思っております。

財務部長、会議はしてないって会議はしてないけれども合併特例債を使うことは違法ではない。それ私が言うたじゃないですか。合併特例債というのは幅広く使えるかもしれない。しかし、今ある使えるものを壊してまでもやるということはいかがなものかという財政部局

でその審議をしなければいけないんじゃないかなあと、その審議はまだ残っておるんじゃないかと。そして、増築は厚生省の予算が難しいと、私が調べたところ難しいどころか全く上げてない。資料を上げてないじゃないですか。頭から難しい、合併特例債の方が効率がいい、これなら地方課もオーケーしてくけるじゃろう、これでやらあいいわって。全く増築の予算を厚生省に上げてないじゃないですか、私調べちよる。それで上げて通れば、増築だから通らないかも分からない。通るかも分からない。通った場合は補助金だから返さなくていいわけです。特例債は返さなければいけないいずれは、借金ですから。ただ簡単に幅広く使えるっていうだけのことであって、その辺を次期引継ぐ財政部長はもう1回審議をお願いしたい。あんたもうあと少ししかないと思いますので、大変まあ最後無理を言うて申し訳ありませんけれども、我々も地域を守れ、本匠は2人で守れ、宇目も2人で守れ、直川も2人で守れていう特例でもって公職選挙法でもって出ているわけですから、そういうこともやはり審議の中に入れてもらわなければ、ただ単にここに出て質問をしよるわけじゃないわけですから、4年間は特例でもって、地域が寂れてはいけない、しっかり地に足を踏みつけて議員さん守れよという特例でしょうが。公職でもって来ておるわけで、地域の推薦で来たわけじゃないわけです。そういうところもやっぱり審議の中に入れてもらわなければ、ただ単に気に入らんことを言よるわけじゃない。いいでしょうか。

塩月助役さん、あんまりよく分からない答弁ばかり、12月もまた今もいただいたんですが、何とかこの217の弥生から古市の間、その用地がごたごたもめて前にずらんとこは切って、用地のできる所を早く用地買収に入った方がいいんじゃないかなとこのようにお願いをします。

桑原部長さんには、臼杵の例も聞いたんで市当局としてその部局に働き掛けてその研究に入るということでいいんでしょうか。ひとつお願いをしておきます。

これで要望やらいろいろ終わりますが、最後、時間がちょっとありますが、今期3月31日をもって退職される多くの職員の皆さんにお礼を申し上げたい。日本の高度成長期から今日までいろんなことがあったろうと思われま。採用されて以来、大変お疲れでございました。特に、農林水産部長の木原さん、そして建設部長の桑原さんには、外部との交渉いろいろと難しい問題も解決しながら今日まで来たわけでございます。いよいよこの月末で退職を迎えるわけでございますが、縛りのない生活が4月1日からあります。どうぞ健康に留意されまして、ひとつ長い笑顔の絶えない、縛りのない人生を送ってください。どうぞ御苦労でございました。ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

議長（日高嘉己） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

---

午後1時10分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて8番、後藤幸吉君。

8番（後藤幸吉） 8番議員の後藤幸吉です。私は通告に従って一般質問いたします。合併すると職員の数が多すぎるのではないかと、給料が高いのではないかと、臨時職員は何をする仕事に当たっているのか。特に、学校給食の職員の待遇はということをおは2年間言い続けてまい

りました。これは選挙の前、2年ぐらい前に私が市民の皆様へ訴えてきた時に、市民の方からどうなっているのかと言われたことであります。これを4年間言い続けること、少しでも良くなるように努めることが私の公約を実行することだと思っております。さて、昨日テレビを見ておられますと、公約を選挙の道具にしてはならないということを評論家の方が言っておられましたが、西嶋市長もあと2年しかありません。この前のこのあいさつの中では、市民の皆様方の絶大なる御支援をいただきとなっておりますが、当時の選挙の中では35%との投票率です。その後、投票率じゃないけども支持者の数です。ただそのあとタウンミーティングとかいろいろ努力されて市民との対話を図っておりますが、公約を実行することが一番大事なことだと思っておりますので、この2年間で市長は、どの程度の自分の公約を実現できたのか、このあと2年でどのようにするのかをお尋ねしたいと思います。具体的に申しますと、6年間で300人の職員を削減するということは活字にもなっておりました。それはどういう状態なのか。それとごみ、大入島の問題、まだ正式には片付いておりません。見込みをお願いします。それと前回、臨時議会などで議会は承認しておりますが、未しゅん工問題、豊寿苑の執行部のやり方についてちょっと疑問がありますのでお尋ねしたい。未しゅん工の問題で3,200万円ほどの補助金を国に返すようになりました。そして、ほとんどが市民の血税を使っております。私が12月議会でおかしいのじゃないかと、議会は可決したけども市長はどう思ってるかとお尋ねしたところ、議会在認めてくれたのでそれでいいと思えますという答弁でありました。議員の責任というものをつくづく感じております。それを言うと、例えば今回の豊寿苑の問題、我々の議員の下に全員協議会で示されたのが確か1月の22日やったかな、そのあと駆込み的に急速に流れが速かったのであります。私は12月議会でも我々行財政改革の特別委員会でも勉強しとるのだから少し慎重にやってほしいという願いをしておりましたが、何かしら確か1月17日か19日に審議会とやらを開いて、社会福祉協議会が適当であろうという結論を出しておりますが、これはこの審議会は私に言わせれば御用審議会であります。8人のメンバーの中で4人が振興局長など市の職員、それに市のOBもおります。結論が出るのが早い。それに引替えてごみなどの審議会、これは市長が一昨年6月議会で審議会を立ち上げて市民の声を高く聞き取って結論を出しますという話じゃったんですが、12月までには出ませんでした、約束の12月までには。去年の9月に出てまいりました。議会は通すことはできんじゃった。また、今度も出し直すそうですが、審議会というのは広い人から意見を聞いたら通らん。少しの人間で身内だけで審議会をすれば大抵通る。審議会のあり方、市長は審議会に責任をなすり付けるところがある。最終責任は自分で決めないけんのため、それと議会に出した文章が全員協議会、こないだも言いましたが、机の上に置いてるが、部長の説明のあとで数字が間違ってるようなお粗末なものを私は当時思いました。何でこんなものを審議せないけんのか議会在、失礼な話じゃと思いました。ただ多数決で可決されましたので、ただ執行部のやり方に不満があると。議会にすべてのイエスカノーかを判断するのであれば、我々も責任があるのだから、ちゃんとした説明を私たちが勉強してイエスカノーかが判断できるようにしてもらわないけんと思えます。これが執行部と議会のという、通告しております。それと先ほどの人件費、人事ということについてお尋ねします。私どもは収入役制度を廃止して助役が兼任するという市長の提案をおととし認めて、助役2人制に賛成いたしました。また監査委員、民間の監査委員ですが、もろもろの人事に賛成しております。選挙の激しかったあげくだと市長に好きなようにやらせるちいうこ

とで、旧会派の時に率先して賛成をしたわけですが、一人一人の人柄を知っておるわけでは  
ありません。今回も未しゅん工工事などに際しては、チェック機能がまるっきりなかった。  
職員は職員だから、職員のやったことは市長が責任を持てばいい。ところが、三役と言われ  
るような助役辺りの監査委員、その人たちは何をしていたのかということになる。機能が悪  
いのじゃなかろうかということでもあります。今回、副市長制度を新年度から採用されるよう  
にあります。何か6月ごろからは副市長も一人になるような話ですが、そういう体制になっ  
て一人でやれるのかどうか、それも市長にお尋ねしておきます。例えば、佐藤助役のお陰で  
減らされそうになった交付税を佐藤助役の人脈で逆に増えたんだというようなことを12月議  
会では市長も言っておられました。自分の給料以上に佐伯市に金を運んで来てくれるよう  
な新副市長であれば1人でなくても2人でも3人でも5人でもいいと思います。あくまで人物  
であります。仕事量であります。そのところをお尋ねします。と申しますのは、人事は市  
長の権利ですから、私どもは申しませんけども、今度たくさんの退職者が出られる中に、こ  
こにおられる執行部の方もかなり入れ替わる。大丈夫なのだろうか、人材は沢山おられる  
と思いますが、例えば振興局長や部長連中が1年やそこらで入れ替わるようなことではいけ  
ない。やはり市長は企業的な視点で市を経営されると言っておられましたので、そのとこ  
ろはうまくやっていただきたい。一つの政策を続けるのはそれぞれの部長だと思しますので、  
そういう人物を選んでいただきたいと思えます。それと今度退職される51人の方の退職  
金総額とそれぞれの方が、例えば嘱託という形で残ることが、横に滑ることが約束ができて  
いるのかということをお尋ねしたい。なぜかというと、佐伯市は若い人たちの仕事場があ  
りません。私たちのように内部に入って、事情を知れば早期に辞めていただいた方が、次の年  
金をもらえるまで嘱託になるのはいいことだと思いますけども、普通の市民から見れば若い  
人たちに門戸を開いてもらいたいという考えがあるようにありますので、その件をお尋ねし  
ます。それと、例えば人件費、投資的経費は、例えば合併前には150億、160億というよう  
なばく大な金額を使ったようにいう業者があります。仕事が沢山あったそうです。投資的経費  
というよりも先行投資もあったとは思いますが、来年度の予算を見る限りではいちばん工  
事をやってた時の半分ぐらいになっているように思います。業者の方はこういう人がありま  
した。仕事が減れば自分たちは給料も下げる、古い機械も我慢して使う、職員も減らす努力  
をしている。市役所はどうなっているのかと言うわけであります。市民に負担を掛ける前に  
市の削減がいけんのなら人件費を少しカットする。こないだ5%下がっていただいただけで  
月に4,000万円ほど違うごとあります。私は去年とおとどしの8月分の給料の明細をいただ  
いておりますが、4,000万円ほど月に違います。あと5%下げれば当然8,000万円になりま  
す。そういうことは市長は考えないのだろうか、提案はしないのだろうかと思えますの  
で、これをお尋ねします。それと未しゅん工工事、先ほどチェック機能がなくて補助金を返  
すように言いましたが、そのときに、例えば20数万円の金を業者から、あれは何と言うん  
ですか支援金って言うんですか、取るようになっておりましたところを40万近くの金を集めて  
おります。私が全員協議会か何かの時に、なぜそういう金額か金額が合わんじゃねえかと言  
うと、後藤議員が言いましたからという返事やった。私が言ったのは法律どおりに、役所  
ですからちゃんと書類で、あんたがた何日遅れました。計算したらこうなりましたから、これ  
を払ってくださいというべきだ。それを指名委員である助役が集めて回るといことは何た  
ることか。これはこないだ答弁をいただいておりますので、改めて助役にお尋ねします。

未しゅん工問題のなぜ自分たちが自分でそういう業者を回って金を集めたのか。協力金という名目、寄附金という名目で今度補正予算の中に入っておりますが、こういう金の集め方を私はおかしい。こういう金の集め方をする人間は先々、そのあとですが、指名委員におるのはおかしいと思います。この席でも申し上げたことがある。寄附金を取って回リゃ100万円でも私なら出すと言うた。次の工事一つ指名に入れてもらえればいいわけですから、そういうことの判断、自分の職分職責、こういうことを助役がどのように考えておられるか、はっきりと知りたい。それは、例えば私が言わんじやったらまるっきり集めんじやったのか、なぜ20何万じゃねえで30何万円になったのか、その計算の根拠、それも併せてお答えいただきます。それから、一つは年度末に幹部の方、部長さんたちや振興局長さんたちが、税、滞納されている税金を集めて回られた。集めた金額もお聞きしましたけども、どういうふうにしたらそういう何日かでこういうふうな努力が実ったのだろうか、その金額が妥当なもんじやろうか、多いんか少ねんか、どう思っているのかをどなたか財務部長辺りお尋ねしたい。それと言いますのも、以前まで税務課の職員には手当が付いてる。その人たちにはそういう日ごろはどういうことをしとったんじやろうかと、代わった人間が集めて回れば集まったのか、それとも部長連中が経験が豊富なのか。そうであれば、例えば税務を徴収する人たちを嘱託で雇ってもいいわけでありませう。そういう方法もあります。それで、どういう方法でやったらどのぐらいの成績じやと思っておられるのか、財務部長にお尋ねします。それと、大方言い上げたようにあります。とにかく市長の公約がどの程度までいっとるのかお尋ねしたい。ただその基盤になるのは850人という数字であります。去年の6月議会辺りでも850人という数字は出ちよる。ただこれは市長のように企業家的な視点で経営されるという人にとってはおかしい数字じやないかなと思ふんです。昨年度、合併してから去年の5月までの間に、亡くなった方、生まれた人、差引き699人人口が減っております。この勢いでいけば10年たったときにはどうなるんじやろうか。それと鶴城高校の卒業式にも行きましたが、大学に行く人たちが5年後にどの程度帰ってくるかちいうのも今の状態では分からんわけでありませう。そうすると7万人という数字も見えんことはない。そうしたときには、やはり100人体制で700人に職員をするのでしょうか。私はせえとは言いよるんじやない。消防は別、地域が広いことを考えれば一人頭100人が90人でも仕方ないと思っております。ただそのところをただ職員を削減せえ、削減せえ、削減せえばかりを言っておりませぬので、有効に職員を使って市民サービスの落ちないようにお願いしたいと思います。まず1回目の御答弁をお願いします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員の御質問、行財政改革と市長の政治姿勢ということでございます。最初に、市長は企業家の視点で市政を実施しているのかということでございます。平成18年の6月議会について、このことをお答えしております。私も企業家でございます。したがって、市政を担っていく上でも企業家の視点を持ち、コスト意識を持ったスピードのある改革を重点に市政執行を行ってきたつもりです。昨年の4月までに作成いたしました行財政改革推進プランに沿って改革を推進していくということで、これをすれば必ずや効果があると、これはそのものに私が打込んだ一つのマニュアルでございますので、また、それについては行財政改革等で十分数字等、ケース等、今の状態はお伝えしてると思っております。次に、市長の公約はどの程度実現できているのかとの御質問です。その中で300人の職員削減数と

大入島埋立ての件について、市長当選後の月刊誌のインタビューに対して、私は当選後のインタビューに答えております。市長の就任の際の目標としてお答えしております。選挙前になるとこれは公約ですけど、選挙後ですから目標という形にしておりますが、文化会館での公開討論会では、職員数について300人という言葉をはいております。私もそれを見ました。大入島についてはどういう具合に書いてるかと言えば、水深14メートルのバースについては必要だと、だけど県と地域住民の考えを把握したいと、もちろん反対している地域住民と話し合うし、県の見解も聞き、変更できるかどうかも含めて移行を確認したいということっております。これについての答えも先般出しております。これについて公約ではなくて、そうしたことについてはこの言葉はもう実行しておるつもりです。それから職員300人の件ですが、ここでは今度目標という形で出しております。その中で人件費削減についても当時の文化会館では人件数、300人削減しなければいけないだろうと、それが厳しければ臨時・嘱託について削減しなければならない。また、それが厳しければ職員の給料カットをしなければいけないだろうという形でやっておりますので、議員も先ほど質問にありましたように、去年の4月1日より職員数の削減と、そして人件費の5%カットを昨年度は実施させていただいております。3月1日の市報については、人員数の変化をグラフで表示しております。また、2月23日行われました行財政改革調査特別委員会で報告しましたとおり、平成22年当時の職員数は1,050人程度となる。16年度の当初の職員数は1,294、いわゆるまあ250人近い職員数が減が予測されます。先ほど申し上げましたように、それにカットを加えたので、基本的にはもう300人の職員数と同じ削減したという財政的な効果は実現可能なものであると考えております。6年後に対してですね、累積で。続いて、ごみ袋の件につきましては、これは選挙前の話で、ごみ袋については見直しを行うということで約束しておりますので、廃棄物減量等推進審議会におきまして審議をいただき、議員が御質問のとおり、去年の6月に議会に表示し、9月議会に条例を提案いたしました。残念ながら御同意いただけませんでした。今後も引き続き御理解いただけるように努力してまいる所存ですが、先般、一つの案といたしまして、全員協議会でシール方式等も提案しております。そういうことで、私の方で公約と企業家の視点についてということがございますので、その点、答弁させていただきます。他については、部長答弁とさせていただきます。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 質問項目が多ございますので、押さえながらいきたいと思っております。まず1点目のですね投資的経費の削減と役所の人件費及び人数についての御質問ですが、18年度、19年度当初予算、これは一般会計ベースで比較して見ますと、投資的経費については約16億円の減、それから退職手当分を除いた一般給与費は約1.9億円の減となっております。また、職員数につきましては、今年度末退職予定者数51人に対し、新規採用者3名を予定しておりますので、来年度当初の職員数は1,144人となり、48人の職員減となる見込みでございます。それから、豊寿苑の執行部の進め方についてでございますが、豊寿苑の指定管理者への移行の手続きにつきましては、いわゆる議員様方で構成されております行革特別委員会というのがございますが、これに11月14日、この委員会の勉強会を行い、続いて11月27日のですね同委員会にて指定管理者制度の導入の理由等について御説明を行ったところでございます。それから、翌年の今年になりますけど、1月16日にですね、指定管理者選定委員会の開催を行ったのち、1月22日の議会全員協議会を経て1月26日の平成19年第1回佐伯市議会臨

時会においてですね、提案をいたし御承認をいただいたところでございます。手続的には何ら問題はないと感じております。それから、新年度の三役人事についてでございますが、平成18年6月7日に法律第53号として公布された地方自治法の一部を改正する法律により、助役に代えて副市長を置くこと、収入役を廃止して会計管理者を置くこと等を地方自治法及び関係法律の整備が行われています。このうち助役制度・収入役制度の見直しは、施行期日が平成19年4月1日とされていることから、本市においても今議会において関係条例の整備等を行い、4月から副市長制を導入するとともに、助役による収入役の事務の兼掌を廃止し会計管理者を設置することとしているところです。先の議会全員協議会でもその概要について御説明いたしましたとおり、収入役に代わる会計管理者は、長の補助機関である職員のうちから長が命ずることとされており、これまでの収入役と異なり、特別職ではなく一般職となります。このことから、市町村長、助役及び収入役を意味する、いわゆる三役という用語はなくなりまして、市長及び副市長と言い替えられるということになります。今回の自治法の一部改正の法律の附則により、4月1日の施行時点で助役である者は、副市長として選任されたものとみなされることになっているため、本市においては新年度の副市長は、現行の両助役がそのまま副市長に選任されることとなります。それから、退職者の数と退職金額の今後についてにお答えいたします。今年度の退職者数は51名です。退職金の総額は12億5,400万円となります。また、退職者の今後についての御質問ですが、51名の退職者のうち、45名の職員に早期退職の協力をいただきました。平年では当然に市が落ち着いてくればですね、退職する年齢は定年は60歳でございますが、現在は職員数の削減を行革に掲げておりまして、削減は今の市にとっては非常に重要なこととなっております。で、まだ辞めていく、私も一員でございますが、方々はまだ年金も支給もなくですね、それから給与もなくなるわけございまして、そういう面では身分の保障が何もございません。そういうこともございまして、いわゆる年金がですね一定の一部ですが、できるところまでは何とか市ですね囑託でカバーリングしていこうという考え方でございます。今度辞めますですね中でも予定いたしておりますのが、12名につきましては公民館や出張所で働いていただくつもりでございます。それから、執行部と議会のあり方について、これ御質問なさいましたね。それからについてお答えいたします。執行部と議会の関係について、一般的な考え方から再確認させていただきますが、地方公共団体の組織機関は議決機関としての議会と執行機関としての地方公共団体の長及び教育委員会などの行政委員会から成り立っております。この地方公共団体の組織機関の特色として、首長制を採用していることが挙げられますが、このことは憲法第93条によって議事機関としての議会の議員と執行機関としての長のいずれをも住民の直接選挙により選任することとされていることに由来しており、我が国の地方公共団体が議会と長のいわゆる二元代表制のシステムをとっていることは周知のとおりであります。また、憲法が地方公共団体の組織に首長制を採用させている理由については、議会の議員と執行機関である長のいずれをも直接公選とし、その選任に住民の意思を直接反映させることにより、より民主的な政治、行政を期すること、議会と長とがそれぞれの独立の立場において相互にけん制し、均衡と調和の関係を保持して公正で円滑な自治の運営を図ること。長を議会から独立させ、一定期間の任期を保障することにより、計画的かつ効率的な行政運営を実現することなどが挙げられるとされております。さて、本市においても議会と執行部のあり方については、このような基本的な考え方の上に立っていることは言わずもがなでございますが、首

長制採用の理由のうち、特に議会と執行部とが、それぞれ独立の立場において相互にけん制し、均衡と調和の関係を保持して公正で円滑な自治の運営を図るためには、市政執行上の各々の案件に関して、相互に双方向の対話に努め、本音で忌たんのない意見交換をしていくことが大前提となります。これまでも提案してまいりましたが、長と議会との意見交換会など、そのための場づくりなどに努め、それぞれの考え方を正しく理解することが非常に重要であると考えております。今後も積極的に議会との対話を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の御理解と御協力を切にお願いする次第でございます。よろしく願います。

議長（日高嘉己） 植木財務部長。

財務部長（植木通則） 後藤議員の未しゅん工工事の処理の過程で集金した協力金の集め方と未しゅん工工事の補助金返還についての御質問にお答えいたします。御承知のとおり、補助金返還の件につきましては、議員御承知のとおり、去る12月議会の一般質問で答弁しております。また、臨時議会に補正予算を提出するにあたって、事前に11月20日の全員協議会で説明し、11月24日の臨時議会で十分審議していただき、御承認をいただいたところであります。現在、国・県の補助金返還額が確定し、すべて返還を終えたので3月5日の全員協議会で精算報告いたしました。御質問の補助金返還に係る協力金等の集め方、あるいは補助金返還につきましては、行財政改革を推進する中で、不祥事による補助金返還を一般財源のみで補てんすることは到底多くの市民の皆様から理解いただけるものでないと考え、市の部長職以上の管理職並びに関係請負業者の皆様から趣旨を御理解していただき、寄附金を返還金の一部に充当したところであります。それから、幹部は何日ぐらい努力して何%の税収を上げたかということですが、これは昨年末に実施した管理職班による市税特別滞納整理の実施結果を指していると思いますが、これは12月20日から28日まで実質8日間実施いたしました。その間の実施結果につきましては、戸別訪問による直接徴収やあるいは納税約束による事後収納分も含めまして約1,580万円でありました。これが何%かの税収かという御質問につきましては、現年と滞納繰越分が混在しており、ちょっと率が出しにくいところですが、仮に市税特別滞納整理を対象とした税目の18年度当初予算額で除しますと約0.4%ということになります。以上であります。

議長（日高嘉己） 佐藤助役。

助役（佐藤卓男） 今あの財務部長の方が答弁しましたように、先ほどのですね、後藤議員の質問は12月議会の議会の会議録ですか、あれにほとんど似たようなですね質問が出ております。私答えております。それは12月議会、確認していただければいいと思います。ただ今の考えて議員の方から言ってますので、それでですねあれは形の上ではですねやはり正規にですね処理された形としております。でですね、文書一遍のですね通知でお金を納入するように、そういった形はですね非常にとりにくいと。そういった意味でまたお願いに上がるということで私の方もですね、財務部長ともどもですね行って、それなりにですね今後ですねやっぱりこういった未しゅん工等を起こさないためにはどうすればいいか、そういった話もですね伺うこともできまして、非常にですねそれなりにですね成果は上がっていった。そういうふうと考えておるところであります。

議長（日高嘉己） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） だいぶ通告書の出し方が悪かったのかしらんけど、だいぶ話がなげえ。その



私が助役に言うたのは、そういうお金の集め方をした人間が指名委員であっていいのかということをお願いする。普通、なぜ形どおり集めんかと言うたのは金額が違うでしょ。なしほかの人たちはおゆうくれた人たちがおるのに一人くれんやった人がおるの、はがき1本、お宅は工事がこんだけ遅れました。法的に言えばこの金額です、で出しさえすれば、普通という人間関係の借りというのは発生しない。ところが、指名委員たる人間が集めて回るとはけしからんことで、未しゅん工工事を発生したことよりも考え方によっては組織としては最低のことだと私は思います。それと、その例のときに、後藤議員が言いましたから集めたと言うたんじゃが、その返事も無い。自主的に集めたのか、決ったものを集めたのか、どういう根拠でどの金額になったのかな。そりゃもう答えていただかなくて結構です。時間が長すぎた。先ほどの人件費の話にいけますが、大体2万8,000人から3万人を対象にした佐伯市の所得は大体300万円ぐらいのごとあります。先ほどほかの議員が高司さんが380万円が350万円になったと言うたのかな、ところが佐伯はそれよりまだ低い。年間300万ぐらいのことあります。市の職員の人たちのあれは通告書には出しちよるけんど、さっき聞かんじゃったけど、都合のいいことは答えてくれんわけですけんども、そのかなりの金額で差がかなりあるわけです。だから先ほど市長にも数を減らすことが無理なら、せめてもう少し給料をカットしてもらえないかと言うたつもりじゃったんですが、これはおとどしも私は全員協議会で言うとります。あん当時は2割カットせーと言うた。そしたら全員協議会の席上で木許、その当時の財政部長が行財政の部長が後藤議員2人で居酒屋で飲みよるときの話はせんでくれと言うた。だから居酒屋じゃない、40人の1人として正式に言よるんじゃという話をしました。民間の公僕である人間の方が高すぎて、民間の人間の方がやおないちゅうのはどうも私どもの感覚からいくとおかしい。こういうものが届いております。これは普通、匿名できたものを読み上げるのはいかなものかと思いますが、これで来ると市の市役所から来るとまるっきり同じなんです。だから、丁寧に切つて中を見たらこういう文章、もう一度良く見直したら切手がはつとる。普通議会事務所、事務局辺りから我々に来る物とは切手をはつとるのが違います。そうした場合、これ通告しちよらんかったけ悪かったんかな。そのまあ証拠品ですから、出しちよるわけですが、どうも議員何人かで話すときに、これは内部の人間の告発じゃなからうかというので、ちょっと読み上げます。議長いいでしょうか。もっと本気に行革しろ、これは私が書いたやつじゃないからな。あの書いとるとおりに読むからな。職員に辞めろ辞めると肩たたきして、早期退職を迫り職員給与を1億円減額したこと、威張ってるばか職員。その陰で無駄な臨時職員を増やし、遊ぶ職員を増やし、もっと両目を開けてきちんと見る。結局あまり役に立たない臨時職員増やし、職員肩たたきして5,000万円ほどしか減額にならない。忙しい忙しいと一向に減らないばく大な時間外請求、これだけ臨時職員を採用して何かおかしくないですか。議員諸氏、もっと目を光らせてどんな行革をしてるか議会で追及してほしい。広報の内容に疑問を持つ者よりということですよ。ばか職員なんちゅこと失礼なことを私は言いませんけども、こういう意見の人も結構おる。職員の給料が高い、削減してくれ、臨時職員ということは話はダブりますけども、市民の声であります。先ほど市長は300人削減したと同じような経済効果を6年間では出されるように言いましたが、今は600メートルの距離で走っている例で言えば、200メートル、あと200メートルはあなたたち自分で走らないけん。そのあと、あとの200メートルは続けられるのか、それはまだ分かんなんですけど、まだ途中経過じゃからかなりいいようにあって当たり前

なんです。その行財政改革プランも私どもそれはもちろん見ています。これは総務部長計画どおりにあなたいきよと思いませんか。プラス21年にプラス20億円、それが計画が出たあと、じき1か月ほどせんうちにもう一つが出たのはプラス2,500万円になっとなって、わずか1か月ほどの間に19億7,500万円減っちゃったんじゃが、あの計画どおりに大方いくように思うとられますか、私ども市民は代表として安心しちよっていいんでしょうか。そこをお尋ねします。あのあとも3,000万ほどねえなったからな。それから、それ現執行部の責任じゃあないけども、冷凍倉庫の関係でも何ぼかなくなった。いろいろ争いごともあるかもしれん。予定よりいらん金はあるわけです。ですから、かなり厳しい見通しを立てとかんといけんと思えますが、木許部長はどげえ考えとられますか。お尋ねします。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） では、先にですね、今都合は悪いこととはというお話があった。職員の給与のことをお答えいたします。これはちょっと今日通告はあったんですが、おっしゃったかどうか私ちょっと自信がなかったんですが。これにつきましてじゃあお答えいたします。公僕である職員の待遇についてお答えします。市の職員は地方公務員法の適用を受け、同法において任用、職階制いわゆる給与のほか勤務条件等が規定されております。また、必要な事項は条例、規則等で定めることとされており、佐伯市の職員についても市の条例、規則等でその待遇を定めているところでございます。民間の職員との給与差ということでございますが、これ地方公務員の職員の給与は国家公務員に対し、人事院が行う勧告に準拠して自治体の条例規則で月額給料等を定めているのが実態でございます。この人事院勧告は全国の民間企業、社員が50人以上の会社での給料調査を行って、その給料を国家公務員が人事院勧告を行い、それに準拠した形で市の条例を定めているところでございます。それは皆様のいわゆる住民の代表である議会にもですね御承認をいただいているところでございます。ちなみにですね、いわゆる国家公務員を100とした係数でよく言われますラスパイレス指数というのいわゆる従前は高かったんですが、今回佐伯市は95.9といわゆる公務員同士を比較したときのですね数値から言えばかなり低くなっているということをお報告いたします。それと行革全般についての評価でございますが、私どもはいわゆる22年度の初めということで、21年度までの計画を挙げております。これはですね、ほとんど中心的にですね担っているものといえますのは、いわゆる職員の給与問題がやっぱりどうしても中心でございます。職員の人間が多すぎやせんかと、それからいわゆる行政で担っている仕事を民間に持っていこうというようなことでございます。それとちょっと御辛抱でございますが、いわゆる公共事業ですね、この一定の期間、いわゆるバブルが崩壊してから公共投資が一気に増えてきた。それをちょっと沈静化していこうということですね、公共投資を抑えている計画でございますが、職員数につきましては、もう行革の特別委員会で後藤議員御承知のようにですね、非常に速いスピードで職員数が減っております。これをですね、これは難しいんですが、普通会計規模で見たときにですね、いわゆる職員だけに限った給与で見えますとですね、平成17年度から18年度に4億8,000万円ほど、それから18年度から19年度に1億8,000万円、それからいわゆる1,050人という市報でお知らせいたしました。これが1,050人に21年度末にですねなっていくという想定の下で計算いたしますと、累計でですねいわゆる合併の時のですね17年度決算から見ますと10億円程度はですね職員の給与が確実に落ちてまいります。そういう意味では行革は十分ですね進んでいるというふうに考えております。それから何ですか

ね、いわゆるもっと本気に行革しろという御意見、これはですね私はやっぱり職員の中にもですねやっぱりこうなんか私が言わせてもらえば、是非とも言わせてもらいたいんですが、これもというものもございます。それはですね私どもはこれだけ50何人の職員がですね今犠牲になりながら、定年まで勤められんで辞めてる状況でございます。毎年これやってるんです。そういう意味ではですね、皆職員は佐伯市を大事に思っておるわけでございます、そういう意味では、ちょっとこの人のこの投書の方がですね理解をしてないかなというふうに感じております。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど後藤議員の再質問の中で、指名委員長として指名をしてるもんが寄附を取ってどうかということですが、この指名について私がしておりますが、指名をもっとしても、指名委員長としてもやはりその原因とかですねいろんな話の中でそうした部分についてもお話をさせていただいたと、だからそのままおってもそうした指名について勝手な形での指名はできないと、公平的なその後も私は指名をしてると思っております。そういうことでありますので、寄附金をもらってもそのようなことはないということで安心して任せてる状態です。以上です。

議長（日高嘉己） 後藤議員。

8番（後藤幸吉） その件につきましては、事実が分かりさえすればいつまでも言いません。先ほど部長からラスパイレ指数の話がありましたが、95.何ぼというそれは旧郡部の人たちがかなり合併以前の話がある以前は安かったと思います。そういう傾向で旧佐伯市は高いのは有名じゃった。だからある程度こうなったり、また今度の5%、そういうことで努力していただいて下がるとことは認めます。ただ、ほかの類似した所のその団体と比べてもいかんと思います。国家公務員は確かに民間の職場を基準にして決めとるかもしれんけども、それならあれでしょうか、佐伯市の民間の金額と比較したらどうかという、それを先ほど私は300万ちゆうことで例に出した。例えば姫島村のように、みんなでワークシェアリングちいうんですか、雇用じゃというようにやる所もあれば、大分などは多分職員1人が130何人かな、この間私どもが議会運営委員会で視察に行った所などは長崎市が135人に1人ぐらいじゃったと思います。そういう努力は何せ広いから合併間際じゃから一遍にしるとは言いませんけども、先々の人口が減ったときのことも考えてやっぱりやっていただきたいと思えます。先ほど言ったように600メートル走るまで途中でいいようにあっても転ぶかも分からん、そういうことがあるので。それと先ほどの税収の話ですが、2月かにあった市長の講演会の席で、佐々木前市長が、自分たちの時代には職員が一生懸命プロ意識をもっちゃったと、今の組はちょっとゆるんだるんじゃなかろうかちいうような言い方をされたようにあります。やはりトップ次第。トップが責任を持つからおまえたちやれちゃ、今度ここでも11人かおらんごとなりますけども、やはりまだ次にも人材はおると思うんです。トップの人が使いきるかどうかだと思いますので、その最後の責任は市長だけでねえでわしら議員にも持たって構わん。だから、思い切ってやっていただくようお願いして終わりますけども。

その前に、私どもは今度たくさんの方辞められますけども、議員としては議会事務局の渡邊さんには大変お世話になりました。勉強もさせていただきました。どうぞ今後もお元気で。

議長（日高嘉己） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

続いて41番、戸山盛喜君。

41番（戸山盛喜） 41番議員の戸山です。3月議会に当たりまして、大きく2点についてお尋ねをいたします。まず、大きな1点目といたしまして、企業誘致と県南に県政の灯をと題しましてお尋ねをいたします。御承知のように本年4月は統一地方選挙ですが、佐伯市は一昨年の3月3日に合併しまして、その年の4月に市長さんと市議会議員の選挙が実施をされましたので、今回は県知事さんと県議会議員の選挙が行われますが、市議会に席を置いていました安部さんと深津さんは昨年11月、そして12月に辞職をいたしました。さらに小平さんも議員を辞職をいたしました。同じ新佐伯市の市議会に席を置いた仲間といたしまして、当選を目指して頑張っていただきたいと思っている一人であります。そういった立場を踏まえながら、まず最初に、中学校や高校・専門学校や短大・4大を卒業した生徒が佐伯市に帰り、就職をし、生活できる地域環境を作り出すことを願いながら、合併する前の佐伯市では地元就職推進産学官意見交換会が長年行われていましたが、この交換会を発展的に解消いたしました。地元就職推進協議会が設立をして活動してきましたけれども、新佐伯市になってどのようになったのか、まずお尋ねをしておきたいというふうに思います。次に小さな2点目ですけれども、新佐伯市は地形的に平地が少なく、工場用地としての適地も少なく、交通体系に恵まれてないこともあり、企業誘致は思うに任せない状況ですが、平成15年度より5か年計画で門前区の用地を工業団地として用地取得費を計上しましたが、現状と今後の考え方についてお伺いしておきたいというふうに思います。次に3点目ですけれども、旧佐伯市は工場用地として、今日までオーダーメイド方式で企業誘致活動を行ってきたと思っています。この辺でこのオーダーメイド方式は終わりにしたらと思っていますけれどもいかがでしょうか、お尋ねをしておきたいというふうに思っています。次に4点目ですけれども、旧8か町村では、工場用地・工場適地の確保はされているのか、具体的にお答えをしていただきたいと思っています。次にお尋ねをいたしますが、平松知事さんが就任をいたしましたのが、昭和54年で約28年前でした。24年間名実ともに大分のトップとして一村一品運動を始めとして地域の活性化、地場企業の育成、雇用の創出、企業誘致を始め県民生活の向上を目指し、県民の先頭に立って頑張ってきたのではと思っています。しかし、平松県政24年を振り返って見れば、県政のあかりが佐伯を照らしていたかといえば首を横に振らざるを得ません。平松知事さんのあとを受けて、安心・活力・発展を政策の柱にして、平成15年4月に誕生した広瀬県政、就任以来、県民の先頭に立ち今日まで頑張ってきたとは思っている一人でもあります。広瀬知事さんはある対談の中で、これは17年の5月の時の今から言います。企業誘致はお陰で順調に進んでいるとも言っています。これからは企業誘致と地場企業をうまくタイアップしていくことが求められると申ししていました。また、昨年12月の県議会一般質問での答弁で、企業誘致に対する地域間競争は激化し、厳しくなっていることを十分認識し、市町村としても補助制度の拡充など環境の整備を図ることを期待し、県としても市町村との連携を更に強くしていきたいと申ししています。そこで5点目ですけれども、旧佐伯市の工場設置促進助成金制度は今もあるのか。あるとすればその活用状況と制度の充実策は考えられないかお尋ねをしておきたいというふうに思っております。最後の質問といたしまして、旧佐伯市南郡の市町村長さんと議会議長さんを会員に県南地域の総合的な開発促進を目的として、昭和48年に設置されその事務局を振興局に置いて大分県に対し、交通体系の整備や産業振興を始めとする県南地域の諸課題を機会をとらえ、知事さんと市町村長及び議長と

の懇談会を開催をし、要望活動を行っていたと伺っています。新佐伯市が誕生した今日、県南地域総合開発促進協議会は解散をし、新たに組織を作り活動しているのか、お尋ねをしておきたいというふうに思っています。

次に、大きな2点目といたしまして、4月人事などについてと題しましてお尋ねをいたします。国から地方へ、税源移譲という名のもとに地方交付税や補助金の削減など、国の財政のツケが地方に押しつけられ、そのあおりを受けた佐伯市の予算編成を見ても一概には言えないかもしれませんが、例えば、平成18年度の当初予算は406億2,200万円をしましたが、平成19年度の当初予算は391億3,500万円と緊縮予算を余儀なくされ、予算編成に当たった執行部の皆さんは大変だったろうと思いつつ、そのしわ寄せの波が市民にもろにかぶらないためにも8万市民の信頼と安心を作り出す市政執行を進めていかなければならないというふうに思っています。そのためにも、公正・公平、適材適所の人事配置、能力を引き出し働きがいのある職場を構築することも大切だと思っています。まず最初にお尋ねをいたします。昨年3月に42名の職員が退職をいたしました。4月の新規採用の職員は昨年と比べてはございませんでした。また、今年3月の退職予定者は先ほども出ていましたけれども48名のご様子でございまして、既に18年度の途中退職の方が3名いるようでご様子です。したがって、51名退職予定者の定年退職、勧奨退職、自己都合による退職者はそれぞれ何名なのか、お尋ねをしておきたいというふうに思っています。51名の内訳ということになります。次に、小さな2点目といたしまして、昨年4月1日付の人事で振興局の組織を総務・市民サービス・地域振興の3課になりました。合併前の平成17年3月2日現在の南郡8か町村役場の職員は全体で8か町村、620名でしたが、平成19年1月1日現在の職員は行政改革という名のもとに222名の削減となり、町村職員は、少し間違っているかも分かりませんが398名と激減をしています。もちろん仕事量も本庁、現在の佐伯市役所ですけれども、佐伯市役所へ移ったわけですが、結果として当然のごとく過疎が進み人口の減少は進み、放置しておけばあそこの集落が消えた、あの山合いのあかりが少なくなったと住民の声が聞こえてきそうです。お尋ねをいたします。旧南郡などで特に過疎が進み、人口の減少が著しい地域に対する対策、考え方についてお伺いをしておきたいというふうに思っています。次に、小さな3点目ですけれども、昨年18年4月1日付の人事では802名に上る大規模な人事異動を内示し、本庁機能を強化し、すべての振興局は職員は削減をされ、そのような状況の中で東部、西部1、西部2、南郡の4ブロックにそれぞれ建設・下水道・農林水産・福祉保健部に分室を新設をいたしました。上浦については佐伯の市役所の本庁で対応するというふうになっているようでご様子です。住民から見れば紛らわしく、どの窓口に行ったらよいか戸惑いがちで、また分室での対応、範囲も広くなり人員や予算の裏付けの関係もあり、住民の要望にこたえきれない部分が多くなっているのではと私は思っています。お尋ねをいたします。現在の分室を充実をし、住民の要望に少しでも多くこたえられる体制を作るべきであると思っていますけれども、考え方についてお答えをください。次に、4点目といたしましてお尋ねをいたします。収入役という職名がなくなりました。これは約もう1年8か月になるわけでご様子です。これはもちろん、条例改正の関係もございました。行政スタイルなどが市民の声、反応などはいかがだったのか、また今後の考え方についてお尋ねをしておきたいと思っています。次に、4月人事などの最後の質問ですが、私が市議会に席を置いてもうだいぶ長くなりましたが、その間、大分県から佐伯の助役さんに就任をしていただき、お力添えをいただいた方々

はまず小野助役さん、のちの市長さんですけれども、さらには友永助役さん、河津助役さん、衛藤助役さんでした。そこでお尋ねをいたします。17年7月19日に就任いたしましたお2人の助役さん、九州一広くなった佐伯市の山野を駆け巡り、住んでいてよかった、これからも住みたくなる佐伯づくりのため、頑張っておられたと思っています。そこでお尋ねいたしますが、先ほどの執行部の答弁が質問の中で、助役さんはこれから1名のような感じのようなちょっとそんな感じを受けたんですが、助役は副市長やけどな。ですが、その助役さんは来年度もまた私は頑張ってお務を全うしていただけるのではと思っていますが、市長さんにお伺いをいたしまして、最初の質問を終わっていきいたいというふうに思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんより、1、企業誘致と県南に県政の灯をと、2に、4月人事などについての御質問をいただきまして、私の方が4月人事という形でお答えを申し上げたいと思います。収入役不在の1年8か月という形で、収入役不在ということですが、1年8か月の間、収入役が不在であったということではなく、条例の規定に基づき助役がその職務を兼掌するというようになっておりますので、したがって、収入役の職務権限につきましては、助役により円滑に遂行されたものと考えています。今後につきましては、地方自治法の改正により、19年4月から収入役から一般職の会計管理者へ移行することとなっております。その関係諸議案を今議会に提案したところでございます。それから5番目に、助役制度につきまして、地方自治法の改正により、19年4月から助役から副市長へ移行することとなっております。同様に関係諸議案を今議会で提案をしております。助役は2人、来年も職務を全うしてもらえんかということですが、私の方ではまだそこまでの一応2名体制という形で条例案を上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 戸山議員の大きな1、企業誘致と県南に県政の灯をの1から6についてまずお答えをいたします。まず、最初の御質問の佐伯地域地元就職推進協議会は、佐伯商工会議所が主催をし、市内の企業と高等学校との就職にかかわる情報交換や地元就職者激励会等を開催をする中で、地元企業への就職を推進し、併せて雇用の場の確保等に努めてきたところでございます。協議会は市内高等学校4校が委員となっており、地元就職希望者の相当数が本協議会の対象者でありますし、また求職先であります産業界の委員においても組合等が中心となりますので、合併後も特に委員等の変更はなく活動を従来どおり行っているところでございます。なお、特に今年度は新規高卒者の地元就職を促進するため、6月の19日に佐伯市長、佐伯商工会議所会頭、佐伯公共職業安定所長の連名による求人要請を事業主団体、市内主要企業に対して行ったところでございます。佐伯公共職業安定所の平成19年3月の高校卒業予定者に係る職業紹介状況によれば、平成19年4月末現在、佐伯管内の今年度の就職希望者は189名、うち市内は64名で就職内定者は54名となっております。市といたしましても若者定住を図るため、企業や学校からの意見をできる限り行政に反映し、一人でも多くの卒業生が地元企業へ就職できるよう、引き続き関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。次に、2点目の門前工業団地ですが、この工業団地は東九州自動車道津久見・佐伯間の建設工事に伴い発生する残土の処理場として造成中のもの

で、その運搬及び造成工事は西日本高速道路株式会社が行っているものです。用地については、平成15年9月までに佐伯市が取得しており、その用地取得費を5か年に分割して予算を計上するとともに佐伯市土地開発公社に支払いを行い、平成19年度がその最終年度になっております。造成工事の状況はと言いますと、残土搬入は計画量の約80%の搬入を終え、また造成地の付帯工事も付替え河川の本体と調整池は完了しております。これから道路・排水路・防火水槽・公園工事が行われる予定ですが、東九州自動車道本線舗装工事用仮設ASプラントを設置することから、本線舗装工事完了後にこの仮設プラントを撤去し、その後に造成地の仕上げ工事を行うため、完成引渡しは平成20年9月ごろとなる見込みでございます。今後の考え方ですが、造成完了後は佐伯市が工場用地として管理しますが、その用地を有効利用できるような分譲を進め、地域経済の活性化を促進できるような企業誘致に取り組みたいと考えております。平成20年に開通が見込まれる佐伯インターチェンジにも近く、分譲も同様の時期に重なりますので、そのタイミングや立地条件を生かした企業立地に向け、きめ細やかな対応をしていきたいと考えております。3点目のレディメイドの工場用地を持つことは誘致活動において大変有利なことではあり、県北、県央地域の大規模な造成地は主に大分県が事業主体として施工されています。佐伯市は平坦地が少ないなどの地形的制約から大規模な造成やその維持管理には多額の費用が掛かることもあって、市単独での大規模な工場用地の確保は大変厳しいと考えます。過去に県南の工業団地構想もあったように伺っておりますので、企業誘致を含めて大分県への要望・要請をしていきたいと思っております。立地企業の要望は安価で条件の整った工場用地の提供、助成制度の充実とともに、短期間に操業開始ができることなどスピードが重視されており、その対応が必要と言われております。大規模な工場用地については立地を希望する企業から土地の面積・価格等の立地条件を伺って、工場用地を確保せざるを得ませんが、まずは既存の下堅田工業団地、門前工業団地などへの企業立地について取り組んでいきたいと思っております。4点目の旧町村にある工業用地ですが、各振興局管内で工場用地として確保している公有地は、弥生の門田地区、直川の水口地区の2か所です。このほか、民間の所有する工場適地として米水津の宮野浦地区を挙げています。同じく宇目管内のソーイング工場、蒲江管内にある縫製工場の空き工場もリストアップをしております。5点目の企業立地の支援制度についてですが、旧佐伯市の佐伯市工場設置促進条例を継続して制定をしております。これまでにこの工場設置促進助成金制度を申請した企業数は6社です。これは合併してからの話ですが6社です。雇用総数は36人で助成金は約1,530万円が見込まれております。このうち3社については操業開始後1年1か月を経過する平成19年5月以降に指定条件を確認し、助成金を交付することとなります。また、雇用者数にもよりますが最高1億円を交付する助成内容は、大分市を除く県下の市と比較しても充実していると思っております。今議会定例会においても旧佐伯市、旧弥生町管内の本条例の対象事業者に対する固定資産税の課税免除に関する条例改正案を提案し、充実を図っているところがございます。次に、県南地域総合開発促進協議会についてのお尋ねですが、この協議会は旧佐伯市と旧南海部郡の5町3村で設立した組織です。活動としましては、県南地域の総合開発を促進するという観点から、東九州自動車道を始めとする交通体系の整備促進、合併に向けての支援、企業誘致の推進、農林水産業の振興などについて大分県等に対し要望を行ってまいりましたが、合併を控え、平成17年2月に解散をいたしました。現在、新佐伯市としてさまざまな要望を大分県に対して行っていることはもちろんですが、広域組織といたしまし

ては、臼杵市及び津久見市と大分県南地方拠点都市地域整備推進協議会を、また北九州から鹿児島県に至る東九州地域の七つの広域行政圏で東九州軸地方都市圏連携推進協議会を設立しています。特に、東九州軸地方都市圏連携推進協議会では、東九州自動車道等の交通体系の整備促進などについて毎年度、秋・冬の2回、国土交通省や財務省、西日本高速道路株式会社などに対し、要望活動などを展開をしております。

次に、大きい2の4月人事についての1、(2)についてお答えをいたします。特に過疎が進み、人口の減少が著しい地域の対策、考え方についての御質問にお答えをいたします。一般に人口が減少することにより、地域活動の弱体化、高齢者世帯の増加による福祉サービスの需用の増加、公共交通機関維持の困難化、山林・田畑などの地域管理能力の低下など、さまざまな問題が発生してきます。このように過疎が進み、環境的に厳しい状況になっても今住んでいる地域には愛着もありますし、当然これからも生活を続けていくものと思います。したがって、これらの地域に対しては、住民が引き続き安心して安全な生活ができるような生活基盤の整備を行うことが重要であると考えます。この観点から、診療所等における医療設備等の更新や防災面でのポンプ積載車の配置、福祉サービス事業の充実を図るとともに、現在作業を進めている地域公共交通計画においても、これらの地域にも配慮してまいりたいと考えています。このほか、今後はNPOなどの民間の力とも協力し、安全・安心の生活を確保するためのさまざまな施策を検討していきたいと考えています。また、ツーリズムのような観光事業のほか、地域資源を生かした産業の立上げにも取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 戸山議員の御質問のうちですね、退職者の内訳についてお答えいたします。18年度の退職者は、定年退職が1名、勸奨による退職者が45名、自己都合による普通退職者が5名、合わせて51名でございます。それから、分室を充実しというお答えをいたします。それと分室でございますが、分室を新設した新しい体制でスタートして1年しかたっておりませんので、地域振興局を含めた分室の評価は、今一度見定めてみなければいけないと考えてます。現在は一つの自治体としての組織体制を構築する過渡期であります。効率的な行政運営を行うために模索していく必要があるかと思っております。議員さんのですね、今さっきのいわゆる説明の中にですね、いわゆるちょっと調べてみました、今の間に。これ17年度にですねいわゆる旧佐伯市のゾーン以外の者ということで職員が581名でございます。18年度にですね、それを組織を改編することによっていわゆる旧佐伯市以外の者475名でございます。いわゆる振興局ではなくて、振興局管内といった方がいいかと思えます。で475名でございます、これが106名の減でございます。分室はですね、今回は農林水産分室とか保健福祉分室というような言い方はしてますので、分室という正式に分室という名前が付いているのは83名ということで18年度は配置いたしております。よろしゅうございませうか。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 戸山議員。

41番（戸山盛喜） それでは再質問をいたします。市長さんが御答弁をした4番目と5番目の事でまずお尋ねをしておきたいと思えます。この条例を制定をして、しようとしていることについては、もちろん分かっているわけですね。助役さんを2名にして1名の固有名詞を出しますと、塩月助役さんを一般職の会計管理者へ移行したということはもうこれは分かるわけ



でございます、私は市長さんの答弁で若干分かりにくいのはですね、収入役これは今回の助役と収入役についてはこの議会で提案をされておりますので、一応現在の職名でいきたいと思います。収入役という職名がなくなって1年8か月になる佐伯市民はもちろんのこと、何十年も佐伯市役所の収入役ということで呼び親しんできたというふうに率直に思うわけですね、それがあの日突然と言っちゃあ語弊がございますけれども、なくなったと。そういった中での戸惑いとか疑問などの声をですね執行部の皆さんは聞いてなかったのかと、そういった立場の中での質問をしていたわけでございますから、先ほど市長さんが答弁をしていたのは若干的を外れていたのではないのかなというふうに思っておりますので、その点についてお伺いをおきたいというふうに思っています。それと地元就職の推進協議会の関係ですけれども、これについては就職の希望者が高卒ですが189名いらっしゃると、先ほどお答えになったと思います。そして、そのうちに市内は64名で市外は125名という言い方をしていたのではないかと考えております。でありますから、その中でさらに専門学校とかですね、短大とか4大を卒業した方というのの把握はできているのかどうなのかですね。それはできてねえかな、できてなかったらようございます。そういった中で、やはり市内の就職希望者というか、内定者というのは非常に少ないと思うんですね、この就職を希望しておる皆さんから見たならば、そういったことでありますから、やはり卒業して、あるいはUターンをすとかIターンとかありますから、そういった皆さんを含めてですね、佐伯でできるだけ多くの皆さんが就職ができるような、その体制を取るということはもう執行部も私たちも同じですけれども、そういう中でやはり基本的には働く場所と魅力あるまちづくりというのが基本になってくるというふうに思うわけでございます。そういう意味からみた場合に、まちづくり、今言ったそういった問題についてですね、やはり具体的に今後どのように考えているのかということについて、先きほど市といたしましては、若者の定住を図るために企業や学校から意見などを聞いて、そして行政に反映をさせていくと。で、一人でも多くの卒業生が地元へ就職ができるような、そういう体制を引き続き関係機関と協議をして連携を取っていこうというお答えでございましたが、それを具体的にですねどのように更に進めようとしておるのかについて、お尋ねをおきたいというふうに思っています。そこで次に、やはり部長がお答えになっていましたけれども、高速道路が一応20年に開通の見込みであると、そういう意味からみたらいいチャンスであるというお答えが先ほどあったというふうに思います。そういう中で、きめ細かな対応をそういう中でしていこうということでもあります。市といたしましてはね、そういった企業とか外の皆さんにも対してですね、そういったパンフレットとか企業用地とか、あるいは適応地、そういったなどについての情宣活動とか、そういった用意はしておるのか。今日までもしてきたのかどうなのかですね、その考え方についてお尋ねをおきたいというふうに思いますし、私から見れば、あまりそういったことはパンフレットなども私もあまり見たことがないわけでございますから、そういったことを踏まえてですね、お答えをしていただきたいというふうに思っております。それと県南地域総合開発促進協議会のことについてお答えをしていましたけれども、これは非常にいいことだというふうに率直に言って思っております。けれども、推進協議会の中身ですね、メンバー並びに要望活動の現状などについて市民の皆様は余り知らされていないというふうに思っておりますし、私たちも余りこれについては存じてないわけでございますから、やはり地元の皆さんとかそういう皆さん、議員などが知っておくということは無にはならないとい

うふうに思うわけですから、その点に若干御説明をしていただきたいというふうに思います。

次に、4月人事のことについてお尋ねをいたしますけれども、先ほどの中では定年退職は1名で、勸奨が45名ということをしていました。さらには自己都合による退職の方が5名という言い方をしていたというふうに思います。市長さんが答弁をしていたのは、この中で早期退職の無理を言わなければなりませんという御答弁をしていたというふうに思うんですね。そういった意味から見たならば、今の退職の状況については今数字で部長もお答えになっていましたけれども、この51名の皆さんの退職の年齢的な問題を見ましたら、極めて幅が広いわけですね。一番若い方から見れば34歳の方が2名いらっしゃるようですね。そして41歳、48歳、49歳、50歳、52歳、53歳まで各1名ずつ、さらには54歳が4名、56歳が5名、57歳が2名、58歳が7名、59歳が21名、そして60が1名と、こういった現実がやはりあるというふうに思うわけです。先ほど御答弁の中でもいわゆる年金の問題なども出ていました。このように若年退職で果たしてそういった退職をした皆さんの生活の問題、先行きの問題、そういったことなどについては皆さんとお話になって、そしてこういった勸奨が45名とか都合があるわけでございます5名、そういった退職をなさっておられるのかですね。今市長が言ったことについて、私はあまり納得はできません。早期退職の無理を言わなければならないということ、やはり私はそういったことで今後も退職をある意味では強要をすることとしたならば、職員の皆さんのやる気がやはり削がれるのではないのかなあ、地方公務員としていわゆる胸を張って、あるいは試験、難関を突破をして市の職員になった皆さんのですね、そのところについてどのように思っているのかということをお伺いしておきたいというふうに思いますし、御答弁の中では、出張所や公民館で働いてもらう方を12名と言っておりました。12名ですね。ということはあとの皆さんはどうなっているのかということがつながってくるような気がいたします。私はこの出張所とか公民館で退職をした方がそちらの方に行くことは私は良いと思っております。というのは、行政経験をその公民館とかそういったところでですね、直生かされるというそういうことがあると思います。もちろん、囑託的なあるいは公民館で働いている職員の皆さんは、私の記憶では給料は14万前後だと思っております。決して高くはないと思っておるんですけれども、そういったことを踏まえてお尋ねをしておきたいというふうに思っています。分室のことについては、始まってあんまり日がたたんということでございますから、経過を見ながらですねより良い方向付けをしていく必要が私はあると思うんです。けれども、先ほども申し上げましたように、やはりいろいろ言っても町村あるいは佐伯市の場合でも、役場とか市役所というのはその地域のその町村のターミナルでございますから、やはりそこが行政のその町の中心であるわけです。その中心である役場の職員さんが減るということは、その地域に住んでおる皆さんの不安を助長していくということになると思います。そしてさらには人口の減少、過疎につながっていくと思います。率直に申し上げまして、今回、今上浦から蒲江のそれぞれの役場にいらっしゃった皆さんは17年の3月2日の合併前までは大体620人程度いたと思います。けれども現在合併をいたしまして400人前後になっておると思います。そこでやはり今私が過疎、人口の減ということを言いましたのは、佐伯にそれぞれの町村の役場から佐伯の市役所の方にお勤めになるようになった皆さんは、善し悪しは別にいたしまして、佐伯に居を構えている方が点々と出ていますね。新しい家を造った、あるいは借っておると、私も何人ともなくそういった方は知っていますけれ

ども、そのようにして町村がやはり人口減が拍車を掛けられるというのは現実であるというふうに思います。例えば余談でございますけれども、私たちが41名、44名の議員の皆さんが昼弁当をここで食べます。町村から佐伯の議会に出た皆さんはもう役場では御飯食べんわけでございます。それだけやはり消費も減っておるということもある意味では言えるというふうに思います。それはさておきまして、そういった意味で、この人事の関係では問題が無きにしもあらずであるというふうに思います。さらには地域の公共交通のことについて、今日まで市の皆さんは、そこの柴富さんとそれとあっちは課長、それとあとは係長と4人ぐらいの体制でね、各振興局を回って地域の公共交通のことについてですね、佐伯市の地域公共交通地域懇談会ということでお話をしておいたと。柴富さんと勝田係長と山野内さん、課長、そして担当の高橋さんですかね。そういった皆さんがいわゆる交通体系の問題についてお話をしたと思います。これについて見てもですね、やはり言うはやすし行うは難しであると思います。極めて厳しい状況になっておる。けれども、この交通体系を整備をしていくということは、市町村合併ではこれから今後の問題として極めて重要なことであるというふうに思うわけですね、けれどもこれもなかなか大変だということがあると思います。そういったことを踏まえながら一応、再質問を終わっておきたいと思います。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員さんの再質問でございますが、先ほどの質問の内容といたしましては、収入役不在の1年8か月、弱さはなかったのか。行政スタイルなど市民の声、反応などは、また今後の考え方についてお尋ねしたいということで御答弁申し上げた次第です。その中で兼掌ということであったので、市民よりの不安の声、またそうした弱さはなかったと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 戸山議員さんの再質問にお答えをいたします。まず、就職できる体制づくりということが質問にありましたけれども、それには議員さん言われましたように、まず働く場所を確保するというところでございますので、企業誘致を始め地元地場企業ですね、ますますの事業の拡大ということをして市としては支援をしていきたいと思っております。それとまあ一つは魅力あるまちづくりということでございますけれども、これにつきましても、例えば、中心市街地の活性化計画を立てておりますけれども、それを含めた活力のあるまち、そして住みよいまちを作っております。若者に魅力のあるまちづくりをしていく必要があると思っております。それともう一つ、この就業につきましてもはですね、今若い人たちに職業を選択するときに、選択した但实际上にその職に就いても思った仕事と違うという、いわゆるミスマッチの問題があると思っております。それにつきましても、これは昨年実験的にハローワークが行ったんですけれども、プレエントリーシステムという形でですね、何日間か自分の希望する就職をしたいと思っているところにですねお願いをして、そこで体験をしていただくと。そして、自分が希望している職業の実態を把握してもらおうというような取組もしております。こういうことをですね、もっと発展させていってですね、仕事のミスマッチをできるだけ防ぎたいというふうに思っております。それから、特に若年層の方々への就職の支援として、先ほど前の質問の時に市長からもありましたけれども、ジョブカフェの活用、これを十分活用して若い人たちの就職に役立てていきたいと思っております。それから2番目の企業誘致に対する取組でございますが、パンフレットはこう一応あります。た

だこれはですね、まだいわゆる門前工業団地の部分ができておりませんので、入っておりませんので、一応あれができた時点です。新たなものを作りたいとは思っておりません。それから次に、県南地方拠点都市地域整備促進協議会でございますが、これは基本的には人材の育成とか地域づくりという形のものでありますけども、これに続く、これはですね構成としては、臼杵・津久見・佐伯、この3圏でやっております。人材養成と地域づくりということもあるんですが、基本的には道路網の充実といいますか、そういうものが特に大きな問題でございます。これに入っております要望事項としましてはですね、東九州自動車道の整備促進とかですね、日豊本線の高速化等の推進、こういうようなものを主にですね要望活動という形でしております。それから、地域交通の懇談会でございますけども、これは旧市町村別に懇談会を行いまして、この交通計画を本年度作成することになっておるわけですけども、我々の机上だけの計画ということでは十分ではありませんので、地元の方々の意見を十分に反映する計画をとということでこの懇談会をいたしました。基本的にはですね、この公共交通の一番のポイントになりますのは、大分バスの存続といいますか、そういうことが一番大きなそれぞれの地域の方々の大きな心配ごとだと思っておりますけども、市としましては、これを現状をとにかく確保するということを基本にですね、この交通計画を作成をしていきたいと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 51名のうちですね、退職者のうち年齢別にちょっとまとめますと60歳が1名、59歳21名、58歳8名、いわゆる若い方もいるということですが、この特に勧奨のですね退職をしたこれに応じた方についてはですね、希望は聞いております。当然にですねその中にはもう私は再就職する希望がないという方もおられるんで、これは基本的にはですねやっぱり職員のいわゆる協力していただいたということの見返りにですね、何らかの職場をとという基本姿勢であります。以上でございます。

議長（日高嘉己） 戸山議員。

41番（戸山盛喜） 市長な、私が聞き間違ったんかもしらんのやけどな、助役さんが今2名制度をとっていますね。今回のもちろん3月議会でもどうなのかというのは全く触れられてないわけやな。先ほどのあれでは助役、いわゆる条例改正をした場合に副市長ということになるとありますけれども、そういった2名制度でいこうとしておるかどうなのかがですね、はっきりちょっとしなかったもので、今まで、先ほど私がそれぞれ県から来た、いわゆる出向していただいた助役さんの名前も言いましたけれども、歴代は大体2年でお帰りになっているものですからね、でありますから、いわゆる4月の人事の関係があるものですから、助役さんの前で、本人がおる前で悪いんですけど、それをお聞きをしたということでございますから、助役さんが悪いから出ていけとかそういった気持ちが全くあるわけではございませんのでね。その点はある程度はっきりしておったのがよいのではないのかなと、普通あれですとすればこの3月の中で何らかの助役さんが、市長が佐藤助役さんについても塩月助役さんについても、この4月以降も続投していただきますとか、そういったお話もあまりないようでしたのでね、そのことをちょっとお尋ねをしておるということでもありますから、間違っておったら訂正をしておいてください。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 戸山議員の再々質問にお答えします。今回条例を上げてるのは2名制で上げ

てるわけです。提案をしております。議案書の方を見ていただければお分かりだと思いますので、そうした中で3月31日で帰るのであって1名でいくということであれば、私の方も条例は1名であります。また、人事等については今回選挙があるものですから、佐藤助役さんについては県との約束の中で確定はしておりませんが、長ければ4月一杯までおっていたかなければという部分もございませう。将来につきましては2名にいくか1名にいくかというのはまたゆっくり考えさせていただきたいということでございませう。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、戸山議員の一般質問を終わります。

これから3時20分まで休憩いたします。

午後3時7分 休憩

---

午後3時21分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて20番、河野豊君。

20番（河野豊） 20番議員の河野豊でございます。本日最後の質問者となりましたが、通告に従い、早速質問に入りたいと思います。まず、第1番目の質問でございますが、佐伯駅前にあります遊休地の利活用について、小さく2点に分けてお伺いをしていきたいと思ひます。まず、第1点目は、通告書には実は昨年の6月議会において、この問題を取り上げて聞いたと言ったというようなことを書いておりますが、担当者の指摘により、実は17年の9月にしておるようであります。私の完璧な勘違いであります。ちなみにこの駅前については通算3度目の質問と私は思っておりますが、前回、先ほど言った平成17年の9月の折りの質問にですね、この遊休地に、例えば商工会議所あるいは産業会館、そういったもののコミュニティーの場といったようなそういったセンターを建設をし、この駅前の活性化を図っていただけないだろうかといった提言をまじえた質問をし、この答弁としましては、重要な検討課題であるといったことで、市長自らの答弁もありましたが、そういった取り組む旨の答弁をいただいたと記憶しております。平成18年度もこの3月でいよいよ終わりですが、かなりの時間が経過しております。そういった中、検討の経過あるいはこの遊休地について、ある程度の結論等出てるのであればお伺いしたいと思います。小さい2点目でございますが、西嶋市長は、かつて議員時代であります。この佐伯駅前の活性化については非常に熱心で、私もこの駅前において20年近く事業させていただいた関係上、商工会に所属したり、また佐伯駅前開発事業協同組合とか、そういった組織を立ち上げる仲間でもありました。そういった中、当時議員でありました西嶋市長は、そういった席でさまざまな方策やビジョン等を伺った覚えがあります。そんな中、今現に佐伯市の市長となった立場が随分と違って来たわけでございますが、ある意味そういった自分の方策やビジョン、夢等をですねある意味ですが実現可能な立場であろうかとも思ひます。そういった立場から今どういうふうに思われておるのか。ちなみにですね、西嶋市長におかれてはですね、佐伯駅前ある意味出身ですので、駅前の方々はことごとくですね期待を持って見ております。そういった中、現市長の今の見解をお聞かせいただきたいと思います。

大きな2番目の質問でございますが、これは佐伯市職員共済会についてお伺いしたいと思います。全く組織的に分からないので聞かわけですが、まず、これも2点に分けてお伺いいたします。1点目は、この市職員共済会は職員の互助を目的として、そういった組織であ

るということは予算委員会等の席で私は幾度か質問しておりますので、認識はしておりますが、会員構成あるいはこの最高責任者、事務局等、組織の概要をお伺いいたします。さらに2点目でございますが、以前より、毎年度1,000万以上、厳密に言うと1,150万、平成17年度までは1,150万のこういった高額な補助金が交付されております。ちなみに、18年度予算では1,525万円となっております。何度か伺ったことはあるんですが、どうも今ひとつ理解に苦しんでおる部分がありますので、この席で再度その用途をお聞かせ願いたいと思います。

大きな3点目でございますが、これも共済会とまあダブる部分もあるんですが、佐伯市職員労働組合についてお伺いをいたします。ちなみに、これも組合ということで、全く別個の組織でありますので、この場で聞くのがある意味どういう立場で、どういう形で聞いたらいいとかいいうのも随分私も勉強はしましたが、答弁者として総務部長を指名しておりますので、答えられる範囲でお答え願えればと前置きをしておきます。これも四つに小さく分けて聞いていきたいと思います。この佐伯市職員労働組合、市職労と通称言っておるわけですが、この組合の最高責任者の役職名は何と称しているのか。また、そういった方々は専任なのか兼任なのか、このいずれかで、私はちなみに兼任と認識しとるわけですが、兼任であるなら市職員のどの部署に属しているのか、そういったことを含めて市職労の概要をお聞かせ願いたいと思います。さらに2点目でございますが、この組合はこの庁舎の横の別館の2階に存在しております。組織として別個の組織でありますので、当然、この市民の建物あるいは土地を使う場合には、これはあたり前として家賃あるいは水道光熱費は別個に払っていただいておりますので、その辺はどうなっているのかお伺いをいたします。さらに3点目です。公務員の選挙活動は地方公務員法において厳しく禁止されております。そういった中、組合がこの市職労が大きな選挙に影響を持っているということは、これは佐伯市民、ここにおる議員さんも等しく暗黙のうちに了解をしていると、了解というかそういう形で認識していると思っておりますが、この組合の、これある意味内部告発的な意見として取り上げたわけですが、選挙運動に動員を余儀なくされていると、こういった思いをどうか意見を伺っております。こういった場合の執行部の対応を伺いたいと思います。その対応というのがですね、ある意味これは危機管理の問題でもあります。違反した場合に、誰がどういう形で罰するのか、あるいは指導するのか、そういった危機管理の観点から対応を伺いたいと思います。さらに4点目でございますが、さっきの3点目とほぼ似ておるんですが、これは現実今この裏にあります別館の2階にはですね、特定県議選候補のポスターが貼られております。これは我々議員の控え室から見れば見えるわけでございます。これは先ほども言いましたように、地方公務員法で厳しく禁止されている行為であります。既に選挙違反でございます。こういった違反を取り締まれと言っとるわけではありませんが、これを通告したのが3月1日です。にもかかわらず、おそらく組合の方もこれ見とるんだろうと思うけど、いまだにかかっております。市会議員ごときが何を言うかと、こういった観点からそのままなってるおるのであるかと思いますが、こういったことに対して市は執行部はどういうふうに対応するのか。危機管理の問題を言っておるわけです。その対応の仕方をお伺いいたします。

大きな4点目でございますが、がらっとまた元に戻るような質問になりますが、これも市民の方から聞いてもらえんだろうかということで4番目の質問でございます。藤原から上岡にかけて、朝の交通渋滞緩和策についてでございます。これも小さく2点に分けて、提言と

どうか、そういった形ですね、行いたいと思いますが。まず小さな1点目として、現実にコスモタウン等が脇津留地区にああいう形でオープンされ、いろんなにぎわいを呈しておりますが、この関係ゆえかですね、出勤時の混雑、相当なものがあると。これはもう市民の方が等しく分かっていることでもあります。217号バイパスが着工されて一生懸命県の方としても工事が進んでおるわけですが、そういった中で、早急に開通を望むところですが、ただこの交通渋滞の緩和策として、暫定的な措置として対策を講ずるべき緊急の問題と私は思うわけですが、執行部としてはどういうふうに思っているのか。緊急の問題であるかないかということ、その見解をお伺いをしたいと思います。小さく2点目でございますが、これはかねてより国交省に対して番匠川堤防上を道路として、この使用を要望して折衝してきたことは私も理解しておるし、そういった動きは見ております。ただ、道路・架橋調査特別委員長の報告にありましたこととかですね、実は昨日番匠川シンポジウムでもこの件について鶴岡地区の区長会長さんが質問しておりました。その答弁等も聞いておりますけど、私は通告したのはその以前でしたんで、それはさておいて、のちほど関係があれば触れろうと思いますが、私の提言としてはですね、櫻野から佐伯市民誰が見ても誰が言っても同じことだろうと思うんですが、櫻野から池船まで、とにかく堤防上を一方通行として、例えば先ほどの暫定措置のことを言ってるわけですが、1時間限定、7時半から8時半まで、軽及び普通乗用車をとにかく、ここは通学路でもありますので、その安全性を考えてとにかく暫定的に通すのか、通していただけないのか、そういったところを伺いたいわけですが、これほかの自治体を見ると我々もあっちこっちに視察に行くわけですが、どこ行っても堤防は等しく利用しております。大分市にしてもそうです、延岡市にしてもそうです。大きな川の横にある堤防はですね、一般道として大概の自治体が利用してるわけです。ただ佐伯の場合はですね、国交省が言うとおりでですね、堤防としての役目と道路としての役目はおのずと違うんだということは、これは誰が聞いても分かるしですね、我々もそれは理解をしておるわけですが、今ここに至ってですね、佐伯市民はもう我慢の限界に来ると思います。朝こちらから、今言う7時半過ぎにですね10号線に向かって走るとほとんど番匠のあの10号線の手前までですね車はつながっております。これはもう市民としてはね、我慢の限界ではないかと思います。そういった中、今また、正に来年の春には高速道路が開通しようとしております。もういかにもですね、この地域は混雑が明らかに分かるわけですよ。明らかにそういう予想されるわけです。そういった中、こういった暫定措置をするかしないかです。それをここで聞きたいわけですが、まずその前に国交省との協議の経過、そういったものと市の執行部の見解をお伺いいたします。以上4点お聞きいたしましたけど、ちょっと答えにくい部分もあるかと思いますけど、簡潔に、大体そこに座るのはなかなか長いといらいらしてきますんで、できるだけ簡潔に答弁いただければと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員さんの質問の中で、佐伯駅前の遊休地の利活用、一昨年の17年9月議会において産業会館の建設をということと、市長はかつて駅前の活性化については非常に熱心でというございましたので、という御質問でございますので、一括して申し上げたいと思います。駅前の活性化につきましては、ちょうど10年前に私の方で、産業会館、会議所等の複合施設はできないかという研究をさせていただきました。そうした中で校区の公民館等も併設できないかということでビジョンをしながらやっていたんですが、その当時から現在に

において今の状況です。なかなか当時はできなかつたと、それ以後、地元の開発共同組合がときならずとして地域での物産館等の建設もあっているいろいろな対策をとっておきましたが、この地元の開発共同組合も解散するということになりました。私も市長に出ましたあと、あそここの土地が九電に売買、交換されたことを全く知らずにですね、そうした構想ができるんじゃないかということがありましたが、現在はこうした九電が立地しているという状況で、用地の面積いろんな角度で難しかったと。また当時、もう一つ考えておりましたのが、バスターミナルの設置もですねここに持ってきてたいと。そして、当時私は議会の中で、特別委員会の委員長をしておりまして、番匠川の河口橋を早く造れば、佐伯駅から鶴見を回り、米水津を回り、蒲江を回る観光の巡回がですねできるんじゃないかと、そして最終的には駅前を持ってきて、先ほど言った物産館、そうした中で駅の乗降をですねやると、その間にはどうしても大手前を通ったりすれば、街の散策もできるという形で、そのような構想を持ってたわけですけど、現況では九電が造ったことによってこうした構想が今消えておる状態ですので、現在は白紙の状態。17年の9月議会の時には検討してみたんですけど、やっぱり用地が狭いと、現在はそうした中で、新たな考え方をどうするかということで、また自分なりに検討をしていきたいと思っております。あと詳細については、担当部長より答弁させていただきます。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） まず、佐伯駅前遊休地の利活用についての御質問にお答えをいたします。まず、産業会館等の建設についてでございますが、平成17年度の9月議会において御提言をいただき、この地域の活性化策の一つとして検討していきたいと答弁をしておりましたが、その後、昨年10月に佐伯魚市場前に地元産品直売所であります「海の市場」がオープンし、駅港地区における民間活力による拠点ができることで、駅前用地については現段階では産業会館等の建設は考えておりません。次に、駅前の活性化についてですが、現在、駅前用地については、民間業者からの進出希望や問合せ等もあり、公募による民間での開発、あるいは佐伯東地区公民館の建設等の検討を行っておりますが、まだ具体的な方向を出すまでには至っておりません。駅前は本市の中心市街地の重要な拠点地域ですので、今後地元の意向を伺いながら、その活用方針を早期に決定していきたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 河野議員はベテラン議員でございまして、もう十分に御理解はしていただけてると思っておりますが、職員共済会は職員の相互共済、親睦、福利厚生を増進を目的として設置されております。会員は常勤の特別職と一般職の職員で、職員組合の執行委員長が理事長を兼任する規約となっております。事務局は組合事務局内に置き、常務理事とその職員が運営に携わっております。二つ目の共済会の経費は会員から徴収する会費と市からの補助金で賄われています。会費は会員給料額の1,000分の4、0.4%で約2,500万円、市の補助金は給料額の1,000分の3、0.3%で本年度は1,434万円となる見込みでございます。内訳は、春まつり、チャリティーショー、退職者を送る会等の福利厚生事業に約1,500万円、結婚・出産・葬祭等に対する給付事業に約1,200万円、事務局費として約1,300万円となっております。

次に、労働組合に関してお答えします。佐伯市職員労働組合は、地方公務員法第52条の規



定により、職員がその勤務条件の維持・改善を図ることを目的に組織された職員団体として、佐伯市公平委員会に登録をされた団体でございます。御承知のように、この団体は市の執行機関とは別の組織です。組合の最高責任者の役職・所属についてお答えします。最高責任者役職は、佐伯市職員労働組合執行委員長と言い、現執行委員長は市民生活部清掃課に所属しております。次に、組合の家賃等はどうなっているのかとの御質問につきまして、お答えいたします。事務室は、その多くを職員の福利厚生事務を行う職員互助共済会として使用しています。したがって使用料はとっていません。続いて、公務員の選挙活動に対する執行部の対応についての御質問ですが、地方公務員法第36条には、公務員の政治的行為の制限が規定されております。このことを受け、選挙前には職員の服務規律の確保として、公職選挙法に規定されている事前運動や地位利用の禁止並びに違反した場合の同法第239条、同条の2による処罰等について職員への周知徹底を図っているところでございます。最後に、2階組合事務所に特定県議選候補者のポスターが貼られているが、地方公務員法に違反している、どう対処するのかとの質問にお答えいたします。ポスターの掲示が地方公務員法に違反しているのではないのかとの御指摘ですが、労働組合の意思及び行為と職員自体、いわゆる個人の意思及び行為は別個のものとされており、直接、地方公務員法に違反するとの解釈は難しいようでございます。以上でございます。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 藤原・上岡交通渋滞の緩和策についての御質問にお答えします。議員御指摘のとおり、従前より朝夕の交通渋滞が激しかった上岡・鶴岡地区は脇津留地区への多くの大型店の進出により、更に交通渋滞が著しい状態になっております。三浦議員からも御質問がありましたように、またそのお答えをいたしましたように、来年度完成予定の榎野地区から上城地区に通じる農免道路の開通、引き続き国道217号佐伯弥生バイパス第1工区及び第2工区が完成しますと、上岡地区から鶴岡地区の交通渋滞はかなり軽減されるものと想定されます。しかしながら、217号バイパス第2工区の完成までには、まだまだ相当な年数を要すると思われるので、交通渋滞の暫定措置として番匠川堤防上を道路として使用できないか、かねて議員さん方より、市民の方々からの御意見を伺っているところです。市としましては、当地区の交通渋滞解消のため、何らかの対策を講ずるべき緊急の課題だと認識はいたしております。河野議員の御質問のように、暫定措置として榎野地区から池船地区にかけての番匠川堤防上を時間制限を付けての一方通行道として使用できないか、国土交通省佐伯河川国道事務所と協議をいたしました。国土交通省によりますと、一方通行道としての使用許可については、現時点では即答できないが、原則論で言えばすぐ近くに並行して国道等があれば許可はできないとのことであります。堤防を道路として新たに長距離兼用申請する場合、市としての将来のまちづくり、道路網計画、経済効果等を十分に検討され、道路の必要性が明確化されなければならないということでもあります。具体的な問題点として、車を通すとなると、現在利用している自転車や歩行者の通行が非常に危険になる、その代替えは大丈夫か。車両通行の時間規制をすると出入口の乗り入れ防止策の管理は市で責任を持って対応できるか。また、転落事故があった場合、市が責任を持てるか。また、ガードレール等を設置する場合、堤防のかさ上げや拡幅をしなければならないが市で対応できるか。洪水時や地震等の緊急時には即通行止めができるか。また、隣接する住宅地のすぐ上を車が通るようになるが、地元の協力が得られるか等の課題が挙げられております。以上のように、

さまざまな問題がありますが、地域の交通環境改善のため、暫定措置としての堤防兼用道路の整備については、関係機関と十分に協議を進めるとともに、議員皆さん方の御協力をいただきながら、早期交通渋滞の解決策を見いだしていきたいと考えております。

議長（日高嘉己） 河野議員。

20番（河野豊） 答弁ありがとうございました。ちょっとこれから先のシナリオはありませんので、整理しながら再質問させていただきます。まず、駅前件でございますが、先ほど市長の思いも、私が以前いろんな形で商工会等で聞いたことを率直に言ってくれて本当にありがとうございます。ただですね、先ほどの1回目の質問の時にも言いましたけど、駅前の方々はですね、駅前から市長が出たといったような認識でですね、西嶋市長に対してはですね、すごい期待を寄せております。それだけはですね、しつこいだけ私は言っておきたいと思えます。だからですね、あの駅前がですね今回で先ほど3回目と言いましたけど、1回目の時には駐輪場のこととかですね、これは私以外にも寺島議員とかですね駐輪場、駅前のあの自転車の乱雑ぶりはどうかならんかとかですね、そういったものをまじえて常に提言として私は質問をしてきたつもりですが、こういった返答で提言をほんな取り入れてといったような、即、そういった答弁はもらえんことは分っておるんですけど、駅前の方々のジレンマですね。とかく中心市街地としては、大手前をそのもとと佐伯市民は理解しとるんかしらんけどですね、中心市街地という名前は佐伯の駅前と仲町と大手前をひっくるめたそういった従来からある商店街を形成しておるところをひっくるめて中心市街地といった呼び名で呼ぶのははずです。そしてまた、平成15年にはですね、ここにこれは西嶋市長に言うのも酷ですけど、佐伯市都市計画マスタープランというのをですね、これはすごい金掛けて作ってるんですよ、それと同時にですねこれに参加した人たちは、ものすごくこの作ったことに誇りを持ってんですよね。いろんな地域の方がいろんな形でかかわってですね、それはもう夢のあるようなことが書いておるわけですけど、それに確かに佐伯駅前もですねそれ以来、駅に向かって左側の方ですね、駐車場とかですねきれいに整備されました。また、先ほど市長も言ったように九電があそこに行ってですねある程度きれいな駅前になってきつつあります。これがですね、先ほど柴富部長も言ったように「海の市場」ですね、あれは民間の方がああいうふうにはですね、個人の金を投資してあんな形で民間活力ですよ。ああいうもんにもですね本当、市がもっと手を差し伸べてですね課税措置とかですね、課税というのか減税措置とかですね、そういった意味合いでですね、もっともっと佐伯市をものすごくPRしてくれてるわけです、あれは。そういうのと連携してですね是非この駅前にもですね、この遊休地を活用ちいうかですね、市長の以前の市長の思いをですね、できればこの駅前にもですね、もっと具体的なそういったビジョンを是非構築して、できるだけその駅前の方々の期待にこたえてあげてほしいなと思えます。これについて市長のしつこいようですが、思いがあれば伺いたいと思えます。

それと組合のことはちょっと置いてですね、先ほどの桑原部長の国交省と相談したら、市が責任をどこまで持つかちゅうのが国交省の言い分ですよ、ある意味ね。確かにそうでしょう、国交省が管理しとるんじゃからね、管理しとるから市がそういう暫定措置をした場合にあなた方が責任持ちますかと言ったときにですね、どう答えたんですかね。それを聞かせてほしいんですね。市が責任持ちます。これは先ほど言ったように通学路であるけど、自転車とかそういう安全策を講じてでもこれは暫定的にやらないかんのじゃというような意気込

みでこういう方々と話をしとるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。もう一度ですね、その熱意ですよ。そこら辺でできるかできんか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

さて、組合と共済会の件ですが、これまあ総務部長を指名して答弁者としたんですが、あとからこれは佐藤助役が一番適任だったかなと、公平的な立場でですね答弁してもらうのにはよかったかなと思ってますんで、再質問に対してはちょっと触れていただきたいなと思う部分がありますんでね、お願いいたしたいと思います。先ほどまず、ちょっとひとつ整理しながらいきますが、組合の最高責任者と共済会の最高責任者ですね、これは一緒ですね。呼び名はどういうふうに呼ぶんか、どっちも共済会の方は理事長と呼ばれてますね、市職労は執行委員長と呼ばれてます。ただ実質的には書記長という方がおられるですね、そして事務局は総務課の職員係というのが、共済会は事務局が総務課の職員係ですよ、福利厚生だから当然だと思います。こういう違う組織だけど要するに責任者は一緒ですね、最高責任者は。これまして私兼任なのか専任なのか、専従ちいう言い方がいいのかどうか分からんけど、これ確か兼任ですよ。ということは、市職労の委員長、先ほどエコセンターに在籍しとると、書記長は確か事務局を兼ねるんで総務部に席があるはずですよ、総務課職員係でここで福利厚生の事務局を務めてるわけですね、兼ねて。これはやっぱり構図としてですね、確かにこの佐伯市が始まって30年、40年とこういう構図できとるんであろうと私は認識しとるんですが、これは私は個人的にですね絶対的におかしい構図だと私は思いますが、組合とですね共済会ちいうのは別個の組織でしょ。それを同じ人が管理しとる。また、最高責任者も同じ、ましてや事務局の事務局費が1,300万ち言うたですかね、市職労は。これは市職労に関しては別の組織やからとやかく言うつもりはないけど、なぜこれ一緒に聞いたかという、共済会と市職労が混同しとるように我々はとるわけですよ。ましてや事務局その他の事務委託もですねここにおる職員の共済会、要するに全職員ですよ市長も入とるし、ここにおる部長・課長も皆入っちゃうですね、臨時の職員もおそらく入とる人もおる。全部の職員をひっくるめたのが共済会ですよ。佐伯市職労は労働組合、地方公務員で言ったら本職ですね、本工の人ですね、違うんかな、課長以下ですね、労使関係やから。そういう人たちを構成員ですね。その構成員とね共済会が同じ事務をしとる、おかしいち思うのは私だけですかね、絶対的におかしいと思いますよ。ましてやその共済会がですね、市民の貴重な金が1,000万以上補助金がいっとるわけです。確かに部長が言われた春まつりに使ったりですねいろんな文化・体育クラブとかそういった福利厚生に使われて公平に使われておるんであろうと、市には監査委員もおるしですね、そういった方もおるわけだから、きちんと使われとることはこれを疑うわけじゃないけど、ただ勘ぐればそういうふうになるですよ。これ私は分けるべきと思うけど、その辺のところはどう思いますか、そこら辺をまず聞かせていただきたいと思います。それとですね、選挙違反の件ですね。先ほど36条のことを言ってたですね、これにはですね全文を読むと長いんでね、肝心なところを読みませうけど。要するに、職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣もしくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をあるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を指支持、又はこれに反対する目的をもって次に掲げる政治行為をしてはならない。区域別じゃたらいいちいうことを書いちゃうんだから。それとですね、当該市長もしくは地方事務所又は、ごめんなさい。どこやったかな。これの36条の4にですね、文書又

は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、要するにこの庁舎ですね、等施設等に掲示し又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎・施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。要するに政治的にですね、これは違反であるというふうに36条では書いてるわけです。これも木許部長も知ってって答えたんであると思うけどですね、そういうふうに法律を持ち出して言うんですね、私もこれは違反ですよと言った以上は法律を持ち出して違反ですよと言わざるを得るところがあります。ただ私が言わんとするのは、ここでそういうことを糾弾しようと言っとるわけじゃないわけです。ただこれはある意味危機管理ですね、そういったことがこの庁舎内で行われた場合、誰がどういう形でこれを処分するのか、処理するのか、そこを聞いてるわけです。その件について今一度お聞かせ願いたいと思います。それとですね、これはですね実は3月1日に私は先ほど言ったように通告書を出してますよね。市職員からですねいろんな形で実は電話なり相談なりにですね、文書なりが来てます。さすがこの市役所の佐伯市民の市の職員にも立派な侍があるなと感心するところもあります。ただ、いろんなどろどろとしたですねそういうものを書き連ねたり耳にしております。この質問の趣旨はですね、ある意味組合活動をきちっとやってほしいと、活動をするなどか言っとるわけじゃないんですよ。きちっとした体制でやってどうでしょうかということと言っとるわけだね、それを踏まえてある意味答弁を願えればと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河野議員の再質問の中で駅前よりの気持ちと期待ということですが、私も駅前は今からどうあるかということですね、時代とともに形勢がいろいろと変わってきておりますので、見て的確に判断したいと思ってます。特に、現在中心市街地活性化事業という中で、これは平成12年ですね基本計画を策定してらるわけです。その基本計画ちいうのは国にですね出しておりましてですね、議員の言われるように、駅前から大手前地区を全部の中心市街地活性化事業という形でやっています。現在その見直しをどうするか、外したときにどうするかですね、ちょっと15年のやつが私途中、もうこんときちょっと議員が違ごうとったんで、詳しくは見てないんですけど、そうした中では交通のですねやはり拠点として重要な位置付けがあるということ。特に、日豊線において佐伯駅どまりという特急列車も来る、これから車時代からまた列車の時代も来るかなという中での位置付けもですね考えていきたいと思ってます。そういうことで、現在まだいろいろプランを考え中でございますので、即答はできませんが、お許しをいただきたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 河野議員とは、こういう問題について四つ相撲で相撲を取りたくないというのが本音でございまして、なるべく武士の情けをいただきたいと思います。これなかなか難しい問題が絡んでおるもんですから逃げるつもりじゃございません。しかし、やっぱり公務員の政治活動なるものはですね非常に解釈論から言って難しいし、現実に今どう動いてるのかということ判断いたしますとですね、非常に難しい問題があるので、ここで私が明快にというふうにはいきませんので、ひとつよろしくお願ひします。じゃあ組合の代表ですが、いわゆるこういう組合の代表の方は通常はですね、これは職員共済会の事務がほとんどだと思います、日中の業務は。そういう意味では、いわゆる職員の代表的なですね執行委員長、それから書記長というのはですね、これは職員であるからですねこれは清掃課職員、そ

れから総務課職員に属しております、いわゆる業務に携わっております。その職員共済会の事務が大変に多ございますので、当然職員共済会の業務とですね兼ね合わせながら行われているということになります。当然に組合活動も行うわけですが、当然組合の執行をやって任されてるわけですから、それはいわゆる年休だとかですね、それから時間外の活動というふうに解釈いたしております。で、これはあくまでいわゆる専任か兼任かと言われればですね兼任の方だろうというふうに考えております。それから、議員さんが今もう御指摘のようですね、確かに組織としてはですね共済会と組合の自己同一性と言いますかですね、やはり二面制がありまして、例えば共済会の評議員会と代議員会が組合員とダブる。それから、共済会理事と執行委員さんがダブる。それから評議員と代議員がダブるという構造になっています。これがどうしても誤解を生む原因になるのかなと、いわゆる普段はですね共済会の事業が、いわゆる労働組合というのが政治性をどうしても持つためにですね、これが目立つわけで、普段の活動につきましては、ほとんど共済会のいわゆる職員の福利厚生に携わっているというふうに御解釈いただけたらと思います。それからポスターの件ですが、なかなかこのこともですね、いわゆる今のいわゆる通常の職員共済会のいわゆる業務等ですね、じゃあ組合活動も逆に法的には認められているということになりますとですね、いわゆるそこをですね非常に組み分けると、ここはこうなんだよここはこうなんだよということですね、なかなか組み分けることは事実上は難しい問題だろうと思います。そして、別館2階のですね、このところにポスターを貼るということがですね、いわゆる2階のあの部分ですね、組合書記局とこれも共済会事務局を兼ねておるわけでございまして、それと隣にある売店のところですね、あれは職員ホールと言いまして、その使用はですねもう私もも市役所に入ってからズーッともうあるのが当然だというような感じを受け止めておりました、今さらですね金をくれんかとか、いわゆるあっこう使うちゃあおかしいやねえかというようなことにはならんなあと、これはズーッと昔に確認されたですね、労使のですねいわゆる確認行為だというふうに考えればですね、致し方ないのかなというふうに考えております。以上でよろしいですかね。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 堤防上の一時的に通行道として使えないかということで、建設省から非常に厳しい事項が示されております。私自身としても非常に、はい分かりましたと全部お答えをしたいんですけども、やはりこれにつきましては期間的な問題、また財政的な問題があるというようなこともありまして、即答できないのが現実の問題であります。ただ、これも通行できるようにするにしても、ちょっと財政的に裏付けができて、ちょっと時間的にもまだ掛かるというような問題もございます。それとまあ自転車通行等してる学生の人たちについてはですね、非常に議員も御存じだと思いますけども、上岡地区の217号は非常に歩道が整備されておりません。で自転車通行等をう回させるのもね非常に困難な面もあるっていうのは御存じだろうと思っております。私たちも何とかしたいという気持ちは持っているんですけども、現実的にはなかなかはいと簡単に答えられないのが現状であります。ただそういうハード対策ではなくて、私たちはソフト対策としましてですね、特に市内部の方でちょっと協議してるんですけどね、特に市の職員について217号を利用する市の職員については、市の時差通勤等を利用してですね、少しでも通行量を少なくできないか、またそれである程度やってみて成功すれば、他の事業主等に呼び掛けまして、そういう形での交通渋滞

の解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 河野議員。

20番（河野豊） 最後にですね、組合の件で時間もないのでもう1回確認といつかねしときますけど、これ兼任ですよ、書記長は兼任ですよ。総務部に席はないですよ、これこういう場で糾弾すればですね今大阪辺りで新聞をにぎあわせている要するにやみ専従ですよ。そういった意味で追求しようと思えばですね、これは私なんかよりほかの手で追求される部分もあるかと思うけどですね、兼任なら兼任、要するですよ兼任ということは市から給料もろうとるわけですよ。専従なら組合から組合費で、その人は委員長なり書記長は組合費で専従するわけですよ。それなら文句は何も言わんですけど、そこら辺の疑問を残しつつですね、こういう恥を世間にさらすような事態にならんようにですね、今正にそういった形でもちろんただで何十年も使っ取るからただで使いよるんじゃという答弁でしたけど、そうではないと思いますよ。やっぱり、そこはきちっと組合活動を何もすんなどは言わない。それは組合活動は組合で与えられた権利じゃからですね、専従してもいいという形にもなっ取るし、そういうことを言っ取るわけじゃないんです。きちっとした形で市民から後ろ指さされるようなことのない体制できちっとやってください。それをね、ましてや危機管理の問題と一番最初に断ったけど、誰が指導していくか、誰がどういうふうな形でそういう違反があった場合には、ある意味、組合には何にもよう言わんといったような体制じゃあないんですか。そういった意味で疑問を残して私の質問は終わります。

議長（日高嘉己） 以上で、河野議員の一般質問は終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時15分 散会

平成19年 第2回

# 佐伯市議会定例会会議録

第4号 3月13日

## 第 2 回 佐伯市議会定例会会議録 ( 第 4 号 )

平成19年 3月13日 ( 火曜日 ) 午前10時00分 開 議

### 出席議員の氏名

1 番	三 浦 渉	2 番	高 橋 香一郎
3 番	川 野 紀久雄	4 番	曾 宮 司 好
5 番	高 司 政 文	6 番	村 尾 清 一
7 番	松 田 清 徳	8 番	後 藤 幸 吉
9 番	江 藤 茂	10 番	清 家 好 文
11 番	矢 野 精 幸	12 番	清 野 哲 丸
13 番	河 原 修 仁	14 番	宮 脇 保 芳
15 番	佐 保 曉	16 番	小 野 保 宗 司
17 番	肥 後 四々郎	18 番	榭 田 穂 積
19 番	井野上 準	20 番	河 野 二 豊
21 番	下 川 芳 夫	23 番	柳 井 生 忠
24 番	泥 谷 和 喜	25 番	菅 原 高 己
26 番	和 久 博 至	27 番	日 原 高 嘉 夫
28 番	渡 邊 邦 壽	29 番	染 矢 玉 迪 彦
30 番	児 玉 忠 義	31 番	甲 斐 迪 彦
32 番	狩 生 寿 一	33 番	廣 瀬 精 一 郎
34 番	吉 良 栄 一	36 番	浅 利 美 知 子
37 番	河 野 周 一	38 番	玉 田 茂 彦
39 番	村 松 講 一	40 番	児 玉 輝 彦
41 番	戸 山 盛 喜	43 番	寺 島 孝 幸
44 番	土 師 辰 英		

### 欠席議員の氏名

な し

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

### 説明のため出席した者の職氏名

市助		長 西	嶋 泰 義	教 育 次	長	高	治	一	郎
助		役 佐	藤 卓 男	消 防	長	高	橋	定	忍
教	育	長 塩	月 厚 隆	上 浦 振 興	長	高	岡	直	光
総	務 部	長 武	田 許 政 博	弥 生 振 興	長	吉	鶴	信	己
財	務 部	長 木	植 木 政 通	本 直 川 振 興	長	大	原	直	行
企	画 商 工 観 光 部	長 柴	富 洋 一 郎	宇 目 振 興	長	三	刈	信	生
市	民 生 活 部	長 柴	塩 月 満	鶴 見 振 興	長	芦	村	紀	幸
福	祉 保 健 部	長 菅	俊 邦	米 水 津 振 興	長	上	月	徳	寛
建	設 部	長 桑	原 慶 吾	蒲 江 振 興	長	塩	野	伸	生
農	林 水 産 部	長 木	原 建 樹	国 民 健 康 保 險 係	長	河	宅	勝	幸
上	下 水 道 部	長 加	藤 宗 義			三	下	裕	安



---

議事日程第4号

平成19年3月13日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長(日高嘉己) 本日の平成19年第2回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

議長(日高嘉己) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、江藤茂君、2番、矢野精幸君、3番、吉良栄三君、4番、宮脇保芳君、5番、泥谷和喜君、以上の順序で順次質問を許します。

9番、江藤茂君。

9番(江藤茂) おはようございます。9番議員の江藤茂です。一般質問も3日目となりました。今日も一日、執行部の皆さんにはよろしく願いをいたします。私は、今日は大きく分けて三つの項目について通告しておりますので、通告に従い質問をしたいと思います。パブリックコメント並びに市政の声については、佐伯市のホームページには詳しく載っておりますが、市民の皆様に分かりやすく答弁をよろしく願いをしたいと思います。まず最初に、パブリックコメントについてお尋ねをいたします。この制度は事前に計画を公表して市民の意見を求めることであります。現在も市の花や木、そして鳥や魚を決定するために、市民にその原案を示し意見を求めています。この事業内容についてお尋ねをいたします。として、市長は今議会開会日の3月5日の施政方針の中で、市の重要な計画や政策を決定する際、事前にその原案を市民にお知らせして広く意見を募集し、その意見を十分考慮して最終決定を行うと所信表明をしておりますが、重要な計画や政策というのはどこを基準に置いて公表しておるのかお聞かせをいただきたいと思います。として、これまでに幾つかの計画を事前に公表して意見を募集しておりますが、公表した計画や政策は何回あったのかお聞かせをください。として、佐伯市地域防災計画や佐伯市国民保護計画なども意見を募集したけれども意見がなかったと聞いております。意見があったのはどの計画で、それぞれ幾つぐらいの意見があったのかお聞かせをいただきたいと思います。として、そのうち、その数多くの意見があったことの中から、その意見を反映して計画を変更した政策があったのかどうか、あればその計画でどこをどのように変更したのか詳しくお聞かせをいただきたいと思います。として、企画課としてはこの手続きでどのような効果があったのか、どう評価しておるのか検証結果をお尋ねしたいと思います。

次に大きなとして、昨年8月1日に市内3万4,000世帯に配布されました市民の声・市

政への提言のハガキについてお尋ねをいたします。 として、約3万4,000枚のうち、提言として返ってきたのはどのぐらいの数なのでしょうか。その割合は全市でどの程度だったのかお答えをください。 として、市政への参加、関心度をはかるためにも振興局別の割合はどのようになっているのかお答えをいただきたいと思います。また、それぞれ上がってきた振興局管内では、その提言についてどのように分析をしておられのかお尋ねをしたいと思います。 として、市民が政策として何を求めているのか判断する材料として各部局別の割合はどうなっているのかお尋ねをいたします。各部局は提言によって市民が何を望んでいるのか、どのように分析したのかお聞かせをいただきたいと思います。次に として、わかりやすい市政を実現するために市民の声を聞き、市政に反映させるのが目的ということでしたが、市政に反映されたハガキは幾つあったのか、またその反映された政策はどのような内容なのかお聞かせをいただきたいと思います。また、ハガキの中で一番すばらしいと思った提言はどのような内容か一つだけお答えをいただきたいと思います。次に として、届いたハガキの内容についてお尋ねをいたします。聞くところによりますと、ハガキのほとんどが個人的な地域の要望や陳情と聞いておりますが、その内訳、つまり政策の提言が何%あったのか、要望や陳情が何%なのか、あるいは除外したものは何%なのか、どのように分析をされたのかお尋ねをいたします。 として、このハガキによる提言により、市政の総合政策を検討する企画課はどのような分析をし、取りまとめを行い、どのように効果があったと評価しているのかお尋ねをいたします。

次に大きな として、大分県林業公社についてお尋ねをいたします。林業公社については大分県の外郭団体であり、佐伯市には何の権限もありませんが、佐伯市の林業において非常に重大なことでありますので質問をいたします。大分県林業公社は昭和45年8月1日に山林を持っている地権者と分収造林契約を結び木材の生産、森林の保全、環境を守るために設立をされました。それ以来、長い間多くの山林所有者と契約を結びながら森林の保護・育成に努めてまいりました。しかしながら、設立後37年間に累積債務が約250億円にもなり、この3月末に解散する方向で県は事業の見直しをしていますが、市としては公社の今後がどうなるか把握しているのか分かればお聞かせいただきたいと思います。次に として、林業公社が県下全域で契約している所有面積が約8,700ヘクタールありますが、そのうち佐伯管内に約3分の1近い2,700ヘクタールがあります。件数として430件の契約件数であります。それゆえに佐伯の林業に大きな比重を占めています。今環境問題が大きく取り上げられる中、公社の解散により、管内の2,700ヘクタールに及ぶ広大な森林の環境の保全は果たして大丈夫なのでしょうか。これまで数億円単位で事業管理費が予算化され、管内で事業の推進が図られてきました。今後管理費が大幅に減額されることが予想されますが、環境は果たして大丈夫なのでしょうか。市としてその対策を考えているのならばお聞かせをいただきたいと思います。次に として、事業量の減少によって森林組合の経営に対する影響やそれだけでなくも林業従事者の減少が問題になっている森林作業班の雇用の確保等の対策があればお聞かせをいただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） それでは私の方からパブリックコメントに関する御質問についてお答えをいたします。本市におけるパブリックコメントは、昨年3月に制定した佐伯市民意見提出手続実施要綱に基づいて実施をいたしております。まず、計画等を公表する基

準につきましては、要綱の第4条に意見提出手続の対象として、大きく五つの事項を定めています。具体的に申し上げますと、第1に、市政の基本的事項を定める計画や憲章、宣言等。第2に、市政の基本的事項あるいは市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例及び規則など。第3に、市の機関が行政処分等を行う場合の審査基準や処分基準、さらに行政指導を行う場合の基本指針。第4に、公用又は公共用の施設の整備など市が行う事業のうち、市政遂行上、特に重要と思われるもの。最後に、以上申し上げたもの以外で、わかりやすい市政等を実現するという観点から、パブリックコメントを実施することに適しているものとなっております。いわゆる公共事業をソフト事業も含んで公表の対象としたことや条例のほか、規則等も公表の対象としたことなどは知りうる範囲では、他に類を見出すことができず、本市の制度は全国的にもかなり先進的な取組であると考えております。また、公表の範囲といたしましては、以上申し上げました基本政策等の案、それ自体のほかに、その案の趣旨・目的、その案を立案する際にポイントとなった点やそれを解決するための選択肢とそれらに対する市の考え方、案の実施等に要する経費の概要など、案の内容を分かりやすくするための参考資料を併せて公表することとしています。次に、これまでに計画を公表して意見を求めた回数についてですが、これまでにパブリックコメントを行ったものは、教育委員会所管の佐伯市長期総合教育計画、総務部防災課所管の佐伯市地域防災計画と佐伯市国民保護計画、企画商工観光部企画課所管の佐伯市男女共同参画社会推進条例と佐伯市地域公共交通計画の5件でございます。現在実施中のものが福祉保健部社会福祉課所管の佐伯市障害者福祉計画と佐伯市障害福祉計画、それから企画商工観光部企画課所管の佐伯市の花・木・鳥・魚の選定の3件でございます。また、これらに対する意見は、佐伯市長期教育総合計画について15件、佐伯市男女共同参画社会推進条例について2件ありましたが、佐伯市地域防災計画と佐伯市国民保護計画についてはございませんでした。また、これらの意見等につきましては担当課の下で慎重に検討を行いましたが、結果として計画等を変更した事例はありません。最後に、このパブリックコメントの効果についてですが、ともすれば重要事項が決定されてから公表されがちであった従来のスタイルに比べ、市政における基本的な計画や事業などを事前に公表し、意見を求めることにより、市民にとってわかりやすい市政を実現するとともに、市としても市民の理解の下にスムーズな政策の実現ができるものと考えています。また、実際上も職員としても計画や条例等を立案するに当たり、市民に公表するという意識を持つため、より一層市民の視線に立った立案ができるようになったと感じております。ただ、本市におけるパブリックコメントは、実施されてからまだ1年を過ぎておりません。その意味で今申し上げた効果は直ちにすべてが実感できるものではないかもしれませんが、今後、制度実施の積み重ねにより、徐々に明らかになってくるものと考えております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） おはようございます。御質問のうち、市民の声・市政への提言ハガキについてお答えいたします。市民の声・市政への提言ハガキは3月5日現在588件寄せられています。ハガキを送付した方の住所を振興局別に分けますと、旧佐伯市の地域が55%、上浦が1%、弥生が6%、本匠が2%、宇目が4%、直川が1%、鶴見が2%、米水津が1%、蒲江が11%、その他、特定できないものが17%でございます。ハガキは1世帯に1枚配布しましたが、配布した枚数に対する寄せられた枚数の割合はどの地域もほぼ同じでございまし

た。次に、部局別の割合は教育委員会が最も多く28%、次いで総務部が17%、企画商工観光部と建設部が12%、それから福祉保健部が11%、市民生活部と農林水産部が5%、財務部が3%、上下水道部2%、市議会1%となっています。部局別に寄せられた内容を見てみますと、教育委員会へは評価規準診断テストに反対するものが多く、東校区公民館の建設要望や文化会館の禁煙化もありました。総務部へは行財政改革の推進、市職員の待遇改善、防災対策の推進を求めるものが多く、企画商工観光部には企業誘致の推進、観光振興、中心市街地の活性化等に関するもの、建設部には国道、県道、市道の整備、急傾斜対策、河川改修の要望などが多く寄せられました。福祉保健部へは産婦人科医の対策、障害者自立支援法により生じた負担の軽減、地域密着型介護老人福祉施設の運営に関する要望等、市民生活部へはごみの違法焼却をする人や犬猫のふんを始末しない飼主への指導を求める声、有料ごみ袋への賛否等、農林水産部へは木立須留木地区の水害対策、有害鳥獣被害の防止対策、財務部へは財政健全化、上下水道部へは下水道加入の推進、市議会へは重複する一般質問の事前調整等がそれぞれ寄せられました。これら意見等はすべて担当課で検討したわけですが、市政へ反映させたものや要望を実行に移したものは15件、今のところ取り組むことはできないが、引き続き検討課題と位置付けているものが20件あまりです。ここで要望を実行に移したものを挙げますと、審議会委員の公募、職員の削減、砂防堰堤のたい積土砂除去、放置自転車の撤去、公園樹木のせん定、土地開発公社の経営状況の公開、漁港区域内の照明修理、歩道点字板の設置などでございます。次に、提言のうち一番すばらしかったものは何かとの御質問でありますが、どの提言もそれぞれ思いの込められたもので、どれが一番という答弁は差し控えさせていただきます。ただ、あえて挙げるとすれば588件のうち、職員の勤務態度・マナーが悪い旨を指摘する声が20件余り寄せられたこととございます。市は今年度全職員を対象に待遇研修を行い、勤務マナーの向上を目指していますが、こうやってお叱りをいただくことに今後もなお一層充実した研修と指導を行っていかねばならないという思いを強く持ちました。これらの声は、全職員に周知し、市民サービスの向上と綱紀肅正に役立てていきたいと考えております。なお、寄せられた意見については、すべて市民の声として承り特に提言・要望の区分けはしておりません。ただ、そのほとんどが要望として承る内容のものでございます。最後に、この制度を実施したことによる効果をどのように評価するのかとのことについてでございます。一つには、先に述べたように、寄せられた要望を検討し、これを実行したこと、すなわち市民の声を反映した取組ができたということとございます。もう一つは、わかりやすい市政に取り組んだこととございます。寄せられたハガキには市長がすべて目を通し、担当課が調査検討の上、作成した回答もすべて決裁をいたしました。回答には詳細な説明と解説を付け、本人宛に送付をいたしました。回答を差し上げた件数は341件でございます。寄せられた意見等と市からの回答は、佐伯市公式ホームページに順次掲載し、本庁総務部公聴広報課市民の窓係及び振興局総務課でも閲覧することができるようにしております。このハガキ制度は、わかりやすい市政の実現を目指し、市民の皆さんの意志を反映した行政運営を行うことを目的に始めましたが、一つ一つに回答を差し上げ、それを公表したことで、わかりやすい市政実現の一助になったと考えております。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 皆さんおはようございます。江藤議員の質問のうち、大分県林業公社について答弁いたします。林業公社が解散することを市がどのように把握しているかとの

ことについてお答えいたします。佐伯市は公社の会員であり、理事にもなっています関係上、解散に至った経緯や今後の方針については、事前説明や理事会、総会等を通して内容は把握しております。公社の平成19年度解散は決定されていますが、何月かはまだ決まっていません。12月の県議会によりますと、19年度のなるべく早い時期に解散を予定しているようにあります。林業公社が解散された後は、大分県県営林事業特別会計で管理していくことが、平成16年9月22日の大分県緊急行政改革本部会議で決定されています。次に、公社所有の面積が佐伯市管内に約2,700ヘクタールあり、県下の3分の1を占めている。林地の管理事業費が大幅に削減され、森林の環境は十分に守れるのかということですが、これまで大分県林業公社の理事会、総会において大分県が公社林を県営林として将来管理していくことが決まっており、現在40年の契約を80年ということに所有者の理解を経て変更する長期にわたり保育を行うとの施業方針が出されております。保育事業が削減されることはないとなっております。このことから、現林業公社の事業量が減少するということはないと考えられますが、林齢の上昇により、下刈り等の保育事業は間伐作業へと移行することになり、保育作業から間伐作業への転換が必要になると考えられます。佐伯市としましても公社林の管理の必要性については十分認識しておりますので、今後県営林に移行しましても適正な管理が行われることで森林組合等が影響を受けないよう、大分県へお願いしてまいりたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは再質問をさせていただきたいと思います。私は今回質問したパブリックコメント、そして市民の声・提言のハガキ問題はですね、両方とも市民の声を聞いて市政に反映させるというのが目的であるわけですね。しかしながら、市民の声を聞くという制度そのものがですね、多数ありすぎて職員も市民もですねとまどっているのが現実ではなかろうかというふうに思っております。一例を挙げるとですね、各種の審議会あるいは協議会ですね。それから合併に伴って設置された振興局単位の地域審議会、あるいは執行部が行っているタウンミーティングとかですね、各自治委員会との懇談会。これらはねすべてね市民の声を聞いて市政に反映するというのが目的なんですよね。であるならば余りにもですね回数が多すぎてですね、結局だからハガキなんかは個人的な要望とかあるいは地域の要望にほとんど隔たってしまうだろうというふうに思っております。市民の声を聞くときに、私はどこに行政がですね一番重点を置かなければいけないかというのは、住民の声を聞いたときにですね、そこで議論がなければ前に進まないと思うんですよね、一方通行に。私がじゃあ個人的にこうこうこういうふうにしてくださいよとお願いすればそれでただ終わるだけであってですね。例えば、ハガキについて言えばですねそこで上がってきた、例えば振興局管内の問題で上がってきたハガキであればですね。その地域をこういうふうにしたらどうかというような提言のハガキが上がってくれば、当然のことながら振興局管内の10年間設置される地域審議会の中にね、その人をお招きして、そしてその意見をちゃんと地域審議会の中で審議してですね、そしてそれを反映していくと。いわゆる段階的にね、ここでも意見を聞く、ここでも意見を聞くというのではなくて、ここで聞いた意見はこちらに上げてここで議論をし合って、そしてそれを政策に反映していくというふうな方向付けをしないとですね、あまりにもあっちで市民の意見を聞いて、こっちでも市民の意見を聞くというやり方は私はいかがなものかなあと、進歩がないんじゃないかなというふうに思うんですが、その点

どういふふうを考えておられるか。

それとですね、パブリックコメント、先ほど6回か7回されたと言われましたけども、意見のないやつもあったらしいんですが、そういう所で上がってきた意見もですね、行政の中でただ判断するのではなくて当然の事ながらそういうふうな計画っていうのは議会の方にもかかるわけですね。そのときに私は計画はこうだったけれども、計画はこうなんですけど市民の皆さん方から上がってきとる意見はこういう意見もありますよ少数意見がありますよと。そういうふうなことも議会の方にですね我々議員も気づかないような部分が多々あると思うんで、そういう少数意見もこの計画に対しては市民の意見はこういう意見もあったんですよということをですね、議会の方にも審議する過程の中でね別紙で私は付けたら市民の意見がですね更に反映されるちゅうんか、行政側だけの考え方でなくてですね、そういう部分も大切じゃなかるうかなというふうに思っているんで、そういうふうな部分をどういふふうに判断されるかですね、お聞きしたいと思います。

それと林業公社の件では、部長お答えいただきましたけれども、ほとんど影響ないだろうということでございますので、信用したいんですけれども、今の林業に置かれてる段階っていうのはですね、公社が非常に経営状態が悪くなった時点からですね、造林契約を途中でもう結ばなくなってるんですよ。それがゆえに管内の植林、再造林の放棄地が増えてきたということも一概にはなかったとは思わないんですね、やっぱり関連があると思うんですよ。当然のことながら基幹造林の中で国の森林開発公団、今は緑資源機構という名前になっているんですが、ここも相当の金額を国の税金として、1年単位でもう今は累積赤字のないようにですね1年当たりで投入をしております。県の林業公社は管内に2,700ヘクタールを超す面積があつてですね、40年契約を80年契約というそういう話も私も実際に契約者の方から聞いておりますし、実際契約を延長するかどうかはこれは地主さんの自由ということありますのでどういふふうに分かりませんが、そういうふうには林業そのものもですね、そういう基幹造林がなくなったがゆえにですね、この間3月9日の朝日新聞にも県内の植林放棄地が問題になって、ここに記事があるんですが、13年間で42倍に膨れ上がったと。特にほとんどが佐伯市と中津市に集中しておるといふふうに記載しておりますので、林業公社の解散に伴ってですね、そこが保有している林分については少なくともですねやっぱり行政がバックアップしてですね、これから先、今までと同じような状態で管理していただきたいというふうに思いますので。これはもう要望でも構成団体になっておりますので、要望として聞いておいていただきたいというふうに思っております。先ほどの2点について御答弁をお願いします。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 議員の再質問にお答えをいたします。パブリックコメントで出ました意見についてでございますが、提出された内容にもよるとは思いますけれども、議会の関係する条例等についての審議をするときにはですね、そのパブリックコメントの意見についても報告するようにですね、その担当部署には指導していきたいと思っております。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 住民の声を聞く、いわゆるそういう機会というのが多すぎると、ある面じゃ間口がですね広すぎてどう集約していくのかということに対しての一貫性がなくなるのではないかと。そういう御趣旨だろうと思っております。それはですねやっぱり今回こうやって私

もタウンミーティングなり、市政へのハガキ、それからパブリックコメントというようですね制度そのものが市政としてですね、私は西嶋市政の方向としてですね市民のいわゆる広い意見を聞こうという姿勢を表したものであり、今後ですねそこら辺りをどう政策形成に結び付けていくかとかいうのはですね、今後の課題になってくるのかなあというふうに考えます。それからハガキの効果はですね、集会ですねいわゆる集まりの場ではですね、なかなか市民の方がものが言えない部分ていうのがあると思います。そういった意見をですね行政にいわゆるハガキという手段を通じてですね上げることによって、市民の隠された意見といいますか、そういう部分も拾い上げることができることにですね非常に意味があったというふうに考えます。これは市民全体にですね、もう直接送るという形はないんですが、振興局いわゆる市民の窓係とかそういうところにハガキを置かましてですね広く意見を求めていきたいというふうに変えます。それと私どもでは、なかなかこういう考えつかないですねいわゆる行政に対する不満というものが幅広く求められることがありますし、逆に言えば行政の執行部だけでなくですね、議会の議員さんたちにもですねある面ではこういうことをやってくれとか、こういうんじゃないかとかいうようなですね、ある面じゃあ辛口ですねことも幅広いところにですねあるわけございまして、そういう意味ではですね非常に大きかったなあというふうに感じております。

議長（日高嘉己） 江藤議員。

9番（江藤茂） それでは再々質問をさせていただきたいと思っております。この市民の声のハガキについては、パブリックコメントも市のホームページでは公表されておるんですが、実は市長がね昨年の7月に記者会見をされた時に、ホームページと市報で公表すると言っとるんですよ。市報は2月の15日号で実は公表すると、このハガキの内容ていうんですか、検証結果をですね当然のことながら市民の皆さん方載ってると思っただろうと思うんですが、3月1日号にも載ってないと、載ってないですよ。正式には2月の15日に載せると公表してるんですよ。ホームページには載っておりますので、しかしながら、皆さんが全員パソコンでやることはないということなんで私今回質問させていただいたんですが、やはり意見の吸上げ方をですね市長もう少しですね考えてあげないと、私はやはりまずいではなからうかと、これが定着しますとですね、ハガキによって要望すれば何でも通るんだと、今先ほど言にくいことも言えるんだということでございますので、そういうふうになるとですね、例えば、私とこの菜園に植えてた野菜がですねシカから食べられた、何とかしてくれて言われてもですね職員はこれは行って確認をしてじゃあどうどうどうしましょうというようなことまでねやらなきゃいけないような方式ではなくてですね、やはり政策論議。いわゆる住民がこれから先、特に九つの市町村が一緒になったんで、それぞれ地域の住民が振興局ごとなんですが、その振興局全体の地域のかつての町村がですね、どういうふうこれから先、生き残って行くて言ったら言い方悪いんですが、そこに住んでる人たちがですね生きがいを持って住まれるような状態にするかと言ったら、やっぱり行政では感づかないようなねことが住民の中からやっぱり意見を吸い上げてくるのが私は当然だろうと思うんですね。今一番振興局ごとで地域の活性化という観点からいくとですね、振興局の局長さんをお願いしたいんですが皆さん方ほとんど地元の出身の職員として上がってきて、現在市の職員となっているわけですが、かつては町村長さんがおり、議会がありですね頭のつかえがあったわけなんですが、今はなくなってるんですね。だから八つの振興局の中がお互いに特色を生かした

ものをですね、住民が何を今望んでいるのかということをやっぱり吸い上げて、そこで特色のある地域づくりをしていかなかったら恐らく振興局が生き残ることができないんじゃないかなろうかと。そこに市長が住民の声を聞いて、それを正確に反映すると言いながらですね昨年度300万のパワーアップ事業を住民の声を聞いて、私は多分付けたんだらうと思うんですが、今年度また来年度の予算はまた同じ金額ですよね。当然のことながら私は差があっただけいいと思うんですね、住民の声を真剣に吸い上げていくのであれば、2,000人の人口のとも5,000人の人口のとも8,000人の人口のとも同じパワーアップ事業で言うのであれば、それは振興策に対する私は事業だらうと。今年度1年間300万で使われた事業をですね、本当の意味で検証して、ああこれはこの振興局に渡した300万のお金はこういうふうに使われて、ああこういうことが大事なんだなあと、じゃあもっとこれには予算付けてやろうじゃねえかというぐらいのね、あれがなかったらやっぱり住民の声を聞くとは言いながらも全然聞いてないのと同じじゃないかなあというふうに私は判断しますので、市長、そういうふうな部分をねどういうふうに市民の声というものを吸い上げる手順、あるいはやり方というものをね、どういうふうに政策として反映していくのか市長のお考えをですねお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さんおはようございます。江藤議員より再々質問の中で市長の考えをということでございます。市長への手紙につきましては、今年度については各個人の方には配布をする予定にしておりません。今回はハガキをですね本庁舎、振興局、公民館等におきましてこのことについては継続をする予定です。それからなんもかんも要望をですねハガキでくればということよりも、こうしたことをですね意見を集約しながら市民に対して、先ほどのパブリックコメントですけど、なかなかなじまないものですから多くの市民にまず知っていただくと、そうした中での提言に向けて今後は結び付けていきたいと。それから各個別できて各振興局管内できたハガキ等については、一応各振興局にも全部こういうハガキがきましたよと、私のところで一括処理するんじゃないかと、そして各担当課に回してですね幅広く意見を皆さんに紹介しております。振興局にしても寝耳に水のような話もあったり、地域地域に本当にこれだけ合併してですね隅々まで目が届くことできませんので、そうした市長へのハガキということをですね活用させていただくと。今後についてはそうした中で要望事項は要望事項で振り分け、提言は提言で振り分けていくと、基本的には意見とか提言はですね重視していきたいと考えております。それからパワーアップ事業に対しましてですね、今年度ソフト部門また付けさせていただいています。これは予算全体がですね旧町村単位がそのまま上がってきて現在の振興局単位で、これについてのいろんなまちづくり事業というのは予算で十分カバーしておると思っております。新たな施策として、そうした中で昨年から動きがあったと、それを評価しながらまた今年に向けて地域地域のまちづくりをどうするかと。別個にハード版につきましては、パワーアップについてはこれは人口とか道路の距離とかですね面積によってハードの方は行うものですから、そうした部分は振り分けて、ソフトについては検証しながら議員が言われるような状態にいくのか、やはりその地域地域が一つの独立した地方自治体だったということを見てですね同じような配分をさせていただいてるわけです。これについては今後とも検証していきたいと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。



続いて11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） おはようございます。11番議員、市政会所属、矢野精幸でございます。毎回のことながら、中心市街地の活性化事業についても今回も質問をさせてもらいたいと思います。この我々が出しました地元の構想案というのがございます。今日はこれをパネルを使いながら説明をさせてもらいたいと思います。私たちの中心市街地活性化推進協議会は一昨年の5月にこの大手前地区の関係する4区の区長を中心にしまして、区の代表者また商店街の代表者、地元の地権者等で作成しまして約15名ほどの会員がでございます。これが約1年半に掛けて地元の構想というのを練ってまいりました。それを昨年の8月にでき上がりました。これを地元の人たちに総会をし説明をしたわけでありまして、まず、この説明に入る前にですね、今までの経緯を若干述べさせてもらいたいと思います。今言いましたように、一昨年の5月に立ち上げて十分に検討してまいりました。特に最近の私たちのこの案が、今あっちこっちで紹介されているようであります。これが私たちの今この行動がですね途中から何かこう入り込んできて、突然にこの構想が持ち上がったようなふうを考えている方もあるようでございますが、これは全く違うのでございます。実は先ほど言いましたように、5月に立ち上げてこれで1年半練ってまいりました。それが今言いましたように、今回のこのコンパクトシティ構想でございます。既に市が公募しましたまちづくりメンバーが30数名ございます。このメンバーの係がそれぞれ3班に分かれて構想案を練っております。これはもう既に出ておりますが、この案が3案ございまして、それにプラス市役所の本庁舎案というのがございます。私たちのこの案はA案とB案と2案ございまして、今回説明させていただくのはB案の方でございます。なお、この中心市街地の協議会の方も先日の3月の8日に範囲を広げまして今佐伯校区を中心にしてこの活性化メンバーをでき上がっております。なお、当初は私が会長をさせてもらっておりましたが、今、高司さんが会長させてます。よって今からパネルを使いまして説明をさせていただきます。

議長（日高嘉己） お静かに願います。暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時36分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

矢野精幸議員の一般質問中、発言の趣旨が一般質問から逸脱しているのではないかと指摘を受け、本会議が紛糾し休憩いたしました。協議の結果、支障ないとの判断がありましたので、一般質問を続行いたします。

11番、矢野精幸君。

11番（矢野精幸） それでは質問を再開したいと思います。まず先ほど申し上げましたように、地元の構想案というのができました。それについて執行部の方に質問をしたいと思っております。大きく分けまして2点今回は質問をさせていただきます。まず1点目は、中心市街地の活性化についてであります。我々が住んでいるこの佐伯市は核としての中心地が特定できない極めてまれな街の状況になっていると思います。外から来た人たちはこのような状況をどう思うであろうか。核となるコンパクトな街があってこそ広い新佐伯市全体の活性化につながる第一歩であろうかと私は確信をいたします。私はこの2年間、他の重要案件を外し、中心市街地の活性化一本に絞り質問をしてまいりました。中心市街地が空洞化したこの新佐伯

市を活性化せんとする執行部の前向きな回答を引き出すためでありました。現実問題として、大手前、仲町一帯、その他の中心市街地の空洞化はコンパクトシティ構想に着手しない限りこの商店街がシャッター化するのは時間の問題では多くの市民が危ぐをされていると思われる。大変深刻な問題であろうかと思えます。16年、17年、18年度と都市再生機構に2,000万円ものコンサル料を払いまちづくりを検討してきましたが、一向に進展しない状況を見ると正に西嶋市政の象徴と言えるであります。何をするにしても念が入りすぎているのであります。このままでは時代に取り残されるであります。こういう中にも新庁舎の建設も避けて通れない重要な問題であります。先日の3月5日の全協の席で調査建設に係る検討委員会の報告がありました。中心市街地を活性化し、佐伯市を元気にしたいという意欲は感じられる。ただ古くなった庁舎を建替えるというだけものとしか感じとれませんでした。その庁舎建設費用も我々の設計の積算では35億円と出しております。しかし、市長は1月7日に私たちのメンバーの1人に庁舎建設だけで80億円掛かると話しております。その後、また別の人には矢野議員は数字を何か間違っていると、35億円で庁舎ができるなどでもない話だと言っておりました。今まで各方面からの要請でコンパクトシティの説明会を過去12回ほどやってきましたが、私どもはあくまでもこの35億円が基準になるから注視をしておいてくださいと言ってまいりました。すると今回の報告書では80億円が半額の41億円になっているではありませんか。これが私たちが言ってきました市長が真剣に取り組んでないんじゃないかという何よりの証拠ではないかと思うのであります。あいまいさにも限度があります。同じ面積で試算すれば9億円も安い推進協議会の試算を大手前地区では高層化が必要で割高と決めつけ、検討もしないで結論を出す。これでは市民は市長を始め職員に対する行政不信を増すばかりであります。そこで質問をいたします。その1としまして、地元構想案として中心市街地活性化推進協議会が提案しているコンパクトシティについてお聞きをいたします。今全国でまちづくりの先進地としてコンパクトシティを打ち出し、成功している街があります。それについて市長はどのように考えているのか。また、コンパクトシティと中心市街地活性化と絡めて詳しく説明をお願いいたします。その2としまして、中心市街地活性化は目先のことだけにとらわれては決してなりません。50年、60年先までも見越したまちづくりでないといけないと思うのであります。このコンパクトシティ構想は中心市街地活性化推進協議会が約1年半にわたり検討してできたものであります。私たちの構想をもとにして全国各地でまちづくり再開事業に携わってきた専門家のそのノウハウもこの中に収縮されております。中心市街地の活性化はこの方法しかないと考えられます。市長はある人に、あんな夢みたいなことができるかと中傷しているが、あなたの試算より半額以下に安い建設費用を検討もせず、本当に不可能だと思っていますか。中傷するその根拠は何かお聞かせ願いたいと思えます。それでは先ほどの地元案としましてのこのコンパクトシティ構想の手に図面があると思いますが、その辺をちょっと説明をさせてもらいます。これのまず基本的な考え方としまして、今のこの本庁舎をこの合併特例債が使える間に建設をしようという市の構想のようであります。それなれば同じ建てるんでしたら1か所に建てるべきじゃないかというのが私たちの構想であります。文化会館も平成23年の3月で毛利さんとの契約が切れるそうであります。これも聞くとところによりますと建替え、移転・建替えをするような予定があるようであります。その公共施設を今までのように分散して建てるのではなくて1か所にまとめて一つの核をつくらうというのがこのコンパクト構想の根本の理念でありま

す。そういう形で、それをこの大手前地区を中心としたこの中心市街地を活性化するために、この公共施設を核にして一つの街をつくらうと。そうすることによりまして、その周囲に対する波及効果、また移入人口等が増えることが期待されます。そういう意味でこの案はB案であります。A案とB案とありますが、これはB案の方であります。まず、この今の三余館の付近に市役所の本庁舎をとということであります。その隣にバスのターミナルを移転するという事です。大分バスの移転がその隣に来ると、池彦さんとこの近所にバスターミナルをとということあります。それをこの今の大手前のバスのターミナル付近、壽屋の駐車場の付近ですね、あそこに文化会館をとということあります。その中には歴史資料館、ミニ美術館、それとまた小さな映画館等を文化施設をこの中に入れ込むということあります。そして今の壽屋の前のビルの跡ですね、あそこに立体駐車場を設けるということあります。1階と2階にショッピングセンター、3階から上を立体駐車場ということあります。本当は駐車場は平地がいいんですが、やはりこの敷地に限りがありますもんですから、立体駐車場にしようという案あります。そして、大手前の商店街の立退きがあります。この方々にこの一角に移転をしていただこうということあります。できるならば1階を店舗にし、2階を住宅にしてもらいたいということあります。それをこの2階の通路で全部を結ぶということあります。ですから大分バスで来た方がバスを降りたら2階に上がってこの通路を通りまして、この2階にある通路をぐるっと一周できるということあります。この中にお祭り広場を設けたらどうかなあという案あります。このイベント広場というのはやはりこのこういう佐伯の市の場合、大きな街になります、とこういう広場がやはりほしいのであります。先の去年の秋に豊後舟盛りの祭りがございました。これが去年で第2回目でありましたが、スタッフの方は本当に連日連夜大変な御苦労でありました。そしていよいよ祭りを迎えました。当日は初日の日は何とか曇りであったんですが、行事が続行できました。しかしながら2日の日は雨が降りまして、朝から夕方まで雨が降りまして、2日の日はかなりイベントを計画しておったんですが、すべてが中止になりました。そういう形でやはりイベントをする場合は天気が一番左右されるわけあります。そういう天気に左右されないイベント広場をこの中心に持ってこようと言ってるわけあります。この通路が屋根の代わりになるというわけです。この通路も広い通路であります。ですからこの屋根の下でいろんな行事ができるということあります。ですから大まかに言いますと、公共施設と商業施設と文化施設とイベント広場を中に入れ込もうと、そして道は今大手前地区には一方通行の道があります。ですからこれを1本縦道を池船橋から縦に大手前に通じる池彦さんとこの前に通じる道路を1本抜こうということあります。そうすることによりまして一方通行が解消されます。で、もう1本は潮谷寺と壽屋の前の駐車場の境に1本縦道を抜いてですね、そしてここに仲町と接続するということあります。ですから都合2本抜くということになります。大まかに言いますとこういう官と民が一緒になった施設を1か所に集めてですね、便利のいい街をつくらうということあります。この1か所に来ればいろんな用が達せるといって歩いて来れるし、また自転車でも来れるということ地域に住んでる方、またよそから郡部の方も佐伯に出た場合はここに来ればいろんな用が達せるといって利便性のよい街をつくらうというのがこのコンパクトシティ構想の基本であります。それとこれはこのイベント広場の中のイベント広場のこれが風景であります。そういう形でお手元に資料がございますが、これに大体もうこれと全く同じ絵であります。その縮図であります。それを

見ていただいたらお分かりと思いますが、そういう形で今は地元の構想案として提案を既に10月5日に市の方には提案をいたしております。それでは続きまして質問に入りたいと思います。その3としまして、あなたの試算は先ほど申しましたように極めて真実性に乏しいものでありました。80億円が41億円になるなんて異常であります。中心市街地活性化推進協議会の全体試算が100億円に対し、市長は200から300億円は掛かるだろうと言われているようですが、実際にその試算はしたのですか。してないと思われませんがなぜしないのですか。無駄だと思っているのですか。その理由をお聞かせください。もし試算をしたのであれば、いつ、どこの会社がどのようにしたのか、その試算内容はどうだったのかお聞かせ願いたいと思います。その4としまして、また現在地での市庁舎建設の経済性について、用地買収や移転する物件の有無で決まっていますが、とんでもない話であります。経済性は費用対効果で決まります。文化会館を壽屋跡地にだけ利用する事業でどれだけ経済効果が期待できるのか具体的に説明をお願いいたします。その5としまして、本庁舎を現在地に文化会館を大手前に分散して建設した場合、現況よりどんな著しい効果が期待できるのか。今の状況と全く変わらないと思われるが、市長あなたが考えている街づくりはどのような点で他の構想より優れているのか具体的にお聞かせ願いたいと思います。

大きく分けまして2点目としまして、まちづくり三法についてお聞きをします。大店法、都市計画法、中心市街地活性化法がこのまちづくり三法であります。この空洞化したまちを再生するには、まちづくり三法を活用し、より有利な補助金を利用すべきと思いますが、市長は2月10日に私たち協議会のメンバー3名と数時間にわたり話し合いをしています。市長はその折、まちづくり三法の補助金は使わないと説明しています。しかし、最近のある会合では使う発言をしていますが、どちらが本当でしょうか。どうしても納得できないのは市庁舎や文化会館を建設するためのまちづくり三法を利用する基本構想立案のためには活性化に成功するための市庁舎の建設や道路整備、商業施設の集約など、都市機能を備えた再開発計画が必要なのにこれをしないことでもあります。3月5日の内部検討委員会による説明は差しさわりのない方がいろいろと心配がなくてよいという自分を守る意識が先に立っているようなことをひしひしと感じられるものでありました。私たち議員も市長もあと2年で任期が終了します。しかし、佐伯市民はずっとこの場所で生活をしなければならないのであります。もう少し真剣に市の将来を考えていただきたいのであります。あなたたちの案では、ショッピングセンターなど商業集積を核とした各種業態の違う商店の形成、バスターミナルを利用した利便性に富んだまちづくりはできず、つぎはぎ的で安易に進められる方法で膨大な財政支出をしても空洞化の歯止めは難しく、逆に負の遺産として後世へ大きな負担を残すことになるであらう。昨年8月31日、大分ソレイユにて県主催でまちづくり三法の説明会がありました。我々協議会のメンバーは5名で出席をいたしました。佐伯市は県内の多くの市職員が出席する中、わずかに若い職員1人が参加していたにすぎませんでした。このような合併後の新佐伯市建設のまたとない機会にも何とか一日でも早くという真剣なまちづくりへの取組は感じられませんでした。まちづくり三法の補助金は中心市街地が活性化できる確実な案でない限り簡単に国からの認可が期待できるとは思いません。もう既に全国では青森市・富山市が認定をされました。県下では豊後高田・別府が申請をしております。そこで質問をいたします。その1としまして、この空洞化したまちを再生するにはまちづくり三法を活用し、より有効な補助金を利用すべきだと思います。市長はまちづくり三法を利用しないと

ていたのに1か月もたたないで発言をひるがえしています。市長はこれについてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。その2としまして、市長はまちづくり三法を使うのは時間が足りないと言われていたようですが、私は2年前から言い続けています。今回で8回目の質問になります。今になって時間が足りないというのはどういうことですか。全くすべてにスピード感のなさを感じます。職務怠慢としか言いようがありません。全くやる気が見えません。これでは市民の多くに負担を掛けることになります。それについてどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。その3としまして、どのような理由でどれだけ時間が足りないと結論付けているのか、具体的に説明をしてほしいと思うのであります。その4としまして、活性化事業についていつごろから着手決定し、いつごろの完成を目指しているのか。都市再生機構には3年間で2,000万円ほどのコンサル料を支払っていると思うが、あなたの構想の工程表は完成していると思うが、是非ともお聞かせを願いたいと思います。その5としまして、本気で中心市街地の活性化に取り組まなければ取り返しのつかない極めて深刻な状況になると思うが、市長の考えている構想で本当に活性化ができると思っているのか。これからの新佐伯市の将来がかかっている極めて重要な局面に差し掛かっているが、方向を誤ると市の将来は大変な事態に陥ると思う。市長の責任は大変重いのと思うが、それについてどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。その6としまして、合併した直後の初代市長は合併したメリットを生かす発想が要求されます。しかし、この2年間で振り返ってみると全くそれが伺えません。デメリットだけがあるようでもあります。今こそ合併した得点を生かし行動に移すには決断力と勇気が求められます。それについてどのように考えておられるかお尋ねをいたします。その7としまして、市が申請し基本計画案が認可された場合、まちづくり三法の補助金と合併特例債の併用で億単位の負担軽減が図られると思います。また逆に補助金が使えないとなれば活性化事業もスケールの小さな限られたものになってしまうのでありましょう。行財政改革を行っている今、少しでも市に負担を掛けない方法をとるのが道理だと思います。事業の進め方としては公設民営であるべきだと思います。それについてどのように考えておられるのか。それができないと言われるのなら、どこが困難なのか。それについて真剣に考えてみましたか。検討したというのでしたらその内容を詳細にお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 矢野議員のまちづくりについての御答弁を申し上げます。先ほどいろいろお話を伺いいたしておりますが、私にとっては非常にある意味では失礼な質問をしているなあという感じがしております。私も市議会20年おりました、この大手前に関しては16年間大変議員申し訳ないんですけど、2年間8回の質問で何でも言うたとおりができるというのはですね行政やないと思います。やはりそれは地域の積み重ねであり、地域としてもですね交渉し、そして議員も議会へ、皆さんに聞いてそれだけの多額費用が掛かるということはね大事にやっつけていかなければならないと思ってます。そうした中でこの中心市街地、先ほどの話の中でいろいろ出ておりますが、まあ答弁書あるんですけど、先ほど1月7日の日、これはロータリークラブでお話しております。市長はここに200億円ぐらい掛かるんじゃないか。市の庁舎が80億円掛かるということは、これは議会の皆さんにまちづくりの基本計画という本を全部配っております。この中に基づいて御説明したのが佐伯の市役所は80億円掛かりますよと、また文化会館については60億円掛かりますよということで議員の皆さんも十分説明

を受けております。そうした根本とした数字を基にしてそれ意外にこの中心市街地の整備をすること。それからこの中にある歴史資料館また屋上庭園、映画館、現代美術館、このようなことをすればプラスアルファすればそれ以上の金額が掛かるんじゃないかと説明をさせていただいてます。だから根拠があるというよりも逆にですね、私は逆に聞きたいんです。こうした物を絵に描いたときに自分たちの積算はこれだけですと、先般これを設計された方が来ました。幾らぐらい掛かるんですかと聞いたら、大体200億円掛かるけど東京では半額の100億円でできますよと、その根拠はといたら今だったら叩けば安くできますと。そのことが100億円の話を、私は逆にこうした各地の道路開発、ここら中心市街地再開発もしなければいけません。これに書いてる形を1個ずつみて道路からみてそれだけのことをしなければならぬと思っています。それからもう一つ、この絵にかいてあります。よく見てるんですがここに柱のところには人が立ってます。この人からですね高さ、そして柱がですね幅、この柱が大体10本計算したらあります。そうするとこの円周率というのが出るわけです。現在皆さん方が中心市街地の中にある壽屋の駐車上、その横にこれが道路をここに造ってます。この道路の高さからすれば大体3対2のこれは消防法の関係が出てきますので20メートル近い道路ができると、この中心市街地の円をとっても直径が60メートルぐらいになると、そうするとこの用地そのものがまず入るかということは私は不可能だと。こうした絵にかきながら写真とですねこうした絵にかいたときに戸惑いができるのだと。そうしたことについてはこうした建物が入るだろうと言われてるんですけど、私は無理だろうと絵にかいただけでは難しいと。これは私もあまりこういう説明したことないんですけど、これが現在の文化会館、現在1,300ですけど、今の聞く案では椅子の大きさが違いますと1,000人なんです。この幅が現在の幅でこれが文化会館が建てられる精一杯の面積です。こうした面積の中にこれが入るかと言えば不可能な状態だと、そのようなことで非常に厳しいんじゃないかということで出ささせていただきました。それから質問の中に、コンパクトシティはどう考えておるんかということですが、これはコンパクトシティというのは、もう基本的にはこれが平成12年に中心市街地活性化基本計画というのを作っております。この委員の中には佐伯市の行政でこの関係地区におられる方が自治委員会の代表といたしまして、自治委員会の会長である高木文助さんが入ってます。それから商業関係で宮脇恒夫さんが入ってます。ここでTMOというものを作りなさい。作らなければいけませんよということを最後締めくくっておるわけですが、これが平成12年の結論で、今度の基本計画はこれの見直しをやるよということ今やとるわけで、全く1年や2年でできる話じゃないわけです。そうした中でこれからのまちづくりという形の中で、私の方も先般九州産業省の方でちょっと資料を取り寄せました。ここに書いてる言葉が、こうした結果コンパクトでにぎわうまちづくりに向けて都市機能の増進と経済活力の向上を一体的に推進していくという方向性が示され、まちづくり三法の改正、中心市街地活性化及び都市計画法の改正が行われたと。改正中心市街地活性化法が設立されて施行されたのが平成18年8月22日です。だからこれからじゃないと私たちは動けません。2年間何をしとるんかじゃなくて、去年の8月に法律ができたわけです。それも十分承知していただきたい。それからコンパクトシティということで御答弁申し上げます。コンパクトシティというのは、郊外の開発を抑制し市街地のスケールを小さく保ち、自動車でなく徒歩、自転車で行き来できる範囲にとらえ、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指すものと考えています。この考え方は、市街地の活性化にとって重要な発想

であり、そのための施策を講じていく必要があると考えてます。全国的に見て、まちづくりの基本方針としてコンパクトシティの活性を掲げている事例は、このような考え方を実践しようとするものであると認識してます。なお、ここでいうコンパクトの範囲ですが、地元案の説明においてコンパクトシティの事例として紹介されておるといことで、これはうちの事務局じゃなくて担当課が聞いたと思います。北海道の伊達市においても公共、公益施設はおおむね半径2キロ以内内外に設置されているということです。このようにコンパクトシティの構想の根本的な趣旨は、市街地が無秩序にどんどん郊外に拡大していくことを防止する点であり、やみくもに一点集中型の市街地を形成しようとするものではありません。この点、平成12年に公表いたしました本市の中心市街地基本計画のエリアは、先ほど見せましたこれです。これについては駅周辺から大手前周辺までのおおむね2キロの内外であり、範囲的には十分コンパクトシティの要請にこたえるものと考えてます。これに対して、現在矢野議員が質問されました大手前地区に市庁舎や文化会館、その他の公共施設を凝縮して配置する。私から言えば、むしろピンポイントシティだともいえるような考え方があります。一般的に言われてるコンパクトシティの考え方と異なるものと考えております。また、推進協議会の構想については地元の皆さんがいろんな中で構想し、描いていただきました。このことについては私も非常にある意味では非常に意見もすばらしい意見もあります。そういうところはやっぱり組入れてやるべきだと。そうした中で、こうしたものがですね絵で出て歩くとどうしても間違った方向に走りますので、その点についてはやっていただきたいと。それから先ほどの中で、私の方がまちづくりの補助金が要らないとか、使わないとかいう言葉がありました。これについてはその時に話した方々については市役所の庁舎を造るのには使えませんが、合併特例債を使って造るとすれば後の日程がつんでおりますと、そのために大手前をここを用地を現在の壽屋の用地だけでは少ないので、前の用地を買ったり、そして移るとすればそうした国の調査をしたり、いろんな形ですればどうしても合併特例債が使用できるまでには市役所は建てるのは無理だろうと、そうした意味で時間が足りないと、そうした事例で先般、議会の方に庁舎の考え方といたしまして全協のときに一番後ろに時間的な配分等も配布させていただきますので、全くしてないというような言葉はございません。先ほど申し上げましたように、この時点このまちについてこれだけ凝縮されたものが入るかと言えば建ぺい率、用地の問題、そして道路の幅、いろんなことを見ても非常に不可能に近い状態であるし、それに対応してそのまちにふさわしいまちづくりをするのはどうすればいいかという形で私はこの中の四つの案の中に文化会館、市民会館の方法もあるだろうと、そうしたことをしながらじゃあどうすればいいかということで今庁内研究をさせてるわけですが、そのことについては、私的に話した部分がいかにも公的に話されたいという具合になると私は誰にももう相談せずに地元が相談してくれと言っても相談できないような状態です。これは一般質問であり、こうした本会議場で行う論議にふさわしいかと言えば、もう少しこうしたものは委員会等でせめて、そして議会の特別委員会もあります。議員の皆さんにも御理解していただかなければこうした大きな計画はなかなか私も理解を得るのが難しいと思っております。そうした懸念を持ちながらやっていかなければならないのは残念ながら矢野議員も出まして2年ですので、議会全体の把握で議員の同意がどの程度必要かということも考えていただきたいと思っております。それからあと、特に私の方がお願いをしたいのがですね、ソフト面という形でいろんな形でやっていかなければならないと思っております。先ほど言いましたタウンミ

ーティング、TMOこれはまちづくり会社というものを作っていかなければならないんです。こうした基本計画を上げていくんですが、そのことについて国での認可というのはものすごく厳しいものがあります。今回改正前・改正後の法律の関係の中で、なぜこういう具合に改正したかということの一部にですね、このTMOができて活動等が商業者に片寄り関係者の広範囲な意見が反映されにくいこと。基本的には救済した各事業について実効性が担保されていないこととかですね、そういうことでこうした基本計画についての見直しをですね広い意味で皆さんの意見をとりながらやっていったらどうかと。もう一つはこのまちづくり協議会、これは多分地元も入って一緒にやったと思ってるんですけど、全く大手前地区の方々は入ってない。私はこうした会に入ってですね大きく意見を述べて、そしてそれが反映された中でこうした庁舎も出てきたと、そして市民会館も出てきたとそのように感じておるんですけど、これがこんなことをやっても無駄だ。2,000万無駄だと言われてるんですけど、これをする事によって中心市街地のまちづくりの指定を受け、こうした案の中に現在の新屋敷の舗装とかですね、いろんなのがこの指定に入ってそうした会議をすることによって道路の補助が受け40%受けたと。それは2,000万円無駄じゃなくて、例えば信用金庫にしても40%補助受けた。今の議員の自治委員をされてます。船頭町の道路にしてもこのことがあって補助金を受けることができた。そうしたことを全体とみてそれが2,000万円無駄だったかと言えば、むしろそうした補助が付くということについては私はこうした補助も付き、こうした会議をすることは非常にすばらしんではないかと思っております。それから、あと行政が使えないと言ったのは私は市の庁舎について主に言っております。それからあと、特例債その他についてですね、議員全部私は知るとのこととお話させていただきますが、佐伯市の範囲が大体157ヘクタールこれが面積です。今回申請出しまして決まった所、面積、まちづくり、富山市436ヘクタール、今の駅前から港の範囲の約3倍の面積なんですね、まちづくりの基本計画の認定を受けた。逆に青森市については116ヘクタールを申請しとってやり変えまして81ヘクタール約半分の面積。広い所と狭い所あるんですけど、これは単に大手前だけのまちづくりのですね基本計画にするんでなくて、駅前から大手前、できたら駅前を外すか外さんかという論議もですね重ねていかなければならない。そうした論議の中に大手前のあり方という形で今私たち地区的なあり方だと思っております。そのことを十分認識され、この絵だけでですねまちづくりを私は語ってもらいたくもないんです。佐伯市はこれだけ広い範囲です。そしてこの中心市街地というのは議員の中でも誰がしたのかというよりも国の方で都市計画上、商業地域になつとるところをですね、こうした中で都市計画法の改正をしながらやっていっとると、そうしたことで都市計画税を別個にその地域に払ってるということで御理解を賜りたいと思っております。その事業名が中心市街地活性化という形で中心市街地の基本計画を作っていかなければということでございます。ちょっと私もポイント的に答弁させていただきましたので、また答弁等不足がありましたら、のちほど再質問のときに答弁させていただきます。

議長（日高嘉己） 矢野議員。

11番（矢野精幸） 今市長の答弁をお聞きした中に、我々の今、中心市街地推進協議会のメンバーが、何でそのまちづくりメンバーの市が公募しましたまちづくりメンバーに入らなかったのかということをおっしゃいました。これはね私は全く違うんですよ。これ、私たちはですね一昨年の5月にこの中心市街地活性化推進協議会を立ち上げました。で市が一般公募した



のがその後です。私たちのメンバーも私もこのまちづくりメンバーの中に入れてもらおうと手を挙げたんですね、そうしましたら、いやそっちはもう地元の方がそういう協議会があるからそっちの方でやってくださいと、と言うて断られたんです私たちは。私も私のメンバーの中の何人かの人もそうだったんですね。ですから私たちは地元として地元の構想案として1年半ほど研究をしてきたわけなんです。それがまとまったから市の方に提案をしたわけなんです。ですから、私は冒頭に話をちらっと出しましたけど、これを私たちが横から飛び込みで入ったんじゃないんですね。むしろまちづくりメンバーよりも私たちの方が先やったんですよこの協議会を立ち上げたのはですね。そこら辺が誤解のないようにですねひとつお願いしたいと思うんです。それと先ほどの市長の答弁の中に、コンパクトシティの範囲といいますか、定義付けですね、これを伊達市の例をとって言われましたけど、私も伊達市のあの構想はですね昨年の12月の17日の日曜日のサンデープロジェクトという田原総一郎さんが司会をしている番組で見ました。あれも私は録画しております。ですからあのコンパクトシティ構想というのはですね、あれは中心地から1.5キロから2キロちゅうのはですね、これは中心市街地のことを言うてるんですね。コンパクトシティのことを言うてるんじゃないですね。あくまでもコンパクトシティというのは1か所に集めるということなんです。今市長のさっきの答弁からしましたら佐伯はもう既にコンパクトシティになっとんやねえんかという答弁のようにありました。これ全く違うんであります。昔の佐伯市はそうだったんですね。今の市役所がここに移る前、大手前地区には公共施設がいろんな公共施設がありました。市役所・消防署・警察署・裁判所・法務局ですかね、いろんなありました。それがこのコンパクトシティなんですよ、ですからそのことをちょっとですね誤解のないようにひとつお願いしたいと思います。この中心市街地というのはやはり半径2キロ以内とありますんで、これはもちろん大手前からしましたら駅前もその中に入りますよね。駅前も中心市街地の一画です。ですからそこら辺をひとつ誤解のないようにお願いしたいと思っておます。それと先ほど市長の話の中に、庁舎の建設には補助金は使えないと合併特例債のみしか使えないよという話をしておりました。全くそのとおりだと思います。私もいろいろ調べました。補助金は使えませんですね、またこの合併特例債も私の調べた範囲内では、坪90万円が上限なんです。庁舎の造る場合の合併特例債の基準ですね、上限がですね。私たちのこの案の中に庁舎の延べ床面積がありますが、これは1万2,960平米あります。市の案は1万2,000平米で計算をしているようであります。で私たちが言う坪90万円で計算した場合が約35億になるわけであります。だからそれが合併特例債の使える上限なんです、ですから41億を掛かるんでしたらそれは全部は使えません。ですからこの前の検討委員会の報告書にあったように21億円ですかね、市の持ち出しがあるということが記載されておりました。21億8,000万ですね、が一般財源から出さないかんということで言うておりました。そのとおりだろうと思います。ですから私たちの言う35億円以下でやるんでしたら合併特例債が丸々使えるんですね。ちなみに市が言うております41億円の積算が1万2,000平米であります。私たちが1万2,960平米で計算しています。ですからこれは1万2,000平米に計算し直しますと、約市の試算とは9億ほど違います。先ほどの質問の中にちょっと質問の答弁がないようにありますが、今のこの場所に建替えるよりも大手前地区にあの一画に建替えた方が高層化になるから単価が高くなるということをあの検討委員会の報告書の中にあります。これは単価が高くなると言いましてもですね、私たちの31億円ぐらいでできるんですよ。市の計算は

41億ですよ、約9億から10億違うんですね、これは割高じゃないですかね。私たちの方が安いですよ。これ私たちの計算はまだちゃんとした設計図があつての計算じゃありませんから、おおむね概算であります。しかし、この絵をかいて積算をした設計会社は日本で一流中の一流であります。トップであります日本の設計会社の。ですからこの会社は世界各国でそういう開発事業をやっております。私とここにその会社の概要の載ったパンフレットがもらってます。2冊こんな厚い本があります。その中にカラー写真で日本全国、世界各国の開発事業の写真がございます。そういう会社が設計した積算した数字なんですよ、ですからいい加減なもんじゃないんですね。で私が前から言ってますように35億という数字はいい加減なもんじゃないですよということを私は言ってきたんです。そしたら市長がある人に言ったのに、そりゃ矢野さんのは何か数字が間違うちよるんじゃないかということは結局まあ坪数とか単価とかで言われたと思うんですけど、これは全く違います。今言いましたように1万2,960平米で計算してます。それで坪90万で計算しましたら34億数千万、約35億になります。ですから35億と言ってるんですけどね、市長そうでしょ。それを今言うように頭からですねそんなことできるかと、矢野さんの何か数字が間違うちよるんじゃないかちゅう話をしたちいうんですけんな。だから私はそこ辺がですね、もうちょっと真剣に考えてもらいたいちいうのはそこなんですよ。その辺のことをあとでもう1回答弁お願いします。

それと時間がありませんので簡単に言います。まちづくり三法の補助金を使うとなりますとそれなりの手続きがいりますよね、これ部長も御存じだと思いますけど、これは基本計画を市が立てなきゃいけません。そうした場合に、すぐはこれは立てることはできませんね。やはりその手順がいります。もう既に全国では青森市と富山市がもう申請しまして認定を受けました。全国第1号、これは先の新聞に載ってました。テレビのNHKでも言っておりました。しかし、佐伯は全くそのですな準備すらしてないですね、もう大分県では豊後高田も恐らく申請をしているはずであります。もう昨年12月末にするとおりました。別府市も恐らく今月にするはずですよ。そうした場合に、やはり早い所はそれなりの優遇措置があるそうあります。で、私が前から言っておるのは早くしてくださいと、というのはやはり基本計画を立てる前にそういう準備の段階があるんですね。それを早くしてくださいというのが中心市街地活性化協議会というのを作らないけませんけど、その前の研究会もせないかんのですね、佐伯の場合はまだその研究会すら作ってないんですね、その研究会の研究会を今作るようにしてる感じであります。これはまあ市と会議所が連結組みながらやらないかんようちにありますんで、これもだから早急に立ち上げてですね早くこのまちづくり三法は適応されるような基本計画案を作ってください。それを私たちも切にお願いをいたします。その辺のこともちょうとひとつ兼ね合いました答弁をお願いします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員の再質問にお答えします。先ほどまちづくり三法の話も出てきておりますが、さっき言いました平成12年のですねこの基本計画ちゅうのがまだ国に出とんですこれは、佐伯市は全国で333番目に登録しております。これの変更手続ということなんです。で私がさっき言った見せたそれが現在出てますよと、それを変更するためにこれ出てないところもあるんですよ。豊後高田市は出てなかつたですね。ちょっと私一覧表持ってますからね、そういうのを一覧表見てですね。議員が言われる富山市と青森市見たことありますか、全部中身、中身をこの基本計画のこれを読んで見ていただかんたんですね、議員が言われたこととか

け離れた分があります。さっき私が言った富山市これを全体的に見ましてですね、436ヘクタールといわゆる駅前から大手前を入れた約3倍の面積でそれが全部のこの法律の許可なんです。そうしたまちづくりのつくりをやっていくということです。だから1か所やないです、全体的にそのまちづくり。だからその中には市役所もあります。いろんなところもあります。冒頭に私が申し上げましたように、自転車とか歩いて行ける範囲をコンパクトシティという計算だと、ところが富山はちょっと私は広すぎるなあと、もう一つのこの青森市これも中心市街地でこれはもう内閣が出しておりますのでね、こうしたものを一応見ていただいて、でコンパクトシティがどうあるかと、私たちもこれ取って今検討してですね今の基本計画、これについてどう変更するか、その地域における活性化をどうするかです。それから先ほど議員が平米、大体30万程度、要するに坪90万だということで市役所言ったと思います。私どもはこれは財政の方で取り調べておましてですね、鉄筋コンクリート造りで5階、6階建てで国が補助できる金額平米17万7,000円なんです。そして最大限の面積が1万2,000平米だと職員数450名これはこの前、全協等でお話ししております。だから坪90万円ということになればですね、その分の差額の12万3,000円は手出しなんです。だから前回の全協の中でお話いたしましたのが上限がそれだけあって20億近くは現況だから、これは合併特例債対象というのは95%が施設に対して対象になるもんですから、20億ちょっとの建物しか本来はならないと、そうしたことでそのうちの対象になるうちの95%、それ以外は全部単独でしなさいということです。先ほどの庁舎の件というのは私はまちづくり協議会に出した資料を出しておりますが、正式にこうした資料を出しながら、全員協議会に出しながらですね皆さんに周知していきたいと思っておりますので、そのような形で私もあの絵をかかれた方やまた地域の方々が出したもので、そうしたすばらしいものについては何とか組入れてにぎわいの取戻せるですねまちづくりは考えていきたいと思っております。だから物理的に無理なこと、そうしたことについては先ほども申し上げた中で、最終的には庁舎をどうするかということも議会の皆さん方に多く諮り、そして行財政改革をして数十億というお金が要ります。そうしたお金がどういうところに使われるかということもやはり市民の税金でありますので、考えて使わせていただきたいと思っております。また、特には議会の方は特別委員会があると思います。そうしたところでもいろいろ議論を行いながらお互いが早めにですねやっていく。また、議員が言われました協議会等について、私も3月いっぱいですね方向付けを出しながらこうした原案をたたいて地域とも話していきたい。私もこうした一般質問の中で個人的な話をしとる。市長はあるところでこう言った、あるところで言ったと、自分が考えとる案を示したらもうそれが一人歩きするというのはですね、やはりちょっといかなもんかとね。公式なそうした委員会とかですねいろんなところの話してたくさんおったときに、公的な話の場合はいいですけど、ちょっとした話がみんなそう言われると私も話すのも話せないということになりますので、そういうところは御理解を賜りたいと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時30分 休憩

---

午後1時30分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて34番、吉良栄三君。

34番（吉良栄三） 今日午前中から市長の気合いの入った答弁がびしびし伝わってきております。私も気を引き締め直して質問をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。この度、無所属となりました34番、吉良です。よろしく申し上げます。今議会3月定例会は今年度最後の定例会であります。今年度で退職される執行部の皆様は私にとっては親の世代の方々であります。本会議あるいは常任委員会で議論をしたり、また意見を聞いていただきましたことに、この場を借りて感謝を申し上げます。また合併前からながきにわたりそれぞれの地域で行政運営、まちづくりに御尽力されましたことにも感謝を、そしてお疲れ様でしたの気持ちを込めて一般質問を始めたいと思っております。

今回の質問は国民健康保険事業の1点についてであります。本当は幾つか質問を予定しておりましたが、佐伯市の近い将来を見据えたとき、国保の運営状況に非常に危ぐするものがありまして、今回はこの1点に絞って質問をさせていただきます。国民健康保険につきましてもとても複雑な仕組みになっていきますので、私もうまく議論ができないかもしれませんが、執行部からの御指導・御教授といった意味も含めまして答弁をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、専門用語を略して発言したりしますが御理解をいただきたいと思っております。まず、国民健康保険について簡単な概要について述べたいと思っております。我が国ではすべての国民がいずれかの公的な医療保険制度に加入し、安心して医療を受けられる国民皆保険制度が整備されております。国民健康保険は国民皆保険制度を支える医療保険制度の一つとして国民健康保険法に基づいて各自治体が保険者として条例並びに規定を定めて運営をしており、地域住民お互いの助け合いにより保険給付を行っている制度であります。また保険給付については国保の被保険者が支払う国保税と国・県・自治体からの補助金などを財源に運営されている制度であります。そこで佐伯市の国民健康保険の実態を知るためにも現在の状況についてちょっと触れたいと思っております。先般開催された国保運営協議会の資料によりますと、現在、これは1月末現在であります。ここ佐伯市の国保の被保険者は4万420人で割合にしますと佐伯市民の48.79%が国保被保険者となります。被世帯については2万832世帯で割合にしますと63.34%となっております。このデータにあるように、佐伯市民の半数である約5割の方が国保加入者となっているのが伺えます。更に分析してみますと、こっからは国保協の資料にありませんが、国保加入者を振興局単位で見たとき、全部は触れませんが一番国保の加入割合が低い所は弥生地域の41.6%で、一番加入割合が高い所では蒲江地域で66.4%となっております。各地域大体どこも50%前後であります。次に、佐伯市国保加入者の年齢層の実態であります。平均年齢が58.2歳で年代別にかいつまんで言いますと、定年の60歳を一つのラインとして言いますと、60歳以上は2万3,912人で60%の割合を占めております。60歳未満は1万6,508人で40%、ちなみに平成20年度から施行される後期高齢者医療制度で区分をしますと75歳以上が9,917名で全体の25%を占めているのが伺えます。次に、国保世帯別の所得階層を分析してみました。これは基礎控除を始めとした各種所得控除額を差し引いた課税所得で見えておりますが、課税所得100万円以下の世帯が1万4,771世帯となっており、実に全体の7割の世帯に当たります。続いて100万円から200万円までが17%、200万円以上がわずか13%となっております。世間では国保加入者は高齢化し低所得化し、また失業者の増加など深刻な状況であると言われておりますが、これら佐伯市の実態を分析してみても同じことが言えるのではないのでしょうか。さて、このような実態の

中で平成19年度の国保特別会計予算案が編成されました。財源につきましては被保険者が支払う国保税と国・県・自治体からの補助金等で賄っておりますが、歳出、保険給付費の増加に伴い財源が足りないため毎年一般会計からの繰入れと国保基金を取崩しながら不足分を補てんしているため非常に厳しい運営を強いられております。19年度においては113億5,252万1,000円の予算編成の中で約6億円が不足しており、一般会計繰入金として2億3,937万4,000円、基金繰入金として3億6,500万円を組込んで予算を編成しているのが伺えます。そしてこの国保基金はこのことによりまして、国保の基金20年度以降の基金の見込みは474万5,000円となることで、20年度以降の国保基金は枯渇状態、皆無に等しいわけで今後の予算編成及び運営について不安と懸念を感じざるを得ない状況であります。そこで1点目の今後の国保の運営についてと題してお聞きをしますが、このような実態の中で今後の国保の運営をどのような形で行っていくのか。考えはあるのか。総体的な考えがあればお聞かせください。特に、これまで基金で賄ってきた部分を今後どう対応していく考えかをお聞きをします。また、行財政改革プランに記載されているように、国保税の税率を見直す必要があると考えているならば、妥当な税率、所得割、均等割、平等割はどのように見据えているのか。そして国保税滞納に対して徴収等の対策はどのように考えているのかをお聞きをします。次に2点目といたしまして、保健事業についてであります。国保会計の歳出において大半の割合を占めるのが保険給付費であります。平口に言えば国保の負担する医療費分となりますが、年々増加する保険給付費が国保会計を圧迫する要因であることから、国保会計の健全運営を図るためにはこの保険給付費をいかに抑えるか、つまり国保加入者がいかに健康であるかが大きな鍵になると思います。そのためにも疾病予防事業の効果に期待をしたいわけですが、なかなか形には見えにくいかもしれませんが、これまで行っている疾病予防事業の効果をどのように分析しているのか教えていただきたいと思っております。最後に、3点目ではありますが、今後の国保運営協議会のあり方についてお聞きをします。佐伯市国民健康保険条例第2条に佐伯市国民健康保険運営協議会が定められております。そして規則第130号第2条に佐伯市国民健康保険運営協議会が審議する項目が定められており、その内容については、1、被保険者その他利害関係者の国民健康保険事業についての意見に関する事。2、国民健康保険事業運営に関する事。3、市長の諮問に関する事。4、その他の協議会で審議を必要することと記されております。そこで今年度の国保運協の開催状況ですが、昨年5月17日に第1回、11月16日・17日の2日間視察研修で福岡県柳川市に、2月28日に第2回目の協議会を開催しております。国保の運営が非常に厳しい中、国保運協はどのような協議をされているのか。私自身関心がありましたので2月28日の協議会を傍聴させていただきました。しかし、その協議会では基金に関する資料もない。国保税滞納状況の資料もないといった状況で運協の委員さんが議論や協議ができる協議内容になっていないのではないかなあと感じたわけでありまして。そこで改めて執行部にお聞きをしますが、国保運営協議会の役割とは何なんでしょうか。それと国民健康保険が今の状態から健全運営を保持していかなければいけないと考えたとき、開催回数や協議内容は十分足りていると思うか、考えをお聞きしたいと思っております。以上、質問が大変長くなりましたが、国民健康保険事業について3点にわたっての答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは今後の国保の運営についてお答えをいたします。現在、国保

の運営は非常に厳しい状況にあります。高齢化等による医療費等の増加や平成20年度から原則75歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度の創設、さらには40歳以上の被保険者を対象とした特定健診・特定保健指導が保険者に対し義務化されるなど国保の運営に大きな影響を与えることとなります。現在も徴収率の向上を始め、医療費抑制のための保険事業の実施、補助金の確保、事務経費の削減等に努めていますが、財源不足が解消することは困難で一般会計及び基金の繰入れを行っている状況です。このようなことから、行財政改革推進プランに税率の見直し等について検討を行うことを掲げ、健全な国保の運営を図っていきたくと考えております。財源補てんで特に基金で補ってきた部分をどう対応していくのかという御質問ですが、平成20年度以降、基金の取崩しによる補てんは見込めない状況にあります。また、前述のとおり収納率の向上等のみでは財源確保は難しいことから、税率の見直しによる財源の確保が必要と考えております。妥当な税率はとの御質問ですが、制度の改正により平成20年度から後期高齢者医療制度が創設され、また特定健診・特定保健指導が義務化されることとなります。後期高齢者医療に掛かる経費について現時点では具体的な試算は困難な状況であり、また特定健診・特定保健指導についても19年度に事業の実施方法の検討を行い、実施計画を策定することとなっていることから、同じく現時点での経費の試算は難しい状況です。今後情報の収集・分析を行い、より詳細な経費の算出に努め、適正な税率の見直しについて検討していきたくと考えております。国保税滞納に対しての徴収等の対策については、税務課において他の市税と合わせ、特別滞納整理の実施や口座振替の推進、納税意識の高揚を図るための啓発等に取り組んでいるところです。保険課においても税務課と連携を強め、直接徴収事務に取り組む等努力していきたくと考えています。保健事業については、現在疾病予防事業として、W A Y W A Y教室、J A B J A B教室等を実施しております。効果については参加者の体重・体脂肪率の減少などの分析を行っています。それぞれの効果は現れていますが、医療費の分析については予防効果が具体的な数字として現れにくいこともあり難しいところです。医療費の増加を抑えるためには一つの大きな要因である糖尿病等の生活習慣病予防を図る必要があり、平成20年度から保険者に義務が課される特定健診・特定保健指導においてメタボリックシンドローム該当者とその予備軍を減少させることが求められており、現在検討中ですが、全国統一の基準で実施されることとなります。このように健診とその後の保健指導が保険者に義務付けられることにより健診や保健指導のデータが医療費のデータと突合ができるようなより効果的な分析を構築することが可能となります。国保運営協議会の役割については規則で被保険者、その他利害関係者の国民健康保険事業についての意見に関すること、国民健康保険事業運営状況に関すること、市長からの諮問に関することなどと規定されております。今後は税率を見直し、健全な国保会計を目指すとした行財政改革プランに沿って研究・協議を重ねていただきたいと考えています。また、今年度は平成18年5月17日に医療費の状況、予算・基金の状況等について、また平成19年2月28日に平成18年度決算見込み及び平成19年度当初予算等についての2回の会議を開催しました。19年度は20年度から実施される後期高齢者医療制度及び特定健診・特定保健指導に備え、併せて税率改正も検討しなければなりませんので、開催回数も多くなると考えております。以上であります。

議長（日高嘉己） 吉良議員。

34番（吉良栄三） それでは再質問させていただきます。何項目かにわたって質問をさせていた

だきました、全体的に今部長のですね答弁を聞いて全体的な答弁の内容としては、今後これから協議をするというふうな答弁だったと今聞いて思いました。合併時にですね、検討委員会の中で当然この国保の事業についても議論をされまして、旧市町村が基金の持ち込み、また税率が不均一でありますので、税率をどうするのかと、そういった議論をですね旧市町村合併協議会の時にされたと思います。その時にですね、部長も御存じと思うんですが、単純に一般会計から繰入れまた基金からですね繰入れをしない場合どれだけの税率になるかという議論があった時、その当時、税率が14.14という数字が出ております。現在、国保の税率は9.5ということで落ち着いておりますが、何もその赤字の部分を補てんしなければ14.14という確かあの時協議だったと思います。その時にですねやはりその14.14という数字がじゃあ果たして国保加入者にとってどれだけの負担になるのかというところで、そこまでの負担を国保の加入者にさせるべきではない。それは酷ではなからうかというふうなところで旧佐伯市の9.5の税率に確かあの当時合わせていたと思います。つまり、その当時からの国保の運営については基金の残高にしても、そういった税率のことにしても協議をされてきております。そして合併して2年たった。そういった基金の状況も踏まえて2年をたって、結局今までは今の部長の答弁では何も議論をしてなかった。何も協議をしなかったという逆言えばですね、これから協議をします。これから検討していきますという答弁でありましたんで、逆言えばじゃあこれまでそういった協議・議論というのは全然していないじゃないですかと、教民の常任委員会の中でですねかなり国保については質疑が出ております。それは部長も分かっていると思いますが、もう毎回毎回補正予算等条例改正等上がった時には、国保は大丈夫か国保はどうかせないかんのじゃないかという質問をですねかなりずーっとずーっと常任委員会の中でしてきております。それは委員長ですね報告でもあるので分かっているとゆうんですよ。それなのに今後考えます。これから考えますと、結局私からみればその問題点について、国保の問題についてですね先送りをしちよんのじゃないかなあと思うんですよ。結局基金がねえなって、基金がなくなってからほんならどうしようかとそういった、これまで議論しかしてないのかなと、こうもうせっぱ詰まってふんなあこれから考えようかという状況ですね。佐伯市民の半分以上は国保の加入者でありますので、そういう方に対して果たしてそういう姿勢というのはどうなのかなあと非常に思う分があります。総体的には私は今回の質問に対してはですね、そういう思いがありまして質問をしております。その部分についてですね、部長でも市長でも結構ですので、答弁をいただきたいと思っております。またちょっと上からですね詳細についての再質問をさせていただきますが、今後の国保の運営をどのような形でしていくのか。健全な国保運営を図っていきたいというふうな答弁でありました。結局、部長これしか答弁できないですね。これまで協議をしてないんだから、じゃあ今後どうせないけんかという協議をこれまでしてないと私みたんですけどね。今後の健全な運営を図っていききたいと、その範囲の答弁であります。私はですね、思いますのが結局もう自治体では国保は運営しきれん。もうある意味破綻状態ですね、もう赤字赤字で補てんをしなければやっていけない。そしてその補てんをする基金もなくなってきた。ほんならこれからどうするんと、そういった意味で私はここ聞いたんですが、健全運営を図っていきましていうふうな答弁でありました。もうこうなったらですね私は考えるんですが、平成20年度から後期高齢者の医療制度が始まりますよね、それで75歳以上の広域化をしてみましようというふうな制度に変わっていきます。結局、もうそれっていうのはもう各自治体じゃあみ

きれんから、もうしょうがない広域化をせんとやっていけんという状況の中で、そういうことになったと思うんですよ。じゃあ国保はどうなかと、じゃあそれをすれば本当に国保会計は健全なね運営がやれるんかというところなんです。そう考えたときに、やっぱり将来的にはこの国保も広域化をしてもうやっていかんと各自治体ではもうどこもやれんなってるんじゃないかなと思います。広域化というのはですね、今まあ初めて聞いた話かもしれませんが、実際にですね国会の方でももうこういった議論が進められております。国保・社保の一本化も進められておりますし、それに併せて広域化というのもですね国会では議論をされておるんですよ。だから各自治体が逆に国に対してですね、もうやっていけない。これからはやっぱ広域化をやっていくんじゃないか。そういった声をですねもう佐伯市は挙げていかなないともうやれないんかなと思っております。その辺についてですね、答弁があればいただきたいと思います。それとですね税率、税率をお聞きしましたが、20年度以降から後期高齢者医療制度が始まるので現在では具体的な試算は困難だというふうな答弁をいただきました。困難と言いますけどね、この国保の運協の資料を私持っておるんですが、ここにですね税率の見直しについてという表があります。これが例えば所得割が95%だったらどうなのか、それが11.5%になったらどうなのかという表をその時に出していると思うんで、これを見たらですね。仮に6億の国保が不足していると、6億不足している。じゃあそのうち3億を一般会計から繰入れましょと、じゃあ残り3億どうしますか。基金がないからどうしますか。もう税率を上げなくちゃしょうがありませんというふうな状況になってるのかなと思うんですけど、仮に3億足りないとなったときに、この表で見たときにですねもう該当するのはこれしかないんですよ。一番下のね所得割11.5、均等割2万8,000円、平等割3万円、これで試算すると3億1,700万という数字が出ております。もうここじゃあないと賄えないですよ。もう基金がないんですから。もう一般会計から3億しか充当しないという仮にした場合に、もう3億足りない。基金がない。それならもう税率を上げるよ、税率を上げるんならもうこれ8番目の11.5、2万8,000、3万円、もうこの税率じゃないと対応できないんじゃないですか。まだ試算をしてないとか、試算ができないとか言ってますけど、もうこれ見たら分かるじゃないですか。もうこれじゃないと対応できない状況じゃあないんですかね。ほかの形で対応できるんですか。後期高齢者医療が入ると、20年度から入ると言いました。この国保の資料にですね、8ページになるんですが、9ページですか、後期高齢者医療の試算が出ていないですか、年額7万4,400円と、後期医療の分の下も出ていまして。でもこれは全国的だから大分県ではまだ平均値が高いからこの数字よりも高いたろうという見られ方をしておりますが、こういう数字が出てるのに試算ができないっていうのはちょっと余りにも無責任じゃなからうかなと思います。大体国保の事業はですね、年々変わっていくんですよ。数字が変動していきますので、確定値というのはなかなか出せないと思うんですが試算は僕できると思うんですよ。実際にこういう表も出してるし、こういう資料がもう用意できてるんなら僕は試算ができると思いますよ。国保に対して。それがもうできない、これから考えますというのはいかがでしょうか。その点について再質問をお願いします。それとですね、国保の滞納の徴収に対してなんですが、これはですね初日に和久議員が一般質問でやっておりますし、最終日一般質問最終日に小野宗司議員もこの件に関しての一般質問しておりますので、私は再質問はしません。ただ分かってほしいのが現在の収納率、17年度決算時点では91.72%、18年度の今の見込みを見ても更にこれを下回っております。



す。92%を割り込んだとき、国・県からですかね交付金ですか、来る交付金が5%のカットをされるということで県・国からもペナルティを与えられているわけでありまして。さらに、これが90%を割り込んだとき、確かに7%じゃなかったかですか、更にペナルティを課せられると。そういった状況が佐伯市はあると、逆にこれが収納率が高い場合、それを維持できれば国からボーナスをもらえると、交付金が余分にいただけると。しかし収納率が悪い場合はもうペナルティで国もそういう悪い収納率ならペナルティを課せますよ。減額しますというふうな状況、市民からもらう国保税に対しても国・県からのこうした交付金に対しても減額減額でなっておる状況であります。そのところはきちんと危機感を持って感じていただきたいと思います。そして保健事業について、保健事業についてはですね、今いろいろと部長の方から答弁をいただきましたが、実際にはこの数字で見ますと年々給付費は上がっております。確かにこれまでやってきたたくさんの事業で、もしやらなかったら今の給付費よりも更に高い給付費になるかもしれません。それは数字で出せないということではなかなか見えませんが、でも現実には給付費は上がってるんです。これまでいろいろやってきましたよというのは分かるんですが、実際には上がっている。負担が増えているということなんです。じゃあそれですね20年度以降の制度の話は部長されましたが、実際に県の方でもですね、この国保の疾病予防に対していろんな補助事業をもってあります。そういうのも取り組みながらですねこれまでやってきたと思うんですが、それでも上がっているという実態の中で、まだ更に研究し佐伯でできる補助事業を取る必要があるんじゃないかなんかと思ってあります。その点ですね、そういった県のそういった事業をですね、研究したりですね補助事業の要望を現在されているか、その点について再質問をしたいと思います。それと国保の運営協議会について、運協ですね。先ほども言いましたように、私見た時に一番残念だったのが、今日は勉強会ですというような発言がありました。国保の運協の皆さんはそれぞれ、それぞれの分野から国保有識者としてこの国保の運協に私は上がっていると思います。その皆さんが運協の会合の中で今日は勉強会ですよというふうな発言、結局議論の場もない。執行部の資料に対して説明を聞いただけで、じゃあ今後どうしようか、滞納についてどうしようか、国保税についてどうしようかという議論がなかったです。勉強会という表現で。じゃあ果たして厳しい国保の運営の中で国保の運協というのが勉強会というのが本当に役に立ってる、役に立ってると言いますか、役割を果たしてるんだらうかと非常に危ぐをしたわけでありまして。そこで決められたことが議会に上がって、議会に上がったときは議論をしても国保運協で決ったことですからと言われれば、もうね国保の運協の権限というふうになってきますので、やはり国保の運協もですねその辺きちんと理解をして議論をしていただきたいと思います。また、部長がですね19年度については回数も多くなると、回数も重ねながらやりたいというふうな確か答弁だったと思うんですが、19年度の予算書を見たらですね、昨年度と比較して国保運協に付けてる予算2万8,000円しか変わらないんですよ。じゃあそれでどういうふうに今後重ねていくのかなあと、部長は今後協議を重ねていきましょうと、やっぱりこういう問題は大事ですから19年度にしっかり協議をしますと言いましたが、昨年度と予算的には全然変わらないんですよ、2万8,000円しか変わらない。そのことについて、先ほどの部長と僕は整合性がないと思うんですが、どう考えられますか。以上、答弁をお願いします。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは再質問にお答えします。まず全体を通してなんですけども今まで議論してなかったんじゃないかということですが、20年度から後期高齢者医療制度等が始まるというのは以前から知らされておったことなんですけど、内容はついては全然分かりにくいものであったわけですね。そういうことから、いつ税率等を本格的に見直すかとかいうようなことについてはですね、そういう先の20年度から大きく変わりそうだというものが目の前にありましたので、いつの時点でそこにそういう額をはっきりしてきて具体化できるかというふうな状況にございましたのでですね、特に18年度についてはそういう中間的な状況にあったということは御理解いただきたいと思います。それから税率の試算ができるじゃないかということなんですけど、今言いましたように後期高齢者の制度はこうして出てきてますがまだ後期高齢者の税率というのがこれはまだ全国的にはこれぐらいであろうという国のいうことが聞こえてきてるだけで、じゃあ大分県でどれぐらいになるかというのはまだですし、まだこの議会の一番最初の日に議員がまだ選出されていないような状況の段階ですね、なかなか試算は難しい。それからその保険料ですね、保険料の額によってその予算の規模であるとかそういうものが随分動いてきますので、今度後期高齢者が始まりますと佐伯市でも国保の特別会計等を後期高齢者の特別会計をまた分離して作るような形になりますし、それぞれから広域連合にお金も出ていくという形になるわけです。そういう複雑な変更が目の前にあるわけでなかなかここ試算が難しいということがございます。それから特定健診・特定保健指導についてもですね、ここに特定健診切りは国・県・市で3分の1ずつ持ちましょうというようなルールが聞こえてきてますがですね、保健指導の方はもう100%市の負担と保険料でということですので、そのこのところでのどのような形のものをやっていくか、国がまだその内容をほとんど示しておりません。そういうものがどんな形で出てくるかによってですね、ここは大きく変わってまいります。最近厚生省から出てくる通達等は随分遅くなって出てくるものですから、一つ目、税が障害者の自立支援法辺りに関するものが随分遅くてですね、いろんな問題があったのは御承知だと思います。また同じような状況が出てくるんじゃないかと危くしとるとこなんですけど、こういう形があってなかなかその試算ができないというのが現状なんです。それから保健事業について県等への要望はということでございますが、これは当該課の方でどんな形が有効であろうかということについては常に模索しております。それから運営協議会について御指摘いただきました。受けなければならないと思うんですが、今年、平成19年度の運協につきましてはですね、今言ったように大きな変革がある中で、また言いましたように、なかなか制度がはっきりしない部分がございます。いつの時点になったらどんな段階のことがはっきりしてくるかというのはなかなかつかめません。都度都度運協も開いて御協議していかなくてはならないと思いますが、なかなかそうして遅れて出てくるものですから、かなり年度の後半になって形が見えてくるのではないかと思うんですね。ですから運営協議会を開いて決定するような段階に至るにはかなり年度の後半になってばたばたという形になるのではないかと危くをしてるところです。

議長（日高嘉己） 吉良議員。

34番（吉良栄三） 非常にトーンの下がった答弁をいただいたと思っております。結局はもう国の制度でありますから国がどうこう言うまではもう各自治体は何もできませんと、部長そういうことでいいんですかね。もう国が決めることだからもう国の指示を受けんと遅れてるからもう私たちも何もできませんと。そして国保の加入者はそういう状況の中でどんどん

どん負担を強いられていくと、もうでもそれは国が決めたことですからもう佐伯市はどのようなもできませんよ、国保の運協もどのようなもできませんよと、そういった答弁ということに私は聞こえたんですけど、何かかわいそうですよ国保の加入者って。あの税率をですね見直すというふうなことで、もう当然今後の税率を見直す、低くできないんじゃないかなとともうこれから考えるのは高くなっていくんじゃないかなと思っております。そういう国保の加入者に負担をしていただいて何とか運営をしていきたいという執行部の考えだと今感じたんですが、国保税をですね実際この佐伯市内、佐伯の国保税の平均値をちょっとお伝えしたいと思います。国保税はですね、平均が11万9,958円、これは10期で支払われますので、月に1万約2,000円ですか、の国保税ということが、これが4万人の国保税の平均値を出してみました。約12万ということでありまして。そしてこれを試算したときに、じゃあこの年間12万というのはどういう方なのか、所得を計算したときに課税所得が69万4,295円、約70万の人です。課税所得年間70万円の方が平均になっております。これが現在の佐伯市内の国保税を納めている方の状況であります。先ほど言いましたように高齢化をし、また低所得化そしてまあなかなか第一次産業っちは厳しいその中で国保税を支払っておるわけでありまして。それに国保税だけではないと思っております。市税もあればこれは介護保険料は入っておりませんので、介護保険料また各種使用料等も払わなくちゃいけない。そういう状況の中でもう国保会計は厳しいからもう試算もせずにもう上げます上げますという状況が果たして本当に市民に対してやさしい行政なのかなあと感じるわけでありまして。その点についてはですね、この国保の運営協議会の結果については規則の中で市長に報告をするというふうになっております。市長、当然報告を受けてると思っております。国保運協の内容について、ちゃんと規則で定められておりますので、市長は報告を受けておると思っております。この実態について市長はどう思われますか。それとですね、先ほど広域連合の話をしました。その分については答弁をいただいてないんですが、今後はもう広域連合化をしなければ国保もやっていけないのではないか。実際にですね、広域連合化をしている自治体もあります。北海道の方ですね、空知中部広域連合組合という1市5町が広域連合を組んで、国保・介護・老人医療等を賄っていると、もう1自治体ではやっていけないから広域化をしてやっていこうということで実際にそういう取組も行われております。地元もここ佐伯市も近い将来そういう部分も議論をし考えていかなければいけないのじゃないかなと思っております。市長も各県単位でそういった会合等もありますので、やはりそういった話を厳しい地方から出していかなければならないんじゃないかなと思っております。そういう声を是非出していただきたいなあと思っております。そして研究・検討を進めていきたいなあと思っておりますので、よろしく願います。とにかく、今後の税率の見直しについて、そういう国保の状況を踏まえた上でですね、十分協議をしていただかないと、本当国保の加入者の首を、言い方悪いんですが、首を絞めていくそんな納税の状況になっていくのじゃないかなと大変危ぐをしておるわけでありまして。もう最後になりますが、市長も報告を先ほど言いましたように受けてると思っておりますので、この佐伯市の現状と税率について市長の考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

議長（日高嘉己） 菅部長。

福祉保健部長（菅俊邦） この前の運協の報告をですねまだ市長まで回してないということでございますので、あのとにかく国保の運営についてはですね、実作業のとにかく確保してそし

て医療給付の方を抑えてというのはもう基本でありますので、その努力はもう一所懸命やっ  
とるというのは分かっていたきたいと思います。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員よりの質問でございます。運協の関係の先般の会議ということで菅  
部長に答弁させていただきましたが、今年度等に向けて基金の額が激減すると、これはも  
う合併当時から保険料その他ですね、やはり私は元々国保運営協議会というのは議員20年の  
中で2年しかやっておりませんが、その時に基本的に述べたのが、旧佐伯市の場合は健康保  
険大体半々だから、それに対応してやっぱり国保をやっていかなければということで一般会  
計よりの持ち越しはほとんどなかった状態です。合併することによって持ち込みがあるとい  
うことは今度健康保険の方との整合性をどうするかという形で、でき得る限りそのところは  
保険料と医療費の問題、また国保連合についてはですね、当時ちょっと私も全部最近見て  
ないんですけど、大分県下でも国保は佐伯市が安かったんですね、逆に合併して広域すると  
佐伯の負担が大きくなるということで、そうした話はほとんど今までやってなかったと思っ  
ております。現在でも1人当たりの医療費の単価、これ決算審査書に出るとは思います、  
これも大分県下ではまだ佐伯市の方が安いのではないかと考えております。そういうような  
ことで、国保連合会等については話し合いは現在しておりません。全体的に高くなったときに  
やるかということになると、特に国保の場合は大分市辺りも社会保険が多いわけですね。そ  
うした意味をすると自営業者の多いところである程度高額所得をいくところはどうしても保  
険料が他に比べて、自営業者が少なくて農業所得とかですねそういうところが多いところはど  
うしても保険料が高くなっていくというのが現実じゃないかと考えております。そういうこ  
とで、国保連合案についてはまだ話はしておりません。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

続いて14番、宮脇保芳君。

14番（宮脇保芳） 14番、南風会所属、宮脇保芳でございます。先ほど私の長男と同じ年の意気  
のいい吉良君が質問しましたので、ちょっとやりづらいところがありますけども同じ国保関  
連ということで菅部長にまた答弁を引き続きお願いしたいと思います。それでは通告に従っ  
て一般質問を行います。私は今回、国民健康保険加入者の高額療養費支給についてござい  
ます。本題に入る前に高額療養費制度について少し触れてみたいと思います。高額療養費と  
は重い病気などで病院や診療所に長期入院したり、あるいは治療が長引く場合ですね、医療  
費の自己負担額が高額となります。そのため、家計の負担を軽減できるように一定の金額、  
つまり自己負担限度額を超えた部分が払戻される制度でございます。ただし入院時の食事代  
や差額ベット料など、保険診療の対象とならないものは除かれることとなっております。1  
人1か月の自己負担限度額は所得に応じて決められております。例えば70歳未満の人では住  
民税非課税世帯で3万5,400円、上位所得者世帯、つまり総所得が600万円以上ですね。この  
方については自己負担限度額が15万円と、昨年10月1日以前については13万9,800円とな  
っております。この住民非課税世帯、そして上位所得世帯を除く一般世帯といいますけど8  
万100円、昨年10月1日以前については7万2,300円となっております。また、過去12か月  
間に一つの世帯での支給額が4回以上あった場合の4回目以降の限度額は住民税非課税世帯  
では2万4,600円、上位所得世帯8万3,400円、一般世帯では4万4,400円となっており、こ  
れを超える場合には計算式によってその額が算出される仕組みとなっております。市役所あ

るいは振興局で手続をすれば戻ってくるとこういった制度でございます。詳しくは市役所や振興局の窓口にですね、こういった国保と老人保健が変わりますとかですね、国保でみんな笑顔とか、こういったパンフレットがありますので、御一読願えればというふうに思っております。そこで質問に入りますが、平成17年度の国保会計の決算認定の際に高額療養費の対象でありながら未請求、つまり申請漏れのため未払いとなった件数と金額についてどの程度あるのかと質問したところ、昨年度1年間で1,558件、金額にして2,150万円ほどの未払いがあるとのことでした。また、18年度の9月末現在でも1,388件、金額にして4,200万円に上っているとのこと。合併後から今日までの9月までの累積では5,583件、金額にして1億1,521万円にもなっているとのこと非常に驚いたところでございます。医療費の個人負担が軽減されるせっきくの制度であり、市民サービスの観点からも極力未払いをなくす努力をしてほしいというふうに要望してきたところでございますが、年度末を控えいよいよ決算のための事務処理に忙しくなるとお思いますけれども、まず1点として、その努力と成果はどのようになったか。具体的な数値を現在でははっきりしたことが言える状況ではないことも承知しておりますけれども、おおよその数値で結構ですのでね未払件数、未払金額の見込みをお伺いします。2点目として、合併前の町村の場合、未払は皆無に等しい状況だったと思っております。合併後の振興局ごとの未払いの状況も併せて伺います。3点目として、加入者自身がこの高額療養費の制度、そのものは存じておるとお思いますけれども、自分がその高額療養費の対象になっているかほとんど分からない人が多いだろうと思っておりますけれども、周知の方法等、どのようにしてるのかをお伺いしたいと思っております。4点目として、これだけの未請求者があるわけですが、その原因がどこにあるのか、市としてどのようにとらえているのかをお伺いします。以上で1回目の質問を終わります。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） それでは高額療養費の支給についてお答えします。発生後1年程度の一定期間経過後に該当者に対し通知により申請勧奨を行っております。平成19年1月末現在の未申請件数は1,462件、1,887万7,000円となっております。その後の申請勧奨により前年の決算特別委員会時点に比べ若干ではありますが減少しております。平成19年4月からは70歳未満の入院に対しても高額療養費の現物支給化が開始されますので、今後未払いについては大幅に減少することが予想されます。未申請者の中には支給額が少額であること、低額であることを理由に申請をされない人も多いと思われまます。今までどおり該当者に対して文書によるお知らせ、広報誌等を活用し、周知に努めたいと考えています。また合併後の振興局ごとの未申請者の数については1月末現在で順に申し上げます。本庁794件、1,136万8,398円、上浦振興局49件、63万2,865円、弥生振興局89件、126万7,484円、本匠振興局34件、29万2,504円、宇目振興局72件、47万478円、直川振興局43件、33万9,837円、鶴見振興局88件、106万5,278円、米水津振興局46件、87万6,730円、蒲江振興局230件、236万1,443円、市外が17件ございまして、20万2,371円、合計で1,462件、1,887万7,386円となっております。以上であります。

議長（日高嘉己） 宮脇議員。

14番（宮脇保芳） まず今年の9月ですか、9月末現在一応累計で1億1,500万ということで、今回一般質問をする前に保険課の方にどのようになっているのかというふうに伺ったところ担当課ではですね、年々未払いが多くなるばかりですということ、ひとつも要望したこと

に対してですねあんまり対応していないのかなあというふうな気がしておりましたけども、今聞くとところによるとですね、職員の皆さんも努力をされて未払件数も若干ではありますけども減ってきたように思います。その努力に対してまず敬意を表したいというふうに思っております。私が今回なぜそのこの問題を一般質問に取り上げたかということですね、一般の市民といいますか被保険者にですねこの制度と現状を知ってもらおうということで行いました。この制度は本人申請が原則になっているわけですね、今年度の一応1,870万円の未払いがあると、そして合併後からですね累計すると約9,100万程度ですね。これだけ多くの未払金が発生しているにもかかわらずですね、役所としてはこれまで何も手を打ってないといった状況だったろうというふうに思いますし、被保険者に対してあまりにも誠意がなさすぎたんじゃないかなというふうに感じております。これまで被保険者に対して受給対象者に対してですね、周知方法としては通り一遍のですね1年に1回、市報に掲載する程度、そして合併までは佐伯市は通知をしてなかったようですけども、合併後にですね4か月に1回ですね、しかも1万円以上の対象者のみに通知を出していると、これだけで本当に行政サイドとしてですね説明責任あるいは指導が十分になさっているんだろうかという非常に疑問に思うところがございます。そしてまた、何を根拠にですね1万円以上の受給対象者のみに限定してですね通知をするのか、そこらをですねなぜそのような線引きをしたのかということもまずお伺いしたいと思います。そして国保財政がですね非常に厳しいのは分かります。19年度予算案を見てもですね3億6,500万円もの基金を取崩すと、しなければ予算が組めないといった状況で基金の残高もですね470万円程度しかないような状況で、そんな状況下の中でですね申請しないものにはわざわざ通知までしないと、しないで払戻しをですねする必要はないんじゃないかと、こういった職員がそういった感覚でいるんじゃないかというふうに勘ぐりたくなるわけなんですけども、これは私一人じゃないんじゃないかなというふうに思っております。この公的医療保険制度としてはですね、制度というのはですね社会保険であれ、国民健康保険であれ、加入者であれば誰でも受給できる制度ですから、すべての受給対象者に払戻すべきだろうというふうに思っております。合併後から累計で9,100万程度の未払いがあるわけですけども、この未払いに対してですね受診をして、最終の受診をした翌月の1日から起算して2年で時効を迎えるわけですけども、恐らくこの9,000万の中にも時効対象になってる部分はかなりあるんじゃないかなというふうに思っております。したがって、この今の未払件数の中でですね、未払金額の中で受給対象者が時効を迎えないようにですね、それまでに何とか手を打ってほしいというふうに思うわけです。で、部長としてどういうふうな手法でもってですねこれらを時効が来る前にすべての受給対象者にですね払戻しができるか、そここのところをですねお聞きしたいというふうに思います。そしてまた、先ほど吉良君の方から滞納の問題が出ましたけども、この受給対象者の中に対象者もいるやに聞いておりますけどもこの滞納者に対してですね、高額療養費の何ていうんですか、申請時にですね国保税への納付勧奨ち言うんですか、振替ち言うか、繰入れち言うんか、そういう形での納付勧奨をまあ収納対策ち言うんですか、そういったものを進めているのかどうか。そこらもひとつ伺わせてください。もしやっているとすればその実績も含めてですねお伺いしたいというふうに思います。それから先ほど部長の方から委任払い制度、19年4月からスタートすることなんですけども、これが行われれば自己負担限度額を機関に払えばいいわけですけども、それを超える部分については国保から医療機関の方に支払うと。こういう制度だろう

と思うんですけども、この制度を見たときにですね、入院の前に申請をしてくださいというふうなことを説明書には書いてるんですけども、果たして病院に診療に行ってお入りしてくださいということ、その時点でですね金額が高額療養費の対象になるかならないかというのはですね恐らく分からないと思うんですよ。この制度をスタートさせればですね、医療機関に協力をさせていただいてですね、そういう制度を完全に何というんですか、できるような形でですねやっていただけるのかどうか。そこらの医療機関との連携というのはどうなっているのか。そこら辺もちょっと伺いたいと思います。以上で再質問を終わりたいと思います。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） まずですね、1万円以下の方についての周知ですけども、根拠がどこにあったのかということですが、先ほども申し上げましたように少額の方で取りにこられない方もいらっしゃるということもありましてですね、ほとんど9割、1万円以上の方の合計額が9割ぐらいの金額になるということですが、そういうことが根拠になったのかなあとは思いますが。ただ今後はですね、全体の金額の9割ぐらいになるということですが、公平・公正性と言いますが、そういうことから今後はですね、すべての人に通知を差し上げたいと思いますので。それから、それはしてなくて次の滞納についてはですね、現在振り替えることは行ってございまして、振替といいますか窓口に取りにおいでいただいております、その場で国保税の方へ入れていただくことについて協議をしておるような状況です。それから、70歳以下の方の入院の高額療養費の現物支給が始まることについてはですね、市民に対する周知は当然行っていかなくてはなりませんし、医療機関の方への周知についても検討してみたいと思います。

議長（日高嘉己） 宮脇議員。

14番（宮脇保芳） あと再質問の時に言い落としたんですけども、未請求者が多い原因はどのようにとらえているかということで、未請求者の方は少額の方が多いということなんですけども、担当者の方に聞くと領収証を紛失したとか、そういうふうな形の方もですね結構多いということなんですけども、このチラシですね、パンフレットこれにですね申請の際に領収証が要りますよ、それから印鑑と預金通帳を持って来てくださいとかですね、そういうことを書いておればいいんですけども、全くそういうどこを見てもですね、これを見てもですね、そういう領収証が必要ですよということを全く表示されてないんですよ。だからそこらでですね、もし領収証をなくした方でもですね病院に行けば再発行してくれるでしょうけども500円掛かるんですね、そこらは窓口の方で何かこう病院との連携をとって領収証がなくても支払いができるようなそういう形にもっていけないものかどうか。お願いします。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 領収証の添付についてはですね、これはやはり必要であろうというふうに思います。ちょっと無理かと存じます。

議長（日高嘉己） 以上で、宮脇議員の一般質問を終わります。

続いて24番、泥谷和喜君

24番（泥谷和喜） 24番、泥谷でございます。本日最後の一般質問となりました。菅部長には昼からまたお付合いを私にお願いしたいと思います。私の場合、福祉ですのでやさしく質問しますので、お答えいただきたいと思います。今回、私の質問はですね、デイサービスセンター福寿園・鶴望園、これ売却18年にしてありますが、それと海悠園、管理委託の3施設の運

営についてちょっとお聞きします。私、この3施設の決算書をいただきまして集計しましたところ、その前に私が集計した分をお渡ししてましたが間違いはないですね。数字的なもんがありますんで間違いがあったら困りますんで。この施設の決算書の6年7か月ですかね、分ですが、鶴望園に関しては剰余金の累計額が6年7か月で1億500万ほど出てますね。そして福寿園の方に関しましては剰余金が8,200万ほど報告書では出ているんですが、この中にですね他の施設、これ委託を受けとった法人の方の関連の施設の方に繰り出しているのがですね、福寿園の方が1億4,300万、鶴望園の方が1億8,300万、この二つの施設、売却した施設の合計をしますと1億1,000万ほどが剰余金として上がっておる。剰余金といいますと利益に当たるわけなんですけど、そういう形でまず上がっております。まだ委託、同じ関連の法人に委託しとる海悠園これに関しましては6年7か月で3,400万ほど剰余金が上がってます。他の施設に同じく5,760万、この3施設を合計しますと約6億ほどの利益が出ております。そこでお伺いしますが、委託業務で運営する社会福祉法人がこのような利益を計上しているにもかかわらず、毎年収支報告書の提出を求め契約の更新を行ってきた佐伯市の監査及び管理体制に問題があるのではないかと私は思っております。そこで5点ほど御質問いたします。1点目は、このデイサービス3施設、6年7か月で佐伯市に幾らその施設から入っておるのか。この決算書によりますと全く佐伯市に入っとる気配がない。佐伯市の施設を建物から土地、中の道具一切をそのまま委託しとったと思うんですが、1円も入っていないようにあるんでそこのところをまず1点目をお聞きします。2点目は、売却した施設の利用者全員が前の委託されとった社会福祉法人が連れて出たと、1人も残っていなかったということで運営が厳しいということも聞いておりますんで、それに対して市の方の対応をお聞きします。3点目、指定期間満了による施設の引渡し、これは協定書によりますと原状回復義務を義務付けているはずなんです。それは期間満了の現状で引渡すことになっているということなんですけど、建物内の損傷箇所および改修費については購入業者が出しております。設備・備品・修繕・取替えについては佐伯市の公費が使われております。この公費の内訳は、鶴望園の方がですね自動ドアの修理代、それから室内の電球の取替え、業務用の冷蔵庫の修理、エアコンのフィルターの修理、エアコン室内機のクリーニング、ボイラー及び浴室の不良箇所の修理。福寿園の方も同じように自動ドア、排水というこういう修理が6億ほど利益の上がおる法人が修理しないで佐伯市がこれ100万ほどの修理を払っているようにあるんですが、この点についてなぜ公費を使って支払いをしなければいけないのか。これは前委託しとった業者が修理して引渡すのがこの協定書によると原状復帰義務という形で協定書に書かれておるんだから、それはするべきではなかったのかな。4点目、協定書によりますと個人情報保護条例取扱と、協定書があります。ここに協定書の中に、個人情報取扱特記事項というものがあります。これの6番には複写又は複製の禁止というのがあります。個人情報記録された資料等の複写し複製してはならない。その次に7ですね、資料等の返還、甲が協定を受け又は乙みずからが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等はこの協定の終了後、直ちに返還し、また引渡すものとする。という特記事項が入っております。これについてその引渡しの際に個人情報が市の方に返還されているのかお聞きします。5番目に、管理委託中の今、大入島の海悠園これも売却する予定であったと思うんですが、それはどのようになるとるかお聞きします。まずそれがデイサービスの関係で。

2点目に火葬場の統合の補助金の件ですが、前回私が補助金を出したらどうかなくなる



地域の負担の人が遠くなるんでということを一一般質問でやりましたが、委員会でその後の報告を受けたんですが、その報告どおりで結構ですので、まずその後の補助金のことに関してはどういうふうになっとるか、委員会で報告したとおりでいいので、まずこれ市民の皆さんがこれ見てますんで、その時の報告がちょっと私も気になりますんで、そのとおりで結構です。ほかのことはよろしいです。その委員会で補助金を出さないような答弁をしますんで、その報告をお願いします。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） デイサービスセンターの説明についてお答えをいたします。市に収入があったのかということですが、収入はございません。利用者が少なく運営が厳しいことは聞いております。市としても想定外のことで危くしているところですが、介護保険制度の中でデイサービスの利用については、利用者がデイサービス事業者を選択して利用することになっており、利用について市が関与することはできないのが現状であります。原状回復については、施設の改造等の場合と理解しており、経年による劣化部分は対象と考えておりません。引渡し後に発見された修理の必要部分については、売渡人の責任において市が修理を行ったところですが、これについては引渡し前の指定管理者に対し費用負担を求めているところです。個人情報につきましては、保護の観点から、介護保険事業の中での個人情報という認識がありましたので、提出を求めておりませんでした。御指摘がございましたので検討してみたいと思います。海悠園は土地とともに売却する方向で進めていりましたが、土地には漁業関連施設用地としての位置付けの関係から、売却することは難しい状況となっているため、当面、指定管理とする方向で考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 泥谷議員の御質問にお答えする前にですね、昨日の答弁でちょっと訂正をさせていただきたいと思います。昨日三浦議員から、佐伯市紫翠園に火葬炉を1基増設するにあたり合併特例債を適用するという事で何か協議をしたのかという質問の中に、協議をしていませんというような趣旨の発言をいたしました。部長レベルではですね協議をしていませんが、事務レベルの課長・係長クラスで財政と私とこで十分な協議をして県にも問い合わせをしながらやっておりますので、協議をしているということで、この辺を訂正をさせていただきたいと思います。

それでは泥谷議員の質問にお答えいたします。火葬場が廃止されることによる<sup>れいきゅうしゃ</sup>霊柩車の補助制度につきましては、その補助制度を導入したときのことを考慮し、距離の問題及び制度上の問題の二つの角度から研究を行いました。距離の問題としましては、各業者間で異なる料金設定がされていること。それから正確な距離を測定する上で、事務処理上相当な時間と労力が予想されること。また大島などの離島の場合は、船のチャーター料等も考える必要が出てくること。また、制度上の問題といたしましては、<sup>れいきゅうしゃ</sup>霊柩車による移送が葬儀の一環として行われており、葬儀費用全体で値引き等があることなどの問題が生じてまいります。もし仮に補助制度を導入すれば、新たな家ごとの格差を生み、新たな不満のもとになるというふうを考えております。また、市内の各葬祭業者とも協議をしてみました。総じて距離算定等についての課題が解消されないことが分かりました。また、ある自治委員会からも補助金を出すことについてはどうかなあ、あまり好ましくないんじゃないかというような意見もお聞きしているところでございます。現在のところ、やはり補助制度はそういうことを考

えますと少し難しいのではないかなというふうに感じております。

議長（日高嘉己） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） まず1番目の佐伯市に収入がないと。6億利益が上がるとるんですよ。毎年決算書を提出してもらって契約書を交わしてある。普通じゃったらそれだけの利益、毎年何千万かの利益が上がっておれば市の方に幾らかでも車の使用料とか建物の使用料などの形でも払ってもらえるように話をするのが普通じゃないかと思うんです。これずーっとこの6年7か月もそのままにしてあって、監査の方が調べてこれだけ出よるんだからという話もするのが普通でしょうけど、これだけの利益が上がって介護保険のああいう施設の介護保険のお金っていうのは県・国から来るんですが、それは皆市民の介護保険料を払った中からきとるんで、何らかの形で利益が出れば市民に戻ってくるようなのが普通じゃないかと思うんですが、この6億ほど利益があって一銭も入ってない。まずこれは私は今あなたに、部長とか市長にどうするんだと言っても答えが出ませんので、これはまだ質問というよりもおかしんじゃないかということで一応私は言わせていただいております。それとその売却した施設の2番目のですね、今部長がおっしゃったように、売却する時にまさか全員を連れて出るとは想定してなかったと、そして利用者は人だからそれは契約書なんかにはうたわれないけどもどう考えても1週間に大体、1週間じゃない1日に30人ほどの利用者があったように私聞いておりますが、それが1週間に1回としても6日でさぶろく18、5日じゃなかるうかな、さんごじゅうごで150人の利用者があったと、名簿があると私も思うんですが、それだけの人間、両方施設を合わせて300人近い登録しとる人間が、全員が行くということは考えられない。それはもう先ほど部長が言った想定してないという言葉どおりだと思うんです。その想定してないことが売却したあとに行われたことによって、このあとの施設の業者が運営が厳しい。これひとつ次に問題が出てくるのが、売却する際の契約書に20年間は福祉施設、そういう関係で使うことという縛りを与えてますね。それともう一つが、もしそれで使わない場合は20%までの違約金を取って市が買い戻すような契約書になっと思うんです。もし買った業者がそういう想定外のことが起こってできないということになると、2施設で2億ほどの金額で買っていただいとりますが、それを市がまず20%引いてあれしても1億何千万、8,000万でもなりますが、その1億8,000万で市が買い戻しても、もう次のあの施設は空ですから5,000万ほどの五、六千万多分次に売るとすれば赤字が出ると思うんです。その分というのは市民の負担になるんじゃないかなと。そこをただで借りてた業者は何億ももうけて、そしてその利用者を市が売却したらその中身の人間は全部連れて出て、今度問題が起きてまた買い戻さなければいけないような状態が起きたときに、市民の負担になるような行為が行われているように思われるんですが。そこでそういう何と言うんですか、利用者、利用者全員が出て行ったということをして市の方も調査しましたか。その利用者の意志だということだけでそれだけの人間が前の1日で移るといことが行われています。そのところちょっと市が調査したかちょっとお聞きします。それとですね、建物の請求、修理の請求、請求というよりも一応向こうには出してあるんですかね、その分ね。だからその分の返答はまだ来てないということですね、もう売却してだいぶなるんですが、その点について早急にしてほしいと思います。それとですね、個人情報、この個人情報、保護条例取り扱いの規定によると市の方が請求はしなかったというけども、相手の方にもこの保護条例取扱特記事項の書類は行っと思うんですよ。これ速やかに返還するものというんだから、これ返還してもらわなきゃ

いけない。これは今検討って言うけども、これははっきり言うてもうその施設からその書類が出たことによって個人情報の流出に当たると私は思うんです。その施設に置いて出たんならいいけども、持って出たということになると個人情報の持ち出しということに、この特記事項、これからいくとなるわけなんで、その点市の方はちょっと早急に調べて、個人情報として市がもらわなければいけないものは早急に提出してもらうように検討していただきたいというふうに思うんですが、その点についてちょっと答弁をお願いします。それから大入島の海悠園、これ土地のこともあるんでしょけども、ここも同じ関連の法人が経営してますんで、これまた競売に、競売っちいうんか売却しても入札に入って取れなければ、また中の利用者を連れて出て、またそばに建てるという行為が行われれば、なかなかこれ市の方も売却するにもできないという困ったことが起きてるんじゃないかなあと、土地の件もそうだけど、土地の件は話し合い、いろんなあれすれば話がつくことであると思うんで、そここの土地はある程度話をつければつくんでしょ。そう思うんですよね。市が困っとるんでそこまで私も追求はしませんけども、その点ちょっと今後今から福祉というのはいろいろ難しい問題、今出てきておるようにありますんで、市がちゃんとしたことをしてないといけないと思います。

それで今度火葬場の件ですが、三浦議員が質問して残すべきだということで、なくなるところの議員さんがそうおっしゃるんだから、私も本当は私は補助金を出して、なくすんだったらという考えで言ったんですけども、もう補助金も出す気がないんなら残す方に協力しなきゃと思っただけですが。この労力に経費が掛かるとか、距離で出すとこ出さないとこがあったらいけないとか、距離でその問題が起きたらいけないような答弁でしたが、委員会の時もそれも言ってましたが、この距離で問題が起きるのであれば、一つ市長、私提案がございませう。今度4月に職員の今度配置換えでかなり大異動がありますね、そうすると通勤費がまた計算しなきゃいけないんですが、その通勤費というのは距離で計算しとるんですよ。で今職員さんからこの補助金のこと距離でいろいろ問題が起きたらいけないから補助金は出さないという、いいお答えをいただきましたんで、なかなか職員も捨てたもんじゃないなあと行革に向けてやっぱりいろいろ考えてくれとるなと私も感服しとるこなんですが、それでこの大異動があるんでこれを機にですね、通勤費を問題が起きたらいけないので廃止をする方向に市長考えたらどうでしょうか。私は計算して見ますと、通勤費が月に700万今職員の通勤費掛かっております。年間に8,400万、この8,400万年間に浮きますと各今廃止しようという火葬場が新築、新しくできるんじゃないかなとこれだけの予算があれば、だから職員さんがそれだけ行革で協力してくれる返答をいただいておりますんで、どうかこの方向で廃止にしてこの8,400万で火葬場の存続を今一度考えていただきたいなと思うんですが、市長どうでしょうかね。私突拍子もないあれかもしれんけど、職員さんがそこまで距離で問題が起きるといふのを心配しとるんでしたらまあ職員同士のけんかがあったらいいんし、これいい機会だととらえておりますんで、その点についてお答えを。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 急に御指名いただきまして、行革で通勤手当の廃止ということですが、これは今の職員とのですね関係、ここで私が即答すべきではなくて、基本的にはやはり勤務体系の中の職員との契約に基づき通勤手当を出しておると、そういうようなことで。またさっき言ったプランにつきましては今そういう形で、昨日も三浦議員にお答えしましたように、そ

うした職員は職員として行革に向けて頑張っているという具合に思っています。詳細については担当部長から答弁させます。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） お答えします。利用者の意志の調査についてでございますが、デイサービスセンターを利用している利用者は介護区分で要支援の者と要介護の者とがあります。それぞれケアマネージャーがプランを作ってデイサービスセンターを利用しておるわけですが、要支援の者のケアプランの最終的な責任がですね、私どもの包括支援センターにあります。包括支援センターに責任のある要支援の方たちにつきましては、それぞれ意志を確認しております。それから、修理の請求についてでございますが、現在ですね行っておるものの中で、まだボイラーだったと思いますが、部品がそろわない部分があって未調整の部分があります。それができまして確定いたしますれば、それからというふうに考えております。それから個人情報についてですが、デイサービスセンターで扱う個人情報といいますと、そういうケアプラン、それから個人がどのようなことをしては状況が良くなるかというようなケースみたいなものだと思うんですが、そういうものについては介護保険法の中でですね、事業者が2年間保管しなければならないという規定がございます。それとの関係をですね検討してみたいということでございます。以上です。

議長（日高嘉己） 泥谷議員。

24番（泥谷和喜） ケアマネージャーの話が出たんで私も言わせてもらいますけど、この施設の中に移った中に、本人がケアマネージャーがそう言ったからというような口ぶりで言う人も何人かおるんですよ。私も何人かあっております。このケアマネージャーというのは本人がどこに行きたいと言ったら、それをしてやるのがケアマネージャーなんですよ。だからちょっと今全国的にもちょっと問題がありつつあるのがケアマネージャーがそこに雇われてるケアマネージャーになってしまつとるような状態があるんじゃないかと。だから私今度の200人近い名簿の中の間人が皆行くと、おかしいな1人か2人はそばだからと言って残るかなという感じもあるんですが、そのケアマネージャーの今から質というんですかね、いうものがやっぱり問われてくるんじゃないですか。この福祉で利益がこれだけ出とるもうけ主義の福祉になってはいけない。それは住民サービス、住民のための福祉でなければいけないのが本当なのが、もうけ主義で自分とこの施設に引っ張り込もうとするケアマネージャーがおるならば、やっぱりそういうケアマネージャーというのは資格の取消しなどはっきりすべきだと、それを管理するのが役所の仕事、市役所の仕事、市役所がやっぱり目を光らせてしないとこの福祉というのは今からはもうけ主義の福祉になっていくおそれがあります。県外、よそからもどんどんどんどん福祉施設を建てようとしてます。こういうのも本当は市の方が市の条例でも作って何らかの形を取らなければ、最初は各市町村にそういう施設があったらいいなあというんで一つ造ったりしとったものが、今や利用者の取り合いになつとる状態が起きようとしとる。だからまず、ここで最初にしなければいけないのは、やっぱりケアマネージャーとかそういう人たちの質を高めてやっぱりいくべきじゃないかと、ケアマネージャーがしゃんとしとればいくらよそから幾つも幾つも施設ができてその人が行きたいところに行かせてあげるけども、ケアマネージャーがいやもうあんたこっち方がいいよというような形のケアマネージャーがいたら本当おかしくなりますよ。それは私一番おかしんじゃないかなと、ケアマネージャーはその施設の皆勘違いしとるんですね、施設のそこに居る

ケアマネージャーだからというんで、ケアマネージャーというのは、その人がどこに行きたいと言えばそこにしてやるのが、そうでしょ。それがケアマネージャーでしょ。だからそのところをちゃんと市がしなければいけない。だから今度のこともこれちゃんと個人情報もただけども、そういう資料というのは市が一遍預かって、そして間違いないですかと、あなたは市が売却したとっからこっちに移るようになってるけど間違いないですかと、いいですねと、やっぱり市もそういうチェックをしながらこういう施設の売却はするべきじゃなかったかなあと。だから今から遅くないそういう情報をちゃんといただいてもう一遍ちゃんとするべきじゃないかなあと、そうしないと今後、同じ施設やいろいろな物を売るときに問題が起きてくるのがまた同じことが起きます。大入島でも今度海悠園を売却するときには、また同じことが起きるんですよ。それじゃあ市が何のために売却しよるのか分からない状態、市が迷惑が掛かるようなことがそういう施設を運営しとる人たちの欲得で行われたことによつて市が迷惑を被ってその迷惑のとばっちり市民に税金としていくような状態が起きます。だからそのところをもうちょっと、私はこれがどうのこうのじゃなくて、今しなければ今からの福祉はどんどんどんどん金もうけの福祉になってます。だから今しなければいけないと思っております。そのところを質問じゃありません。お願いしときます。

それとですね、ちょっと私のあとにですね、今度15日に同じ蒼風会の菅原議員が同じ福祉の質問の中で私も再質問で、また菅原議員にお願いしようかなと思つとんですが、この数字的に今日は答えられんで一応それまで調べられれば鶴望園と福寿園、他の施設の方に半分何億という金に移つとるんですが、これは市の方はどういう形の何で移すのかというのは確認してなければ、それを確認してほしんですよ。これは市が管理しとる時の決算ですので、市は7年間で1億8,000万で全部で3億ちょっとのお金が他の方にその間行ってますんで、市の方はそういうのもちゃんとチェックするべきだと思いますんで、それを調べてほしい。それ菅原議員が15日にやりますんで。それとですねこの決算書のもので、私がした計算とこの決算書のところでですね鶴望園で620万、それから海悠園で230万、それから福寿園で680万ほどちょっとずれが出るんですよ。それは多分、私この決算書やつとるから間違いないというからそっちも分かってると思うんですが、そのずれに対してのちょっと疑問もありますんで、そこをちょっと聞いてってください。これ毎年毎年この決算書を受け取つとるんですが、ちょっと途中からそれだけ金額が剰余金の繰越しのところでちょっとずれてくるんで、そのところをできれば菅原議員の一般質問のときに再質問で私お願いしときますんで、その報告をいただければありがたいんですが。

そういうことで、そして市長、交通費の通勤手当、組合の件もありましようけど、この市民の補助金、市民のために出してやれというのを問題が起きたらいけんというんだから、職員から出とる話だから、前向きに組合の方にあなたたちの職員から出た意見だからもう議員も協力するちいうけんということで話を持っていていただきたいなあと。もう市民に補助金も出さん辛抱せと、この補助金私計算したに年間300万ほどこな300か400かなと、出してもそんならいかなと思つとんで、それをどうのこうの言うし、何と言うんですか、先ほどどっか区長会かなんかからも言われておるといふ。どこの区長会が言うたんかしらんけど、なくなる所の区長会はそんなことを言わんと思ひますよ。ねえ、どこか名前出してはほしんだけど、まあそれはいいでしょうけど。なくなる所の区長会がえーそりゃ補助金も出さんでいいのと言うとこはないと思うんです。多分なくならんで補助金も出らん距離にあるとこかな

と思うんですが。その点もうちょっと答弁、私たちが気持ちよく優しく質問ができるような答弁をしてほしいなあと思つとるところですので、それをお願いします。まあ市長、前向きに通勤費の方、お願いしますよ。終わります。

議長（日高嘉己） 以上で、泥谷議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時20分 散会

平成 1 9 年 第 2 回

# 佐伯市議会定例会会議録

第 5 号 3 月 1 4 日

## 第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 5 号）

平成19年 3月14日（水曜日） 午前10時00分 開 議

### 出席議員の氏名

1 番 三 浦 渉 3 番 川 野 紀久雄 5 番 高 司 政 文 7 番 松 田 清 徳 9 番 江 藤 茂 11 番 矢 野 精 幸 13 番 河 原 修 仁 15 番 佐 保 曉 積 18 番 榊 田 穂 積 20 番 河 野 豊 23 番 柳 井 二 生 27 番 日 高 嘉 己 29 番 染 矢 玉 夫 31 番 甲 斐 迪 彦 33 番 廣 瀬 精一郎 36 番 浅 利 美知子 38 番 玉 田 茂 40 番 児 玉 輝 彦 43 番 寺 島 孝 幸	2 番 高 橋 香一郎 4 番 曾 宮 司 好 6 番 村 尾 清 一 8 番 後 藤 幸 吉 10 番 清 家 好 文 12 番 矢 野 哲 丸 14 番 宮 脇 保 芳 16 番 小 野 宗 司 19 番 井野上 準 21 番 下 川 芳 夫 26 番 和 久 博 至 28 番 渡 邊 邦 壽 30 番 児 玉 忠 義 32 番 狩 生 寿 一 34 番 吉 良 栄 三 37 番 河 野 周 一 39 番 村 松 講 一 41 番 戸 山 盛 喜 44 番 土 師 辰 英
---	--

### 欠席議員の氏名

17 番 肥 後 四々郎 25 番 菅 原 忠	24 番 泥 谷 和 喜
----------------------------	--------------

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

### 説明のため出席した者の職氏名

市 助 助 教 総 財 企 画 市 福 建 農 助 助 教 総 財 企 画 市 福 建 農 教 務 部 務 務 部 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 林 水 産 部	長 西 嶋 泰 義 役 佐 藤 卓 男 長 塩 月 厚 信 長 武 田 隆 博 長 木 植 許 政 信 長 柴 木 富 通 則 長 塩 富 洋 一 郎 長 塩 月 満 長 菅 原 俊 邦 長 桑 原 慶 吾 長 木 原 建 樹	上 下 水 道 部 教 育 次 長 上 浦 振 興 局 弥 生 振 興 局 本 匠 川 振 興 局 宇 目 振 興 局 鶴 見 津 振 興 局 米 水 江 振 興 局 蒲 江 振 興 局	長 加 藤 宗 義 長 高 治 一 郎 長 高 橋 定 直 長 吉 岡 信 紀 長 大 鶴 原 生 長 三 芦 刈 行 長 上 村 幸 長 塩 上 月 寛 長 河 野 伸 三 宅 勝 幸
---	---	---	--



---

議事日程第5号

平成19年3月14日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長(日高嘉己) 本日の平成19年第2回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

議長(日高嘉己) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、廣瀬精一郎君、2番、河野周一君、3番、河原修仁君、4番、寺島孝幸君、5番、浅利美知子さん、6番、染矢玉夫君、以上の順序で順次質問を許します。

33番、廣瀬精一郎君。

33番(廣瀬精一郎) 皆さんおはようございます。自由民主党政山会、33番議員の廣瀬精一郎でございます。この度、3月末をもって御勇退されます皆様方に対しまして、心から敬意とお礼を申し上げたいと思います。今後はどうかひとつ先輩OBといたしまして、佐伯市発展を見守っていただきたいとこういう気持ちでございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは早速、通告によりまして一般質問に入りたいと思いますが、今回は大きく分けまして2点につきまして質問をさせていただきます。まず1点目は、産業廃棄物処理施設の建設計画について、これは(檜野区)でございます。2点目は、国道217号線佐伯弥生バイパスの早期完成に向けてでございます。まず1点目の産業廃棄物処理施設建設計画についてでございますが、御案内のとおり、佐伯市上水道の取水口つまり水源地が檜野地区に3か所、また近くの上岡地区に6か所あるわけでございます。この9か所の水源地の1日最大取水量能力は2万8,500立方メートルと聞いております。この檜野・上岡両地区の水源地をキーステーションといたしまして、給水地域は旧佐伯市の佐伯市内を始め鶴岡・八幡・西上浦・大入島等の全地域にそれぞれに給水されておるわけでございます。平成19年2月1日現在におきましては、給水人口3万8,910人であり、給水世帯数は1万6,192世帯ということでございます。正に主要地域の台所を一手にこの檜野・上岡両地区の水源地で賄っていることになるわけでございます。私が今さら言うまでもございませぬが、人が口にするものはまず安全・安心でなければなりません。特に最近では賞味期限の過ぎた材料、製品についても社会問題となっておりますことは御承知のとおりでございます。まして飲料水は我々が生きていくためにそれぞれの家庭においては欠かすことのできない正に明日の命の源として必要不可欠であることは言うまでもございませぬ。この水源地となっている重要地域とも言える檜野地区に産業廃棄物処理施設の建設計画が持ち上がっており、地元地区を始め周辺地域からも環境保全の

面からも大変心配され、反対の声を上げているのが現状でございます。平成18年11月21日付におきまして榎野区長名で西嶋佐伯市長あて並びに広瀬県知事あて、また平成18年12月20日付において鶴岡地区自治委員会会長名において、大分県知事あてに榎野地区における産業廃棄物処理施設建設計画に反対する意見書が提出されていることは佐伯市としても御承知のとおりであります。そこで質問に入りたいと思います。単刀直入にいきますのでよろしく願います。まず、といたしまして、佐伯市としては産業廃棄物処理施設の建設計画について業者より事前に説明を受けていたのかどうかお尋ねいたします。として、計画されております産業処理施設の事業内容についてお答えください。、廃棄処理施設の面積及び構造についてお尋ねいたします。、この処理施設で処理される産業廃棄物の種類はどのような物かお尋ねをいたします。、公害防止対策について佐伯市としての対応はどのように考えているのか。例えば、流水等によります土壌汚染、水質検査、悪臭等であろうかと思っておりますが、これの公害対策についてお尋ねいたします。、広範囲の上水道給水地域をもっている水源地の榎野地区に産業廃棄物処理施設が設置されることについて、佐伯市としてどのような認識を持っているのか。また、県に対して今後どのように対応していくのか。お考えをお聞かせ願いたいと思います。以上6項目についてお尋ねをいたします。執行部の責任ある御答弁を賜りたいと思います。

さて2点目は、国道217号線佐伯弥生バイパスの早期完成に向けてでございますが、この質疑内容につきましては、先般、三浦議員並びに河野豊議員の一般質問と一部重複する面もあるかと思いますが、御容赦のほどよろしくお願ひしたいと思います。御案内のとおり、国道217号線佐伯弥生バイパスについては、国道10号線番匠小田から古市を抜け脇津留を通り佐伯駅に抜けるルートであり、高速自動車佐伯インターに抜けるアクセス道路であるわけでございます。第1期工区3,040メートル、第2期工区1,935メートル、第3期工区1,405メートルであり、延長6,380メートルの重要路線であるわけでございます。交通時刻のネックとなっている鶴岡地区、交通渋滞の解消・緩和をさせるためにも国道217号線佐伯弥生バイパスの一日も早い開通を願っているのは私1人ではありません。再確認の意味も含めまして質問に入ります。現在の工事状況と今後の工事日程についてお尋ねをいたします。2番目に、現在工事を進めている第1期工区の中におきまして、一部用地買収が難航していると聞いております。現在地権者との話し合いはどのような状況になっているのか、また今後の見通しについてお尋ねをいたします。、国道217号線佐伯弥生バイパスの全面開通は予定としていつごろになるのか。以上3項目につきましてお尋ねをいたします。以上で質問を終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） おはようございます。廣瀬議員さんより、産業廃棄物の処理施設の建設計画、また2番目に、国道217号線佐伯弥生バイパスの早期完成に向けての御質問をいただいておりますので、総括的に答弁をさせていただきたいと思っております。最初の産業廃棄物施設の設置計画につきましては、平成17年12月から許可権限を持っている大分県と連絡を密にしながら協議を重ねてまいりました。大分県は許可要件を満たしていれば許可せざるを得ないという立場でありますので、市といたしましては、ただ単に施設建設に反対するのではなく、市の環境保全並びに市民の安全確保の立場から大分県に強い立場で意見書を提出しておりました。特にこうした法の制限下の中ですので、行政としての限りがありますので、その

点は御了承いただきたいと思います。また、詳細につきましては、担当部長からお答えさせていただきますが、私もこうした中で議員といたしまして、市議会の方もですね、こうした意見書の対応をですねすることも住民運動の一環だと思っておりますので、これはアドバイスとして答弁させていただきたいと思います。

2番目に、国道217号線佐伯弥生バイパスの建設促進につきましては、議員さん方を始め多くの市民の皆様から多数の御意見をいただいております。それだけに私としても本事業の促進は佐伯市の発展にとって非常に重要な要となっていると痛感しております。皆さん御承知のとおり、東九州自動車道もいよいよ佐伯インターまでが、おおいた国体に合わせて、平成20年には開通する予定となっております。これとともに現在、大分県事業で実施していただいております国道217号線佐伯弥生バイパスの第1工期、脇地区から臼坪地区の設備につきましてもおおいた国体開催までの開通を目指して鋭意事業が進められております。一部用地取得が難航している箇所があり、県としてもこの解決に苦慮していると同っております。市としましても、本事業の第1工区を一日も早く開通させるため、県に協力するという立場で難航している用地取得の対象地権者である東京在住の相手方に、昨年塩月助役が直接上京し訪問したとともに、また私自身も自ら、県の要請を受けておりますので、近日中に機会をつくって再度相手方をお願いをしてみたいと考えているところです。本事業が所期の目的どおり円滑に進むよう皆様方の御協力とお願いを申し上げますとともに、私もそうした中で努力をしまっている所存でございますので、よろしく御願申し上げます。その他につきましては、詳細は担当部長に答弁させていただきたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） おはようございます。廣瀬議員の産業廃棄物処理施設の建設計画につきましてお答えをいたします。まず、1点目の産業廃棄物処理施設設置予定業者からの説明についてでございますが、大分県が窓口であるために直接市が説明を受けたことはございません。しかし、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第6条第6項の規定に基づき、佐伯市が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる機会がありましたので、その事業概要は大分県から聞いて把握しているところでございます。2番目の事業内容についてでございますが、佐伯市大字上岡字大平40番の土地に固定兼移動式の破砕施設を設置し、産業廃棄物である木の切り株などを受け入れ、破砕施設により小さくチップ化しようとするものであります。3番目の施設を設置する場所の面積は約2,400平方メートルでございます。その土地に固定兼移動式の破砕施設が設置され、併せて破砕される前の木くずの保管場所と破砕されたのちのチップ保管場所が併設されるということになっております。また、4番目の産業廃棄物の種類でございますが、木くず1品目のみということになっております。5番目ですが、公害防止対策についてでございますけれども、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第8条第1項の規定に基づき、市長及び関係住民は業者に対し生活環境の保全に関する協定書の締結を求めることができることとなっているため、今後は市と榎野地区、それから業者の三者での協定書の締結を働き掛けていく予定でございます。6番目の最後ですが、上水道の水源にかかる件についてでございますけれども、榎野地域には四つの取水井戸がありまして、設置予定地に一番近い第11号井戸は約100メートルの所に位置しております。大分県から県条例に基づく意見を求められた際に、シロアリ駆除剤等に使用される薬

品、俗にC C Aと言っておりますが、C C Aによる汚染が懸念されるため、対策を講じるよう意見書を提出したところ、佐伯市の意見が反映されて業者からはC C Aを含む廃棄物は一切受け入れないとの修正協議書が提出されましたので、異議なしの回答をしたところでございます。佐伯市が許可権限を持っていないため、その対応にも限界があるところでございますけれども、今後とも許可権限者の大分県と密に連絡を取って対応していきたいと考えております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） おはようございます。国道217号佐伯弥生バイパスについての御質問にお答えします。まず現在の工事の進ちょく状況でございますが、現在第1工区であります脇地区から臼坪地区の間において、臼坪トンネル及び鶴岡トンネルの工事を重点的に行っております。延長769メートルの臼坪トンネルにつきましては、平成18年8月に貫通式が行われ、平成19年度中の完成に向けて鋭意工事が進められております。また、延長797メートルの鶴岡トンネルにつきましては、高畑地区側402メートルと脇地区側395メートルの二つに分割して同時発注をされております。このうち、高畑地区側は平成18年10月4日に工事の安全祈願祭が行われ、その後着々と工事が進められております。脇地区側につきましては、トンネル取付部分の用地取得が難航している関係でまだ現在工事に入っていない状況であります。第1工区の今後の工事予定としましては、脇地区と臼坪地区とで残されている用地取得を早急に終了させ、目標の期限までに工事を完成させるよう努力していくとのことでありませぬ。また、古市地区から鶴岡地区における交通渋滞の早急解消のためにも第2工区である小田地区から古市地区間の調査、測量、用地買収を来年度、平成19年度から着手する予定とのことでありませぬ。次に、難航している用地買収についての御質問でございますが、脇地区については、国土交通省九州地方整備局から事業認定の告示がされておまして、現在2件の用地取得について収用裁決申請に基づく収用委員会での審理が行われている最中でありませぬ。また、これとは別に収用手続とは並行して任意交渉で解決するように努力を重ねてるとも伺っております。臼坪地区については、現在事業認定の準備中であり、土地収用法に基づく収用の手続を進めるとともに、並行して残されている物件について引き続き任意取得に向けて交渉を進めていると伺っております。市といたしましても、第1工区の一日も早い開通のため、県に協力して用地買収に取り組んでまいります。昨年は、対象地権者であります東京在住の相手側の所に塩月助役が直接上京し、訪問したとともに、先ほど市長の答弁にもございましたように、市長自らも近日中に上京し、当該該当者に再度お願いする予定となっております。最後に全面開通の時期についての御質問ですが、県といたしましては、第1工区については、おおいた国体が開催される平成20年秋の開通を目指しております。また、全面開通については、まだ現在いろんな問題がございまして、最終的に完成年度というのは示されておられません。以上でございます。

議長（日高嘉己） 廣瀬議員。

33番（廣瀬精一郎） それでは若干の再質問をさせていただきたいと思っております。御案内のとおり、場所は檜野橋を渡って、先に廃棄物の方ですが、場所でございますが、檜野橋を渡ってすぐ来年供用開始となる農免道路、これを下がってくる所がありますが、これの左側に山手の方、あの一画でございます。私も現地に行ってみましたけれども、現在盛り土をしておりますですね、多分あの上に廃棄物を置くのだろうと思っております。事業内容といたしまし

ては、大変立派な内容でございます。まず廃棄物を収集いたしまして中間処理と、中間処理というのがチップの作業であろうかと思っておりますが、それをしてですね可能な限り再利用できるようなことを目的とするという内容と今答弁がありましたけども、そういうことで大変事業内容としてはすばらしんでございますが、ただ問題は水源地のある樫野になぜかということになるかと思えます。一番水源地の近い所から、話を聞きますと、100メートルを切っておるとい話も聞いておりますが、そういう場所にですね産業廃棄物の処理施設を造るといことは、これからもまた雨季に入りますが、もし、ただ盛り土の上ですね置くとすれば流水をいたしまして、土壤汚染というのにつながると思うわけでございますが。それとその前には清流でございます番匠川もございます。番匠川の生態系の崩壊ということも心配をされておるところでございますが、そういう今答弁がありましたけども公害対策、土壤汚染、水質検査、そういう対策はどこがやるんでしょうか。業者でしょうか、公的立場の団体でしょうか。それをまずお尋ねしたいと思えます。それと廃棄物の種類でございますが、先ほど部長の方から答弁がございました。木くず、木くずという1品目ということでございますが、この木くずの内容を見ますと、木材、おがくず、バーク、新築・改築・増築の除去の廃材ですね、そういうもんになるかと思えます。こういう物は、木くずは別に土壤汚染には心配ないんでしょうか。それもお聞きしたいと思えます。ただCCA、これは聞くところによりますと、シロアリの駆除、そういう系統の薬剤と聞いておりますが、これは一切受け入れないということでございますけども、この受け入れないのはその分別はやっぱり業者がやるんでしょうか、どこがやるんですか。その辺をちょっとお尋ねしたいと思えます。一番心配しておるのはですね、この問題は樫野・鶴岡だけの問題じゃありません。先ほど言いましたように、広範囲の給水地域が抱えておるわけでございますので、間違いはあってはいけません、間違いはないと思えますけどもですね、そのような事態が生じたときにですね、もうやっぱり給水地域全域がパニックになりますよね。全滅になりますが内容によっては、そういうことになってはいけませんので、やはり先ほど部長の方から話がありました協定書、これは業者・行政・地元と、こういうことで構成をするということで答弁がありましたけども、これは県が認可するんですが、県は入らないんですか、いかがですか。それをお尋ねします。一応そういうところで再質問を終わります。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 廣瀬議員の2回目の質問にお答えをしたいと思います。この産業廃棄物のこの施設でございますが、私たちも議員が言われますように水質の汚染、土壤の汚染というのを非常にまあ心配をされております。これいろいろと調べ、また大学教授あたりにもいろいろ聞いてみました。木くずをため込みますとどうしてもやっぱり木くずが腐ってですね、水が流れ込むということがもう当然予想されるわけでございます。木が腐るとい行為はもう自然界でもですね、山の中でも自然に行われておまして、その水が川に流れ込んでいく。そして番匠川等に集まってくると。これは自然に24時間行われておるわけですが、その木が腐るといことについてですね、フミン酸という物質が何か発生をするそうでございます。それが色を変えたりですね、水を濁らしたりということが起こると聞いております。このフミン酸といのはどういうものかと言いますと、今言いましたように自然界にいつも存在しておるものでございまして、これ自体はですね人体には全く影響のないものだといふうに聞いております。それはひとつ安心はしておりますが、一番気になりますのは先ほど

言いましたように、シロアリ駆除剤のですねCCA、これを持ち込まれたときにやっぱり気になるところでございます。これは県の指導でですね、持ち込まないということで業者が約束をしておるようでございます。どうして監視するのということになります、私たち24時間あそこに立っておるわけではございませんので、大変監視は難しんですけども保健所、旧保健所ですね、保健所に今産廃の監視員の方が2名おられますが、この方がですね1週間に2回ぐらいはですね順次そこを見回りにいくという約束もいただいております。そういうことで、いろいろと支援はできるのかなというふうに思っておりますが、最終的にはですねやっぱり三者の協定でピシッとその辺はですね、確認をしておく必要があるというふうに思います。先ほど協定書にはですね、県は入らないのかということですが、県ははまりません。県が指導していただくということになっておりますが、市とですね、それから業者と榎野地区と、この三者の協定になるかというふうに思います。それから、水質検査ですが、これもですね今からの話ですけども、まあ県がするのか市がするのか、また業者がするのかという分担がありますので、その辺もいろいろと今後の話合いの中でですね、ピシッとしたものを決めていきたいと、そういうふうに思っております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 廣瀬議員。

33番（廣瀬精一郎） 再々質問をお願いします。ただ今の部長の方から木くずは絶対安心であるという御答弁がありました。それはそれでいいんですが、私どもやっぱり地元といたしましても一番心配しておるのがCCAの受入れですね。これが一番心配しておるところでございますが、このやっぱり分別を今部長が言われるように、朝から晩まで付いておるわけにはいかんと思いますけども、これは業者を信頼するほかにないのかなと思うわけでございますが、ひとつ行政といたしましてもですね、その辺もひとつ協定書の中に当然うたわれると思えますけども嚴重にひとつ項目を付けていただいてね、進めてもらいたいというふうに思います。それとこの協定書、これは大体いつごろできる予定にしておるのか、それはもう業者との兼ね合いもあるんでしょうが、それをお尋ねしたいと思いますし、また業者とですね、地元とのトラブルを起こさないためにもですね、この産廃の、ちょっと私も認識不足ですが、産廃の市の独自の条例はどうなっておるのか。なければ作ったらどうかというお願いでございます。いかがでしょうか。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 廣瀬議員の再々質問にお答えいたします。協定書はいつごろできるのかということですが、今県が取り扱っておりますのは、本通知を出す前のですね事前協議ということになっております。これは条例で定められた事前協議です。本当に申込みが来るときにはですね、もう事前協議ですべてなにかもOKという形で、あと本通知を受け取ると、申込みを受け取ると。こういう形になっておりますので、これから多分本当に申込みがですね、正式な申込みが県に行われるんだらうというふうに思っております。でございますので、その後ということになりますので、ちょっとここでですね、いつごろできるのかというのは、なかなかお答え申し上げにくいわけでございます。それから、トラブルを解消するために市が条例等作る必要はないのかということですが、先ほど申しましたように、この取扱いはあくまでも県がですね許認可、許可をするということになっておりまして、市はただそれに対する意見書を出すということになっておりますので、市が特別に条

例というのは作らなくてもですね、県の中の条例で対応できるというふうに思っております。

議長（日高嘉己） 以上で、廣瀬議員の一般質問を終わります。

続いて37番、河野周一君。

37番（河野周一） おはようございます。37番議員の河野周一でございます。今回2点質問をさせていただきます。森林整備に団塊世代の力をと公立学校施設小・中学校の耐震化状況についてです。

まず、その前に、まず最初に今年度退職される51人の方にですね、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。長い間本当に御苦勞様でした。また、ありがとうございました。とすることで質問に入らせていただきます。

森林整備に団塊の世代の力を平成19年4月には団塊世代、いわゆる戦後のベビーブームに生まれた世代で、昭和22年・23・24年組の最初の定年退職者が全国で約700万人に上る。政府は今年2月に地球温暖化対策や災害防止の一環として森林を間伐することや花粉症対応策として定年退職を迎える団塊世代を活用して環境保全を図ることを計画していると打ち出している。ちなみに皆様御存じのように、佐伯市は森林面積87%の森林都市であります。これらの対策に便乗したいものであります。ちょっと耳にした話ですが、本匠の江平地区の山の杉が皆伐されて丸裸になっているそうである。台風等の洪水のときは山から土砂とともに流木等がそのまま東の方に番匠川を下り、佐伯湾に流れ込むので沿岸の市民が非常に難儀をしているということである。こういう意味から何らかの対策を考えるべきではないだろうか。現在ボランティアブームで森林ボランティアというのがありますが、市民で管理できる森林は統計的にせいぜい1%以下にとどまっているという現状であります。私も時々森林ボランティアに参加するのだが、人数は男女合わせて50人から100人くらい。作業内容はと申しますと、杉の枝打ち、苗木の植林、シカネットの設置等があります。非常に楽しく作業をさせてもらっております。2時間くらいの作業でしかも人海戦術であつという間に終わる。汗もほどよく出て体づくりにはもってこいである。足を使うので老化防止にも最高である。また、木々と話ができてストレス解消ができる。皆さん方にも是非参加をお勧めしたいものである。森林都市にふさわしく、今までの暗いイメージを払しょくして明るいイメージで森林を開放して市民をお招きしてはいかがでしょうか。そのためにも、森林ボランティア活動の回数を増やしたり、多くの市民に参加を呼び掛けたりしながら、夢と希望の広がる森林都市を作り上げていこうではありませんか。ひょっとしたら昔漫画で見た冒険団吉やターザンに出ていた木の上の家が実現するかもしれません。また、現実的には木材の価格が次第に上がっているそうである。中国が建設ラッシュで木材の需要が伸び、大量に輸入しているからである。アメリカ材とかロシア材など、日本は隣の国なので木材を輸出するのに非常に便利な位置にある。宝の山である人工林を計画的に切って輸出することが可能である。今まで長く光の当たらなかつた森林に太陽と生活の光を当てることが可能である。さあ皆さん、一緒に山に入って汗を流しましょう。ということで質問に入りたいと思います。まず は、佐伯市内の今回退職される団塊世代の人数をお尋ねします。 、森林整備のための後継者育成として団塊世代の技術力を活用する考えはないか。また、その場、その機会があるのかお尋ねします。 、国の方で今年から6年間森林整備を強力に推進すると打ち出しているが、森林ボランティアの活動を増やす考えはないか。また、山が荒れると漁業に影響するという一体

感の中で、漁業関係者にも広く呼び掛けてはどうだろうかお尋ねします。なぜ山と海が一体感なのかと言いますと、ちょっと文献がありますので読ませていただきます。海は森の恋人ということで、川の水は海の水に比べ軽く貴重な栄養分が含まれ、また簡単には海水と混じり合わないことから太陽光線による恵みを受けつつ海の表面を流れ、特に広葉樹林の山の腐葉土を通していただいた森からの栄養豊富な水の恩恵は広く、そして効率よく海洋に拡散し海の生産力を支え、また海の魚たちを母なる川に引き寄せているのである。というふうな文献と漁民の森づくり、漁業者が山に木を植える活動は、北海道、宮城、岩手に始まって現在全国各地に広がりつつあるが、いまだに点的状況にあり参加者の範囲も漁業者に限られ、地域間のつながりも乏しい状況にある。これらの運動を幅広い市民の理解を得て良好な漁場環境づくりのための国民的な運動にまで発展させることが重要であるということで、一体感を説明しました。、県外からの業者が入って立木を皆伐して山を裸にしている。大雨が降ったときは災害の危険性がある。これに対して市等の指導もしくは規制を掛けるために条例の制定はどうだろうかお尋ねをいたします。

続きまして、公立学校施設小中学校の耐震度状況について、これはですね、これに関しては私は、平成18年の9月議会で質問しています。答弁としては当時は、公立学校施設24棟中18棟が耐震が実施済みと返ってきました。それから半年ぐらいたちましてどのように進展したのか、公立学校施設は地震等の場合には、児童等の生命を守るとともに地域住民の生命を守る避難場所としての側面をもっている。その施設が地震等によって破壊されるようでは何にもならない。耐震化、耐震強化をしなければならない。ましてや50年から100年間の周期でやってくるであろう大地震、南海・東南海地震、震度七・八と思いますが、耐えられるだけの施設でなければならない。そういう意味からも政府は平成19年度予算には1,140億円に増額して耐震等に充てている。1年前の資料の平成18年4月現在の県は耐震化が約半分ぐらい、50%ぐらいですね、で推移していたのだが大地震の直撃を受けるとされる地域としては取組が大変遅れている。とにかく耐震化は時間との競争だと、前、北川前国土交通大臣の認識のもとにいつ地震がきても大丈夫なように避難場所である学校施設は早急に補強してもらいたい。これまでは老朽化した学校施設は改築、建替えによる耐震化を目指してきたため、財政難によりなかなか進まなかったが、近年、大地震等の危険性も高まっているため、迅速に耐震化を進めるため、耐震補強による方法も可能になったということでもあります。そういうことで、質問していきたいと思います。これはですね、1番、進ちょく状況を一応お尋ねしたいと思います。それだけでございます。以上です。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 皆さんおはようございます。河野議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。佐伯市内の今回退職される団塊世代の人数についてということですが、議員も言われたように、団塊世代といわれる対象年齢が昭和22年から24年の方ということで、佐伯市の3月1日現在の人口統計によりますと、男性で昭和22年生まれの方が746人、23年生まれの方が769人、24年生まれの方が765人と計2,280人の方が対象になるんですが、市内にも各種の業界がありまして、今回退職される団塊世代の人数の把握については、市内企業等に対し調査を行わなければはっきりとした数字はつかめませんが、団塊世代が労働者全体に占める割合は9.2%であると伺っております。今後三、四年の間に数多くの方が退職されるという計算になります。先ほども全国では700万人、大分県では約6万人ほどの退職という



ことであります。佐伯市にとってはちょっとピシッとした数字は分かりません。森林整備のための後継者育成と団塊世代の技術力を活用する考え方及びその場、その機会はあるかについてお答えいたします。議員も御承知のとおり、木材資源の持続的な生産活用が切望されていますが、近年の木材価格の低迷等により林家の林業離れが進み、手入れ不足の森林が拡大しつつあり、また山間地域からの人口の流出と相続などの世代交代により不在林家も多くなり森林整備は進んでいないのが現状であります。御指摘のとおり、団塊世代の方々に林業分野に対して専門的な知識や技術力を培っている方につきましては、その技術力を活用する機会を森林ボランティア作業等も含め今後計画していきたいと思っています。また、団塊世代の方々に林業に魅力を感じ森林整備等に意欲的な考えを持ち活動されている方々につきましては、大分県林業研修所等が実施してます特別研修や一般研修を通じて技術を習得していただき、技術力の向上に努めていきたいと思っています。また、市としましては、今後市報やケーブルテレビ等のメディアを活用し林業関係の情報を伝え、より多くの方々に多面的機能の有する森林のもつ大切さを理解してもらい、森林整備対策を積極的に進めていきたいと思っています。次に、森林ボランティア活動の増と漁業関係者への参加への呼び掛けについてお答えします。議員におきましては、毎回の森林ボランティア作業に参加していただき、ありがとうございます。この場を借りてお礼を申し上げます。佐伯市森林ボランティア活動は、平成7年から大分県・佐伯市が協力し佐伯広域森林組合が実施主体として実施してまいりました。10年経過したということで、昨年ですか、大臣表彰を受けております。佐伯地区のボランティア実行委員会で計画し、森林ボランティアの参加者に森林での体験作業を実施することにより、森林に対する意義の向上を図るとともに新たな担い手予備軍として醸成を行うことを目的に、以前は年3回でしたが近年年2回となっておりますが、市内の森林を主会場に実施しております。そのほかは、大分県が実施する豊かな森づくり大会への参加、佐伯市本匠地域のはいたてさん佩楯山で毎年開催されておりますマリーンロータリクラブ主催の森林ボランティア活動にも多くのボランティアの皆さんが参加をいただいております。御質問の森林ボランティア活動の回数の増についてですが、ボランティア活動を計画するに当たりましては、当然予算の範囲で行うこととなりますので、ボランティア活動の内容の見直しやボランティア作業終了後の交流会等の開催を検討する必要があると思われまます。そうすることによって1回に掛かる経費の削減を行い、ボランティア活動の回数の増は可能になると思われまます。今後、佐伯地区森林ボランティア実行委員会で十分作業内容等について検討していきたいと思ひます。また、森林ボランティア作業の漁業関係者への呼び掛けについてですが、今洪水による森林からの流木が湾岸に漂着し、その処理について大きな問題となっていることは御指摘のとおりです。この問題を少しでも解決するには林業関係者や漁業関係者が一緒になって対応策を協議していく必要は当然あると思われまます。森林ボランティアでもこのことは十分認識しており、現在ではボランティア活動に漁業関係者の方々にも参加をいただいておりますので、今後更により多くの参加をいただくため、漁業協同組合、漁業関係者等と連絡体制を密にしていきたいと思ひます。最後に、県外業者による立木の伐採に伴う佐伯市の規制をかけるための条例の制定についてお答えいたします。県外業者による森林の流木の伐採についてですが、佐伯市の山間部を主に県外業者が入り、立木の伐採を行っていることは御指摘のとおりです。しかし、県外業者だから立木を購入し伐採してはならないという規制はありませんので、森林法の規定に基づいた指導や処理を行っています。森林の立木を伐採す

るときは、森林法10条の8第1項の規定により、伐採及び伐採後の造林届出書を伐採を行う90日から30日前に市町村長に届け出なければならないことになっております。これに基づき、提出された届出書が佐伯市森林整備計画に適合しているかないかを調査し、適合の場合は適合通知の交付、適合していない場合は現地調査等を行い、指導や勧告等の処置を森林法に基づいて行っています。県外業者に対する伐採届出書の提出の必要性については、平成18年10月31日に県南部振興局と佐伯市との共催による森林法に係る伐採等の手続に関する説明会を開催し、県外木材生産業者・市内の素材生産業者・森林組合等の関係者を集めて保安林内の伐採手続の方法、保安林以外の伐採手続の方法について説明し、県外木材業者の方々にも伐採届の必要性について理解を得られたものと思っています。その他、市報を通じて伐採届出の必要性を掲載し、公共工事等で森林の伐採行為を行うと推察される部署及び関係機関へ周知徹底を図っているところでございます。県外業者に対する管内の森林の立木の伐採について、条例を制定して規制はかけられないかということですが、違法伐採でない限り、木材業者が森林所有者から立木を購入し、伐採する行為を制限すれば森林所有者の利益に係りいたしますので、今後規制等に係る条例の制定の可能性について十分な検討をしてみたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 高治教育次長。

教育次長（高治一郎） 河野議員の質問でございます公立学校施設小中学校の耐震化状況の進ちょく状況についてをお答えをいたします。学校施設は地震等の災害発生時に児童・生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすことから、その耐震化を推進することが重要な課題となっております。文部科学省指針の耐震改修の対象となる学校建物は、非木造の2階以上又は非木造の延床面積200平方メートルを超えているものとなっております。対象となる管内の学校建物は134棟あります。そのうち、昭和56年度以前の旧耐震基準の建物は52棟で、全棟数に占める割合は38.8%でございます。耐震化済みの校舎等につきましては、昭和57年以降の新耐震基準校舎等を含み89棟で、耐震化率は66.4%となっており、早急に学校施設の耐震化を図らなければならないと考えております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 河野議員。

37番（河野周一） 再質問をさせていただきます。まず最初に、森林の件で、部長先ほど本匠の方で山を全部皆伐すると、皆切るといふようなことを、そういう問題がありますんでね、それに関して皆切るのじゃなくて、所々間伐っていうんかね、そういうような形の指導はできないんですかね。そういうことをちょっと聞きたいんですがね。皆切るともう今さっき私が説明しましたように、流れてから災害がおきますんでね。こういう指導はできないのかどうか、ちょっとお聞きします。そしてですね、例えば、台風なんかもありますからね、台風とか大雨、台風を意識した植栽方法ちゅうんですかね、そういう検討がされてるのかどうかちょっとプラスしてお聞きいたします。

それとあとは、公立学校の件ですけど、66%ということでありまして、34%がねまだまだということですね。ですから、あと本当はもう34%の命の大切さというのをどういうふうに考えているのかなあということをお聞きしたいんですけどね。それと、それに該当しない公立学校はね、避難場所ではないという所も公立学校がありますわね。そういう方の耐震化というのはどういうふうになってるんかねあ、ちょっと今思ったんですけどね、それもお尋ねし

ます。いいですかね。対象でない学校ですよ。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 河野議員の再質問にお答えいたします、皆伐するのではなく、間伐ということなのですが、これはですね、やはり非常に経費が掛かるんです、間伐っていうのは。で、やはり所有者としては、もう山の立木を全部売りたいということになります。そういうふうになれば立木で立米3,000円とか5,000円で、今ちょっと材価が上がってますんで5,000円というような話がありますが、これ間伐でと言うと逆に間伐するから費用をくださいということで、森林所有者には金は残らない状況になるんじゃないかというふうに考えておりますので、やはり現在ですね、皆伐したあとの造林をしてヘクタール当たり3,000本ぐらい植えたときにですね、下刈りから間伐が終わるまで、約百七、八十万は掛かるんじゃないかと、そうするとですね今の立木を売ってあと植栽をして、また四、五十年たつまでの間、そういう金が残らないんですよ、今山を売っても。そういうことで伐採地を放置した山が多くなっている。これについては、市有林も伐採した部分に植林をしてない所が多いんですが、これは年次計画によってですね、植林をしていかなければ番匠川の上流、佐伯市民が飲む水の危険性もありますし、議員が指摘したような大雨のときには災害になるということもありますので、その点につきましては十分検討していきたいというふうに思います。間伐事業というのがありますんで、林齢の若い部分についてはですね、間伐の推進を図っていけば山はそれなりに管理ができるんじゃないかということですが、以前のように森林組合等をお願いすれば間伐してもかなりの金が出しなきゃならないと。自分が給料の中から手出しをしてまでは山を守れないというのが現状ですが、補助制度も良くなってですね、自分で時間を見て間伐をすれば小遣い稼ぎにはなるかなということですけど、何せ急しゅんな山で作業をするということで危険性が伴いますので、そういう部分については組合等に頼るのが現状です。台風を意識した植栽はできないかということですが、やはり戦後に造林造林ということで雑木を切ったあとに植林を行って、人工林が今佐伯市で55%ぐらい、森林面積のうちの55%ぐらいが今人工林になっておりますが、私たち山に行ってみても天然林だから安全だということは私はないと思ってます。もう燃料革命からですね木炭等を使わなくなった山っていうのは非常に木は大きくなってますが、下には土がございませぬ。結局、光が差さない原始林のような感じになって、やはり土がないからもう保水力もなくなるというような山になっておりますんで、そこらについてはやはり計画的にですね佐伯市の森林をやっぱり守っていかなきゃ非常に危険な状態になるんじゃないかなろうかというふうに思ってます。今後、植栽する部分については、やはり用材にできる広葉樹等を植えるような感じですね検討していきたいというふうに思っております。だから今言われたように、広葉樹等を植えて混交林っていうんですかね、そういう位置付けで植栽を進めていきたいというふうに考えております。

議長（日高嘉己） 高治教育次長。

教育次長（高治一郎） 再質問にお答えをいたします。合併後、上堅田小学校、本匠小学校及び上野小学校の改築事業、蒲江湘南中学校の耐震補強事業を終了いたしまして、本年度から木立小学校の改築事業に着手をしているところでございます。平成19年度には鶴岡小学校、八幡小学校及び鶴谷中学校の校舎耐震診断、下堅田小学校の大規模改造や宇目統合小学校新築の実施計画、蒲江小学校の耐震補強工事を予定をしているところでございます。行政として

議員さんからどのように考えているのかという質問につきましては、避難場所の指定等にかかわらず安全・安心な学校づくりを実現するために、本年度実施いたしました耐震化優先度調査を精査し、緊急性の高い物から順次耐震診断等を行い、耐震補強あるいは改築事業を計画的に実施をしていきたいと考えておるところでございます。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、河野議員の一般質問を終わります。

続いて13番、河原修仁君。

13番（河原修仁） 出会は偶然であり、別れは必然であると言います。本年度をもって退職されます51名の皆様方に長い間の御尽力と御労苦に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。御苦勞様でございました。なお、佐藤助役さんにおかれましても1年9か月、4月いっぱいだろうというふうに思われますけれども、お疲れでございました。

本匠選出の議員、河原修仁でございます。今回は、行財政改革と今後の市政についてを一般質問をさせていただきます。さて、大分県においては健全な財政構造を模索するため来年度以降もより厳しい歳入・歳出の見直しを図りながら、行財政改革プランを実行していく方針であります。国・県を通じて厳しい財政事情は佐伯市においても同様であり、平成17年度決算では財政構造の弾力性を示す経常収支比率は若干改善されましたが、これは合併に伴う要因が大きく影響したもので、暗に財政状況が好転したものではありません。依然として厳しい財政事情には変わりがなく、財政基盤を早期に安定させるためにも行財政改革の完全実施が重要であります。平成18年3月に策定した行財政改革推進プランでは、その必要性和基本的な方針が示されていますが、第1期計画期間が終了する平成21年度までに目標が達成できるのだろうか。その進ちょく状況が少し気になります。行財政改革のスピードを速め、行政のスリム化、効率的な財政構造を確立しなければ、明日の佐伯市はないと痛感しております。直接住民に負担が伴わない内部努力により改善される定員管理や組織機構、総人件費の抑制等については、職員の理解が得られれば可能も到達だろうと思うが、外的努力、地域住民が伴うものについては、スピードが鈍っているのではないかと。これまで3回の行財政改革調査特別委員会が開催されておりますが、事務局サイドの提案には住民の視点に立った構造が伴っていないのではないかと。行財政改革プランは議会も承認をしていることだし、危機意識を持ちながら地域住民を説得するだけの根拠を十分に説明し、納得してもらえるよう真剣に訴えていただきたい。危機感が伝わってまいりません。市長の行革に掛ける意気込みが職員に伝わっていないのではないかと。規定方針どおり実行するのであれば、あらゆる方策を検討しながら、積極的に地域に出向き、説明責任を果たすべきではないかと。住民とのコンセンサスを得ることが大切だと思うが、また組織の改編にしても職員の意見をそのまま尊重しているようで、西嶋カラーが見えない。ボトムアップの考え方を否定するものではないが、時にはトップダウンで当事者能力、市長の指導力を発揮することが必要ではないかと。これからの佐伯市を取り巻く行財政は、合併時より一段と厳しくなることが想定されており、その対応策について市長の具体的な考え方、今後の方針について伺いたい。そこで、まず第1点といたしまして、もうかる農林水産業の実現、地域住民の理解を深めるためにも一次産業の振興、発展に具体的な施策がほしい。一次産業が元気になることにより、行財政改革に対する理解度も増してくるのではないかと。痛みを分かち合える気持ちの醸成、総論賛成、各論反対の考え方を払しょくするためにも具体的な実践施策がほしい。そこで、19年度の農林水産業振興施策、県知事の提唱するもうかる農林業の佐伯市版はいかに考えるか、住民の自立的

なという視点で伺いたい。2点目として、組織と知恵、汗をかく人材の育成、組織の改編については職員体制が確定されてない中、将来を見据えての組織案は想定できないかもしれないが、毎年毎年組織機構を見直す現状からは職員の新しい発想は生まれてこないのではないかと。使命感をもった主体的な職員を育成するためにも、早期の組織の確立が必要ではないかと思う。行革推進課は特に各振興局に出向き職員の生の声を聞きながら、組織の改編方針等を決定すべきではないかと思う。そこで、各振興局のあり方と地域住民とともに汗をかく職員の育成及び今年度の具体的な取組状況を伺いたい。3点目といたしまして、公平感をなくす自主財源の確保策、自主財源の確保についての取組状況は一定程度評価をしておりますが、実際に徴収率、徴収額が上がり、滞納額が減少しているのか。また年度当初に説明があった徴収体制は整ったのか。実績が上がっていないのであれば、税等の収納徴収課の新設等専任体制が必要ではないか。行革で職員減になってはいないか。逃げ得を許すことなく、また市民の不公平感を広げないよう今後の税金や使用料等を自主財源の確保策について伺いたい。4点目として、第2期行財政改革プラン、人口や財政規模等を類似する中津市の行財政改革5箇年計画によると普通建設事業費を現状の約6割に抑えるなど、超緊縮型の予算編成を考えているようだ。国・地方財政を通じて未曾有の財政危機に直面をしている今日、第2次ステージにおける第1期プランが終了し検証してない状況の中ではありますが、現時点で考えられる基本的な考え方についてお伺いをしたい。以上、質問をいたします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員さんの御質問にお答えいたします。非常にありがたい積極的な御意見を賜りました。私もそれに向けてますますシビアな行革ができるのではないかと考えておりますが、住民いろんな皆さん方についても理解を賜るようにやっていきたいと思っております。市民の皆さんに直接かかわる行革プランに従って現在は進めております。具体的には、住民にかかわるものの中で、火葬場の統廃合、また大島航路これも民営化等について関係する地域で住民説明を現在行っております。一般廃棄物収集業務の委託についても、21年度から全地域で実施できるよう準備を進めております。保育所の民営化及び統廃合についても検討委員会を現在立ち上げております。認定こども園の導入も盛り込みながら検討しております。また、水道料金やケーブルテレビ使用料につきまして、今年度はコンサルに委託し、適切な料金の設定について検討しております。このほか、国民健康保険料については、運営協議会で審議しているところでございます。こういった市民の皆さんに御負担を掛けるものについては、慎重を期するものが必要があり、住民説明やパブリックコメントを通じて、市民の方々に御理解を求めていきたいと思っておりますし、また庁内における行革については、プランに基づきながらできるだけ実施可能なものには手を付けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） おはようございます。組織を早く確立すべき振興局の生の声を聞き、組織改編を、今後の具体的な取組を、についてお答えいたします。九つの自治体が一緒になって2年、まだ完全な一つの自治体の体制になりきっておりません。現在の状況は、過渡的な組織であることを御理解いただきたいと思います。併せて、職員数を減らすという重要な課題をクリアしていかなければなりません。現段階の組織を効率的に動かしていくことを第一義とし、行革プランの確実な実施による行政のスリム化を図りながらあるべき姿を構築して

まいりたいと思います。振興局職員の生の声は、市長が7月10日から28日までの間、助役が5月9日・10日・11日の3日間、各振興局を回り意見を聴取いたしております。また、行財政改革課の職員につきましても5月の連休のあと、各振興局を回り組織改編後の現場の生の声を聞いております。さらに、振興局長会議にも参加し、随時振興局長たちとコミュニケーションを図っております。教育事務所の廃止に関しましても、教育委員会とともに各振興局の声を聴取いたしております。また、10月の職員研修の中で、19年度体制に対応する提言をですね職員全部からアンケートをとっております。その結果、102名の職員からですね新しい市の体制についての一定の提言をいただいております。それから、地域振興は地域振興局を主体としてですね、本庁との緊密な連携の下で施策を実現させていきたいと考えております。非常に積極的な御意見をいただいて私もうれしゅうございますが、いわゆる第2期ですね、行革プランにつきましてもはですね、18年3月にこれを作ったばかりでございます、ちょうど去年のいわゆる2月の議会でこういう御議論をいただきました。1年が経過した中でですね、まだ私どももきちっとした組織ができてないためにですね、まだまだ模索段階にあるというふうに考えます。そして今、市長からも述べましたが、行革プランのですね実行そのものはですね、行っていく中ではですね、確実にその成果は上がっているというふうに思います。そういう結果につきましては、8月ですか、第1回の行革特別委員会にその方向性と問題点についてですね、御提議を差し上げたところでございます。今のところですね、第2期行革プランをとということですね上げるまでには、まだその結果がですね集約できてないという段階でございますので、よろしくお願いたします。

議長（日高嘉己） 植木財務部長。

財務部長（植木通則） 河原議員の3番目の自主財源の確保についてお答えいたします。税の徴収率につきましては、集合納税の8期分、1月末納期の時点で昨年と比較してみますと、市税の関係につきましては、市税合計比較で現年度分は前年度月比0.45%の増、同じく滞納繰越分については1.29%の増で、合計で0.32%の増となっております。一方、国民健康保険税につきましては、合計比較で現年度分は0.11%の増、滞納繰越分については1.87%の増となっておりますが、合わせた計では退職国保等の関係もございまして、1.46%の減となっております。今のところほぼ前年並みの推移ではないかというふうに分析しております。また以前、御説明をしました税の徴収に関する体制のうち、滞納整理機構の設立については検討を行った結果、本市を始めとする県南の多くの市は滞納整理機構の設立の必要性を強く要望しましたが、最終的には必要性は認めるものの中・長期的な問題としてとらえ、近い将来の対応とすることが適当であるという結論に達しました。税等の収納徴収課の新設等を専任体制に関しましては、国と地方の税財源を見直す三位一体の改革で個人住民税が増えることになり、地方税の徴収強化が求められていることから、財源を安定的に確保するための組織取組が必要ではないかと考えております。機構改革により、振興局における税関係担当事務が市民サービス課市民サービス係の所管となり、機構改革前に比べると人員減になっている現状であります。先般マスコミで公表されましたように、県が高額の滞納や困難な事案に対して専門チームを作って対応する条例改正案を提案して、個人住民税の強化に乗り出すことになっておりますから、協働して対応していきたいというふうに考えております。また、このこととは別に、県職員の市町村への派遣や市職員の県への研修等派遣の身分の相互併任で滞納整理に対処することについても協議を進めておりますから、今まで以上の徴収強

化と併せて税に対する市民の不公平感を広げないよう、自主財源の確保について努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど農林水産業のことにつきまして、私の方から答弁する予定をしておりましたが、私の方がちょっとそれを落としたので、ここで答弁させていただきます。河原議員さん御質問のもうかる農林水産業の実現についてお答え申し上げたいと思います。大分農山漁村活性化戦略2005で、県は元気で魅力のある農山漁村、知恵を出し汗をかいてもうかる農林水産業を目指して、本県農林水産業部門計画を策定した行政の基本指針としております。この計画は県だけのものでなく、農林水産業従事者、市町村、関係団体、さらには消費者との共通認識のもと、ともに進むべき道筋が示されております。計画のねらいは四つの施策を基本とし、「The・おおいた」ブランドの確立にあります。カボス・関あじ・関さばなど全国に誇れるブランド産品に続く新たな地域ブランドの確立を目指しています。当佐伯市においては、一次産業の発展なくて佐伯市の発展はないと私は思っております。農林水産業の具体的施策については、これまでいろんな質問の中にもありましたので割愛をさせていただきますが、ブランド化につきましては、先般各業界から委員を任命いたしまして、食の拠点懇話会というのも立ち上げました。その大きな議論の中は、佐伯ブランドの確立と一次産業、特にこれは農業と水産について流通ってものが非常に違ってきておる。特にこれから高速道路もでき、今までの流通体系はどうかと、私自身が卸売市場という特殊な中にありますので、そうした流通形態の見直しをですね、農業においても漁業においてもやりかえなければいけないと。このためには、各会社の社長級じゃあなくて、今現場でやっている若い係長や課長級、まあ農協職員、漁協職員、それぞれ流通の団体、また生産者の方も若い方々を入れてですね。この懇話会を立ち上げることによって意識改革をしていかなければと。そして、先ほど言いました高速道路等一体となった流通の方策ももっていきたくと。それから林業等については、木材の価格も上がってきております。これについていろんな方策がありますので、この木についてもいろんな角度から検討していき、一次産業の定着をですね図っていきたくと考えております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 河原議員。

13番（河原修仁） 再質問をさせていただきます。このもうかる農林水産業の実現ということで、今市長から所得の向上、生産構造の高度化とか、新しい担い手確保とか、付加価値を高めるブランド化というふうな縷々答弁をいただきました。あとは外的の努力の中で、アウトソーシングに伴うところが多かったんじゃないんだらうかなという答弁でございます。で、私はこの再質問といたしまして、今度は、木原部長にひとつ質問をさせていただきます。この行政40年、農林水産業20年ひたすらまいりました道でございます。いわば山業・海業のオピニオンリーダーじゃなからうかというふうに思っております。2点ほどお伺いをいたします。企業的な経営農家とか集落営農法人といったいわゆる国の政策の担い手中心の施策の展開がなされることからですね、やはり本市の零細農家、この救済の施策をお伺いをしたいと思ひます、1点目は。2点目といたしまして、地域の農業をもっと活性化させていかなくちやいけないというふうに思われます。その中で、県の振興局農山漁村振興課、そして本市の農林水産課、農業委員会それとJAの営農指導員、こういう方々をワンフロア化してですね農業振興の関係の業務を行っていったらどうかというその2点をまず木原部長にお伺い

をいたします。それから2点の組織と知恵、汗をかく人材の育成ということでございますけれども、木許部長にお伺いをいたします。何か小出しをされているようでございまして、私の質問と若干ちょっと対抗的な答弁でございました。ミスター行革マンに真っ向から行きます。このですね、組織の改革いわゆる800人体制の青写真はやっぱり既にできているのかできてないのか。これの幹ができておれば、あとは枝葉を付けるだけでいいんじゃないだろうか。できてないのにすれば組織の根幹をなす大綱ができていないから場当たりの組織体制になっていないのかと、このまず2点をお伺いしたいというふうに思います。800人体制と申しましたのは、行革推進のプランの中では普通会計これが800人、それから特別会計の方が120人という形で920人体制を将来的な目標と定めておりますけれども、8万の人口の中から100人に1人と言ったときには800人体制、こういったところでの青写真ができてるかどうかをお伺いをいたします。それから、塩月助役に2点お伺いをいたします。このですね、若手職員の育成及び技術職員の発掘と事業課への配置が私は急務だというふうに考えておりますけれども、その対策についてお伺いをいたします。もう1点目、私は人材育成を考えたときにやはり行政の第一の財産は人であるというふうに思います。これからの地方分権の時代に本当にふさわしい自立した自治体を構築しようと思うならば、また少子高齢化社会と真剣に向き合う地域産業経済化をしっかりとやはり掘り起こして思うならば、やっぱり住民福祉に徹する職員をどれだけ確保できるか。すべてここにかかっているとんでも私は言い過ぎじゃないんじゃないかなというふうに思います。そういった面でするね人材育成基本方針の策定はできているのだろうか、できてないんだろうかというところの2点を塩月助役にお伺いをいたします。それから、不公平感をなくす自主財源の確保策ということで植木部長に再質問をいたします。剛毅木訥仁こうきぼくとつに近しと申しますけれども、植木部長のような方をおっしゃるんじゃないだろうか。非常に言葉はなかなかでございますけれども、根は正直で誠実じゃなかろうかなというふうに思ひまして再質問に入ります。このですね、私が17年度の滞納関係を調べました。市税がやっぱり徴収率がですね88.9%、県内で14市中11番目、国保税が徴収率78.8%、市内で14市中6番目ということで、この時は前年対比が0.6でございました。そして、この17年度の滞納額が、この市税が7億7,600万、国保が7億700万、これ合計しますと14億8,300万でございます。また、この市営住宅は6,600万で上下水道が3,780万、保育料が660万でございます、この合計をいたしますとですね、もちろんこの国保税と市民税、そして使用料を10ほど合計いたしますと15億9,340万でございます。そして、17年度の不納欠損処分がいわゆる不納欠損額が1億1,423万5,000円でございます。こういったときにやっぱり徴収体制、目標が皆さんで市を挙げて出納閉鎖がございまして、管理職でまた班を組まれて行かれるそうでございますけれども1,580万でございます。評価の収納を今度のいわゆる説明の資料でございましたけれども、目標が5,000万じゃあなかろうかというふうに思っております。目標額にはやっぱり到達しないんじゃないか。そうするとやっぱり徴収体制を強化しなくちゃいけないんじゃないかなと思います。それで4点ほどお伺いをいたします。このですね過年度と高額滞納者や長期滞納者の取組はどうなっているのか。それから、新規滞納者に対する取組はどうなっているのか。新規の滞納者はやっぱり早いうちにつぶしていかなくちゃ、過年度分の滞納者へと入ってまいります。その中で新規に滞納する滞納者のひとつ取組。それからですね先日3月の9日、今期一般質問のトップをきりまして和久議員が豊後大野市の一つ事例を出しまして質問をいたしました。本



庁が12名で支所が6名、計18名のいわゆる新設して新任体制でやっている。丁寧に滞納整理をやっている。これの質問ですかね、に対する答弁が明確でございません。ここのところのひとつ答弁を明確にお願いをいたしたいというふうに思います。それから4番目でございます。この第2期の行政改革プラン、そこで私が特にお聞きしたいことはですね木許部長、振興局の組織改編、職員体制及び技術を集積を図った分室体質の今後はどのように考えておられるのか。ワンステージ、ツーステージ、いわゆるスリーステージの近くまで入っております。ここでこの後はどうだろうかということ、非常にやっぱり現時点では難しいということ、西嶋市長にここはですよ伺いたしたい。いわゆる合併後、新佐伯市のいわゆるまちづくりの基本でございます。総合計画を18年度と19年度でただ今策定をしております。このやっぱり総合計画にですね、やはりその、について市長よく安心・元気・飛躍とかいうプランをよく掲げております。こういう佐伯市のまちづくりにおいてですね、地域の施策のチャレンジ、特に周辺部のやはり対策に対してですね、やっぱり思いやりとか優しい・温かいやっぱり施策を展開をしていただきたい。そういったものが織り込んでおられるのか、織り込んでおられないのかということ。それともう1点、いわゆる行財政改革調査特別委員会、矢野委員長の下でただ今やっております。ここの提言がございます。行財政改革を並行して市民に対して合併の意義を示すためにも夢のあるまちづくりを提示していただきたい。これをひとつこの総合計画の中に織り込んでいくのだろうかどうだろうか。基本でございます。総合計画によっていわゆる実施計画が伴います。第2期目の行財政改革ともやはりかかわってくる大きな問題だというふうにとらえております。以上、再質問とさせていただきます。なお時間の関係上簡潔にひとつ要点を絞った答弁をお願い申し上げます。以上でございます。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員の御指名でございます。総合計画につきましてはですね、19年度に委員を選定いたしまして、そのため昨年のタウンミーティングで総合計画の一つのあり方という形でですね各地区に最後のページにですね、こうしたまちづくりはどうだろうかということで皆さんの提案に基づいて聞いております。なかなか御意見がないようですので、私の方では、この総合計画についてはできるだけ自前で作って、現在一般公募もかけ、そして女性参画の問題がありますので、地域からの女性を大きく参加させて、そして先ほど言いました周辺対策事業、そして夢のあるまちづくりに向けて、その中で先ほど言いました安心・元気・飛躍のですね言葉をその中に入れましてやっていきたいと思っております。原案的にはまだ作っておりません。そういう目的をもってやっていきたいと思っております。19年度に委員会とまた議員の皆さんの中でも学識経験という形で多分出席を、総合計画の委員でですね、出ていただいて御指導を賜ることもあると思っております。そういうことで19年度に総合計画は策定の手を付けていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。他は部長より関係御指名がありましたので、答弁させていただきます。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月助役。

助役（塩月厚信） 合併に携わった者の1人として、またその今合併の厳しさというものでひしひしと感じております。議員の再質問で若手職員の育成、そしてまた技術職員の発掘と事業課への配置、また人材育成基本方針等の御質問でございますが、始めのですね若手職員の育成を考えればですね、やはり一番重要なのは研修が課せないことかなと思います。私どもとは違いまして、職員は採用され定年になるまで長い間市長に代わりまして市民のために仕事

をすることになります。ですからその間、安心するんじゃないですね自己研鑽<sup>じこけんさん</sup>に努め、それぞれが努力していかねばならないと思っております。そしてまた、私もはそういう職員にですね研修の場を与える機会を作るということも必要かと思っております。そういうことでもありまして、昨年の8月技術職、そして10月に一般職の研修を執り行いました。また、研修だけでなく、それぞれの職員の持った個性というものをですね、河原議員の質問にありましたようにですね、農業を生かす企画力あるか、漁業を生かす企画力があるかと、そういうことの把握もしていかなければならないかと思えます。また、次の技術職員の発掘と事業課への配置でありますけれども、確かに旧町村の場合は高校の土木、高専の土木また大学の土木を卒業して一般職で採用されながらですね、それぞれの事情で長い間技術畑を歩いた職員が多くおりました。そしてまた、合併の際ですね、どうしても一般職で採用しておりますから、その把握ができずにですね、技術畑から事務職、またその逆も多々見られました。今回ですね新年度人事に生かすべくですね、その作業も行いましてほぼ生かされたと思っております。今後もしっかりですねそのことに関しては続けていきたいと思えます。また、人材育成基本方針が策定しているかの御質問でございますけれども、確か昨年ですね佐伯市の行財政改革プランの中に策定の計画が載っていたと思えます。庁舎内でですね研修委員会等を設置して早い時期は19年度中にですね、その基本方針の策定をやりたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 河原議員の再質問にお答えいたします。零細農家の救済策ですが、これは零細農家の対応についてですね基本的に小規模農家が現状で農業所得の確保に努めるというのはかなり厳しいんじゃないかというふうに思っております。やっぱり、国の施策として担い手中心的な補助政策が現在とられるような方向になっております。零細農家というと非常に厳しいかなと。今佐伯市の農家、兼業農家を含めてですが、約3,000ぐらいだと思うんですけど、主に農業一本で行ってるのは300を切るぐらいじゃないかと考えております。この零細農家につきましては、今うちの方でもケーブルで農業機械の不要になった人はいないかとかいうものを取りまして、今20数件の提供者が出ております。こういう農地の貸してくれる農地はないかとか、いろいろな情報をつかんでですねそれを農家に発信しながらやはり経営規模を少しでも拡大すればそれだけの所得は上がるということで、できる体力のある人についてはそういうふうなやり方をしたい。非常に高齢化が進んでおりますので、今やってるのを増やしきるかなという部分があります。そういうこともありますから、市としては現在指導員、嘱託の職員等とともに野菜の講習会、野菜作りの講習会を各地で開いていますが、現在のところあまり徹底してないのか、参加率があまりよくありません。最初は5名程度だったのが今は1か所15名とか人数が増えるそうなので、それが浸透していけばですね、そういう部分をやりたいと。関連してでの関係機関と連携した職員がワンフロアーにおいてということがですね、19年度からそういう施策を担い手のアクションサポートというような事業もございまして。これにも取り組んでいく計画で新たに営農指導の職員も1人嘱託で雇おうと、やはり私が、市長が言わなかったのに言うのは悪いんですけど、やはり佐伯の一次産業っていうのは、ワンフロアーにおいてですねやっぱりやらなきゃいけないなあと。今の分室は極端に言ったら私は廃止をしてほしいということを訴えてきたんですが、やはり地域の職員が減ってくるという中で、来年度についてはできないということですけど、やはり

ワンフロアーに居て佐伯の農業はどういうことをやる。水産はどういうことをやるっていうのをですね職員全体が知っておかないと、いざ市民に説明するときにはですね、蒲江は何をしよるんかなというようなことになっても困るんじゃないかと。そのためにはやはり何度も言いますが、ワンフロアーにおいてお互いがどういう仕事に携わって、これに力を注いでいこうという佐伯市の市長の下でですね、やはり地域地域の特性を生かした農業を林業、水産業をやっていかないと。特に佐伯市は87.3%の山林でございますので、この山を生かした事業をやっていかないといけない。農地はどうしても2.7%しかございません。海はこれは260キロの海岸を有しておりますので、これは生かしたものをやっていかないといけないと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 議員さんの気合いの入った質問にですね思わず、今質問途中で「はい」と言ってしまうました。昨年もですねこの2月の議会にですね議員さんから気合いの入った言葉をいただいて、身の引き締まる思いで行革を進めてまいりました。今日もちょっと萎縮<sup>いしゆく</sup>してお答えいたします。議員さんがおっしゃるようですね、800人いわゆるプラス特別会計というのは行革の中にも掲げておりますし、900数十名という目標にですね向けて今後は、いわゆるそれが青写真だということははずーっと訴えてきたところでございます。登っていく山ははっきり見えているというふうに考えております。ただ、城山に例えますとですね、登場コースとか、独歩コースとか、水明台コースとかそれから若宮コースといったようなですね、登る山の方法は幾つもございます。それは今後の市長の推進力、それから議員さん方のまた考え方、それから職員の今後の進め方にかかっているというふうに考えております。ちなみにですね、その方法としてですね考えられるのが、今年の振興局とですね分室のことについての行革からそれから得たいわゆる意見、それから職員研修で得た意見を申しますとですね、おおむねですねいわゆる分室、今さっき木原部長がおっしゃったようですね、分室は廃止という方向の方が大体体制を占めるのかなというふうに思います。ここら辺りはちょっと整備はしておりますが、こういったいわゆる過渡期のものがございますから、今後の検討に委ねていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 植木財務部長。

財務部長（植木通則） 河原議員の再質問にお答えいたします。河原議員御指摘のとおり、市税等の滞納が約14億を超えておるし、また使用料等を含めれば15億を超えておるというようなことで、今厳しい財政状況の中で、片やそういった行革で歳出の削減を図る中で、また歳入の確保も図るということは極めて重要であるというふうに認識しております。1点目のですね、長期滞納者あるいは新規滞納者についてでございますが、長期滞納者につきましては、これから差押えとかあるいはそういった不動産の公売等も含めてある程度強力的に進めなければいけないというふうに思っております。もちろん、そういった生活実態を十分把握してですね、そして本当に欠損で落とせるかどうかといった、そういった見極めも必要ではなからうかというふうに考えております。そういった新規の方については早いうちにですね芽を摘まなければいけないと。そのためには、どうしても徴収率を上げるためにはですね、足で稼ぐ以外はありませんので細めにですね徴収すると、そういった体制をとらなければならないというふうに思っております。それで年末、12月末あるいは3月末、あるいは出納閉鎖時期には税務課を中心にですね徴収体制を強化を図っておりますが、それだけでは不十分だと

いうことで7月に特別滞納整理対策本部を作りましたので、一つは関係部課との連携と班とそれと管理職160名ほどおりますが、管理職等の班を組み合わせて引き続きですね強力にやっていきたいというふうに思っております。それから豊後大野市の例でございますが、これは先だって和久議員の方から御提案がありましたように、これは税あるいは保険料、あるいは各種使用料等の、要するに縦割りの徴収体制を一元化してそこで収納課を新たに新設して、そして法的手続を速やかにとってですねどんどん滞納整理をやっていこうということは、大変これはまあ非常に参考になりましたので、こういったことも含めまして19年度以降ですね、大いに検討したいというふうに思っております。現在、19年度以降はどうしても徴収するには人手がいるということで2名嘱託員の配置をお願いしたところでございます。行革プランを進めておる中でなかなか職員増というのは大変厳しい状況ではございますが、今の体制としては本庁がですね8名で、それからプラス介護の保険の1名で9名でございます。振興局は2名で八つありますから16名ということで、どちらかいうと振興局が専門の徴収というわけではございませんのでね、オールラウンドでやっておるんで、どっちかという振興局の体制がちょっと弱いかなという部分がございます。しかしまあ人手がいるというようなことがございますので、そういった徴収体制あるいは事務体制の見直しにつきましてもですね、先ほど木原部長の方からちょっと、あるいは木許部長の方からですね組織についての見直し等の議論がございましたので、そういうことも含めまして全体的に行革プランの中でですね検討していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 河原議員。

13番（河原修仁） 再々質問でございますけれども、市長お一人に絞りまして最後の御質問をさせていただきます。私はこの行財政改革と今後の市政について、ここで市長からは是非とも考え方の中に入れていただきたいというのは、やはり人を大切にする。人間をやはり尊重する。人を生かす。やっぱり個々のやっぱり職員であり、市民であり、個々のやはり人を中心にしたこの考え方は是非とも西嶋市政の中に強く入れていただきたいなあというふうに思います。最後になりますけれども、今本市は700億円を超える債務残高を抱えております。未来の子どもたちにそのツケをやはり残さないためにも夢と希望を抱き、安心と安全に暮らしていけるまちづくりを実現するためにも西嶋市長、行財政改革を不退転の決意でやる心構えがありますか、ありませんか。お伺いをいたします。そして最後になりますけれども、今年の正月の明けの大分合同新聞に掲載をされておりました河野道利さんという方の佐伯市の発展に期待というのがございました。新佐伯市が誕生して今年は3年目を迎えます。期待と不安の中での船出でしたが、高速道路が可能になり経済界では御手洗富士夫氏の経団連会長、スポーツ界では成迫健児選手のアジア大会金メダル、大相撲の嘉風関、日本文理大学高校の高校駅伝の活躍と話題には事欠きません。また観光では伊勢エビまつり、地元お酒佐伯こまちの開発とすばらしい。民間は精一杯努力をしております。しかし、佐伯市民が囑望している企業誘致、行財政改革、大入島の問題は進展がなく展望が開けてきません。市長を始め市議、商工会議所の方、市の職員一層の奮起努力をしてその実現、解決に向かってください。佐伯市はこの10年間人口の減少が激しい、若者が都会に行かないで地元で働ける職場が市民の願いです。九州の地で一番広いだけでは何の自慢にもなりません。佐伯市の各界のリーダーの方々に期待をしております、未来のために。この河野さんの声を聞いた時、8万有余民の市民の皆さんの声だなあをつくづく胸が熱くなる思いでございました。もっと頑張られば

と思う毎日でございます。以上で私の質問を終わりますけれども、最後に市長、お伺いをいたします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 河原議員に圧倒されるようなことでございますが、私が市長選に出たのは行革をするということで出ております。内容的に言いますと、この2年間、特に17年になりましたですね、ちょっと私の行革スピードが速くて逆に事務局の方からあまり急ぎすぎると抑えられた件があります。一つには各振興局の再編という形で昨年この議会で余りにも早いんじゃないかということがありましたが、こうしたスピードを上げていかなければいけないと。それから職員の採用についても2割退職者に入れるということも、これも昨年度見送りました。特に行財政、厳しい面がありますが、やっていかなければならないと。これは私の今期における政治課題でありますので、その点の御協力はよろしくお願い申し上げます。また、人を大事にするということで私の政治信条の中に、人は城、人は石垣という言葉があります。私も事業をすればやはりその職員が一体となってやらなければどうしても事業はできません。この行政もそうだと思っております。数多くの職員ですが、全部に目利きはできませんが、そうした基本方針をもってやっていきたいと思っております。議員皆様方の御協力を御願ひし、将来の子どものために合併してよかったなあというまちづくりを今後ともやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（日高嘉己） 以上で、河原議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時9分 休憩

---

午後1時10分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて43番、寺島孝幸君。

43番（寺島孝幸） 皆さんこんにちは。43番議員の寺島孝幸でございます。この3月末で退職される方々につきましては、大変これまで長期にわたり市政執行、そしてまた市民のサービスいろんな形で寄与されてきたことに対して厚くお礼申し上げたいと思ひますし、また今後もこれまでのノウハウを生かしながらですね市民の生活の手助けということで、それぞれの地域の中でですね御活躍されることを祈念申し上げたいというふうに思ひます。

さて、今回私は大きく2点について質問をしていきたいというふうに思っておりますし、1点目は、格差社会の是正対策ということでお伺ひします。それと2点目については、今回多くの退職者が出るということで、特にこれまで私の議会一般質問でですね、質問をしてこれまでの懸案となっております事項も、この今回退職される方々についてはですね、是非今後の継続という形で是非引き続いてですね、いろんな継承をですねきちっとしていただきたいなあという意味もありまして、あえて今回幾つかのこれまでの懸案事項についての対応をですね聞いていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。まず今の日本経済の状況についてですね、非常にまあ好景気と言われることで、いざなぎ景気を超える戦後最長というふうに言われております。そして、大企業の業績についてはですね2007年のこの3月末、3月期で5年連続でですね過去最高益を更新するということが予測されているというふうに言われております。しかし、国民の多くはですね景気回復の実感とい

うものがなくて、そのために個人消費も伸び悩んでいるというふうに言われております。財務省の調査によると、大企業資本金10億円以上の従業員の人件費は2001年には52兆円であったが、2005年には48兆円台に減少しておるといふようになっております。逆に反対にですね、株主への配当金は3.1兆円から8.6兆円で約2.8倍になっておると、また役員給与・賞与も含めてですね0.8兆円から1.5兆円と約2倍に増えているということが明らかになっております。一方、勤労者の家計はですね、ここ8年連続のマイナスというふうに言われております。厚生年金保険料、健康保険料の総報酬制化と料率の引上げ、介護保険の導入と料率の引上げ、雇用保険料の引上げ、所得税・住民税の定率減税の廃止、また配偶者特別控除の廃止などで2001年以降だけでもですね、年収400万円の世帯で約9万円の負担増となっていると言われておりますし、また給付面ではですね公的年金が支給開始年齢の引上げという状況、そして給付水準の引下げ、また医療保険の負担増は3割まで引き上げるなど、国民の多くがですね生活の悪化を強いられているというふうに思っております。そこで大きな1点目の格差社会の是正対策ということでですねお聞きしたいと思いますけども、小さな1点目として、最近、格差社会ということがマスコミ等でもよく聞かれますが、このことについて市長はどのように受け止められているのか。認識されているのか。また、市としての対策についての考えがあればお聞かせいただきたいというふうに思います。小さな2点目として、格差として都市と地方の格差もありますが、貧富の差、所得格差についてその大きな要因の一つとして雇用形態、就労条件が言われております。佐伯市における有効求人倍率、雇用形態、正社員、嘱託、パート、臨時、派遣について、それぞれの平均収入、時給、月給、年間総収入についてお伺いいたします。小さな3点目として、行政改革で佐伯市が今取り組んでいる民間委託について、またこれから取り組もうとしている民間委託でどのような雇用形態になっているのか、また今後行われる雇用形態についてどのように予想されるのかお伺いいたします。

大きな2点目で、これまでの一般質問に対する取組状況についてということで、先ほども申し上げましたけども、部長級の退職、また4月人事の異動ということで、是非事業の継続をお願いしたいという立場での質問を行っていききたいと。まず小さな1点目で、番匠川河川敷に照明灯の設置をということで、昨年3月議会でお伺いしましたが、その後の取組状況についてお伺いをいたします。小さな2点目、非核・平和都市宣言の制定をということで、これまで何度か伺ってきましたが、昨年6月議会で、市長より今年度中には制定できるようにしていきたいと答弁をいただきましたが、その後の取組状況についてお伺いいたします。小さな3点目として、河川浄化対策と整備についてということで、昨年6月議会で伺いましたが、中江川・中川の水質検査とヘドロの除去、また水門操作による自然浄化の取組について、その後どのようになっているのか。また、中江川の船頭町、城南町の周回散策道として住吉神社裏から住吉橋の歩道の接続について、その後の取組状況についてお伺いをいたします。小さな4点目として、防災対策について昨年9月議会で伺いましたが、その中でハザードマップについては今年度中に完成する予定ということでありましたけども、その状況についてお伺いいたします。以上で質問を終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員の格差社会についての御質問にお答え申し上げたいと思います。格差社会をどう受け止めてるかということでございます。格差社会とは、国民間の格差がはっ

きりしてきた社会であるとされています。通常は所得や財産など経済面について言われることが多いようですが、私もこうした中で、市長に就任しているんな要望事項のときに九州の西と東における社会基盤の整備状況においての格差、あるいは大分県内でも南と北における雇用状況の格差、地域的な格差について改めて実感しております。この格差社会をどのように受け止めているのかということですが、現実の社会は人により、地域により、一定の格差が生じること自体は避けられないと思っております。ただ、このような格差があまり大きくなる場合は、さまざまな社会問題が生じてきます。したがって、すべての人にとって住みよい社会を築いていくためには、格差があることによって受ける不利益の程度は社会的に見てあまりに不公平によるものであってはならないことと考えております。なお、このような格差社会に対する配慮は、法制度の整備・改善など基本的には国政レベルで対応すべき問題であると思っておりますが、個々具体的な事例では市において取り組むべきのものがある場合には適切に対応したいと考えています。他の質問につきましては、関係部長に答弁させます。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 格差社会の是正対策についての雇用形態や就労状況についてお答えをいたします。一般質問2日目の高司議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、佐伯公共職業安定所の公表している管内の雇用に関する数値は、一般労働者、これは正規と臨時社員を含みます、とパートタイム労働者の区別のみで集計をされております。これによりますと、佐伯市における平成18年12月の月間有効求人倍率は1.33倍となっております。うち一般は0.95倍、パートは2.45倍となっており、過去2年間ではいずれも最も高くなっております。派遣労働者につきましては、安定所に提出される求人や新聞の折込み広告により市内の製造業を中心に数社の就業が予測されますが、人数等の把握はされておられません。また、大分県の行っている勤労統計調査では毎月県下約3万3,000事業所の雇用動向などの調査を実施しておりますけれども、佐伯市のみの調査ではありませんが、給与等についての状況の参考になると考えております。これによりますと、事業所規模が5人以上30人未満の事業所では、平成18年1月から12月の一般労働者の平均給与、これには一時金とか超過勤務手当とかは省いておりますけれども、それが26万1,958円、同じくパートタイム労働者は8万297円となっております。この数値をそれぞれ月労働時間である一般の160.2時間とパートの95.1時間で除した時間給は一般労働者が1,635円、パートタイム労働者が844円となっております。なお、このパートタイム労働者の時間給が、高司議員さんの答弁の中とは異なっておりますけれども、統計のサンプルが異なっておりますので、御了承いただきたいと思います。それと年間の給与額は、一般労働者が約400万、パート労働者が約100万ということでございます。以上でございます。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 寺島議員のうち、幾つか私の担当のものが4件ほどございますので、ちょっと長くなると思えます、よろしくお願ひします。まず始めに、佐伯市が行った民間委託等雇用形態についての御質問にお答えします。佐伯市がこれまで行った民間委託には、養護老人ホーム敬愛園の運営委託やごみの収集運搬業務委託があります。また、平成18年度から指定管理に移行した施設や4月から指定管理となる特別養護老人ホーム豊寿苑が挙げられます。さて、委託先の雇用形態についてお尋ねですが、これまで委託した法人や会社で採用さ

れた職員の勤務労働条件については直接関与しておらず、採用先の雇用方針に委ねているのが実情です。次に、今後どのようにするかにつきましては、指定管理等の委託については今後も取り組んでいく予定ですが、委託先での雇用者の勤務労働条件については、市として積極的に関与する予定はありません。ただし、指定申請書が提出され、委託先を選定する際に、雇用形態に無理が生じていないかのチェックをすることは指定管理者を選定する大事なポイントと考えてますし、委託後においても申請書や協定書の記載内容と委託後の運営が大きく逸脱する場合には適宜に指導を図るべきだと考えます。あくまで公共サービスを担っていただくわけですから、雇用形態も含めた持続可能なサービス提供体制となっているか。事後評価も視野に入れた役所の体制も必要であろうかと考えております。残念ながら、指定管理導入1年目であり、現在はそこまで進化していないのが実情でございます。

次に、これまでの一般質問のうちの取組のうちですね、いわゆる防犯灯いわゆる河川敷のものについてお答えいたします。これまでの一般質問に対する取組状況にかかる質問のうち、番匠川河川敷への照明灯の設置についてお答えします。本事案について引き続き市の内部で協議してまいりましたが、市が設置することは困難であるとの見解以外に、新たな進展はないのが現状でございます。市といたしましても、道路を夜間でも明るい状態に保つことは基本的には望ましいことだと考えますが、議員も御承知のとおり、多大な費用が伴うことであり、数ある道路を希望どおりに照らすことには限りがございます。現状では建設課が所管する道路照明については交通安全上必要な大きな交差点、橋、トンネルの出入口等に設置場所を限定しており、公聴広報課が所管する防犯灯についても維持管理は地元自治会の負担を前提に設置しております。毎年、市民の皆様から寄せられる照明設置の要望は、これらの制度に沿って限られた予算の範囲内でその一部について対応しているところでございます。こうした状況の中、特に御指摘の場所につきましては、堤防の水害防止機能の低下につながるような非常に厳しい規制があり、設置には相当の工事費用が伴うことから、一般の通行の安全性だけでなく、体育振興、健康増進の大切さは理解できるものの、そのために当該区間に市が照明を設置することは、現状では困難であるとの判断に至っております。なお、前回の御質問の中で、議員からは大分市の事例を挙げて、管理者である国土交通省へ強く要望・協議をする必要があるのではとの御指摘をいただきましたが、国土交通省での設置・管理が可能であれば、市といたしましても願ってもないことであると考えております。ただ、このような事案も抱える中ではございますが、ここ数年国交省に対しては、緊急を要する課題として他に優先して番匠川の治水・防災対策に関する案件を中心に強く要望をいたしておりますのが実情でございます。この件につきましては、前述のとおり、市での設置は非常に困難であり、今後、運動や通学等の利用に当たっての安全面での指導、呼び掛けを引き続き行いながら、改めて国交省への要望等を検討していきたいと考えております。次に、非核・平和都市宣言の制定における取組状況についてお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、昨年6月議会では、今年度中の制定に向けて取り組む旨の答弁をいたしました。しかし、昨年7月5日にテポドン2号の発射といった世間の注目する事件が起き、核の問題が現実味を帯びた問題として急にクローズアップされてきた背景があったこと。また、議員御承知のとおり、平成18年度からパブリックコメントの制度が導入され、どのように進めていくのか、考えていく場づくりをどうするのか。表題を非核・平和とするのか、平和とするのか。旧弥生町及び旧佐伯市が非核を表題に掲げていないいきさつは何だったのか。こういった検



討すべき事項もありましたので、市民が平和を希求する気持ちは一つであり、こういう普遍的な問題を扱う市民憲章と並行してこの問題も一緒に進めることが合理的であるとの判断をいたしました。市民憲章は、平成19年度中の制定に向け準備中でございますので、平和都市宣言についても並行しながら進めてまいりたいと考えております。次に、ハザードマップ、いわゆる防災マップでございますが、のお答えをいたします。佐伯市防災マップは2月中の配布を予定いたしておりましたが、大分県から提供される管理河川の浸水想定区域図のデータが遅れた関係で完成を3月中に予定しており、これまでに各地区自治会での説明会をほぼ終了し、来月1日の市報と同時に全世帯に配布をいたします。ここにですねもう現実のものをお見せした方がよいと思いますが、市民の方にも宣伝になると思いますので、このサイズでございます。これをですね全世帯に配布するというのもう原案はできております。それを4月1日にですね区長さん方のお世話をいただきながら配布していきたいと思っております。この佐伯市の防災マップは新佐伯市を21の区域に分割し、国と県が作成しております風水害において、河川の堤防が決壊し浸水した場合の浸水想定区域、急傾斜地や土石流等の土砂災害の危険箇所、東南海・南海地震による津波の浸水想定区域といった災害情報を航空写真の上に掲載し、さらに避難場所などを掲載いたしております。裏面には地震、津波、風水害、土砂災害などの災害についての防災知識や緊急連絡先、非常持出し品リストなどを掲載しています。この防災マップを活用して、お住まいの地域に潜む災害の可能性、弱点といったものを御家庭や地域で認識していただき、早期の避難ができる体制づくりとして自主防災組織の設立や運営に役立てていきたいというふうに考えております。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 河川の浄化対策についての御質問にお答えします。大分県は毎年、中江川の長島橋下と中川の新常盤橋下において水質検査を実施しております。調査項目はカドミウム、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）、ダイオキシン等ですが、調査は毎月1回、年間12回の調査と1日調査、2時間ごとに調査するものであります。年1回実施されてるところであります。平成17年度の調査報告によりますと、中江川、中川ともに全項目において環境基準を満足しております。ヘドロの除去につきましては、中川・中江川とも県管理河川でありますので、市からは県に対して強くヘドロの除去を要望いたしております。今後も引き続き粘り強く要望してまいりたいと考えております。河川の自然浄化の取組として、中江川の流水を確保することによる水門操作浄化対策を市民武道館横の中江川水門において実施をいたしております。これは中江川と番匠川本川との干満差を利用して番匠川本川から少しでも多くの水の中江川に導くよう、水門ゲートを自動的開閉いたしてあります。平成元年ごろ中江川水門が稼働を始めて以来、中江川においてはBODの数値が環境基準値をクリアしていますし、中川においては平成6年、11年、15年の3年間を除いては環境基準をいずれもクリアしております。今後も下水道の整備と水質浄化に努めていきたいと考えております。次に、住吉橋付近に周回散策道となる階段の設置についての御質問にお答えします。現在あります中江川の住吉神社前の散策低水護岸と住吉橋の歩道との接続につきましては、6月議会以降、県へ要望してまいりました。県の予算の関係もありますが、県の方からは地元住吉神社の了解が得られましたら、今後県が前向きに施工するという方向で考えるという返事をいただいております。地元区長さんからも了解をいただいておりますので、早期設置に向けて再度県に要望いたしたいと考えております。なお、現

在住吉橋の歩道との接続部については、階段設置のため防護柵さくを開口部として一部開けており、仮設締切りをしている状況であります。今しばらくお待ち願いたいと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） どうも大変ありがとうございます。大きな2点目の 〇の河川の浄化対策と整備について、先ほど桑原部長さんの方からですね、非常に取組の経過状況、今後もそうしたことで取組をしていくということですね、非常に前向きな取組をされていることが答弁されまして、私もですね今後とも継続してされるように是非よろしく願いたいというふうに思います。それから小さな4点目の防災対策の関係でハザードマップについてもですね、4月1日に市報と一緒に配布していくということで、配布されてですね中身についてはまたその後ですねまた協議を論議をしていきたいというふうに思いますけども、取りあえずそうしたことでまとまって配布できる体制ができたということで、これについてはどうも大変本当に御苦労様でございましたし、お礼を申し上げたいというふうに思います。あと非核・平和都市宣言の制定をということで、これは昨年ですね北朝鮮の問題、非常にこういう問題があつてますますやっぱりそうしたね非核・平和宣言都市のやっぱり指定というか宣言をする必要が逆に出てきたんじゃないかなあというふうに思いますし、やはり日本はそうした唯一の被爆国というような状況がありますんで、日本からやっぱりそうした非核の国際的なですね、そうした取組を進めていくという立場で是非佐伯市もより良い宣言をですねしていくように要望しておきます。そういうことで、市民憲章と一緒に制定をしていきたいというような話で、平成19年度中ということで来年度ということで承りました。これもより良い整備に向けて要望しておきたいと思います。あと番匠川の河川敷の照明灯の設置についてはですね、非常に厳しい条件があるということで、これはこれまでも伺った中でそうした条件はありますよと、ただまあ大分がですね実際にそうした状況がされておるんで、その辺もきちっと確認をしていくと、大分方式が可能なのかなどなのか確認をしていくということで前回の時にですね考え方をお聞きしておりますんで、そこらの確認がされたのかなどなのか。それとまた費用についてどのくらいが見込まれるのかですね、そういったところまで検討されておるのかなどなのか、そこらについて再度お伺いをしていきたいというふうに思います。

あと格差社会、大きな1点目の格差社会の関係ですけども、市長の方から地域間格差ということで非常にそこらについては感じておるといような話がありましたし、所得格差の関係については、やっぱり不公平をなくしていく必要があるといような考え方が伺えましたけども、初日ですね佐保議員の質問の中にもありましたように、現在、広がる地域間格差ということで、65歳以上が自治体人口の半数を超える限界自治体ということで、2000年でですね全国で一つであったものですね、2030年で全国で144になるとい予測がされておると。そしてまた10年後には全国で2,000以上の集落が消滅されると、消滅していくとい予測がされるておるといような、これもデータもありますしですね、非常に今の佐伯市の中でも、中におけるやっぱり地域間格差といものもですね、今後の佐伯市としてのやっぱり大きな課題としてですね、今後取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、その辺についての市長のですね御見解がございましたらお伺いをしていきたいというふうに思います。それから、雇用の関係ですけども、現在全雇用労働者、全国で5,088万人というふうに07年の3月度の総務省調査によりましてそういう状況になっております。

正規雇用労働者数が3,411万人、非正規雇用労働者が1,677万人ということで、過去10年に比べますとですね、正規雇用労働者の数が460万人減少してると、一方非正規労働者が620万人増加して、全就業者数ですね大体3人に1人が今非正規労働者になっておるといような状況がですね総務省の調査では言われておりますし、年間のですねそういう就業者、労働者、働く者のですね年収の関係については、8年連続可処分所得がマイナスをずっと続けておるといふふうに言われております。一番最初に申し上げましたいろんな制度のですね改悪、行政改革によるそうしたものがですね、今一般国民に対して負担になってきておるといような状況が言えるんじゃないかなというふうに思いますし、そういう状況の中で、非正規労働者が増えていくという中で、年収300万円以下の人たちが1997年には14.6%であったものがですね、2005年には20.4%になっておると、さらに年収200万円以下の方がですね現在20%を占める。5世帯に1世帯がそうした年収200万円以下というふうになっておりますし、これは高司議員の質問の中でもありましたワーキングプア、働く貧困層と言われるですね、そういう世帯が今増えてきておるといふふうに言われておりますし、私たちのですね今佐伯市の状況の中で、答弁されたんかな、正規雇用が有効求人倍率1.33、その中の正規雇用が0.95、パートが2.45、アルバイト・非正規雇用1.33というふうな答弁がありましたけども、中身を見てもですね確かに平成13年の佐伯市の有効求人倍率0.46、2人に1人も希望する人が職に就けなかった状況から見ればですね、現在12月時点で1.33という状況で非常に失業者が少なくなったという状況で非常に改善されたというふうに、これについてはですねいい傾向だなというふうに思われますけども、中身についてはですねそういうことで、非常に非正規雇用の形態というのがですね非常に多くなっておるといふことで、実際年収200万円という方がですねどれくらい佐伯市の中でのいるのか私分かりませんが、そこらについて分かればですね答弁いただきたいと申しますし、今の私はですねこの佐伯市がやっぱり住みよいまち、魅力のあるまち、そして少子化対策という意味でもですね、やはりきちっとした雇用形態がされていくまちにならなければですね、若者が居つけない。生活ができない。子どもも産めないという社会になっていくんじゃないかということ非常に危くします。そしてこれまでも行政改革の中でいろんな民間委託等の状況でありますけどもやはり先ほどの答弁でありましたが、今後はですねこの雇用形態も含めた管理も考えていきたいというふうな答弁もございました。そこらについては非常に私は大事にしていかなければならないというふうに思いますし、やはり市の職員がですね50名辞めるといふことになれば、本当に中小企業が一つなくなると、雇用の面で言えばですね。そういうようなことにも匹敵するわけで、私たちはやっぱり佐伯市の経済なり活性化という面から見ればですね、やはりそれに変わるようなものをやっぱり作っていかねばならないというふうに真剣に考えなければいけないというふうに思いますし、これからの若い人たちが本当にやっぱり正規労働者として就職できるような環境をですね佐伯市として取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思いますし、民間委託の場合も今後予想されるごみの収集業務の関係、これもですね5年、長くて5年で契約の更新、切り替えをするわけですけども、そこで働く人たちは労働条件ですね、そのまま継続、次の会社に引継がれて雇用が継続されていくということにはなるのかと思いますけども、そういう労働条件についてですね非常に私は厳しい条件で働かなければならないような状況になるんじゃないかなというふうに思いますし、これがずっとですね若いときに一度そこに就労すればですねいつまでもそういう状況が続くという

ような状況になっていくじゃないかなあと、それがですねやっぱり家庭を持ち、結婚し子どもを産んでいく、そういう過程の中で改善されるというね状況が果たしてあるんだろうかなというふうに思いますんで、そういったことについてですね、市長の考え方、今後のですね取組、方策があればお聞かせいただきたいなあとというふうに思います。本当にそうしたこのですね格差社会の関係でそういう地域間格差、特に佐伯市の中でですね企業誘致の話もありますけども、私たちがやっぱり佐伯としてですね考えていかなければならないのは、キヤノンの社長が佐伯市出身ということでありまして、キヤノンの雇用状況、実態はほとんどの人がですね臨時・嘱託・請負、正社員が少ないという状況がありますし、そうしたやっぱり企業誘致をする際もなるべくやっぱり正社員を雇用していく、そして地元でですねそうしたこれからの生活をしていくのに安定した生活が得られるようなそういった雇用形態を佐伯市としてもですね取り組んでいくような企業誘致、是非図っていただきたいと思いますし、そこらについての市長の御見解があればいただきたいというふうに思います。以上で再質問を終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 寺島議員より何問か再質問の中で見解ということでございますが、最初の中で、地域間格差ということで佐伯市の中でも各地区においてあるだろうという形で、私の方もちょっと手元たまたま持っておりましたので、確かに佐伯市にあるわけですけど、10年以内に消滅する地域はあるかといえば佐伯市はないそうです。いずれ可能性があるだろうというところが5地区が挙がっております。これは特に高齢化率っていう形で高齢化率50%以上のところを指してこうした状態を出しております。そうした中で、現在佐伯市が全体で29%ということですので、高齢化率というのは避けては通れないものだと思っておりますので、そうしたところに若い人たちがおらないと、そうするとやはりその活性化ができないということですけど、これも私ども全体的な中で御相談しなければいけないだろうと思っております。それから、先ほども市としてどう考えるかですけど、格差社会の中でこれは私どもが非常に先ほどの雇用率が低い時にはどういう仕事でもとにかくとっておったわけですが、景気が良くなればそうした部分については1年ずつ離れていくと、特にニートという形の者がですね、一時は流行みたいに自由勝手にやるということがですね崩壊してきただろうし、また国の方も正規とそうしたバイトの関係というのも生涯賃金においてどのぐらい差があるんかと、2倍以上から3倍あるということをご学校なんかでも教えている。こうしたことが広がってくることによって賃金に対する考え、またそこに社会における若者の考えも出てくると思っております。それから企業誘致の関係でキヤノンの件を言われましたが、私どもはキヤノン本体ができれば下請の下請ぐらいたったら厳しいだろうと思っております。私は現実の中で今何をすべきかということで、先般、海自局の方が国土交通省来ました。議員も御存じのとおり佐伯市は造船関係という形で国内においても瀬戸内地区、大分県南、長崎、この三つが造船が生き残りを掛けてやっていると。ここしか将来的にも残らないだろうと、そうした中で造船については佐伯市の基幹産業であるし、特にここは正規雇用が多いと、この造船関係。こうした基幹産業にやっぱり力を入れていく必要があるんじゃないかと思っております。そのような中で、やはり若者が働ける職場は、将来も安定して働ける職場と、私はこのような形の中で、暗に企業誘致は必要です。だけど、おる既存企業をですねやっぱり育てていくことが必要じゃないかと思っております。そうした見解の下で今やらせていただいております。

す。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 寺島議員の再質問にお答えをいたします。200万円以下の世帯を掌握しているかということですが、残念ながら掌握しておりません。すいません。申し訳ございません。それから雇用格差の是正ということですが、生活の安定ということから言いますと、正規雇用がもういいに決まっているわけですが、高司議員の時にも申し上げましたけれども、若年層においてはですね、職業の選択のミスマッチによりまして、早期離職者というのが多く排出されますし、また始めからですね正規雇用を望まない若者が増えておるということで非常に社会的にも深刻な問題になっているわけですが、これについては、市のレベルでどうこうということではございませんけれども、来年度から県と市でですね継続をして行いますジョブカフェ、これは商工会議所に委託をしておるんですが、ここを通しましてですね若年層の正規雇用についての支援をしていきたいということが一つあります。それから、先ほど市長の方からも話がありましたけれども、地場企業の特に製造業においてはですね、技能を必要とする職種が多いことから、正規の雇用が多いと思われまます。それでですね、その地場企業の支援をする中で正規雇用の拡大を図っていきなというふうに思っております。また、企業やそれから地場企業が立地又は事業拡大をするときに支援策としまして、佐伯市工場設置促進条例というのがございますが、この支援の制度はですね正規の雇用者数によって支援のランクを定めております。こういうことも兼ねてですね正規雇用をしてもらえるような手だてをしておりますので、御報告をしたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 大分市の照明の設置についてですね、調べてるかということにお答えします。大分市がですね平成7年から平成12年に掛けて市で設置したということがございます。2,000万円相当の寄附があったということがございます。それと延長、だいたい照明のあれですが、間隔が30メートルおきで、左岸の設置をしたのが平成7年から12年でございまして、延長800メートルを設置したということです。それで工事費は1億8,000万円ほど掛かって市の負担が1億8,000万円ほど掛かったということがございます。それと同時にですね、国のラブリバー事業で階段等をいわゆる照明じゃあなくてですね、いわゆる親水的な事業と一緒にこれは国交省の事業と一緒に合わせて行ったということがございます。この工事でするやっぱり厳しいようにあります。通常断面積ですね、普段河川の管理上の断面積からですね、やはり防犯灯をですね外側に設置しなければいけないという問題がありますので、河川区域内ということじゃなくて、のり敷きの所にですねいわゆる張り出したものということで、のりをですね盛り土をしなければならぬと、この費用が相当に掛かるようございます。そういった状況で、ただ難しい難しいと言ってるんじゃないですね、こちらもそれなりの調査はいたしております。以上でございます。

議長（日高嘉己） 寺島議員。

43番（寺島孝幸） 木許部長の方の答弁についてはですね、大分方式の関係、寄附も2,000万ほどあったということですが、多額な経費が掛かっておると。しかし国土交通省もともにそういった事業にですね参加をして河川敷のですねそうした生かしたまちづくりに対していろいろ援助しておるし、一緒に取組をしておるといような実態がありますので、や

っぱり大分市に負けないように佐伯市もそうしたですねいい番匠川の河川敷を利用した、そうした遊歩道対策、健康促進対策としてのですね活用をやっぱり今後目指して行ってほしいなあというふうに思いますんで、今後も研究を是非して取り組んでいてもらいたいということに要望にしておきたいと思います。

あと格差社会の関係で、今後の企業誘致の関係含めてですね市長の方から佐伯市の現在の地元企業、地場企業、基幹産業を育てる中で、そうした正規社員の雇用の拡大をしていくと。部長の方からも同じような答弁いただきました。やはり民間企業はですね、非常に行政もスピーディにやらなければならないというふうに思うわけですが、特に民間企業はですねもう本当に何とか機を逃したらもう二度とできないということがですね非常にこれまでの中でもですね私も経験しておりますし、実際もうあるところですね、企業のそうした工場の拡大、その考え方もですね機を逃したというような状況があって、ほかのところでもそういう設備投資をやらざるを得ないというような状況になっていることも事実なんですね。非常に今公有水面の埋立ての関係にも今3月議会に上っておりますが、そうした状況についてですね、やっぱりある程度政治的な対応というか、形式にとられないやっぱり政治的な運用というか、スピーディにやっぱり対応していくということがですね非常に求められる状況になっておるだろうというふうに思います。是非今後のですねそうした地場企業への支援対策の中でですね、そういったことも考え方の中に是非おいておいていただきたいなあというふうに思いますし、チャンスを逃すともうここ10年、20年やって来ないというような状況が生まれてくると思います。そういうことのないようにですね、機を逃さずに対応することで是非よろしくお願ひしたいということで、今後の佐伯市の活性化、そしてまた少子化対策含めて本当に佐伯市民のですね安定して、そしてまた若者が佐伯市に定着できるような地場企業を含めたですね、企業誘致を含めた活性策、そしてその中でも正規雇用の拡大という立場でですね、是非今後の佐伯市政を進めていただきたいということを最後に要望しまして、私の一般質問を終わっていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（日高嘉己） 以上で、寺島議員の一般質問を終わります。

続いて36番、浅利美知子さん。

36番（浅利美知子） 皆さん大変お疲れ様でございます。36番議員の浅利美知子でございます。私は平成18年度3月議会で大きく三つの点について御質問させていただきます。まず始めに、妊婦無料検診の拡大について御質問させていただきます。厚労省の2006年の人口動態統計の速報値によりますと、出生数は前年比3万2,041人の増で112万2,278人、死亡数は前年比795人増の109万5,393人となり、人口は2万6,885人増加したと公表しております。また、合計特殊出生率は、過去最低だった2005年の1.25から2006年度は1.30台に回復するのではないかと見られております。出生率を回復させた国のフランスやスウェーデンでは、徹底した子育て世帯に対して出生前から経済支援をしていたことと、また企業の協力があったからだと言われております。少子化の原因は複雑であり、多様な施策の組み合わせにより解決を図っていくことが必要ですが、子育てに奮闘している若い世代から強く望まれるのは、やはり経済的な支援のようです。女性にとって出産はととても大変なことです大きな喜びもあります。今妊婦検診は健康保険の適用がなく全額自己負担です。費用は1回当たり約6,000円前後、出産までの間に約15回、出産後約2回程度の検診を受けるのが一般的なケースで、総額

約12万円程度の検診料が必要となります。子どもはほしいがお金が掛かる。これが本音ではないでしょうか。若い子育て中の家庭にはこれが相当の負担になっております。今佐伯市では母子健康手帳を交付する際、前期と後期にそれぞれ1回ずつ医療機関で利用できる無料検診券を配布しております。厚労省は2007年度の予算編成において妊婦検診への助成を含む少子化対策に充てる地方税の配布を2006年度は330億円であったのに対して、2007年度は700億円に倍増し、少子化対策の一環として胎児や母親の健康状態を検診する妊婦検診について、全額を国の負担で賄うよう無料検診の回数を現在の原則2回から5回以上に拡大することに決めているとお伺いしております。このように市町村が実施する少子化対策事業の財源は強化されております。ただ、実際に何回まで無料にするかは実施主体である市町村の判断に委ねられているそうです。そこで、佐伯市は現在2回までと無料検診をしておりますが、今後回数を厚労省は5回以上というふうに見ておりますが、佐伯市はどのようにお考えなのかをお聞かせください。

2点目の質問に入らせていただきます。特別支援教育支援員の拡充について、昨年6月学校教育法が改正され、小・中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする障がいのある児童・生徒に対して障がいによる困難を克服するための特別支援教育を行うことが法律上明確に位置付けられたそうです。特に小・中学校の児童生徒に約6%の割合で存在する発達障がいの子どもへの対応は重要な課題であり、子ども一人一人のニーズに応じた教育をするという観点から、障がいを持つ児童・生徒への支援教育の推進を図るため、日常活動の介助と学習活動上のサポートを行う特別支援教育支援員の計画的配置が行われるようになりました。今回の改正で特に通教指導の対象にLD（学習障がいや）ADHD（注意欠陥多動性障がい）、高機能自閉症が位置付けられ、特別支援を必要とする子どもへのより良い教育の提供が期待されることとなります。そこで文科省は、特別支援教育支援員を配置するための地方財政措置を平成19年度は約250億円、これはこの支援員の2万1,000人分に相当するそうです。この文科省はこのように財政措置をしておりますが、佐伯市はこの特別支援教育支援員の配置をどのようにお考えなのかをお聞かせください。また、特別支援教育支援員、あまり耳慣れた言葉ではありませんが、教育の現場にいらっしゃいます教育長にその役割について今一度お聞かせをしていただきたいと思います。

大きな3点目といたしまして、災害時のトイレについてお伺いをいたします。防災を考える場合、食料や水と並んで、あるいは実際はそれ以上にトイレの問題は重要であるんじゃないかと思えます。健康面、衛生面でトイレはもっと重要視されなければならないと思えます。阪神大震災や新潟県中越地震では、住宅の倒壊などの被害状況が大きく報道されましたが、目には見えないところでトイレの問題が非常に大きく被害者の皆さんにのしかかっていたそうです。阪神大震災では、避難所になった施設に水も食料もほとんど用意されず、その日の夕方には不十分ながら食糧が配られ、数日後に供給体制が整ったそうです。また、一方トイレはどうだったかと言いますと、新聞記事によると千数百人が避難した小学校では4日目になってやっと簡易トイレが設置されました。ですけど夕方にはもう汚物がたい積して使えない状態になったそうです。また、新潟県中越地震ではトイレの行列が長く二、三時間待ちの状態だったと新聞に掲載され、災害時のトイレ問題が大きくクローズアップされました。トイレを我慢するために一日中水を飲まず食事を控えたりした女性もあり、身体的にも精神的にも大きなダメージを受け、その後の生活に支障を来した人も多かったようです。

このように女性にとって病気やストレスを起こすほど重要な問題にもかかわらず、防災対策の中にトイレ問題を組み込んだ自治体はわずか19.6%で、女性に対する配慮がされていないのが現状のようです。もちろん、女性、高齢者だけではなく男性にもかかわる問題です。そこで、防災時には水道や下水道などのライフラインが使用できなくなるなどが想定され、避難所においては利用する被災者の数や必要なトイレの数を想定した仮設のトイレの確保が大切となります。そこで災害時の仮設トイレの確保と高齢者や障がい者、女性に対する対策を優先して考えておく必要があるかと思いますが、お考えをお聞かせください。以上大きく3点について質問させていただきました。執行部の皆さん分かりやすい御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員さんの妊婦無料検診の拡大についてということで御答弁申し上げたいと思っております。議員から通告でいただきまして、私どもも内部的な資料を調べましたら、厚生労働省からは19年の1月16日付での資料が出ております。また、県の方からは1月29日付でまいっておりますが、当初予算等についてはほとんど計上してないような状態です。私どもこうした少子化対策の一環として、妊娠中の健康診断の負担軽減が求められております。妊娠・出産にかかわる経済的な不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するとともに積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、19年度で国の方から地方財政措置で総額における拡充措置がなされ、公費負担の回数も図られるとの趣旨でした。議員が指摘するように、大体5回という形が出ておりますので、現在佐伯市が2回ですので、これは私どもも3回に増やすときに予算が間に合わないときに、どれくらい掛かるかということも調べたわけですが、大体900万円ぐらい掛かるわけです。これについては、国等のそうしたことがいつ予算が来るか分かりませんが、私の方は体制が整い次第ですね、体制というのが医師会や県の関係とかですね、いろんなまだ現在2回でいってまいますので、そうした調整をし次第、今年度の途中からでも5回体制でやっていきたいと思っております。あとはまた財政的なものは後日来たときに十分調整をしようと思っておりますので、そのように考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（日高嘉己） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 浅利議員の質問にお答えしたいと思います。特別支援教育にかかわる人員措置については、現在県の学習障害児等支援体制整備事業にかかわる特別支援教育推進員2名の派遣がございます。これはLDいわゆる学習障がい、ADHDいわゆる注意欠陥多動性障がいなど、軽度発達障がいのある子どもたちが在籍する学校に対して行われるものでありまして、学級担任との連携の下にチーム・ティーチングを展開するための加配措置でございます。さて、御案内のとおり、LD、ADHDなど軽度発達障がいと言われる障がいのある児童・生徒は全体の約6%に上ると言われています。これをそのまま本市に当てはめると、幼稚園から中学3年生までに400名を優に超える数の子どもたちが特別な教育的支援を必要としている可能性があります。今年度、本市の全小・中学校において、軽度発達障がいに関する調査を実施しましたところ医師の診断を受けている又は学級担任等が特別な教育的支援が必要であると考えている児童生徒が210名いることが分かりました。また、これらの児童・生徒は全48校中28校に点在しておりまして、先に申しました県の事業により派遣されている2名では到底対応できる状態ではありません。つまり、40名近くの子どものうち



クラスにおいても、学級担任が1人で対応しているというのが現状でございます。このような状況を踏まえ、市教育委員会といたしましても財政状況が厳しい折でございますが、19年度の単費事業として2名の特別支援教育補助教員を配置することにいたしました。これは今年度新規事業の子ども特別支援ネットワーク整備事業の拡充という形で導入するものであります。しかし、この2名だけの配置では学校のニーズに十分対応しきれないと考えております。議員御指摘のように、特別支援教育支援員の配置については、昨年12月に文部科学省から出された特別支援教育支援員の配置に必要な経費にかかわる地方財政措置の予定についてにより通知がありました。これによりますと、平成19年度及び20年度の2年間で全公立小・中学校に配置を行うよう一般財源として組み込まれるとのことであります。したがって、今後は国の動向を踏まえながら佐伯市教育委員会としても人員配置の拡充に努めてまいりたいと考えております。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 災害時のトイレのことについてお答えいたします。災害時の避難所生活における大きな課題の一つとして、一部自治体ではトイレ対策が防災計画にも掲げられ、特に人口が集中する都市圏では深刻な問題とされております。本市規模の自治体が大都市と同様の対策を要するとは思えませんが、神戸市が災害用トイレの設置基準として100人に1基の割合としていることから、万一、本市において多数の市民を避難所に居住させる事態が発生した場合は、必要と想定される個数をリースにより確保していきたいと考えております。災害時のトイレ対策として特質されますが、現在脇津留地区の公園の整備をいたしておりますが、その仮称鶴望公園にですね、断水時でも使用可能な災害時用トイレ10基の整備をいたしております。また、避難所においては高齢者や心身に障がいのある人、妊婦などの災害時要援護者の方には特別の配慮が必要です。中越地震等過去の災害時においては、避難所で一般市民の集団の中に入った場合、周りに迷惑を掛けるのではないかと心配したり、避難所生活の中で自分がどのような対応をしたらいいのか不安を抱えたため、結果的に避難所に行けなかった方が多数いたようでございます。神戸市にお聞きしたところ、要援護者にこのような不安を与えないためには、一般避難所と区別した要援護者用専用のですね避難所の開設が必要かなというような御意見もいただきました。さらに、避難所における女性の立場について、乳飲み子を抱えた方、化粧、着替え等、女性特有のプライバシーの保護が確保できず、女性たちにも避難所では弱者となってしまうため、女性への配慮として女性専用スペースの確保等細かな対策が必要であると認識いたしております。このような実態を踏まえ、防災対策には女性の視点が欠かせないものであるとの考え方から、本年策定いたしました防災計画の中にはですね、策定メンバーの中に、いわゆる36名いらっしゃいますが、いわゆる女性の機関の方5名に出ていただきまして女性の立場で御意見をいただいたところでございます。以上です。

議長（日高嘉己） 浅利議員。

36番（浅利美知子） それでは再質問をさせていただきます。妊産婦の無料検診につきましては、市長より前向きな御答弁をいただきまして大変にありがとうございます。佐伯市も昨年度児童手当が小学校6年生まで拡大され、またこの4月よりは乳幼児加算として3歳児未満の第1子・2子にプラス5,000円という形で児童手当も支払われるんじゃないかと思っております。そしてまた、さらには出産育児一時金、昨年10月より30万円から35万円にへとアッ

プしていただき、また乳幼児医療費につきましては、これも県の医療の改正がありましたけれども、小学校入学以前までに医療費の補助を拡大していただき、また佐伯市独自で3歳未満の乳幼児に対しては、佐伯市が独自で医療費を払っていただくという、そのような本当に温かい御配慮をしていただき若い子育て中のお母様方たちからも大変喜びの声を多く聞いております。また、不妊治療にいたしましても、佐伯市はほかの県下でもですね、県下で多分1年に1回ですね10万円を2回までということでしたが、佐伯市はそれを連続5回までということで、県下を進んで不妊治療も進んでおります。ますます佐伯市が産み・育てやすい環境を、そしてまた子どもを育てるなら佐伯市と言われるくらいの市になっていくことを私も望んでおりますし、やはりこのまま少子化に歯止めがかからなければ人口減少とまた少子高齢化に伴って一番問題になるのは年金と社会保障制度だと思いますので、さらにですね、決して佐伯市は他市に少子化対策、子育て支援は決して劣ってはおりませんけれども、さらにですね少子化対策、そしてまた子育て支援にまた力を入れていただきたいと思えます。本当に乳幼児医療費無料の拡大は大変にありがとうございました。まだいつからするというのは分からないそうですが、少しでも早くですねしていただきたいと希望しておきますので、よろしく願いいたします。

それと2点目のですね、特別支援教育支援員の件ですけれども、これは今資料を持っておりますのが平成17年度5月1日現在の資料なんですけど、全国でですねこの支援員が1万2,654人、平成17年5月1日現在いらっしゃいます。それで大分県はどうかと見ますと、27人ですね。公立小・中学校が大分県下で510人に対してこれを使用しているところが4.7%ということで、まだまだ少ない数値です。先ほど教育長が言われました、現在佐伯市では2名だということで、実際必要数は28校になるということでした。まだまだ足りない数値ではありますけれども、少しでも子どもたちのですね、これから未来のある子どもたちのために少しでもこういう特別な教育といえますか、こういう教育体制がとれることを願っております。そして先ほど教育長も言われましたけれども、文科省の方からですね、現在、今言いました平成17年度がこの支援員が1万2,654人に対して、平成19年度は2万1,000人に拡大していこうと。この予算を2,250億円相当計上する予定です。そしてまた、平成20年度までには約3万人に増やそうと、そして360億円程度の予算を計上するというふうにお聞きしております。少しでもこのような学習障がいや注意欠陥多動性障がいをお持ちのお子様も少しでも皆様と同じようにって言うかですね、学校生活が送れるように御配慮をしていただきたいと思えます。それと再質問ですが、これは私がちょっと実際御相談受けた分なんですけれども、今でこそですねこの学習発達障がいというのを耳にしますけれども、数年前まではなかなか理解できない部分が多かったと思えます。実際学校の先生方にしてはですね、どのような発達障がいなのか理解できないためにですね、本当に大人げない言葉とかですね、そういうのが実際あったと聞いております。それで親御さんも悩まされる。そしてまた、周りの子どもたちにしては先生が分からないためにですね、何かわがままであったりとかですね、そういうふうにお聞きされたり、怠けているというふうにお聞きされてる部分があったようです。そういう点がありますので、まずは学校の先生方がですね、この発達障がいというのはどういうものなのかを理解される必要が十分にあるかと思うんですが、学校現場の中でですね学校の先生たちがどのくらい理解されているのか、またそういうことに対する研修なりですね、行っていらっしゃるのか、もしそういうのがあればですねお答えいただきたいと思いま

す。

それと災害時のトイレに関してですね、これはもちろん先ほど言いましたけれども女性だけじゃなく、本当に男性にも関係あり、また障がい者や本当に高齢者の方々にとっては、本当に何よりも必要なものではないかと思うし、健康面とかですね衛生面を考えた場合には、本当にいざとなったときには本当に必要なものだと思っております。先ほど部長言われましたように、防災計画の中にもきちっとこの仮設トイレの件はうたわれていると思っておりますので、本当にこれはもしも、もしもというときのことで、十分なですね対応ができるように佐伯市も防災課ができておりますので、これからもですね防災の方に力を入れていただきたいと思います。そしてまた、このいつ起こるか分からない災害に対してですね、まずは自分の命は自分で守らなければいけない。そしてまた、地域は自分たちの地域は自分たちで守らなければいけないというのが私たちに課せられたものではないかと思えます。私たちの住んでおります西上浦でも今防災に対する意識が大変高まっております、皆さんがですねいざとなったらどこに逃げればいいのか、今地域の中をですね見直していらっしゃる地域もあります。そういう意味で、いつ来るか分からない防災に対してですね、更なる市としてもですね、皆様にも呼び掛けていかですね、そういう対策もしていただきたいと思っておりますので、今回私はトイレのことをですね特に災害時の先ほど言いました阪神大震災とかですね、そういう時のこれが大変問題になったということで、特に女性に本当に困ったということがありましたのでお話をさせていただきましたけれども、一番本当に困るのは障がい者、高齢者だと思っておりますので、仮設トイレと言いますと、まず想像するのが和式じゃないかと思うんですが、様式のトイレも必要でしょうし、また手すりの付いたトイレですね、それも必要だと思っておりますので、十分な御配慮をですねよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 浅利議員の再質問にお答えしたいと思います。まず、浅利議員の教師の認識度ということではありますが、確かに10数年前におきましては、軽度発達障がいの中身についてはなかなか先生方も理解はしてなかった部分があったろうというふうに思います。現在では、自閉症等を含めながら軽度発達障がいの子どもたちへの対応というのは、各学校の中でもそれぞれ先生方も研修をしていただいておりますし、教育センターでもそういう心身障がいのある子どもたちへの対応ということの研修もあります。それぞれ各学校ごとで研修に赴いていることは今の現状でありますので、実際今、学校の先生方はほとんどの先生方は軽度発達障がいは十分理解していただいているというふうに考えております。以上であります。

議長（日高嘉己） 浅利議員。

36番（浅利美知子） 今教育長のお話では学校の先生方は研修をし、十分分かっていらっしゃるという御答弁でしたけれども、実際にですね学校の先生っていうかね、そういう方から本当に心ないですね言葉を受けて泣いて帰ったという親もいらっしゃいますし、そういう思いをした子どもさんいらっしゃいます。そして、実際周りの子どもたちからですね、本当に理解されずにですね仲間はずれにされているようなそういう実際子どもさんもいらっしゃいますので、十分にですねその点をですね御配慮していただきたいと思っております。そしてまた、この支援員の件ですが、現在2名ということで更にですね増員していただきたいと思っております。

で、よろしくお願いいたします。以上で質問を終わらせていただきます。

議長（日高嘉己） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

続いて29番、染矢玉夫君。

29番（染矢玉夫） 一般質問第4日目、最後の質問でございます。眠とうございます、と思いますので、ちょっとの間お付合いを願いたいと思います。合併から早くも2年、今定例会をもちまして退職される部長さん始め51名の職員の皆さん本当に長い間御苦勞でございました。この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは通告に基づいて質問をさせていただきます。私は実は3点準備をしておったんですけど、午前中に河原議員と河野周一議員が親切丁寧に質問し答弁がなされましたので、3点のうち2点は省かせていただきます。議長よろしいでしょうか。すぐ終わると思います。明快な回答をよろしくお願いいたします。まず、市長にお尋ねをしたいと思います。第1点目の水産業の所得向上をとということで課題と考えておりますが、市長あなたは基本的な対策をどのように考えているのか、なければもう結構です。あればお願いをしたいと思います。市長あなたは合併をして良かったと言われるまちづくりをしたいと合併当初から言われていたようでございますが、今そのように思い、感じている、周辺部にはそのような人は誰もいないのではないかと考えております。行財政改革の名の下、公共事業の縮減、予定価格50%台の落札、このまま行けば建設業者も大変なことになってくるのではないのでしょうか。今定例会の中でも行財政改革という言葉が随分耳にしてきたところでございますが、ここは強調しておきたいと思います。理解はできるが納得はできないということでございます。新市になればと期待をしていた企業誘致もままならず基金もなくなり、そうなれば当然のこととして遠からずして市民一人一人に負担を強いることになってくると思われる。ここまで来れば原点に立ち返り一次産業の見直しを行い、活性化を図らなければと思うが。そこで、私は先ほど申しました3点を準備しておったんですけど1点だけに絞って質問をしまいたいと思います。1回目の質問は以上でございます。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員さんより、市長に対策があれば何か言えと、ねから言わんでいいと言われましたので、私も河原議員の時に全体論の中で一次産業のあり方を申しとります。私どもずっとこの2年間、水産業を見てますと特に魚価の低下とこれが大きく影響を受けた問題、また一昨年は赤潮問題、そうした環境問題等ですねいろんな関係が出ております。藻場等の今年度に対するいろんな関係については部長の方に答弁させますが、私から見た場合、水産業そのものが佐伯市広く合併してもみんなばらばらだと、上浦、佐伯、鶴見、米水津、蒲江、またその中でも蒲江もまた漁港もばらばらだと、こうしたことが佐伯市のブランド化になってないということがあつとります。そうしたことで私も食の拠点という形でもう一回ですね食というのを見直さなければいけないと。そして流通というのを見直さなければいけない。私どもがいろんな形をしとる中で、流通経費というのはこの一次産業に対して非常に大きいんですね。どちらかというともう今商社が入って直接小売りをするまたインターネット等で小売りをするということになった場合、手取りが2倍・3倍違うわけです。また、今この魚価については養殖等になってくるとサバ等においても中国はもう食べる方のサバ、餌に行くサバやないと、そうすると餌自身も高騰すると、こうしたときの対策をどうするかという形であります。そのためには、国の方の水産試験場もあるし、全体的に安定した

魚価で安定した数量を得るそうしたことを国や県と協調しながら、そしてまた漁業者については先ほど申し上げましたように、ブランド的に一つの佐伯市だから一つの佐伯のイメージを上げてですね力強いものをもっていかなければ、いわゆる魚じゃないんですけど、漁師さんを1本釣りずつした方がですね仕入れる方は安くなるんです。そういう形を取らずに流通の方からも今年度は対策を考えていこうと、そのように一応考えておりますし、特に天候とかいろんな関係で漁業っていうのは変化いたします。そうした分については、私たちにもなかなか難しい部分もありますが、水産においては非常に公共事業も大きな事業をやっておりますので、こうした価値をですねやっていかなければならないと思っております。そのためにもやはり本当に佐伯のブランド化と後継者ができる漁業経営を目指していきたいと思っております。詳細については部長より答弁させていただきます。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） お疲れ様です。いよいよここに出るのが最後になりました。染矢議員の御質問にお答えいたします。水産業の所得向上対策についてお答えいたします。議員御承知のように、本市の水産業は県下の水揚げの約半分を占めるほどの規模となっています。しかしながら、漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油価格を始めとした生産コストの高騰などの要因により、漁家所得は長らく減少傾向にあります。この問題に対応するには、水産資源の維持増大、魚価の向上、生産コストの低減という三つの柱が重要だと考えています。水産資源の維持増大につきましては、栽培漁業の推進と漁場の整備を進めてまいりたいと思っております。栽培漁業の中心魚種であるアワビ、クルマエビ、マダイといった高級魚種の種苗放流は成果を上げておりますので、今後とも積極的に推進するとともに、それらの種苗が育成する場として、増殖場や藻場造成の推進をしていきたいと思っております。魚価の向上につきましては、水産ブランド化の推進が重要であると考えています。大分県で進めている「The おおいた」ブランドのように、本市においても魅力ある魚種の掘り起しや積極的なPRを進めていくことが重要であると考えています。ブランド化に取り組む各協議会等への支援を今後も進めてまいります。また、市長の指示で先日設立された食の拠点懇話会等で農林水産物のブランド化について議論をされたところですが、必ずや良い結果が生まれると確信しております。生産コストの低減につきましては、まず漁業資材を提供する立場である漁協の施設整備が重要であるかと考えます。沿岸漁業構造改善事業等の補助事業で漁協が実施する施設整備に対し、今後も積極的な支援を進めてまいります。また、漁業者が漁労施設を導入する際に借入れする水産制度資金に対しましても、利子の補給などを引き続き行っていき、これらの施策を通して低迷する漁業所得の底上げを図っていこうと考えております。なお、来年度につきましては、やはり一次産業すべてにも言えるんですけど、今回特にですね水産庁からの要望がありまして、職員が課長級で来ます。やはり国・県等の連絡を密にする中で、いい補助事業を取り入れながら佐伯市の一次産業の振興に頑張っていきたいと考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月助役。

助役（塩月厚信） 先ほど木原部長がおっしゃいましたですね、水産庁のですね技官がですね新年度より佐伯市に課長級で来てくれることになりまして、先般、上司の課長の方もですねわざわざ私と市長のところに尋ねてまいりまして、佐伯市のですね水産に市長としてもできることがあれば積極的にお手伝いしたいということでございますので、新年度また水産振興に頑

張っていきたいと思いますので、どうぞ御指導のほどよろしくお願いいたします。

議長（日高嘉己） 染矢議員。

29番（染矢玉夫） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。漁師、まあ漁師っちいう言い方がいいのかどうか分かりませんが、漁業者の場合、基本的には毎日が勝負でございます。農業は年に1回というのが基本ではないかと思っております。林業は50年に1回でしょうか。そういうことから考えたら、まだまだ毎日が勝負の漁師の方がいいかなあとは思いますけれど、そういった観点から考えていきますと、先ほど部長から説明がありましたように、漁獲量の減少、それから魚価の低迷、そういった燃油の高騰ということで本当に血を流すような思いで漁業者は今作業に従事しておるところでございますけれど、思いはいろいろあるんですよ、部長。私はどっかよそから来た人間が言いよるつもりで聞かないでほしいと思います。本当で、現役の漁師がここに立ってあなたの意見を聞きよると、聞いたと、質問をしよると思っていたらいいと思います。それは本当に私どもが、私は朝歩いておるんですけど、市場のある限りほとんど毎日鶴見の市場に顔を出しております。それはもうかわいそうぐらいの価格です。例えば、スチロール一つが1杯が100円、50円がスチロール代。それを100箱出すと従業員が何人にかかって氷を入れて出荷するかというともう手取りがないというのが現状なんです。そういうことを考えたときにですね、確かに先ほど部長の答弁にあったように、アワビやサザエやクルマエビを放流してくれる。これは本当にありがたいと思っております。そして効果もあります。ただその前に、これは海に住む人間じゃないとなかなか理解できないと思うんですけど、長い海岸線全部とは申しませんが、地域の下はほとんど岸壁になってしまって、そこに打ち上げた波がかえる。そのことによって今まで藻場として利用でき、そこに小魚がすんでおった。それがそういうことによってそこに魚が住まない、住めない状況が出てきておると私は思っております。そういったことから、そこも岸壁のすぐそこまで来て産卵するような護岸を造っていかなきゃいけないんじゃないかと思っております。東京近辺に行くともうそういう護岸ができてます。そういう観点から考えたら、もう佐伯市だけでそういう部分を何とかしようちいうても、部長無理じゃないかと私は認識をいたしております。国や県の力を借りてその辺を一步踏み込んで研究をしていただいて、そういうことにも取り組んでいただきたいということは、これは要望しておきます。そして市長、あのですね、本当に私は今定例会に当たりまして、周辺部を実は2日掛けて周辺部の周辺部を回ったんです。本当に非常に住みよい所だと思っております。そこで生まれ育った人は、そこからは逃げ出したいんじゃないかと、でも考えてみると逃げ出さなきゃいけないような状況が生まれておると思います。つまり、例えば3戸とか5戸、10戸の地域があって高齢化率が50%を超えたらもう地域としての力はないんですよ。そういう所に住んでいる人たちは、その日の食材も移動販売車が来ない限り求めることもできない。そういう意味で、農業の活性化、午前中河原議員がやってきましたけど、質問してましたけれど、私はやっぱり本当で、農業の振興を図ろうと言うんなら、やっぱりそこまで。負担は同じですよ皆さん、市民は。サービスはうーんと低いんですよ周辺部は。そういうことも念頭において、私はこれから行政を進めて行ってもらいたいと思っております。市長、忙しいから周辺部のそのまた周辺まで行けとは私は申しませんが、例えば大浜ですか、下梶寄、そして下梶寄の裏側にある芳ヶ浦とか、あそこにも住んでおるんです。あそこの人市民なんですよ。そういうことを考えたときですね、ここを中心とした私は活性化に中心市街

化について大いに賛成です。ただその裏にあるのはそういう所を忘れてもらっちゃあ困るよ  
と私は思っておりますので、その辺の見解がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 染矢議員さんの再質問で、地域、佐伯は3万1,000世帯、もう少しですか、  
全部私も数覚えておりませんが、そうした中で私も2年間この間です、西山、樫峰それから藤河内、海岸部はほとんど行ってますけど山の方にずーっと行ってます。それぞれが戸数がなくて一番厳しいのが藤河内、これは高齢化率100%なんですね。全員が65歳以上とそういうような所もですね一応行きましたね、あそこの風呂も行ってきました。確かに佐伯は広いこれをどう統一するかと、どう平等にするかと非常に苦労しております。そうした中で、昨年防災の関係でこの西山地区と下梶寄地区には防災無線の衛星をですね設置するなど、安全・安心の関係、農業についても漁業についてもですね全部が全部行政がそこまでしきれるかと言ったら非常に不可能なものがあると、行政としても最大限努力いたしますが、全部を平等って同じ所におれば同じようなことができるんですけど、距離感がありますので、どうした措置が私どもができるかということを考えていきたい。特に、波当津も何回か行っております。結構私もうろろするのが好きなもんですから、特に土日は最近はですね動かれなくて行事があるんで、例えば今度の日曜日ちょっと時間があるから間越でも朝8時ですねあそこの皆さんと話せる時間があるからちょっと顔を出してみよう。ほとんどはそういうような状態で、何かあれば飛んで行くとかですねそういう具合にやっています。行かないんじゃないでなくてむしろ私も結構動いてるなと思っておりますので、そういうことを肝に銘じながらやっていきたいと思っておりますし、先ほど流通の件で店への件もありますが、これは確かに市内も八百屋さんですね、私が一番多い時はですね佐伯市南郡で大体250軒ぐらいあったんですよ。今八百屋さんという名前付くの30軒ないんですね、あとはスーパーがほとんどでそれぐらい流通の中でも激減しております。いろんな中でいろんなことで確かに平等と言えはいろいろあるんですけど、平等の価値をどこにセッティングするかによって、できるだけ私たちが価値観を求めてですねやっつけたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 染矢議員。

29番（染矢玉夫） 私は水産について質問をすると言ったのがちょっと山までいってしましまして大変申し訳ありません。部長、最後にもうこの定例会で最後だということで答弁を求めておきたいと思っております。あなたの気持ちだけで結構です。なければもういいんですよ。最後の最後ということで。あのですね、漁業者も何かをしていきたいと、方向転換もしたいと思っておるのですよ。だけど、個人ではなかなかできない。指導もお願いしたいと、相談もさせていただきたいと、そういう窓口になってほしいと思っておるんですが、いかがでしょうか。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） 染矢議員の再々質問にお答えいたします。何かの思いはということ、いろんな20年間、一次産業に携わっているんな思いをしてきました。特に漁業、子どものころから魚釣りをしながら、役所に勤めても遊びで漁をしたこともございます。これから退職すれば船でも買って漁師になろうかなというぐらいで肝を据えてますけど、非常にですね私が水産関係をやった時に、鶴見と大入島の底引きが80統超してあったんです。今聞いて

みるともう半分になっていると、もう高齢化でできないと、だから佐伯のエソのすり身がおいしい、ゴマだしがおいしいといっても今度材料がとれないというような状況も生じております。ですから、やはりこれは水産課という新しい課ができましたんで、これが主体になってですね、これからの水産業、やっぱりいろいろな考えをしながら、特に磯焼けの部分に対してはやはり山崩れのあった石とかです。ね、そういうなのを投石、新たにすることによって先般の玉田議員の何回かの一般質問に答えたようにですね、やはり新しいものを入れればそれに藻が付くと私は思っております。ですから、やはり金を掛けずにいろんな産業廃棄物じゃない、そういう現場で出た石を漁業者の協力も得ながらですね持っていけば、必ずや立派な漁場が260キロにわたる漁場ができるんじゃないかと思っておりますので、後輩に指導しながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（日高嘉己） 以上で、染矢議員の一般質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 暫時休憩します。

午後3時2分 休憩

---

午後3時5分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後3時6分 散会



平成19年 第2回

# 佐伯市議会定例会会議録

第6号 3月15日

## 第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 6 号）

平成19年 3月15日（木曜日） 午前10時10分 開 議

### 出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉	2 番 高 橋 香一郎
3 番 川 野 紀久雄	4 番 高 曾 宮 司 好
5 番 高 司 政 文	6 番 村 尾 清 一
7 番 松 田 清 徳	8 番 後 藤 幸 吉
9 番 江 藤 茂	10 番 清 家 好 文
11 番 矢 野 精 幸	12 番 矢 野 哲 丸
13 番 河 原 修 仁	14 番 宮 脇 保 芳
15 番 佐 保 曉	16 番 小 野 保 宗 司
17 番 肥 後 四々郎	18 番 榭 田 穂 積
19 番 井野上 準	20 番 河 野 二 豊
21 番 下 川 芳 夫	23 番 柳 井 二 生
24 番 泥 谷 和 喜	25 番 菅 原 忠 己
26 番 和 久 博 至	27 番 日 高 嘉 己
28 番 渡 邊 邦 壽	29 番 日 染 高 矢 玉 夫
30 番 児 玉 忠 義	31 番 甲 斐 迪 彦
32 番 狩 生 寿 一	33 番 廣 瀬 精一郎
34 番 吉 良 栄 三	36 番 浅 利 美知子
37 番 河 野 周 一	38 番 玉 田 茂 彦
39 番 村 松 講 一	40 番 児 玉 輝 彦
41 番 戸 山 盛 喜	43 番 寺 島 孝 幸
44 番 土 師 辰 英	

### 欠席議員の氏名

な し

### 出席した事務局職員の職氏名

局長 渡辺 安志

### 説明のため出席した者の職氏名

市助 助教 総財 企画 市民 福祉 建設 農林	育 務 部 商 務 部 工 務 部 観 光 部 生 活 部 保 健 部 設 部 水 産 部	長 西 嶋 泰 義 役 佐 藤 卓 男 長 塩 月 厚 信 長 武 田 隆 博 長 木 植 許 政 信 長 柴 富 通 則 長 塩 富 洋 一 長 菅 月 満 長 菅 原 俊 邦 長 桑 原 慶 吾 長 木 原 建 樹	上 下 水 道 部 教 育 防 局 消 浦 振 興 局 上 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 生 匠 川 目 見 水 江 消 浦 振 興 局 上 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲	義 男 博 信 則 一 郎 邦 吾 樹 上 教 育 局 浦 振 興 局 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 消 浦 振 興 局 上 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲	長 加 藤 宗 義 長 高 高 岡 一 長 吉 大 三 長 芦 上 野 長 塩 河 三 長 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 宗 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 義 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸
--	--	---	---	--	--

---

議事日程第 6 号

平成19年 3月15日(木曜日) 午前10時00分 開 議

- 第 1 一般質問
  - 第 2 議案質疑
  - 第 3 議案等の委員会付託
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 一般質問
  - 日程第 2 議案の上程
  - 日程第 3 議案質疑
  - 日程第 4 議案等の委員会付託
- 

午前10時10分 開 議

議長(日高嘉己) 本日の平成19年第 2 回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 一般質問

議長(日高嘉己) 日程第 1、一般質問を行います。

前日に引き続き通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1 番、菅原忠君、2 番、井野上準君、3 番、小野宗司君、4 番、肥後四々郎君、以上の順序で順次質問を許します。

25番、菅原忠君。

25番(菅原忠) 皆さんおはようございます。本議会26名の方が一般質問されましていよいよ最終日となりました。23番目の質問者であります私25番、菅原が通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。先の一般質問で泥谷議員から菅原議員の時にという報告をしてくださいねという宿題もいただいておりますし、ありますが。今回私の上げてる佐伯市における業務委託・指定管理などの契約のあり方についてということで、小さく1点目で、デイサービスセンターの売却後に生じた疑義についてということで1点目に上げております。その中で、収支報告書の欄で金額の誤差があるから、部長の方に私の一般質問の時に報告を入れてくれということでありましたが、正直お金のこと、それから管理業務、委託を受けた社会福祉法人のことについてということは、私の一般質問では考えておりません。ではなしに、実際に起きたデイサービスセンターの売却後に生じた疑義ということで、実際に泥谷議員の質問の中に答弁がありました市の方として想定していなかったよという部分を確認したいと思います。それは私たち議会人もそうだと思います。あの施設、2施設を売却するよと言ったときに、売却のあり方として、実際に施設・土地、それからデイサービスセンターの事業は市がやっていてそれを売却するんだよという解釈を私自身してました。昨日、一般質問の途中に県の福祉保健部の方に確認に行っまいりました。その中で、自分たちが全然認識違いをしてたなあというのは、平成12年の介護保険制度の改正により、実際に佐伯市の手からあ

の事業をしていたのはやっぱり委託を受けていた社会福祉法人の方に介護保険もお金が入っており、請求もそちらから行われているということで、実際自分たちの認識とは大きく違ってたなあということもありまして、実際のその是非、疑義の是非についてはまた司法の場で話がされるのかなあと考えてますし、また金銭面のことにしても税務署とか国税とかがそっちがやるのかなと思いますので、そういったことは今回の一般質問から外しておきたいと思います。それで実際の今の言う疑義、それからこの前の泥谷議員の答弁にありました想定をしてなかった。私個人もそうですが、議会の方々も大半は多分そう誤解をされてたんじゃないかなと思います。その部分でやっぱり売却の入札のやり方についてやっぱり問題があったんじゃないかなあと。というのが、例を例えて言いました。昨日ある方と話したら、いい例えをくれました。盆栽鉢を売るよと言ったときに、てっきりみんな盆栽を見て鉢と木とそれを当然想像すると思われまして。ところが、実際に買ってみたら木はなくて鉢だけであったというなのが正しく今回の、その例えも少し正しいとは言いませんけど、まあそういう環境にあるかなあと。だから当然そこにも、本当に利用者がそこに存続するしないというのを議会人も認識してなかったし、入札された方も多分認識されてた方、されてない方とあったんじゃないかと思えます。だからそこまで、実際に市が売却する上で想定できてなかったこと、ここがやっぱり一番大きな問題点かなあと思えます。そこら辺で市の考え方をお伺いしたいと思います。それが1点目。それからこれは私もちょっと聞いただけですが、契約内容の中に特約、それから特別の要件をひいてない場合は、民法が優先するんだよと、仮に業務委託であれ指定管理であれ剰余金等に関するの扱い方のときに民法が優先するという話を聞きましたが、そこら辺の市の認識がありましたらお伺いしたいと思います。それで3点目に、今後の考え方、先だってやっぱり泥谷議員も言っていました、海悠園はじゃあどうするのと、それから敬愛園の話もこの前議運の時もちらっと出ました。中の島の建物も古しいし、それが弥生の土地開発公社が取得してた用地にというような話がありましたが、そこら辺も実際の今後の扱いとして、全協の席で申しましたけど、環境的にも決して10号線のそば、前に板金工場がある。決して福祉施設として立地条件が好ましいかなと言えば僕的にはそうは思いません。そういうことも含めた上で、今後の市としての考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

それから大きな2点目に、有料ごみについてということで、ごみ全般ではなく、今回上げているのは持ち込み重量ごみでのことでして、実際に私も経験がありますが、黄色の佐伯市のごみ袋に入れてごみを持ち込んだことがあります。そのときに、通常収集ごみに出せば当然料金がその袋代で済むものが二重にエコセンターで取られてしまうということについての質問でした。でも、担当課長の方から電話がありまして、もう実際には改善しているよということを知っています。多分答弁の中にもそのことが出るんだと思いますが、ただきちっとした格好で、条例の中でそういう物に対してどう扱うとかいうことも今後に対してきっちりしてもらいたいと思い、その件の答弁をお願いします。それから、先日の矢野精幸議員の一般質問の時に大手前の方が見えられておりました。その中で、菅原さんごみの件について今回聞いてくれちゃんのあんたしかおらんからお願いしたいんだけどということで、部長通告はしてませんが、もしよろしかったらお願いしたいんですけど、ごみ袋方式からシール方式に変わる。30円が20円になるという部分で話は聞いてるけど中身がよく分からんから、もし菅原さん一般質問の中で聞けるのであれば聞いてもらえませんかということでありましたんで、

言えなければ言えなくて結構です。言えればお願いしたいと思います。1回目の質問をこれで終わります。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 菅原議員、先ほどのお話の中で、じゃあ最初の方の剰余金等についてはもうよろしいということですかね。それではですね、2番目の民法のかかわりについてですね。民法についての御指摘ですが、指定管理者の法的関係は公法上のものであるととらえており、民法上の問題とは理解しておりません。それから3番目の問題と、それから想定していなかったかどうかということについてのお答えになると思うんですが、デイサービス事業所の設置については、県の指定によるところですが、指定基準を満たしていれば特に設置の制限はなく、事業所が集中している現状もございます。いずれにしましても、利用者のサービスが一番であります。デイサービスの利用につきましては、利用者の事業所を自由に選択できることなどを含め、利用者が介護保険制度について理解をより深めていけるような取組を進めていきたいと考えております。お答えになりましたかどうか。デイサービスセンターの剰余金等についてということで、剰余金については、これまでの管理委託契約及び指定管理者協定では特に規定しておらず、管理を行う中で経営努力等によって生じた剰余金については、市への納入は求めておりません。補助金については、デイサービスセンターに対して支出しておりませんので、配食サービス等の委託料を補助金の欄に計上していると思われれます。次に、備品の管理についてですが、売却前の備品の確認について、法人からの報告に一部誤りがあり、入札後に再度確認できたものがございました。今後、指定管理施設の備品の確認においては、定期的に検査を実施していきたいと考えております。また、施設管理については、引渡し後に発見された修理の必要部分については、売渡人の責任において市が修理を行ったところですが、これについては引渡し前の指定管理者に対し費用負担を求めているところであります。以上です。

議長（日高嘉己） 塩月市民生活部長。

市民生活部長（塩月満） 菅原議員の有料ごみについての御質問にお答えをいたします。エコセンター番匠に直接持ち込まれます家庭ごみにつきましては、条例で定められておりますように重量で料金をいただいております。ちなみに、50キロまでが50円、100キロまでが100円、100キログラムを超えると10キログラム増すごとに50円を加算した料金となっております。御質問の有料ごみ袋でごみを持ち込んだ場合のことですが、ごみ処理手数料の二重払いではないかということを守るため、現在はこれを無料としてその取り扱いを行っているところでございます。ただ、有料ごみ袋を使用したごみとそうでない袋で混合して持ち込みますと、施設の計量システム上から2度計量することとなりますので、できるだけ有料ごみ袋での持込みは御遠慮いただきますよう御説明をするとともに、お願いをしておるところでございます。それから、先ほど出ました条例化の件でございますが、今こういうことで入り口でですね指導して順調にうまくいっているようでございますので、現在ではですね条例化ということを考えてはおりません。この状況をもうちょっと見守りたいというふうに思っております。それからシール方式でございますが、先日全協で議員の皆様にも市の方針として御説明をしたところでございます。今月末にですね、廃棄物減量等推進審議会を開きまして、ここでまた説明をする予定にしております。この会は、当初からこのごみ問題に取り組んでおられまして、非常にまあ佐伯市の将来のごみのことを検討していただいておりますの

で、まずここに説明をしてですね、それからまあ市民の皆さんにというそういう順序を踏みたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（日高嘉己） 菅原議員。

25番（菅原忠） 再質問を行います。もうちょっと部長お願ひしたいんですが、現在、当然売却後に購入された方が実際のところまだ経営がしにくいかなというのは聞いております。そこが本当に入札に入った方々が市と同様、僕らと同様想定が違っていたということは当然あると思ひます。そこで、もし契約業者が解除を申し立てられたとき、当然解除理由の値するしないもあるかと思ひますが、契約解除になったときに違約金として20%の範囲内という文面がうたわれてます。それと想定外であったということの中で、当然こっちも想定外で、教育民政の委員会の中で向こう20年間福祉目的以外に使用することを禁じている契約文は教育民政の委員会の中で出されて、そういうのがうたわれたと聞いておりますが、その部分も含めて実際にさっき話しました。例えで話しました、鉢だけで購入した物を20年間ほかの目的で使うことできないよというこの契約の内容の中に、実際に今度、違約金は別として市が今度また逆に買い戻す格好になるかと思ひます。その部分のまた結局市民利益として考えたときに、せっかく買っていた物がまた市が買い戻さなくちゃならない。で、今度鉢の状態ですら幾らで売れるか、といった問題に展開してくるかと思ひます。その部分もどのように考えてるかがまず1点。それから、この前の収支報告書のことは僕は言いません。収支報告書のことは事業者の努力、従業員の努力、経営努力で生まれた剰余金だと思っておりますから、それを言うつもりはありません。ただ、昨日県に行ってお伺ひしたときに、本当はもうちょっと包括支援センターが力を持って実際には経営内容の中のケアプラン等のチェックがもう少し本当はできる状態にあるのが一番望ましかったということがありました。実際今佐伯の包括支援センターの中でも手が足りないくらい忙しいというのは聞いてます。そうした部分で、支援についての要支援の分のチェック機関としてできるのであれば、その部分だけでも実際に包括支援センターがもう少し介護メニューのチェック等ができる体制も本来必要じゃないかなあと、そうすることによって私もそうですけど、一介護保険税の納付者の1人です。やっぱり、今回の保険料の見直し等でも下がるのが全然考えられません。そういった部分ではもう少し市民利益を考えたときに、そういうメニューのチェック等が本当はきちんとなされてなければどうしても保険料が下がる手はないのかなあと一つは考えます。その部分2点目をお願ひしたいと思ひます。

それから、有料ごみについては、当然まだシール方式に変わったわけではありませんから、まだ市民に全部向けて話しはできないと思ひますし、今月末の委員会の席の決定、それからまた議会にも報告があるんだろうと思ひますが、その後、この前僕に言われた方は30円が20円になる。それはそれでいいですよと、実際の中身を教えてくれと、20円の中身というのをもっと市民に報告してくれということですので、そういったことも一緒に市報等を通じて報告していただければと思ひます。小さく三つお願ひします。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） お答えします。想定外であったというようなことについてですが、売却してその後の利用者が非常に少なかったということについてでございますけども、入札を行う前、説明等においては建物と利用者とは別なんですよという説明を差し上げておりました、その上での入札であったわけではあります。でも、その後こういう形になるというの

は思い描いてなかったというのは確かであります。この後の契約の解除等について議員から言われましたけれども、そこまでは今のところは、私の方はまだそれこそ想定しておりませんで、私どもはこの売却によって補助金の返還等も行ってあります。これもかなり大きな金額になりますし、いろいろ影響の大きな部分があると思ってあります。それから、包括支援センターの件についてですが、私どもの今行っている包括支援センターの仕事の範囲といたしますのは、先ほど議員が言われたように、要支援の部分に限られます。デイサービスに限って言いましても、介護度でその要支援の人・要介護の人、両方ともが利用するわけでございまして、私どもがケアプランで最終的に責任を持つところはいわゆる要支援の部分だけでございますので、なかなか一生懸命やっておるわけですがけれども、特に今回の場合におきましても要支援で介護プランを最終的に確認する時点で、この売却に当たってちょっと心配の部分もございましたので、私の方、先にどこでも利用できるんですよというお話をしておりますし、その時に伺っておったことと最終的なケアプランができ上がったときの相違してる人なんかには一応確かめの電話などもしましてですね、要支援の部分については、ケアプランを立てることについて、一応そういう最終的なところまで行っておるつもりであります。以上であります。

議長（日高嘉己） 菅原議員。

25番（菅原忠） そこで部長ですね、今解除の方向性は想定してないということ、この部分がやっぱりまた大きいのかなと思うんです。解除要件に達する達しないのは、ちょっと私の方も理解できませんけど、もしこれが達した場合に市はまたそれを結局買い戻すようになります。解除になりますから買い戻すんじゃないけど、解除を受ける格好になります。そんな中で、じゃあ次に鉢だけになったときに差額は生じますよね。そしたら、これも市の財政的にやっぱり落札価格と今後の鉢だけの値段になったときのことを考えた場合に、20%の範囲内ということになってますけど、これが実際は何%で落ち着くのかは正直分かりません。だけどこれ想定してないと、そこが一番危機管理の大切なところじゃなからうかと思えます。幾らでも市の財産を売って幾らでもなればいいちゅう解釈とは全然違うものと思ってますし、先ほどちょっと1回目の質問で触れましたけど、敬愛園の問題ももうまさしくそのまんまかなあと、その全協のときに言ったように、わざわざ土地の価格のええところを与える必要ないんじゃないかなと、もっと環境のいいところを買ってでもそっちを与えた方が市の利益にも通じるし、市の利益に通じることイコール市民利益に通じます。だからこれももし、じゃあ解除を申し込まれてきたときにじゃあ市は次の想定としてどうするか。今回でも一応は言った、説明はしたという話だけで、多分僕も最初言いましたけど、議会も当然その売却の説明を受けました。そのときに盆栽鉢の鉢だけと解釈した人は僕だけじゃないと思いません。盆栽の中身があってそれを売却するという解釈でいたと思えます。だから今度もじゃあ解除がないよという想定のもとで話を進めればね、解除は違約金20%の範囲内で解除要件を達すれば当然そうなるんでしょうけど、問題はその次にじゃあ実際に売れるかですよね。また、もちろん売れても売れたときの価格のこの差はどうなるんですかと。その部分も少し危機管理として想定をしていたかなければ、全くね今回の売却で売却後の疑義に対して、それは规则的には何にも問題ございません。と僕は解釈しました。だけど現実問題としてはこれはルールでは問題なかったけど、実際に買った人からしてみたら、それはやっぱりきついもんがありますよね。その中で、やっぱりあとあと出てきたのがそういう備品とかですね、

そういうものの管理問題とか当然出てきましたね。これ実際にすべてが想定されてなかったことなんですよね。で、管理の部分も結局、管理委託業者に任せた、任せすぎてた分どこまでが市のもんか、どこからが社会福祉法人のものが全く区別がつかない。じゃあ途中で償却してしまったものは、片方では剰余金を出てるけどそこに車を買戻すとか備品を買戻す行為はされてません。だから、今後の契約のあり方、業務委託等のあり方について、今回まあいい例かなあとと思います。実際にこれが他市とかほかの施設の売却のときにこういうことがあるよというのが逆に確認できた部分があると思います。今後は今言うようにこれを想定してくれないと結局、想定外で発生したことによって市民が不利益を被ります。そうなるでしょ。今言うように売却してそれがね、解除になって違約金は一部入るかもしれないけど、でも実際に次がそこじゃいきませんよね。そうした場合に、その差額分は結局は市民が見るわけでしょう。損益を。だから、そこを想定していないと言われると非常に困るんですが、危機管理の上でもそこを想定していただいて実際に市として考え方がどういうふうになるのかなあと。市長そこはどうですかね。実際そういう状況に僕はなってもおかしくないと考えてます、実際に。そうした場合に、今一応そういうふうに売却契約が成立してそれ行われてますけど、じゃあ実際の施設の運営は、今度やっていく運営上これじゃあできないなあとになったときにね、市民利益の部分でどう考えるか、市サイドとしてね。仮定じゃあなしにこれでも想定してもらはないと、現実にね。今起きているこの疑義に対して僕は言ってるんですよ、本当に。それは確かに僕は小さいことは言わんつもりでおりましたけど、皆さん知ってる人、知ってない人おるとお思いますけどね、備品の管理なんかでも正直言ってかなりひどかったと思います本当にね、部長に僕こんな話をするつもりはなかったけど。例えば、台風でバスがつかったよと、でそれでバスはありませんという、福祉バスが、送迎バスが無いという。そしたら、あとから見つかりましたという。じゃあもう1台の宅配の軽四はどげえなったのといったら、事故でねつぶれました。年数が来たから廃棄しました。これ市の備品ですよ、本当にね。それ通常ね委託管理で指定管理でね物は全部市が貸しましょと、壊したら返してもらるのが普通でしょ、やっぱりね、それ古かったからもういいよということもしてましたね。だから、それじゃあね本当に市の財産が勝手にそんなに流れていくね。それじゃあとてもじゃないけど、今仮定の話をするとか、想定をするとかいう話をしますけど、実際にもうそういうことが起きてるね。今後これがまたなったときに不利益を被るのはね僕ら市民なんですよ。そうでしょ。だからそれを想定しないとか、仮定で話をするとかいうわけにはいかないんですよ、本当に。それがきたら、じゃ市長はどうするのと、答えていただきたい。ね、もちろんそれが一番です、本当に。それが市民に不利益に通じませんからないことが一番だけど、あったときにはその考えを一部でもここに出していただければ助かります。もう最後の質問ですから、市長の言いなし、部長の言いなしで結構です。ただ今回そういう想定がなかったことによってこの疑義が生じたということは、これはもう僕も議決のときにそうしましたし、想定してませんでしたから当然僕も議決をしました。ね、でも現実には全然違った方向になったなというのも自分自身思ってますから、これで市民が不利益を被ることになればね議会人何しよったんかということになります、本当に。執行部もそこ想定せんかったんかという話にやっぱりなります。その想定の部分で市長、お願いいたします。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。



市長（西嶋泰義） 菅原議員さんから、市長の考え方ということですけど、この件につきましてですね、私どもは弁護士からですね現在紹介状を入れております。これは裁判に発展するかしらないかという問題になりますとですね、この場で私がお答えするのが適切かということで、私は現在は代理人を立てておりますので、この点については一応差し控えさせていただきます。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 売却先の法人もですね、介護保険事業の指定を県から受けて行っているわけですから、そういうところで判断をしていただけるものと思っております。それから、先ほど言われた備品等につきましてはですね、確かに確認作業等で大変不手際のところがありました。現在はですね、もう早速それぞれの施設に検査に入りましてチェックを始めて、その処理も行っておりますので、そういう方向でやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（日高嘉己） 以上で、菅原議員の一般質問を終わります。

続いて19番、井野上準君。

19番（井野上準） 皆さんおはようございます。19番議員の井野上準です。一般質問も今回26名中、残すところ3名となりました。ゴルフに例えますと残り3ホールは魔のホールと言われ、大たたきをして大変スコアを崩すというのが通常でございます。執行部の皆様、特に今回退職される部長の皆様、少々気がゆるみがちではないかと思えます。私自身この場に来て大変緊張しております。最後のこん身の力を振り絞って部長の方、答弁の方をよろしく願いたいと思えます。

私は今回大きく2点について質問をいたします。まず、給食費滞納についてお伺いいたします。2007年1月25日各新聞・ラジオ・テレビは一斉に給食費滞納のニュースを報道しました。給食を実施している全国の国公市立の小中学校において全児童生徒の約1%に当たる10万人近くが2005年度に給食費を滞納し、総額はおよそ22億円に上ることが文部科学省の調査で判明いたしました。滞納の理由については、学校側は60%の子どもについて保護者としての責任感や模範意識の問題、約33%については経済的な問題と見ています。また、未納があったために約4,000校が食材の質や量を落している事態も判明いたしました。そもそも、この学校給食というのは、昭和22年にスタートした制度で、貧困による栄養摂取不足を防ぎ、最低限の栄養価をすべての子どもが摂取できるようにとの意図で始まった。現在においても、両親の共働きや家庭環境の違いの要因で親にとっては非常にありがたい制度と言えるのではないのでしょうか。さらに、小学校月額約3,800円前後、中学校4,400円前後という安価な上に栄養のバランスを考えている学校給食、格差の広がりにより生活が困窮して給食費が払えないという親も一部いると思えますが、今問題になっているのは、払えるのに支払わない親が急増しているとのこと。そこで小さな1点目の質問ですが、現在佐伯市内の小中学校で年間幾らぐらいの滞納があるのか人数と金額を教えてください。2点目ですが、最終責任はどこにあるのですか。昨年3月の一般質問におきまして、前安部議員が聞いたわけなんですけど、執行部の答弁があやふやで私はよく分かりませんでした。今回はどこですとはっきりとお答えください。小さな3点目ですが、昨年小中学校1校ずつ保証人制度について取組を行ったわけですが、その効果についてお伺いいたします。小さな4点目としまして、今後の回収方法はどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

続きまして、大きな2点目でございます市職員の人事についてお伺いいたします。佐伯市は財政問題、高齢化対策、地域経済の活性化、農林水産業の振興策、過疎対策、教育政策などいろいろな課題が山積みをし、どれを取っても地域住民に影響し、佐伯市の真価を問われる課題を抱えています。企業は人なりと言われ、佐伯市も経営体として企業家意識に徹しなければこれら多くの問題を解決できないでしょう。何が一番最初に要求されるのか、それは限られた財源の中でお金を余り使わず効率よい仕事を進めることが求められています。市の行政にとっては人は資源であり、私は財産だと思います。人材とは年齢や経験年数ではないと思います。そろそろこの年功序列型の昇級・承認を排除し、既に民間企業で行っているように若くても有能な人材をどしどし登用する刷新を図るべきではないのでしょうか。やってもやらなくても同じだと肩を並べ、有能な職員も意欲を失い、沈滞ムードが横行するならば、正に民間企業同様の倒産した団体と言えるのでしょうか。4月の人事においても、昨年同様大幅な異動になると私は思います。これまでの佐伯市においては、職員の勤務評定をどのように実施し、この結果職員の人事配置に活用し、職務に必要な能力・資力について総合的に判断し、人材活用を図っているのかお伺いいたします。そこで小さな1点目ですが、今年3月で退職をする職員数を部長何名、課長何名、その他職員何名という形をお願いいたします。小さな2点目としまして、人事を行うのに基本的にはどのような決め方をしているのですか。小さな3点目としまして、各課によって課の目標、個人目標を決め、定期的に上司と部下のコミュニケーションを取っているのかどうかということをお伺いします。小さな4点目としまして、人材の育成はどのようにしているのですか。研修計画や専門職の積極的な取組等あると思います。小さな5点目としまして、今後の人事についての考え方、方向性を教えてください。また、どのような点を改革していくのか、あればこの点もよろしくお願ひします。以上です。執行部の前向きな答弁をよろしくお願ひします。

議長（日高嘉己） 高治教育次長。

教育次長（高治一郎） 給食費の滞納問題に関する井野上議員の御質問にお答えをいたします。まず、1点目の給食費の滞納額についてでございますが、平成18年12月に文部科学省が実施をいたしました学校給食費の徴収状況に関する調査が直近の数字となります。小学校では滞納保護者数45名、滞納額87万1,853円、中学校では滞納保護者数11名、滞納額28万3,902円の合計115万5,755円が17年度の滞納額でございます。次に2点目の最終責任がどこにあるかという点についてでございますが、学校における一切の事柄についての責任と権限は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条にありますように、最終的にはその設置者である教育委員会が有することになります。また、学校段階におきましては、学校教育法第28条第3項の規定で校長が有すると定められております。このことから、私会計たる学校給食費会計が校務である以上、学校給食費の収納は校長が最終的な権限をもって処理すべきものと考えます。ただし、他市町村で法的手段により滞納給食費を徴収する場合、学校設置者である市町村長名で対応していることを見たときに、通常の督促等については学校長が、そして法的手段に移行する段階で市教委もしくは市当局が対応するのが一般的かと思われます。次に、3点目の保証人制度の取組効果についてでございますが、議員御承知のとおり、平成18年度1小学校、1中学校が連帯保証人制度を一部試行いたしました。その結果、滞納期間等の短縮が若干見られるものの抜本的な滞納対策となり得ていないというのが現状でございます。次に、4点目の今後の滞納対策についてでございますが、本年1月22日に委員10名から

なる佐伯市学校給食費収納向上委員会を設立をいたしまして、第1回会議を開催したところでございます。この中で、1、19年度の連帯保証人制度の導入方針について、2番目に、特定滞納者いわゆる3か月以上の滞納者のうち、支払い能力がありながら支払う意思のない保護者を指しますが、こうした保護者に対する法的手段の適用についての2項目について協議を行っております。現在、審議中のため明確な方針をお示しをできませんが、近日中には一定の方向を示しうると考えております。以上です。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） では、井野上議員の人事に関する点についてお答えいたします。本年度退職予定の職員は部長級11名、課長級14名、その他の職員26名となっております。次に、人事の決め方についてですが、申すまでもなく、職員数の削減を図りながら人事異動を行っておりますので、まず次年度の退職予定者数を勘案して組織体制を見直したのち、異動案を作成しています。組織としては、まだ合併後の調整時期にありますので、各部署の業務の状況や人員配置上の問題点を整理し、基本的には職員調書等により各職員の適性や異動希望を参考にしながら職員の人的バランスも考慮して人事異動を行っております。次に、各課の目標とコミュニケーションについてですが、職場内のコミュニケーションは日常の業務に必要不可欠なものもございますから、それぞれ各セクションで行っていると考えております。また、18年度からは各課でマニフェストを設定し、年間計画を立てて取り組んでいますので、課題を洗い出し、立案・計画する中で十分なコミュニケーションが図られていると考えております。次に、人材の育成でございますが、基本的には大分県市町村職員研修運営協議会で実施する研修会に随時職員を参加させています。本協議会は平成3年に県下全市町村で設立し、専任の職員を配置した事務局を設置して運営しているもので、現在では基本研修、専門研修、養成研修、派遣研修の区分ごとに質の高い研修を実施いたしております。18年度は本市から72名が参加いたしました。また、本年度はマニフェストに職員研修の充実を掲げておりましたので、独自研修として全職員を対象にした基礎研修と技術系の職員を対象にした技術研修を実施いたしました。参加者は基礎研修739人、技術研修が63人といずれも7割程度の参加率でアンケート結果からも一定の成果があったと考えております。次に、今後の人事の考え方についてですが、引き続き行財政改革推進の観点から職員の削減、組織の見直しを進めていかなければなりませんので、適切な人員配置と優れた人材の育成がますます重要となってまいります。そのため、職員の資質向上対策に加え、人事評価制度の導入も検討してみたいと考えております。

議長（日高嘉己） 井野上議員。

19番（井野上準） それでは再質問を行います。まず、給食費滞納について順を追っていきたいと思います。滞納者は小中学校合わせて46名、滞納金額は115万7,555円ということですけど、これは1年間だけの問題ではなく、この給食費滞納というのはですね、ずるずると今まできていまして大変ここ近年エスカレートしてきたために、滞納金額も大変な金額になっていることと思います。お金を払わなくて給食が食べられるとかですね、本当にまじめに払っている人にとってはばかみちな話です。何でほかの子ども分まで払う必要があるのかとても不公平な話だと思っております。また、集金しても滞納者が少なければですね当然食材を落します。食材を落せば当然栄養のバランスも割れます。そういったですね、支払いをきちんとしている人にとっては本当に迷惑な話です。このおかしい現実を教育長、あなたはどの

ように考えているのですか。お伺いいたします。それから先ほど保証人制度の件につきまして次長より報告がありましたけど、あまり効果はなかったように思われます。何でもそうなんですけど、一部の人の人間によってですね、このように規則が厳しくなったり、制度が失われたりするという事は珍しいことではなく、往々にしてあることだと思っております。給食費だけの保証人制度にするから私は払わないのじゃないかなと思っております。何か子どもが大きな問題を起こしたときの契約書としてその項目の一つとしてですね、給食費滞納を入れた方がいいんじゃないかと思えます。今回給食費の保証人制度に取り組んだわけなんですけど、滞納してない学校長に関してはこの保証人制度の用紙を保護者まで配布してないというのが現実ではないんでしょうか。だから、今度新学年になるわけなんですけど、これを機会にですね早急にやはり全小中学校の契約書を交わすような段取りをしてはいかがでしょうか。それから、ちょっと私も調べたんですけど、佐伯市で国からの生活保護を受けている小中学生は55名、そして市から準用保護をもらっている小中学生は674名と1割以上います。保護費の中に当然給食費も含まれているわけです。それなのに、その給食費をもらっている保護者の方がほかのことに使っているというのは大変おかしな現象だと思います。やはり、給食費を保護費の中にこれは何々費ですよという明細が最初の打合せの時にあると思えます。保護費をもらうときに、そのときに給食費に関しては、例えばもう通帳から自動的に引き落としますというふうなですねシステムにこれはできないのかお伺いいたします。保護費をもらう人も全部まとめてもらうんだから、それが弊害となってまあ払わんでいいわいというふうなですねことになっているんじゃないかなあと思えます。だから支払い方法を考えればですね、この補助金をもらっている人についての解決策は私はできると思えます。それから一番問題になるのが、生活に困っていないのににもかかわらず支払わない悪質な保護者に対しては、例えば、PTA会費を毎月徴収するわけなんですけど、それと一緒に徴収するとか、この前の新聞に載っていましたように、それでも払わない場合は、やはり別府市のように法的手段に出る以外には私はないのでしょうか。先ほども収納対策向上委員会というのを立ち上げて、そういった方向にいくということなんですけど、その辺早急にですね、別府市を参考にしながらですね、この方向でいってもらいたいと思えます。また子どもたちにも滞納したらどうなるということをお知らせですね、しっかり教えるべきではないかなあと思っております。

続きまして、職員の人事について質問をします。この団塊世代を迎えてですね退職者の多い時期にきているかも知れませんが、部長19人中11名、今回3月いっぱいをもって退職ということなんですけど、私自身は大変大きな穴が空いたような感じがして、今後の行政に大変不安を感じております。部長になり大体ですね一、二年で退職するというケースが多いわけなんですけど、問題なのは誰もが納得する後継者がいるかということです。ここで総務部長と言えばですね、私は一番の要の部署だと思います。そこで木許部長にお聞きしたいのですが、あなたのあとですね後任として総務部長を任せても大丈夫だと胸を張って言える人は何人いるのですか。大変厳しい質問だと思いますけど、正直なところお聞かせいただきたいと思っております。それから、もう1名ですね、木原部長にお尋ねしたいんですけど、昨日の染矢議員の答弁で最後ということでしたけど、私がアンコールということなんですけど、登壇を再度お願いしたいと思います。木原部長におかれましては、農林水産漁業こういった関係の課をですね新規採用から今日までずっとそういった畑を歩いてきたということで、ほかの部長とはまた違っているんじゃないかなあと思えます。そういった一つの道を歩んできた部長と

してですね、やはり後継者、幹部として職員をですね育成してきたと思いますけど、その育成するもしいい方法、特効薬等あればですね一言聞かせていただきたいと思います。それから、平成17年の3月に合併して現在職員数がですね1,189名ほどになるわけですが、職員の持っている能力が相対としてまだまだ十分に発揮されていないんじゃないかと思います。先ほど部長も言いましたように、適材適所の人事配置というのは合併してまだ2年ということで難しい面もあると思いますけど、やはりこの時代の変化に対応した人事改革は思い切ってやっていかなければいけないのではないのでしょうか。そのためにもですね、先ほど言いましたように、この年功序列よりも努力をして成果を挙げた者こそが報われる人事制度をとるべきだと思います。仕事の実績が正しく評価されて処遇に結び付き、職員の更なる意欲を引き出し能力開発が行われる人事管理のサイクル、これを構築する必要があるんじゃないでしょうか。勤務評定制度を、例えばですね、上から下の今のところ一方通行だと思いますけど、課長級に関してはですね部下からの診断を実施したらいかがでしょうか。お伺いいたします。そして各課で目標を決めて取り組んでいるということなんですが、徹底して行っているのかこれも大きな疑問を私は抱いております。例えば、六、七月に業務目標設定をして10月末、11月末に進捗状況をですね確認の上、上司はやはり職員に対しての助言や指導を行う。1月から2月に掛けては目標達成度を確認して反省を行う。本当にそこまで真剣に取り組んでいるのか再度お伺いします。私は取り組んでいないからですね、やはり管理職から若手まで佐伯市の組織が一体となった効率的・広角的な運営ができていないように思います。やはり先ほど部長がコミュニケーションはよくとれていると言いましたけど、あんまりとれていないのが現実ではないかなと思っております。それから基礎研修・技術研修を開催しているとのことですが、研修だけではなかなか人材は育ちにくいんじゃないかなと思います。例えば、ここ近年ですね技術職に新規採用が多いわけなんですけど、例えば建設課について考えてみれば、幹部職員はですねほとんど昼間現場に行っていません。そして、夕方5時近くになって帰ってきて、それから事務の整理を行って、それも遅くまでやっております。毎日はっきり言って残業という日課がですねほとんどではないかと思います。合併をして当然仕事量は増えております。自分の仕事をこなすのに一生懸命なのにですね、こういった新規採用の職員の指導また部下の指導をですね、本当に育成する余裕がないんじゃないかと思う、その余裕はあるんですかね。その辺をお伺いします。そして、工事が終わればですね当然検査をするわけですが、この検査をする以上は業者よりもですね上でなければなりません。そして、人事のローテーションは平均大体二、三年で異動するケースが多いわけですが、これも考えものです。やはりですね今後幅広く行政分野を経験させる職員と特定の行政分野に精通した職員の育成を図るためには、やはり異動規準を設定して計画的な配置を行うことがベストだろうと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 井野上議員の再質問にお答えしたいと思います。まず最初に滞納者ときちっと納入している保護者に対しての公平さが欠けているんじゃないかという件でございますが、確かに現在、学校給食運営委員会、給食センター等各学校等ですが、学校給食運営委員会が運営に携わっておりますが、その際、学校栄養士が食材については非常に気を遣いまして、その範囲内で食材を差し替えるなど、栄養バランスについては十分配慮して給食を実施しております。しかし、井野上議員のおっしゃるような問題等ということがありますので、

先ほど次長が答弁いたしましたように、支払う能力がありながら支払わない保護者への対応について、現在学校給食費収納向上委員会において法的手段の適用に関して協議中でありま  
す。具体的な方針が決定されていないため、なかなかここでお話することができませんが、  
先ほど井野上議員が指摘されました別府市の例を参考にしながら考えていきたいというふう  
に思っておりますが、別府市の先ほど井野上議員が指摘していただきましたように、別府市  
は学校給食法に基づいて新年度に児童生徒の全家庭から給食費の保護者負担についての確認  
書をとる、支払い督促の申立てや訴訟を含めた法的手段を講じ、滞納分の給食費を請求する  
というような形で実施をしていくようでございます。また、全国的にも法的措置を講じた市  
町村のうち、支払い督促によるものがほとんどで、その後調停・訴訟に移行する傾向が確認  
されています。こうした他市町村との動向を参考にしながら、今後収納向上委員会で協議を  
進めてまいりたいと考えております。次に、要保護・準要保護の家庭の滞納対策について御  
質問がありました。平成19年1月24日付の文部科学省の通達では、学校給食実施者等は経  
済的な問題により学校給食費を未納にしてる保護者に対しては生活保護による教育扶養・補  
助や就学援助制度の活用を奨励するとともに、これらの給付による学校給食費相当額につ  
いては、必要に応じて学校長に交付することも一つの有効な方法と考えられることを踏まえて  
対応すること。また、各地方公共団体は就学援助事業の充実に努めることとされてお  
ります。現在、要保護・準要保護家庭の世帯の滞納給食費を校長口座に振り替えさせる手  
続に  
関し、福祉事務所及び社会福祉課と協議中でありまして、収納向上委員会の決定を待  
って実施に移りたいと考えております。以上であります。

議長（日高嘉己） 木許総務部長。

総務部長（木許政信） 大変おほめをいただきましてありがとうございます。後継者はですね立  
派な人がいっぱいおります。市役所には人材がもうはびこっているといっているくらいで  
すね。じゃあほかの整理しながらちょっと説明させていただきます。いわゆる能力を發揮され  
ていないのではないかとございまして。これは議員さん御指摘のようにですね、合  
併後にですね今職員がふくれあがっていますし、合併後にですね旧、特に振興局からいら  
っしゃった方とかですね、そういう職員についてやっぱり戸惑いがあると思います。それ  
と本庁の方にもですね当然今度新しい市をですねどう見ていくんかという目線が非常に欠  
けてた  
と、しかし段々とですね2年、3年と経過していく中ではですねそういった部分につ  
いても随分解消してきたのかなという、いわゆる過渡的な状況でございまして。それで  
議員さん  
がおっしゃるですね能力主義、それから年功序列型の配慮というようなですね取組に当  
然ステ  
ップを上げたいんでございまして、今の状況を見てもですね、非常に役職員数も多  
くて  
ですね、いわゆる上にですね役職が非常に重たい構造になっておるとございまして。  
若  
い人をですねいわゆるどんどん登用するということがまだまだできない状況でござい  
ま  
す。ここら辺りはじゃあそういう理想的なですね状況に持ち込めるのかと言いますと、な  
かなか  
まだまだといった思いがしております。それから、勤務評定制でございまして、これ  
議員  
さん、課長は部下が評価したらどうかということよりも前にですね、これ人事評価に  
ついて  
はまだ定着しきれておりません。いつか前に吉良議員から御質問が分限制度のことが  
ござ  
います。そういうものもですね当然持ち込まなければいわゆる職員の中にもですね、当  
然い  
わゆるこれはどうかなあと思う方もおります。そういうふうについてですね、じゃあ  
ずー  
っとこの市役所でいわゆるその職員を守っていくのかということにもですね市民の  
批判も  
またあ

ろうかと思えますんで、こういったですねいわゆるエリートをつくるんじゃなくて、いわゆる一定のですね、振るい分けをしていくっていうシステムをですね、どこの自治体ももう今試験的にやっておりますので、そういう制度を持ち込んでいきたいと。部下がですね監視したりいわゆる上がいつも職員が仕事をけん制し合うというようなですねシステムはですね、あまり信頼関係が生まれにくいという逆に悪い面もございますので、これについてですねちょっとまだ検討をしていきたいというふうに思います。仕事量と管理職員の中には余裕が、特に技術屋には余裕があるんかということでございますが、これもですね合併の時に起きた非常に膨大な公共事業といいますか、そのこともありますんで、そういったものが段々と公共事業そのものをですねスリムにしていくという形でですね、随分整備ができてきているというふうに考えております。私も上下水道の部長もしたことがあるんですが、担当にも先日聞いてみました。そうすると3年目になるんで随分落ち着いてきたからという印象がですねその職員からありました。職員数についてですね、これ皆さんにもう最後だろうと思うんで、どうして今行革やらないけんのとかいう非常に数字的なものでございますが、ちょっと引っ張ってみました。今佐伯市がどんな問題にあるのかということをやっと長くなったんですが、しゃべらせてもらいます。今ですね職員の全体の市職労ですね、市役所の類団別の職員数を見ますと人口5万人から10万人の規模、三次産業が55%以上ということで、この類団累計が2の1という累計になります。この新しい合併をですね1,800数十団体に、合併後のですね1,800数十団体になった中でこの類団累計2の1がですね80団体もあります。人口1万人当たりの普通会計の職員数でございますが、ここで一番トップがですね福岡県宗像市の45.55人、それで身近なところで言いますと日田市が85.72で45位、中津市が61位で94.50と、佐伯市は77位でございます、124.34人ということでございます。まだですねいわゆる合併後の調整をまだやっていかなきゃいけないという時期でございますので、いろんな内部の矛盾というものはあると思います。それをおいおい片付けていくというのが今後残された、いわゆる有能な後継者の仕事だと思っておりますんで、よろしく申し上げます。

議長（日高嘉己） 木原農林水産部長。

農林水産部長（木原建樹） おはようございます。突然の指名でちょっと戸惑ってるんですが、人材育成の特効薬ということで、私が今議員から言われて考えたんですけど、自分も高校卒でですね同じ年代というと半分以上大学卒、それでこの組には負けられない。4年間自分は仕事をしとるんだというものを自負しながら、採用されて土地区画整理事業、まちづくりをやりました。その時に、やはり自分の腕を磨かないけんということで、東京に3か月自費で、出張旅費だけいただいて自費で3か月勉強してきました。その時の講義で一番残ってのが、人の話をよく聞いてやる。区画整理というのは財産を動かす相手とその後ろには利益ちいうものが付いておるから2人で来よるんで、担当者は十分話を聞いてやるという。これを帰って実践をして、長島・城南・池船という区画整理をやった結果が難しい仕事を避けたら必ず後ろを追ってくるよ。やっぱり立ち向かって、それを一つ一つ解決していかないと物事はできません。ということをやですね、やはりいろんな機会あるごとに若い組にも言ってきました。現在、3年ぐらい前から竹灯物語を青年部とか今年は勇士でやっておりますが、やはりそういう若い組の出る場にやっぱり出て行く。行って一緒に汗をかくことによって私の言うこと、やっぱり記憶に残して、部長こう出てくれたというのが、昨日も最終的段階の打合せするのに携帯に電話が入って、こうこうしたいんやけど力を貸してくださいというよ

うなことを言われましたんで、早速ある人をお願いしてできるようになりました。やはり、そういうところを見てすれば絶対間違いなくいい仕事ができる。先日ちょっともう駄目かなという仕事もあったんですが、これがやはり誠心誠意もって話をすることによって大分県から3分の2の補助金をもらえるような事業もできたし、やはり担当職員も喜んで、部長から言われてよかったと、自分がこれだけ働いたという自信をもっておりますので、そういうところでいけばすばらしい人材が育つのかな。地域的な地域の活動にしましても、やはりPTAで声が掛かったけどどうしようかという相談があるんですけど、やはり声が掛かるということは、その人の存在感が地域で認めとるから声が掛かるんであって、それを断って二、三回断ることによってもうあなたは一生そういう地域から声掛かりませんよと。だから、自分の時間はなくなるけど、やはり地域のために少しでも一緒になって働くということをするれば必ずやいい方向になるんじゃないかなと、人事にしても非常に波もあれば厳しいところもあります。非常に多い人数をどういうふうに動かすかって、やっぱり総務部長なんかも非常に頭を悩ますとは思いますが、自分がやっぱり今は波の下にいますと、段々浮き上がってくるなっていうことは真剣仕事をしておれば誰かが認めてくれるんだからというような、後輩に話をしました。先般技術職の研修会に講師として1時間ほどということで自分の生きざまをですね、自分の人生、生まれてこの部長になったこの間の話を、私としても後継者の育成は着々進んでるなというふうに考えております。

議長（日高嘉己） 井野上議員。

19番（井野上準） 最後に、再々質問というよりも要望なんですけど、やはり人事についてはですね、合併して2年、そして大所帯のこの広い佐伯市になりましたんで、まだ調整段階というところだと思いますけど、調整が済んだらですねまた調整をしながら次年度ぐらいからはやはり先ほど言いましたように、意欲とかですね成果を重視した人事制度の転換というものをですねこの改革事項の中に掲げてですね、具体的な改革を計画的に実施していただきたいと思えます。

それから、給食費滞納問題につきましては、やはり給食費の収納向上委員会、委員長も大変立派な方がなっていると思えますので、この向上委員会ですね提案と言いますか、話の内容を審議したものをやはり教育委員会に出すと思えます。この向上委員会の提案書を受けて教育委員会も前向きにですね、もう厳しくですね公的措置をとっていただきたいと思えます。以上です。

議長（日高嘉己） 以上で、井野上議員の一般質問を終わります。

続いて16番、小野宗司君。

16番（小野宗司） 皆さんお疲れ様でございます。いよいよ本定例会の一般質問、私と残すところ私を含め、あまべの会2人ということになりました。私ごとですが、きのう10年振りの発熱をいたしまして、もうろうとした状態でここに立っております。与えられた一般質問の時間無事にこなせるか非常に心配しておりますが、一生懸命務めさせていただきまして、最終アンカーであります私どもの肥後議員にたすきを渡したいというふうに思っていますので、倒れたら助けてください。

通告の一般質問を行います。まず、国保事業についてですが、医療技術の高度化さらには高齢化の進展に伴いまして、この国保事業の財政の健全性を確保することは非常に困難になってきております。その中で、運営の安定性を確保するためには多面的な取組が必要になっ



てくるわけであります。まず何と言っても予防手段を講じること。つまり、それは上昇を続けている医療費、これをいかに下げるかということ、これに尽きるんだろうというふうに思います。そのためには、医療費の分析、こういった疾患がこの医療費を上げているのかという分析をまずなされないといけない。全国的な調査によりますと、この結果というのが出ておりまして、例えば、入院・外来・歯科で言いますと、入院これは精神性の疾患、骨折それから脳梗塞それと心疾患というふうが続いております。外来は高血圧性の疾患、そして透析さらに糖尿病、あるいは歯の疾患というふうになっております。この中で生活習慣に起因する疾患につきましては、国保条例の5条の中にあります保険事業、つまり健康診断あるいは保健指導、これの実施率を高めることによって、この医療費というものをやっぱり下げなければならないというふうに思っております。ただ、これは今日始めてすぐ明日結果が出るわけではありませんので、これをやりながら同時進行で国保事業の歳入・歳出の改革、これも多面的な取組が必要だというふうに思います。とりわけ歳入におきましては、収納率92%を確保すること。歳出におきましては、退職者の医療制度の職権適用これを徹底すること。さらにはレセプトの点検、そして交通事故等の求償事務これを強化していくことが必要であるわけです。とりわけ、この92%という収納率の確保は非常に重要でございます、他の市税と違いまして、この保険料の収納率は減少、これが下がりますと調整交付金という国からの交付金が減額されるというペナルティが付いております。この調整交付金の交付額の算定に関する省令によりますと、佐伯市が該当する一般被保険者数1万人以上5万人未満のまちでは、この収納率が正確に言いますと91%以上92%未満ですけども、92%を割り込むと5%の減額というペナルティが付いております。これは7段階に分かれておりまして、以下3%ずつ下がってきまして75%未満まで、3%ずつ下がるに従いまして、この減額率は2%ずつ加算されます。最大75%未満で20%の減額をされるわけでありまして、一番心配するのは、都道府県のいわゆる調整交付金もこれにより減額されるのではないかとというふうに心配しております。実は、この国保事業の財源構成は50%の保険料とあとの50%を国のいわゆる調整交付金これが9%、それから定率の国庫負担これが34%、残りの7%が実は都道府県の調整交付金であるわけですから、これが減額されるのではないかと心配しておりますが、今のところこの部分については定率負担でいわゆる交付されるということでありまして、しかし将来的にはこれも分からないと。それほどにやっぱり収納率、これの92%の確保は佐伯市にとって非常に重要なことであるわけです。御承知のように、平成17年佐伯市の保険料の収納率は92%を割り込みました。結果として5,000万円ほどが翌年のいわゆる国保事業に交付されなくなりました。これを補うために財政調整基金が潤沢にあるときはいいんですが、これがなくなるとこれを補うためには保険料を値上げをするか一般会計から繰り入れる。いずれかしかないわけでありまして。さて、そこでお尋ねをいたしますけども、平成18年度の佐伯市の収納率、これの見込みは何%と見込まれてるのかまずお尋ねをいたします。昨日の答弁によりますと前年比と比べて17年度ですが、比べて2月末現在で77%を割り込んでいるということです。あと3月の1か月徴収期間が残っておりますが、それを徴収が終えて4月の半ばから5月の出納閉鎖までの1か月半、たかだか1か月半の中で92%まで到達するとは非常に困難であろうということが予想されます。なぜならば私自身、平成11年から市町村の国保の収納率を追っておりますが、下がり続けております。したがって、これから見ると前年比割をしてということになれば、今年度は昨年17年度決算より更に収納率が下がるというふうに予想

するのが、単純に言えばそのように予想されるわけでありますので、その点をお尋ねいたします。さて、収納率が下がれば財政調整基金に余裕がなければ保険料を値上げするしかないのか、一般会計から繰入れするしかないのだということ、佐伯市あるいは運協ではですね国保の運営協議会では平成20年度からこの料金の値上げというものを検討してるということですが、これはよくよく慎重に臨んでいただかなければならない。なぜならば、税高くして国減ぶと言いますけども、相次ぐ増税あるいは社会保障の掛金は上がり給付は下がる。さらに、給料自体それほど上がらない。つまり、国民負担率は高くその反動として可処分所得は下がっておりまして、家計の中に占める支出の割合、一番大きいこの国保の料金が上がるということは更に滞納が増えるということ。これにつながるからであります。滞納が増えれば当然またその保険料を値上げしなければならない。この悪循環を繰り返すことになります。したがって、注意しなければならないのは先ほど冒頭に申し上げましたように、いわゆる予防手段を講じながら今の保険料率、保険料でいかに収納率を高めるか、ここに神経を集中しなければなりません。その意味で、20年から予定をしてと言われるこの料金の値上げについての真意というものをお尋ねをいたしたい。さて、収納率は下がるということは、滞納が増えるということであります。この国民健康保険に参加されている、あるいは加入されている世帯の状況、これを厚生労働省が調査をしておりますが、その調査によりますと50.9%が無職世帯、つまり職が無い世帯です。26.6%が収入のない世帯で構成されております。つまりは、高齢者あるいは低所得者という方が数多く含まれて運営されているのがこの国保事業であります。そうであれば、収納率を高めるためには、この低所得者に対する保険料の減額措置、これを徹底してどうするかということは考えなければなりません。県はあるいは国もそうですけども、この低所得者に対する減額措置ということで保険基盤安定化事業というのをやっております。つまり、減額する分4分の3を市町村の国保に助成をしているわけであります。佐伯市もそれを受けまして低所得者に対しまして、7割・5割・2割という減額措置をしておりますが、7割・5割は佐伯市が申請をいたします。ところが2割減免につきましては、基本的に申請者主義、本人が申請しなければならなくなっております。これは保険税条例にあれがあるわけでありますけど、もし条例を変えることができるのであれば、この2割についても佐伯市自身で手続をされる。そうすることによって、いわゆる滞納の要因というものを削除していく。つまり、少なくするということにつながるというように思いますんで、ここは是非考えていただきたいというふうに思います。問題なのは払いたくても払えない方々であります。法は負担の公平性という観点から特別な事由がなく、さらに接触が図れない1年以上の保険料滞納している方には正規の保険証ではなくて資格証明証を発行することを義務付けております。発行した自治体には、特別調整交付金という交付金が交付されるというインセンティブもあるわけですけども、問題はその資格証明証を発行することによって受診抑制が今起こっているということです。佐伯市はこの資格証明証、平成17年度の12月には188世帯に交付をしております。その1年たった平成18年の12月には286世帯に交付しております。さらに、その1か月後、19年度の1月には359世帯と増えております。これは1月に保険証の更新時期を迎えますので、その更新に当たって正規の保険証を回収し、資格証明証を発行したのだというふうに推測されるわけでありますが、なぜこれほど急激に増えてるのかその点をお尋ねをいたします。さて、受診抑制ですけども、この受診抑制がなぜ起こるかといいますと、資格証明証によりますと医者に掛かったときに医療費の窓口負担が10

割、つまり全額を自ら負担しなければなりません。のちほど自己負担以外の部分を国保に請求するわけですが、取りあえずそのお金がないと掛かれないないわけです。これが掛かれないと症状がさらに悪化するわけですから、最終的にお医者に掛かったときには、保険料がますます増大するわけでありまして、それでも掛かれなければ正に命にかかわる状況になるわけでありまして。さて、佐伯市はこの資格証明証ですけども、これを使ってどれほどの方が受診をしたかと申しますと、先ほど申しました平成17年の12月には188世帯、この資格証が交付されておりますが、それを受けてこの12月には4世帯、わずか4世帯しか受診をしておりません。18年の12月には286世帯に資格証が交付されておりますが、わずか2世帯しか受診をしておりません。平成17年の3月から18年の12月まで22か月間平均して5.3世帯しか月に受診をしていないのです。福岡市などでは収納率の関係でいいますと、この資格証を発行することは収納率の向上に決してつながらないということで、極力短期被保険証の発行に切替えております。また国・県からの指導も単に確率的な事務処理をするのではなく、滞納過程にあっては実態調査をし、滞納してれば分納等の相談を行うようにというふうに言っておりますが、佐伯市にとってまず負担の公平性という原則を第一義に出し、資格証明証の発行というものを積極的に行おうというふうに考えているのかどうかお尋ねをいたします。このことは、20年の4月1日から始まる後期高齢者医療制度に非常に強くかかわってまいります。この制度は、一つの自治体では保険事業の基盤を安定化することはできないから、広域連合でやるよというものであるわけですけども、国保の場合は保険者が佐伯市で佐伯市が保険料率を算定し付加をする。ところが、この後期高齢者医療制度においては、広域連合が保険者になります。広域連合が保険料を算定し均一に付加をするということになっております。保険料は、これは国の試算ですけども、月6,200円ということになっておりますし、その納付に当たっては介護保険と同じように一人一人から天引きをされるということでありまして、介護保険料の値上げあるいは増税等を含めて経済的弱者である高齢者の方、もちろん、この後期高齢者の対象になるのは75歳以上の佐伯市で住所を置く高齢者あるいは65歳以上の寝たきりと認定された方であるわけですが、このような方に対して非常に厳しい制度になるというのが予想されるわけでありまして。問題なのは滞納に当たっては国保と同じ扱いをするということです。現状では、後期高齢者の方は被爆者あるいは障がい者と同じように滞納しても資格証明証は発行されないということになっておりますが、後期高齢者医療制度においては、滞納すると条件を満たせば資格証明証が発行されるというふうになっております。後期高齢者と国保と制度的に同じ扱いをしていいのかどうか非常に重要な問題であるわけです。この問題が実は後期高齢者制度の中では広域連合というのが保険者で、ここで話し合われることになるわけですが、佐伯市としてこの後期高齢者制度における滞納についてどのようなお考えをお持ちになれるのか、まずお尋ねしなければなりません。後期高齢者医療制度の広域連合には私どもの議会から2人の議員が参加することになります。その意味では、佐伯市の考え方をこの2人の議員さんとすり合わせをして、意思の合意形成をして臨んでいかなければならないというふうに思っております。もう1点、来年の4月1日から始まるあと1年余の期間しかないわけですが、広域連合としても住民に周知徹底するためにPR活動をしたいと思います。しかし、佐伯市においては、苦情あるいはその他の問合せは佐伯市が窓口になってきますから窓口である佐伯市に来ます。佐伯市としても独自にPR、そこらを具体的な活動計画というのはお持ちになられてるというふうに思いますが、こ

の点についてどのような具体的な計画で1年余の期間経過されていくのかお尋ねをいたします。これ蛇足になりますけども、この広域連合は26人の議員定数で行われます。今大分県下18市町村ですので、18市町村が均等割で1人ずつ18名出てきます。残りの8名が人口割、人口8万人を基軸にします。大分市は47万人ですから人口割で5人、あと8万人以上人口を抱えているのは別府それから中津と佐伯これが人口割で各1人ずつ、つまり佐伯・中津・別府は2人、大分市は6人、あとの14市町村は14名となり、その意味で大分市のいわゆる発言力は相当なものだなというふうに想像するわけですが、佐伯市にとっても2名という議員が出るわけですから、ある程度の発言力というのは確保されるというふうに思います。その意味でも、市民の皆様にとそこら辺の周知徹底をすると同時にいろんな意見を吸い上げ、議会に参加する議員の方とすり合せをし、佐伯市がどのような考えを持ち、この後期高齢者医療制度に臨むかということ、これは十分にお考えいただかなければならない。その意味で先ほどの滞納の件ですが、どのような考えをお持ちになり、臨まれるのかということをお尋ねをします。

次に、社会教育における補助執行、これについてお尋ねをいたします。この4月から佐伯市は従来教育委員会が担っておりました社会教育、この部門を市長部局に移管し補助執行させるというふうに機構改革がなされます。私どもにそのなった原因といいますか、その結論に至った理由というものがこのように伝えられました。行財政改革によって職員が減っている。したがって、教育委員会としても今までと同じような社会教育に関する質・サービスあるいは事業、仕事をするのができなくなったからだとということではありますが、教育委員会の制度の成り立ちを考えたときに、果たしてそれが補助執行していいものかどうかということとはここは十分に考えられなくてはならない。つまり、教育委員会として少なくなったならなったら全体的にそこら辺を調整し、一体的に社会教育と学校教育は教育委員会で担うべきが私はこれは当然なことだろうというふうに思っております。教育委員会は御承知のように、戦前、教育が政治に管理をされていたそこら辺の過去の反省を踏まえて1948年にアメリカに習ってできた制度がこの教育委員会の制度です。日本は自治制度上この組長さんの権限が非常に強い、往々にして管理されがちだったわけですけども、この教育委員会という制度ができることによりまして、教育行政に素人である複数の市民の方をこの委員会の委員として採用することによりまして、例えば教育行政の施策決定あるいは行政運営にいわゆる多元的な価値をもつに至った。多元的な価値というのは何かと言いますと、教育の独立性・中立性であり継続性であるということです。もう一つ、決して政治の論理だけでは解決できない人間個人の内面の価値観、これを守るために非常に多くの機能をしてきたのがこの教育委員会制度であります。ところが昨今、全国の市長会ではこの教育委員会制度の廃止あるいは縮小というものを訴えております。全国の市長会がです。2001年に全国の市長会は、ときの内閣総理大臣あるいは文部科学大臣に対しまして、この教育委員会の廃止あるいは縮小をうたった意見書を出しております。その中に、社会教育これを市長部局に補助執行ではなく移管すべきだという意見書を出しております。実際既にそこら辺を実施している自治体もあります。なぜ全国の市長会が教育委員会の廃止論を唱えるかと言いますと、教育委員会が置かれている中2階的な存在、つまり人事権は県教委に握られ、教育委員会自ら予算の編成権がないなかで、どのように住民・市民に対して自らの責任を全うするかということが問われているわけでありまして。昨今問題になっておりますいじめあるいは不登校、あるいは履修漏れ

等ありますが、市民の方からこれに対する対応・改革を責められたときに、実は教育委員会よりも市長さんに言った方が対応が早いということがいわれております。なぜか、市長さんは私たちの投票によって選ばれた方、したがって私たちの意見というものに敏感に反応してくれる。そうであれば教育委員会ですべて市長さんの方にお任せした方が良いのではないかとということが一つ大きな理由になっております。また、最大の理由は、教育委員会と言いますか、教育行政の意思決定をする場、それは教育委員会の会議であるわけですが、これは形だけになっている。形骸化されているといっているんであります。そうであれば、教育委員会の会議あるいは教育委員会そのものを活性化するためには、市長自らがその会議の場に入り、自らの根拠あるいはまた活性化するための根拠あるいはビジョンというものをその中に盛り込んでいく必要がある。そのように言っているわけでありまして。ただ、これには相当の問題がある。なぜかという、先ほど沿革を申しましたが、教育というのは中立性がなければならないし、継続性がなければならない。市長がその中に入り込むことによって、市長の考えで、市長が替わるたびに教育行政の根幹がその都度揺らいでいたら、その不利益を講じるのは子どもだからです。そこでお尋ねをいたします。こう言いますと教育委員会あるいは市長は、いやいやそうじゃあないんですよと、あくまでも補助執行なんですよと言うかもしれません。しかし、補助執行ではないんですよ。何度も申し上げていますが、全国の市長会、佐伯市もそれに入っているわけですよ。全国の市長会は補助執行ではなく移管、つまり権限そのものも移せと言っているわけですよ。これには根拠があります。何の根拠かという、では佐伯市にお尋ねをいたしますけども、全国初の事例としてじゃあ佐伯市は社会教育の移管、補助執行ということはできたでしょうか。私はできないと思う。これは既にやっている自治体があるから、あるいはまた全国市長会がそのような考えを申し述べているからそれを根拠として要は人まねとは申しませんが、それを根拠としてやっているのにすぎない。しかし、よくよく考えていただきたいのは、単に補助執行ではないということですよ。そうであれば、そこを踏まえて教育委員会が市長にどのようなことを問題視して、どのようなことが問題になりますということ議論をしたのでしょうか。あるいは市長は自ら自分が教育委員会に入ることによってどれだけ教育委員会活性化するってということを議論したのでしょうか。何が論点で何が争点になったのかお尋ねをいたしたいというふうに思います。またこれは一環となりますと法律的に非常に問題を抱えております。基本法を待つまでもなく、例えば地方教育行政法、これの23条に教育委員会の職務権限というのがうたわれております。12号、13号、14号ですが、12号で青少年教育あるいは婦人教育、あるいは公民館事業、その他社会教育に関することは明らかに教育委員会の職務権限だとうたわれておりますし、13号、14号で、例えば分科会の保護、あるいはスポーツ、これは教育委員会の職務権限なのです。したがって、市長部局に補助執行させるという別段の決まりがなければ、これは明らかな法律違反になりますが、地方自治法の180条の7項でその補助執行というものを認めております。ただ、これは全面的に認めているのではなくて、180条の7の執行をするに当たっては教育委員会委員の自主性あるいは職務権限の独自性を侵害しないことを限度に地方公共団体の一体的な行政運営を確保するものとしてと。つまり、中立性あるいは自主性を侵害しないということが最低絶対の条件になっているということでありまして。さて、この法律からいったときに、移管そのものは正にこれに抵触する背反行為なんです。もう1点、これが非常に重要なんですけども、佐伯市には社会教育委員というものが存在してありま

す。これは社会教育法に基づいておるわけですが、その社会教育法これは教育基本法にのっかって、国は地方公共団体の社会教育に関する任務を定めたものであるわけですが、この13条、15条にこのようにしたためられております。例えば15条では、社会教育委員は都道府県市町村置いてもいいですよと、置くことができるというふうになっておりまして、社会教育委員を任命する委嘱するのは教育委員会だというふうにしております。つまり、法制度上社会教育委員は教育委員会に所属することになります。問題なのは13条です。地方公共団体が社会教育系の関係団体に補助金を交付するときには、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聞いてでなければできないとされているわけです。つまり、15条では置いても置かなくてもいいと読み取れるような条文を置きながら、市長が教育関係団体に補助金を交付するときには社会教育委員は必置機関になっているわけです。そこで問題が起こります。その社会教育というものを市長部局に移管するということになるのと不整合が生じるわけです。つまり、自ら指揮・命令権のある社会教育に関して市長がわざわざ補助金を交付するときには教育委員会に行って教育委員会が社会教育委員会の会議を開いてもらってその意見を聞かなければならないということになるわけです。したがって、そうするためには法律を改正しなければなりません。つまり13条、15条ですけども、13条で市長が社会教育委員の会議を聞いてというふうに改正しなければならないし、また15条で市長が社会教育委員を委嘱するというふうに改正されない限りこの移管は法律上できないのです。そういうと、いやいやまたぞろですね。単に事務の補助執行に過ぎないんですということ、そのような言い訳は通用しないということは全国の市長会を先ほど言いましたけどもお分かりいただけるというふうに思います。当然これほど大それたことをやっているわけですから、こちら辺の理論武装についてはできているというふうに思いますので、この点についてお尋ねをして1回目の質問を終わります。

議長（日高嘉己） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 小野宗司議員の御質問にお答えしたいと思います。振興局管内の教育事務所の廃止に関する御質問であります。昨年12月定例議会での一般質問でも答弁いたしましたように、教育委員会の組織は教育行政における政治的中立・安定性・継続性を確保するために市長が議会の同意をもって任命いたしました5人の非常勤の教育委員により選挙で選ばれる市長から独立した合議制の執行機関として運営されておりますことは御承知のとおりでございます。一方で、国の厳しい三位一体改革の流れの中で、市町村合併が急激に進み、市町村の規模が拡大する中で、合併を契機とした行財政改革に伴う行政体制の再編が全国的に進んでいるところであります。佐伯市教育委員会におきましても、行財政改革に伴う職員数の削減は避けて通れないところであり、それに伴う組織の改編につきましては、市民サービスの低下を招かないことと地域の生涯学習、社会体育の衰退を招かないこと等を第一義として市長部局とともにこの1年間検討し、見直しを進めてまいりました。結果として、全庁的に職員の削減を余儀なくされる中で、振興局管内の生涯学習及び社会体育に関する事務を市長部局に補助執行していただき、振興局管内の教育事務所を廃止し、教育事務所長の事務を地域振興・教育課長が担当し、地域教育行政を直接担当する職員2名、蒲江におきましては3名になりますが、将来的にも堅持することといたしました。このことにより、地域教育行事やイベント等において質的にも人的にもより効果的で効率的で地域教育振興策展開への対応が可能になると考えております。なお、地域振興・教育課はあくまでも教育委員会の補助

執行機関として事務を執行いたしますから、教育委員会と振興局との意思疎通を十二分に行っていく必要があると考えておりました、本年4月からはそのための連絡協議会や担当者会議の体制を十分構築してまいることにしております。今後とも限られた予算や人的制約の中で、佐伯市の教育行政を精力的・積極的に推進していく考えであります。なお、今回の組織改編に当たりましては、議員が指摘されてますように地方自治法第180条の7に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を補助執行するものでありまして、佐伯市長と十分協議を行い、了解に達したものであります。佐伯市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を制定いたしまして、4月1日から施行することにしております。御理解をいただきたいと思っております。

議長（日高嘉己） 菅福祉保健部長。

福祉保健部長（菅俊邦） 国民健康保険の御質問にお答えします。平成18年2月末現在の収納率については、調整交付金の対象となる一般分の現年度分では、76.59%となっています。また、平成18年度末の収納率は92.03%を見込んでおります。税率を見直す場合、更なる収納率の低下が懸念されるとの質問につきましては、御指摘のように税率の見直しにより収納率の低下が懸念されますが、財源の確保のためには税率改正は避けて通れない状況になっております。負担の公平性、保険制度の相互扶助の観点からも収納率の向上に努めなければならぬと考えております。また、資格証明証の交付件数が前年度に比べ増加している理由がやはり滞納者の増加によるものであります。交付については、納付の意思のある人に対しては短期被保険者証で対応し、接触の機会を増やし、収納率の向上を図りたいと考えております。また、しかしながら納付の意思が見られない人に対しては公平性の観点からも資格証明証を交付し、収納率の向上に向け強い姿勢で臨みたいと考えています。後期高齢者医療制度において、長期滞納者について広域連合にどのような姿勢で臨むのかとの御質問については、現行の国保の制度では老人医療の受給者は資格証明証の発行から除かれていますが、新制度では長期滞納者に対し資格証・短期証の交付が検討されております。資格証等の交付については、運営主体である広域連合の事務となります。今後、広域連合において資格証の発行の対象とならない特別な事情についての基準が設けられることになると思いますので、弱者に配慮した適正な取扱いがなされるよう働き掛けてまいりたいと考えております。佐伯市独自の新制度のPR活動については、国・県及び広域連合において新制度移行等に伴うPR活動がなされるものと思いますが、佐伯市においても今後、市報、ホームページ等を利用しお知らせに努めたいと考えております。

議長（日高嘉己） 小野議員。

16番（小野宗司） それでは再質問を行います。まず後期高齢者医療制度ですけども、これは非常に危くをしているわけですね、と申しますのは実例があります。平成12年に介護保険制度が導入された際に、福岡県ではですね、これは介護保険制度ですけども、かなり全国的にも大きな規模の市町村が参加をしまして広域連合ができました。6年たった今40億円の赤字を抱え破たん寸前になっているというふうにいわれておりました、問題なのは既に幾つかの自治体が脱会をしているという事実であります。なぜそうなるかということ、それぞれ保険基盤、体質の違う自治体が参加するわけであるわけですけども、その中でそれぞれの自治体の例えば公平感あるいは平等感というものがその中でどうやって担保できるのかということ。これが非常に不透明であるということが一つ。もう一つはそれと関連しますけども、自分た



ちの言うことはその中では通らないということですね。つまり画一的な事務処理がなされ、個々の事情というのはまず通らないということが問題で脱会をしてるわけでありまして。その意味でもこの国保の後期高齢者医療制度、同じような状況をたどるのではないかということが今の時点から危ぐをされております。その点では、佐伯市2名の議会の議員が参加されるわけですから十分市側とすり合せをして、あるいはその以前にですね事前に佐伯市民のいわゆるそこら辺のですね要望等を十分聞いた上で合意形成をして参加していただきたいというふうに思います。また、滞納あるいはまた先ほど言いましたように結局は予防措置をいかに講じるかしかないわけですね。結局、国保の保険事業というものを収支を安定させるためには単年度でいかに黒字を出すか、ここにかかっているということはいかに医療費を抑えるかにかかっているわけです。そこで、国もいよいよ本気になったというのは、国自体のいわゆる医療体制、これは正にひっ迫しているということをお話しているわけですが、実は国は2013年度からですね、後期高齢者の支援金、いわゆる後期高齢者制度における医療保険者のですねいわゆる拠出金ですね、これを三つの仕様において10%の上限を設けてから増税をさせると言っておられます。一つは健康診断の実施率、もう一つは保健指導の進捗率、もう一つは先日部長の方から答弁があったかというふうに思いますが、メタボリックシンドロームの人、あるいは予備軍を減少すると。その効果を上げた自治体には10%の限度で拠出金は低くていいですよと、あるいは効果を上げてないところは拠出金を10%上げてますよというふうな措置を講ずるわけです。それを後押しするために、実は来年度からですね国保を取り組んでる自治体に対しては40歳以上の方を中心にして、健康診断を義務付けるというふうな措置がなされるわけですね。いかにまあひっ迫してるかということをお話しているわけです。また、滞納に当たってはですね、これは全国统一ではない、モデル事業として始めるわけですが、例えば多重債務者の方がですね、いわゆる過払い分がありますね、金融機関に対する過払い分、これに対しては弁護士等と相談しながら解消して、いわゆる滞納部分に充てるというような措置もとられる。いかにだからひっ迫してるかということをお話すると思うんですね。これ私厳密に計算してるわけではない。たぶんアバウトな数字になるからこの辺は恐縮をして申しますけども、結局は医療費、住民1人当たりの医療費を幾ら下げればですねこの国保事業、国保会計の収支の安定が保たれるかということ。これを厳密にやっぱり計算しなければならぬというふうに思いますね。国保事業の似通った団体をちょっと調べて見ました。多分佐伯市も年間1人当たり1万5,000から2万円の医療費、これを減少することができれば単年度会計に黒字が出ると思います。黒字が出ればいわゆる一般会計から繰入れする必要もないし、あるいは保険料を上げる必要も何もないわけですね。もっと言えば、黒字の出方によれば財政調整基金いわゆる貯金の積立てができてくるわけですから、問題はそこをどうするかということにもうかかってわけですね。だから保険料を値上げするとかそういう場当たり的なことはない。要は予防措置をいかに早く速やかに効率が上がるように実施するかということが非常に大事なことになるわけですね。そこで一つこれは紹介させていただきます。御存じかというふうに思いますが、あえて紹介をいたしますけども、長野県の北佐久郡に北御牧村という村があります。ここは1年間のいわゆる医療費、これが4万円減少したということで今にわかに全国的に注目を浴びております。もちろん、高齢化率あるいは人口規模違いますので、佐伯市と一概に同列と語ることはできないわけですが、ここの取組とかいうのはじゃあユニークかということそうでもないわけですね。佐伯



市でもやろうと思えばできる取組をしてる。どういう取組かといいますと、スポーツ施設いわゆる福祉施設、あるいは医療施設あるいは医療教育研究施設、この四つ三つのものを1か所にまとめてお年寄りの方に高齢者の方にそこにきて1日中遊んでもらうという、そのようなことをされてるだけなんです。その結果として4万円という、1人当たりですよ。先ほど1万5,000か2万円と言いましたね、その倍に当たる部分の医療費が減少してるということです。これは佐伯市としても当然注目に値することだというふうに思います。こちら辺じっくりちょっと調査をしていただくようにね。この点は要望しておきます。

さて、社会教育の補助執行ですけどもね、教育長。先ほど全国の市長会の例も申しました。既に実施している自治体があるということも申しました。これはもう既に御承知だというふうに思います。例えば、これは愛知県の高浜もそうですし、群馬県の太田市もそうですが、特にですね島根県の出雲市、ここが全国に先駆けてこれやってるわけですね、ここはそれだけかというところではないわけで、例えば1997年にはですね、スクールヘルパー制度というものを全国に先駆けて始めておりますし、99年には選択交付制度というのも始めてる。これも全国に先駆けております。つまり、教育における先進地なんです、ここは。群馬県もそうですね英語特区を全国で初めて導入されているところは。問題なのがですね、今言ってる今急に始めたわけではないんです。ここの出雲市の市長さんこれは旧文部省の出身の方で西尾さんといいます。この方は自ら教育委員会の会議にこれを決める2年前から参加をし、自分のビジョンなり活性化する根拠というものを十分その教育委員会の中で戦い合い、議論し合い、その結果2年掛けて教育委員会の皆さんからこの補助執行を含めて移管承諾をもらっているというそういう経緯があるわけですよ。そこまでしなければならぬほど、しかしそれにしてもまだ法律案なんでよ。でも、そこまでしなければならぬほど重要なことなんでよ。佐伯市はそれをやったかという先ほどの問いかけに対してそこは何もないわけですね。やってないわけですよ。なぜやってないかということ、もう全国にそういう事例があるからそれをまねすればいいわと乗っかかっているだけなんです、これが大問題なんです。あなた方がそういうことを決めた中で、じゃあ佐伯市における社会教育は実際どうなっているかということこれから申し上げますね。これは初日、佐保議員が申しましたけども、実は宇目ではですね400年前から続いているいわゆるすみつけ祭り、今年中止にやむなく至ってますね。中止されてなければ2月にもう終わってるはずなんです。これなぜ中止になったかといいますと、5メートルの竹竿に1,000枚の半紙を付けてこれを持って練り歩く、いわゆるおうべ、おうべというものを作る後継者がいなくなったから。で、昨年末地区の方がですね集まって非常に苦労されたあげく中止という決定をされておる。それを聞きつけてですね、観光課の方がですね何とか中止は思いとどまってくんかということ頼みに行ったんですけども、そこまで苦労して中止を決定したそれが翻るわけがなくですね、中止にはやむなく至ってるわけですよ。問題はですね、これが市長部局の仕事かということです。それは、旧宇目の当時からそうだったという話で、そこまでは申しませんが、しかし伝統文化の継承というのは教育委員会あなた方の仕事じゃありませんか。伝統文化の継承というのは過去を丸々保存することじゃ決してないんです。歴史を継承しながらも時代に応じた、時代の変化に応じた創造性を発揮していくことが文化の継承なんです。つまり、宇目なら宇目、蒲江なら蒲江、直川なら直川に固有に根付いている文化、その創造性を発揮していくことがその地域が発祥する文化そのものなんです。つまり、時代の変化に対応するということな

んですよ。後継者が不足したのは今日、昨日の話じゃないはずなんです。その対応はどなたがしてたのかという話になるわけですね。これは思い当たることがあるんですよ。先ほど教育委員会のことで意見を振りまいたけども、一番言われてるのはですね、教育委員会が今ある機能をどれだけ使っているかということが実はものすごく問われているわけですね。今ある機能を使っていれば何も補助執行させる必要はないんじゃないかという議論もあるわけです。で、思い当たると思います。そこを指摘しますね。社会教育委員ということを行いました。市長が社会教育団体の補助金を出すときにはその社会教育委員の意見を聞かなければならない一回一回ね。それをしておりますか、一回一回社会教育委員の会議を開いてその意見を聞いていますか、あなた方。社会教育法の15条で読み方によっては社会教育委員を置いても置かなくてもいいというふうになっておりますから、そのように軽視をしていませんか、社会教育委員を。もしこの社会教育委員をあなた方が真剣にこれを機能させようという姿勢でおればこういうことはないんですよ。なぜかというと、社会教育法の18条、17条に社会教育委員の任務というのが書かれております。一つは教育委員会の会議に入って社会教育に関する意見を言うこと。そして社会教育に関する諸計画を立案すること。あるいは教育委員会によって委嘱を受けた青少年教育に関してですね、この特定な事項に関し、社会教育系団体や社会教育系指導者あるいはその他の関係者に助言、あるいはできるとされているわけですね。この社会教育委員というものを十分に機能・活用すればですね、社会教育委員自ら私は宇目では後継者が不足してるから何とかしなきゃいけないということを教育委員会の会議で諮られたはずなんです。つまり、社会教育委員ということの一つ今事例に挙げましたが、この機能を十分に活用してないということが総じて、人が少ないから、どの程度少ないのかわかりませんが、自らの体の一部である部分を、自らの体の一部を人に委ねることになるわけです。ここについてお尋ねをいたしますけどね。そうは言いながら教育行政に関して市長が全く責任がないというのはまあ不自然な話です。しかし、市長が教育委員会の会議に入るということであればですね、そこら辺の責任あるいは権限というものが明文化されてなければならず、あるいは教育委員会の会議に入るということは義務化されてなければならぬ。さらに言えば、教育委員会と市長部局の意思の形成がなされてなければならぬし、教育委員会自身の責任と権限というものを更に今より明確にされてなければならぬ。そういう制度というものは先にあってる話なんです。先人が作ってくれたその教育委員会という制度、少々不備があるからといってあなた方がそれを例えば市長部局に委ねるといようなことをね、さしたる議論もなくというふうに私思ってますよ。違ったらごめんなさいというふうに謝りますけどもね。さしたる議論もなく検討もなく、あなた方の権限でやっていいという問題では決してありませんよ、歴史を見たときにね。それで、教育委員会としての責務は果たされるんですか。まずこの点、お尋ねをします。

議長（日高嘉己） 武田教育長。

教育長（武田隆博） 小野議員の再質問にお答えしたいと思います。まず、社会教育委員会のことに触れられましたが、社会教育委員会は確かに今後、小野議員が指摘されるように機能を十分果たしてまいりたいというふうに努力していくことをお約束できますが、私も社会教育委員会必ず出席をしております。そして、いろいろな御意見を伺いながら業務に携わっておりますが、指摘されるとおり、まだまだ機能は十分されてないということの指摘は反省をし、努力をしてまいりたいというふうに思います。さて、機能につきましてですが、小野議

員がおっしゃっていることも十分分かっているつもりであります、教育委員会としてはあくまでも事務委任をしたものではないというふうにとらえております。これは補助執行でありますので、教育委員会の方針、それから独立性・中立性は従前と変わらないものと考えております。以上であります。

議長（日高嘉己） 小野議員。

16番（小野宗司） じゃあ最後に質問いたします。質問というよりか言いっぱなしで終わるかなというふうに思うわけですが、以前にですね一般行政と教育委員会がある点で共通してるということを申し上げたことがあります。その点は何かということ、まちづくりということですね。一般行政もあとの世代、子どもたちにどういった町を残すかということが、これはもう最大の課題であるし、最大の責務でもあるわけですね。まちづくりの根幹をさかのぼっていきますと、まちづくりはまず人づくりであるし、人づくりは教育なんですね。つまり、あなた方が教育の根幹を握っていらっしゃるわけです。その自覚それと自負があればですね、何度も申しますが、今回のようなことは私はなかつたろうというふうに思っております。やむなくどうしてもそうせざるを得なくなった場合に、更に議論を重ねてそうするという経緯を踏むのが当然であります、あまりにも簡単にこういうことがなされてる。一番心配をするのが、議論を積み重ねてないと何か想定外のことが起こったときに、あなた方では対応できないという危ぐが私にはあるからです。議論の構築、積み重ねがこれを対応する一つの大きなすべであるということです。それが佐伯市の教育委員会には正直ないということ。その点を申し上げておきたいというふうに思います。やむなく補助執行ということに至ったわけですが、願わくば指揮命令権、これを絶対的にですね自らにあるのだということをお忘れのないように、今後ともよろしく願いをいたしまして質問を終わります。

議長（日高嘉己） 以上で、小野議員の一般質問を終わります。

これより昼食のため、午後 1 時30分まで休憩いたします。

午後 0 時21分 休憩

---

午後 1 時30分 開議

議長（日高嘉己） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて17番、肥後四々郎君。

17番（肥後四々郎） 大変お疲れ様です。18年度最後の一般質問者となりました。17番議員、あまべの会、肥後四々郎です。先ほど小野議員から、16番議員からタスキをいただきましてアンカーです。議員諸氏からですね、アンカーだから早く終われっていう方から、アンカーだから粘れという方と、これは答弁のしようによって時間が変わってくると思います。今しばらくお付合いのほどお願いいたします。

それでは通告に従い質問をいたします。まず第 1 点目は、番匠河口橋の建設促進についてであります。お前が口開くといつも橋のことかって言われるかもわかりませんが、是非一歩前に進んでいただきたいというふうに思います。この件につきましてはですね、一般質問の初日に我が会派の蒲江地方区出身の村松議員の質問の中でですね、市長の思いが話されましたけど、本事業は単なるですね交通の利便性だけでなく、一次産業の発展や観光施策に大きな役割を果たせる。そういうふうに私は思っております。今後の促進について市長のお考えをお伺いいたします。

2点目には、交流人口の拡大施策についてです。これは質問というよりも提言になるかと思いますが、是非聞いていただきたいと思います。質問に入る前ですけど、今回もですねスポーツで大変、スポーツ大好き人間としてはですね、うれしいニュースを聞きました。この議場にもいらっしゃいます和久議員が指導されております「わくわくクラブ」の選手でですね、全国の小学生のクロスリレー大会というのが大阪万博跡地であるようになってます。これで代表として参加します。小学生の中にはですね全国レベルに達している1,500当たり見るとですね、そういう選手もいらっしゃいます。是非優勝を目指してですね、全国に佐伯市の陸上ここにありっていうふうにごんばっていただきたいと思います。是非よろしくお願いします。それと併せてですね鶴城高校出身者でですね、塩月智博さんっていうひょっとすると助役さんの息子さんかもわかりませんが、ジュニアオリンピック水泳なんです。小さいころからやってたのを聞いてましたけど出場されます。また、今月もその大会があるように聞いておりますし、大分合同一周駅伝では昨年は9位だった佐伯市が7位に二つ順位を上げております。これも大変喜ばしいことで、スポーツ大好き人間としてはですね、わくわくするようなことでございます。今年残念ながらですね、豊後大野がB郡で優勝しましたけど、来年B部からA部へ上がるようにですね是非選手の御努力をお願いしたいと思います。

前置きが長くなりましたけど、第2点の質問に入ります。新佐伯市はですねすばらしい資源とすばらしい自然があるっていうふうに思います。全国にですね発信できる材料はいっぱいあるのではないかと考えております。そこで交流人口の拡大施策とですね、今いろんなイベントがあちこちで開催されております。小さなものからですね大きなものまで、また4月1日・2日はですね佐伯市の春まつりが行われますけど、私はこれと併せてねスポーツイベントの計画をしないかと提言いたします。まず第1点目はですね、現在も宇目、本匠、蒲江のマリンカルチャーが主催ですね、それと佐伯市の番匠健康マラソンっていう大会が各団体とか各振興局のがんばりで今なお続けられておりますけど、その中にですね是非フルマラソンコースを考えたらどうだろうかということ提言させていただきます。それから今、国保のお話の中でですね健康づくりも語られておりましたけど、健康づくりとかですね、うまいものを食べ歩こうやといういろんなツアーも計画して、佐伯市にいろんな方が入ってきておられます。各地を歩こうということで、各地のウォークのイベントも開催されております。そういう場でですね、たまたま行くときよく県外の方、また佐伯市外の方から聞くわけですけど、佐伯はすげえ一所じゃなと言う。食べ物もそうでしょうし、自然景観もそうでしょうなんて、いい所ですね。是非佐伯市にまた来たいなあというような、よく走ったり歩いたりしてる人間としては出会うことがあります。是非ですねそういうふうなスポーツイベントを再確認して佐伯市として新しい企画をしたらどうだろうか。そしてもう1点目は、自然財産についてお伺いいたします。佐伯市を取り巻くですね山は日本の百名山の一つに挙げられております傾山を始め、身近には彦岳、尺間山、それと我が古里の山、元越山がですねあります。この山々をですね整備しながら、おおいにアピールするべきでないだろうかと思います。特に、元越山につきましてはですね、平成17年、一昨年6月の定例会におきまして、児玉忠義議員による登山道の整備をしたらどうだろうかということが質問されております。この元越山は市長の答弁にもありますけど、大分県の百名山として関係のですね本によく登場しております。年々登山者も増えておりますし、地域住民の方も是非これを一大イベント

としたいというふうな熱い思いを持ちながら整備に当たっているわけですけど、残念ながら先だって友人と車で登ったらですね、かなりひどい山になっておりました。またこれイベントのこういうふうな道路でなくてですね、山を守るという見地からもですね、このままにするとくと山が崩壊するかなあ、災害を呼ぶかなあ、道自体が谷に化してしまう、そういうふうな危険性もあろうかと思えます。今回は大事な自然をですね大事に守り育てるという意味合いからもおきまして、イベントの方で質問させていただいておりますけど、多くの方が気楽に登山できるような工夫ができないだろうかというふうに思っております。以上2点、第1回目の質問を終わります。

議長（日高嘉己） 桑原建設部長。

建設部長（桑原慶吾） 肥後議員が最後の質問者であります。私も今議会の最後の答弁となりました。しっかりと御質問にお答えいたしたいと思っておりますので、再質問はなきようをお願いいたします。それでは、番匠川河口橋建設の促進についての御質問にお答えします。交流ふれあいトンネル橋梁整備事業の一環として、大分県による県道梶寄浦佐伯線道路改良事業で、平成17年12月に吹浦地区と東灘地区とを結ぶ、吹灘ふれあいトンネルが開通し、吹浦地区と灘地区との交通の利便性は大きく改善されたところであります。しかしまだ、東灘地区と市中心部とを連絡する交通は相変わらず蛇崎地区を経由しなければならず、蛇崎地区における朝夕の通勤時間帯は米水津地区や蒲江地区との通行車両と複合するため、激しい交通渋滞が生じているところであります。したがって、かねてからの懸案となっております吹灘ふれあいトンネルと市街地等を結ぶ仮称番匠川河口橋が架かりますと蛇崎地区の交通渋滞が解消されることはもちろんであり、肥後議員の御指摘のとおり、鶴見地区における水産業を中心とした地域産業、観光の発展、さらに地域の生活環境の改善に寄与することは明らかであります。地方行政の財政事情は非常に厳しいところであります。市としても本番匠川河口橋の建設は地域発展のため重要な課題だと認識いたしております。今後も引き続き早期架橋建設に向けて関係機関に強く、強く働き掛けていきたいと思っております。以上です。

議長（日高嘉己） 柴富企画商工観光部長。

企画商工観光部長（柴富洋一郎） 答弁の前に、肥後議員には私の最後の議会答弁を本議会質問のトリに設定をしていただきまして感謝をしております。ありがとうございます。

それでは、肥後議員の交流人口拡大の施策についてという御提言についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、佐伯市が持つすばらしい自然とスポーツを結び付けて各種スポーツイベントを実施することは交流人口を増す施策としては大変効果のあることだと考えております。まず、フルマラソン大会についての御提言でございますが、現在佐伯市では、先ほど議員も申し上げておりましたとおり、行政が主催する「宇目の里健康マラソン」や「日本一水車マラソン」と民間が主催する「佐伯番匠健康マラソン」や蒲江の「ぶりマラソン」などが実施されておりますが、道路を使用するいろいろなイベントには警察の道路使用許可が必要となります。しかしながら、昨今の交通事情などにより新規の道路使用許可をもらうのは大変難しいと言われております。宇目の里健康マラソンが以前、宇目の唄げんか橋周辺で実施をしておりましたけれども、トンネルができて交通量が増したために道路交通許可がおりなくなったので交通量の少ない場所に変更したという経過もございます。また、来年度には教育委員会の事業として、新たに佐伯市の地域対抗駅伝大会を計画しているとのこと

で、新たに二つの道路許可を得ることは大変難しいと思っております。したがって、フルマラソンの新規開催につきましては、コース設定等を含めて研究し、また既存の大会でのコース設定が可能かも研究はいたしますけれども現状では大変厳しいと考えております。次に、ウォーキング大会ですが、佐伯市には日本の歩きたくなる道500選と同時に大分県の歩きたくなる道11選に選ばれました「歴史と文学・寿司のみち」がございます。今年度10月には日本ウォーキング協会主催の九州一周浪漫ウォーク、11月にはJR九州ウォーキング、今年の2月には豊後水道ウォーキング協会主催のせっかくウォークなどが実施され、市外・県外からたくさんのお客様にお越しをいただいております。佐伯市や佐伯市観光協会では、この事業に協賛し、参加賞に佐伯いりこやお茶・甘酒などを提供し、佐伯市の物産のPRにも努めているところでございます。また、せっかくウォークでは昼食にアジ寿司やごまだしうどんを食べていただき大変好評を得ております。さらにウォーキングコースとしては、尺間彦岳コースを始め、上浦・鶴見・米水津にもすばらしい展望コースが考えられます。先月25日には本匠地区で源流の郷ウォーキングクラブ主催の源流の郷八ツ橋ウォークも開催され、来る3月24日には、議員も御承知のとおり鶴亀屋ウォーキング実行委員会主催で、九州最東端鶴見半島の尾根を歩こうスカイライン桜見ウォークINつるみ、という非常に長い名前が付いておりますが、企画されていると聞いております。ウォーキング大会は交通の規制も少ないと思われるので、特にこのような民間主導の活動と連携をとりながら新コースの設定や大会の充実に努めていきたいと考えております。最後に、有名山の登山道整備の御提言でございますが、御存じのとおり大入島の遠見山登山道の整備では、大入島しまづくりの会とボランティアの皆さんの御協力によりまして、石間コースが昨年完成をいたしました。今、久保浦コースに取り掛かっておるところでございます。心から感謝を申し上げる次第でございますが、御指摘のように佐伯市には傾山、夏木山、それから彦岳、尺間山、元越山、城山、梅牟礼山等、山頂からのすばらしい展望を持つ山がたくさんございます。また、昨今は中高年齢者の軽登山愛好家が増えていることもあり、佐伯市民はもとより、県内外からも多くの軽登山の愛好者が訪れております。そして、これらもまた交流人口の増加に大いに貢献をしていると思っております。この登山道の整備につきましては、これまでも限られた財源の中で地元地域の方々等に委託して、その維持管理をお願いしているところですが、地域の方々のボランティア活動や御協力に支えられているところが大きく感謝をいたしております。観光という立場で、できることから整備に取り組んでいきたいと考えておりますが、登山道の維持管理等につきましては、引き続き民間の方々のボランティア活動や協力もお願いをしたいと思っております。それから、元越山についてでございますが、私も先日の登山大会に参加をいたしました。当日はちょっと曇り空ですね若干眺望には不足をしていたんですけども、前回に登ったときには非常にいい天気ですね、すばらしい眺望を体験をいたしました。この山は九州百名山にも選ばれておまして、市内外から登山者が訪れて、観光資源としても大変貴重なものだと思っております。昨年の6月議会にも、先ほど議員からもございましたけれども、児玉議員から同様の御意見をいただいております。この元越山の林道がですね、途中まででき上がっているんですが、平成8年で一応何かの都合で中止をされたあと、700メートルほど残っているということでございます。この林道整備ということになりますと私もからどうということにはなりませんけれども、林業振興のための整備の必要はもちろんでございますけれども、観光的な観点からですね、とても経済的効果もあると

ということで、この林道が再開されるよう担当課と協議をしまいたいと思っております。  
以上でございます。

議長（日高嘉己） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ありがとうございます。桑原部長、同じ地域でですね過去も鶴見町時代もやりとりした経緯があると思うんですが、再質問すんな、できたらしたくないんです。早くですね、アンカーですから早く終わることがいいかなと思うんですけど、是非ですね是非促進していただきたい。最後の勇退される方で、市長まだ来期もやるかも分かりませんし、あと2年残されて、いや笑い事じゃなしにですね、是非ですね、もう情報通の市長ですから御存じだろうと思いますけど、市長御存じ。シーニックバイウェイ、日豊海岸のことですね。佐賀関からざっと海の町をつなごうじゃあないかという中でですね、非常にいい文言を。自然と歴史と文化と風景などをテーマにした訪れる人、迎える地域の豊かな交流による地域コミュニティの再生を目指した美しい道路空間の形成っていうようなことが第1番目に載っております。是非ですねいろんな状況があろうかと思う。この番匠河口に対しましてですね、道路架橋特別委員長、玉田委員長も鶴見の出身でございます。いろんな点で情報は議員諸氏もお分かりだろうと思うんですけど、是非計画に上がってる分の促進をしていただきたいと。217バイパスを含めいろんな新直轄って蒲江の道路で県が随分お金を投入しなければ、4分の1ですかね。いろんな財政状況の中でですね、難しい状況下にあることは私も知っておりますけど、地域住民としてはここに至ってですね、よく中央の方から聞こえるのかどっから発信基地があるのか分かりませんが、いやあの事業はちょっと無理なんですよっていうふうなトーンでですね話をされるのを鶴見元町民から、鶴見の地域の人からでも、本当に肥後できるんかできんのか本当幻の橋じゃったんじゃないんだろうかということですね、現実に言われております。それで住む人間としてまた今まで平成3年よりですね、議員になってすべてこれにかかわった人間としまして、最終仕上げ的な状況の中でですね質問を受けるわけですけど、是非市長の口から、この件に関しましては議会最初の一般質問の中で、市長もいや、ようわかっとなる。実は平成5年からこの状況というのには一番市長が分かっていたいてるかなというふうに思います。大変厳しい財政状況の中でですね、佐伯市の優先順位そういうふうなものが迫られております。我々もですねあと2年を残しております。市長も同じです。誰かが申しましたが、そういうふうな状況でですね是非ぼつぼつ的を絞っていただきたいなあというふうにも思います。ここでおそらく名言はできないにしても、地域住民挙げてですね行動もまた起こしたいというふうに思っておりますので、市長のお考えがございましたら是非よろしく願いしたいと思っております。それとちょっとですね疑問に思うのが、確かに私は企画柴富部長というのはですね、市の企画というふうな分野でですね、スポーツの分野としてこういうふうなことをやってみませんか、そして登山をする位置からして元越山ですけど、ちょっと残念なお答えがですね、企画としてはこういう考え方だけ林業と話さな、私は市の企画っていうこと、アンテナだろうと思うんですね。話した場合にこの事業に関してはこれ1回目じゃなしに児玉議員から事前に言われているわけで、ここにきたなということは察知してるだろうと思うんですね。予算の話をされますけど、林道にしまして地元の人たちの御苦労、その地域がイベントをやるっと言うたときには、その生き残りを懸けて命懸けてやるわけですね、地域の人。佐伯市もそうでしょうし、鶴見もそう、本匠もそう、どっこもそうなんです。自分とこの町をアピールしよう、できるだけよその方

から来ていただき、泊っていただき、食っていただき、良さを知っていただきたいということがイベントだろうと思うんですけど、そういうふうな観点からするとですね、ちょっとやっぱり寂しいところがある。やっぱりこういう問題が出た場合は林業課がどう考えてるのかなというふうなことは少なくとも企画財政の中で、その中でできないというのであれば、次に議員として何をすべきかということを考えていくわけです。そういうことがただ、柴富部長の部内で行われとるかなと、それでイベントと地域のかかわり、イベントをやる場合は佐伯市もそうなんでしょうけど、要するにまた来ていただきたい。そして物を買っていただき、佐伯の良さを分かっていただきたい。先般の地域開発特別委員会の中で和久議員がですね、市内でマラソンが行われてるけど地域産業とどういうふうに絡んでるかという質問がありました。部長覚えてるかどうか、その中でお答えがこれ宇目とかそれぞれの団体とか振興局でやるとるわけですけど、社会体育からの予算が上がったら社会体育だけしか見てない点があるのかなと思います。私も旧町村の人たちは、事業が出たら全振興局が全部それに集中するわけですね。全職員が当たれとは申しませんが、少なくとも核になるところ、そういうふうな人たちは共通認識を持っていただいて、そのイベントにかかっていたきたいがなと、そういうふうに思います。登山道にしましてもですね、やっぱり知恵を絞ればですね4分の2国であったり、4分の1県であったり、4分の3は補助金でもらえて4分の1で整備できるという方法も探ればありますね。それと、地域住民の熱い思いをその道路を造るってというふうなこと。そういうふうなことで展望のいい360度まことすばらしい本当久しぶりに里に帰って登ったんですけど。どうぞ連れて行ってください。また別の日にですね正規の道路を上がってみました。幸いに2回目に行ったときはですね、福岡の方と会いました。すごいですね佐伯市のホームページに載ってましたから来てみましたという。そういう方はですね必ず佐伯市にやっぱりお泊まりになるのかなと思います。そういうふうにするにしても部長は400メートルリレー、リレーやられた第3走者で第4アンカーが和久さんっていうようなことですね、陸上に関してはお詳しいと思いますけど、なぜフルマラソンかと言いますとですね、ハーフマラソン20キロだったらそのうちに福岡まで帰るおそれがありますね。コースは別ですよ、コースは大変難しいと思います。だけど東京マラソンからするとですねあれだけのものを封鎖してしまうし、駅伝大会やるから道路がというふうなことですけど、駅伝は是非やっていただきたいし、そういうふうな地域間の競争をすることによってやっぱり盛り上がりもまた再生できるかなというふうに思うわけですけど、佐伯に泊らせる工夫からするとですね、何とかしてフルマラソンをやれないか。我々も鶴見で男の港マラソンで10何年携わってきたわけですけど、道路許可っていうのは非常に難しいですね。それはもうよく分かります。けど、何とかそこを道開きをですね佐伯市のためにしていただきたい。1泊することによってですね、大概2万とか3万とかいうふうなものが潤うんじゃないだろうか、よければですね必ずまた来ます。これは先だっこの今部長が言いました八ツ橋ウオーク、本匠に私は歩きにまいりました時に、大分の方がですね佐伯ではよかったなあ、元合併するまでは本匠もあり宇目もあり、鶴見もあって大入島もあって、トライアスロンもあってというふうなことをおっしゃってました。土産がよかったんかどうか分かりませんよ。予算の関係でですねいろんな陣容の関係で縮小されておりますけど、そういうふうな関係でですね全市挙げてですね、やっぱりスポーツイベントを再考すべきかな。4月22日に今度番匠の健康マラソン大会がありますよね。これあの相当な企業から御支援いただきながら団体の方がです



ね一生懸命して19回目を向かえております。すばらしいことだろうと思いますね。そこにできたらちょっと行政も相乗りしてですね、支えていただきたい。あれだけのスポーツグラウンド、体育館も今度できましたし、中央にそういうふうなものがあるわけですから、是非佐伯市以外の方にもですねおいでいただいて、1泊していただき、うまい物を食べていただいて、また御家族で来れるような仕掛けをですね是非スポーツから入っていただきたいなというふうに思います。そういうところですね、市長にお考えがありましたら是非ひとつと、林道の関係は部長、もしよければこれが本当最後になるかも分かりませんし、御登壇を願ってですね思いを聞かせていただきたいと思います。2回目を終わります。

議長（日高嘉己） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 肥後議員に再質問にお答えします。それぞれの部長が最後の答弁ということで、御答弁いたしまして、私もそれで終わるかなと思ったんですけど、気持ちは分かっているでと思いました。特に、番匠川河口橋、仮称ですが、これについては平成5年から議員が鶴見の議員時代、私も市議会議員時代ということで共にやってきたつもりであります。また、先般村松議員の時にも御答弁させていただいておりますし、また河野議員の時も駅前再開発の時の駅前から出るバスのルートとして河口橋があれば鶴見を回り循環型の観光もできると、そうした中で十分意気込みは分かっていたんじゃないかと思います。私もこの河口橋というのは佐伯市の一つの観光のですね目玉だと思っております。そういう中で梶寄線との関係がありますので、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

また、先ほど柴富部長にはちょっと質問しとんですけども、私の方でできればもう答えさせていただきたいと思います。元越山、これはパンフレットですねこの前の、私も初めて元越山の開会式に行かせていただきました。その後ちょっと調べさせていただきました時に、地区の人から林道があるんで、どうしても山に登るんがきついんであれば林道を一回整備したらどうだろうかと。これは児玉議員も言われてましたし、当時、またトイレ等も言われておりましたので、それについては現地をですね見て可能性を探ってみたいと思ってます。できうる限り、やはり健康で上がられる人もおりますが、なかなか上がれないという人には佐伯市の景観をですね、短時間で見ていただけるのも、佐伯市に来るだけでも、まず来てああこういう所だと、そうすれば自然があり、おいしいものもあり、泊ればどういう食事が出るんだろうかと、そうしたことを見ることも必要だと思ってます。また特に、山についてはですね、先般もちょっと私もこれを見たあと、日田地区でですねお話をしました。その話の中身はですね、現在佐伯市が四季の写真を撮っております。そうしたことも入れながらですね、これはまあ仮称ですけど、佐伯の十名山とかですね、こうした企画をとってですねもう少し自然と歴史とかね、佐伯市の10か所の景勝地とか、いろんなやることも必要やないかと思ってます。そうすることによってアピールすると、前もちょっと見たことがあるんですけど、リクルートだか出しておる九州百名山の中でですね、彦岳って言ったらですね津久見から上がるんが当たり前だとみとるんですね。もともとこれは佐伯の山なんですね。だからそうしたところを見たときに、ルートはもう佐伯ルートは載ってないんです。津久見ルートからしかほとんど載ってないと、こうしたこともやはり私たちの情報発信が足りないのではないかとみております。そうした中で考えていきたいと。それから、マラソンコースについても、これについては体育保健課も関係ありますし、企画の方も関係あります。非常に距離がフルコースで42.195キロの場合はやはり広い範囲をとりますので、いろんな中で駅伝等もや

るので一回警察等も折り合ってみて、また特に42.195キロになると高低が佐伯市は非常にあるもんですから、どうしたルートを通るかというのは非常に選定が厳しいと思うんです。そして高低のない所ってというのはもう国道にかかるとかですね、ああいう所にかかるもんですから、そうしたところはどうなんだろうかということで、私の方で十分検討をしてみたいと思います。そういうことで2人の部長が最後の答弁で言いましたので、私の方で再質問の答弁をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（日高嘉己） 肥後議員。

17番（肥後四々郎） ええとですね、最後がおっくうなるんでしょうけど、今市長がですねこれはもう再確認と、質問ではないんですけど、要望とですね、この議場におられる方も知っていただきたいという思いもあるんで、木立のですね元越山がですねこういうふうには、これ私借り物ですけど、大分県の山と今市長が言われたことですね、彦岳に関しましてはですね狩生駅からのこの本にはそういうふうに乗ってますんで、木立のですね林道に関しましては、今の景観とかいろんな部分で児玉議員の質問に対しての答弁でですね、市長が詳しく答えておりますし、できるだけ是非やりたいというふうなことの意向もここに入っております。是非現地に行ってですね地域住民の方と膝を交ぜ合わせながら、それがあそこを守ろうという地域の人たちの心に火が付くわけですね。幾ら言っても市は耳を傾けてくれない。木原部長がいらっしゃれば木原部長がですね言っていましたように、まず聞いていただくということ、やるかやらないかということはいろんな問題があるかと、このイベントにしましても、先ほど部長が言ったのを私、これ本のコピーですけど、このうち50名かですね、いくらか定例会の初日、3月5日だったと思うんですけど、ウォーキングの方来られましたよね。そしてここはもう歴史もあります。やっぱりこういうイベントの場合は歴史がひつくと、来てかなり違うかなというふうなことですね。是非お越していただきたいと思います。それでですね担当部だけじゃあなしにですね、やっぱり市長がトップとすればですね両翼に今助役、今度副市長ですかね、なると思うんですが、そのほかに優秀な木許部長の言葉を借りればすべて優秀な方がいらっしゃるわけです。問題点をしてから佐伯市をどうするかというふうなことの中でですね、是非観光とかそういうふうなスポーツイベントとかですね考えていただいて、佐伯のあり方をですね、今後問うていただきたいというふうに思います。

それでは最後になります。本当に長い間ですね、退職される各部長さん御苦労さまでございました。これからですね縛りのない生活が間近に始まると思いますけど、是非ですね地元に戻られましたら、また一民間人として地域活性化のためにですね是非力を発揮していただきたいなあと、やっぱり我々地元で地域におる人間としてはですね、そういう方が辞めたと同時にすーっと地域から離れるっていうことをよく見ております。いやいや俺長い仕事を終わったんだからもう地域のことは地域の方でしてくれよというふうな姿をですね目の当たりに見ておりますんで、是非そういうことのないように、また御指導、ごべんたつをいただければありがたいと思います。大変長い間御苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（日高嘉己） 以上で、肥後議員の一般質問を終わります。

これにて、一般質問を終結いたします。

議長（日高嘉己） 日程第2、議案の上程を行います。

議案第75号、字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業内水地区）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただ今、本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第75号「字の区域の変更（中山間地域総合整備事業内水地区）」につきましては、平成18年第7回定例会において提案いたしました議案第273号「字の区域の変更」に関し、その内容の一部に記載の不備がありましたので、改めて議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

なにとぞ御協賛賜りますようお願い申し上げます。

#### 平成19年第2回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

##### 議 案

番 号	件 名
第75号	字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業内水地区）

#### 日程第3 議案質疑

議長（日高嘉己） 日程第3、議案質疑を行います。

議案第37号から第64号まで及び第67号から第75号まで並びに諮問第1号から第3号まで、以上40件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議案第74号、佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者<sup>やまとみよ</sup>大和三代）、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者<sup>たかのあきよ</sup>高野昭代）、第2号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者<sup>しおつきひさおき</sup>塩月壽興）、第3号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者<sup>おくむらたかひこ</sup>奥村隆彦）以上4件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、議案第74号及び諮問第1号から第3号まで、以上4件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

#### 日程第4 議案等の委員会付託

議長（日高嘉己） 日程第4、議案等の委員会付託を行います。

おはかりいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配布いたしております議案等付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成19年第2回佐伯市議会定例会議案等付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第37号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について	総 務
第38号	佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	総 務
第39号	佐伯市副市長定数条例の制定について	総 務
第40号	佐伯市印鑑条例等の一部改正について	総 務
第41号	大分県市町村会館管理組規約の変更について	総 務
第42号	財産の無償譲渡について(旧上入津中学校校舎及び付属棟)	総 務
第43号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設
第44号	公有水面埋立てに関する諮問について(大字鶴望)	建 設
第45号	公有水面埋立てに関する諮問について(上浦大字最勝海浦)	建 設
第46号	工事請負契約の変更について(切畑農業集落排水処理施設土木工事)	建 設
第47号	佐伯市地域福祉計画策定委員会条例の制定について	教 育 民 生
第48号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教 育 民 生
第49号	ひがしなかよしクラブ及び星の児童クラブの指定管理者の指定について	教 育 民 生
第50号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教 育 民 生
第51号	佐伯市教育委員会事務局条例の一部改正について	教 育 民 生
第52号	佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について	教 育 民 生
第53号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教 育 民 生
第54号	佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について	教 育 民 生
第55号	元猿集会所ほか11集会所の指定管理者の指定について	教 育 民 生
第56号	佐伯市文化財保護条例の一部改正について	教 育 民 生
第57号	佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について	教 育 民 生
第58号	佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について	教 育 民 生
第59号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について	教 育 民 生
第60号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定について	教 育 民 生
第61号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	教 育 民 生
第62号	佐伯市スポーツ公園条例の一部改正について	教 育 民 生
第63号	佐伯市立学校夜間照明施設条例の一部改正について	教 育 民 生
第64号	佐伯市グラウンド等条例の一部改正について	教 育 民 生

第 67 号	佐伯市男女共同参画社会推進条例の制定について	経 済 産 業
第 68 号	佐伯市工場設置促進条例の一部改正について	経 済 産 業
第 69 号	佐伯市上浦地域活性化施設及び農村公園条例の一部改正について	経 済 産 業
第 70 号	佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について	経 済 産 業
第 71 号	佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例の一部改正について	経 済 産 業
第 72 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建 設 経 済 産 業
第 73 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	総 務 教 育 民 生 経 済 産 業
第 75 号	字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業内水地区）	経 済 産 業

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 6 号	公共サービスの安易な民間開放に対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願	総 務

議長（日高嘉己） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日から各常任委員会を、20日からは予算特別委員会を開いていただき、28日は午前10時から本会議を開きたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 9 分 散会

平成 1 9 年 第 2 回

# 佐伯市議会定例会会議録

第 7 号 3 月 2 8 日

## 第 2 回 佐伯市議会定例会会議録（第 7 号）

平成19年 3月28日（水曜日） 午前10時00分 開 議

### 出席議員の氏名

1 番 三 浦 涉 3 番 川 野 紀久雄 5 番 高 司 政 文 7 番 松 田 清 徳 9 番 江 藤 茂 11 番 矢 野 精 幸 13 番 河 原 修 仁 15 番 佐 保 曉 17 番 肥 後 四々郎 19 番 井野上 準 21 番 下 川 芳 夫 24 番 泥 谷 和 喜 26 番 和 久 博 至 28 番 渡 邊 邦 壽 30 番 児 玉 忠 義 32 番 狩 生 寿 一 34 番 吉 良 栄 一 37 番 河 野 周 一 39 番 村 松 講 一 41 番 戸 山 盛 喜 44 番 土 師 辰 英	2 番 高 橋 香一郎 4 番 曾 宮 司 好 6 番 村 尾 清 一 8 番 後 藤 幸 吉 10 番 清 家 好 文 12 番 矢 野 哲 丸 14 番 宮 脇 保 芳 16 番 小 野 保 宗 司 18 番 榭 田 穂 積 20 番 河 野 二 豊 23 番 柳 井 生 25 番 菅 原 忠 己 27 番 日 高 嘉 己 29 番 染 矢 玉 夫 31 番 甲 斐 迪 彦 33 番 廣 瀬 精一郎 36 番 浅 利 美知子 38 番 玉 田 茂 彦 40 番 児 玉 輝 彦 43 番 寺 島 孝 幸
---	--

### 欠席議員の氏名 な し

### 出席した事務局職員の職氏名 局長 渡辺 安志

### 説明のため出席した者の職氏名

市助 助教 総財 企画 市民 福祉 建設 農林	育 部 務 部 務 部 商 工 観 光 部 民 生 活 部 社 保 健 部 設 部 林 水 産 部	長 役 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長	西 佐 武 木 柴 塩 菅 桑 木 佐 塩 武 木 植 柴 塩 菅 桑 木 塩 武 木 植 柴 塩 菅 桑 木 塩 武 木 植 柴 塩 菅 桑 木 塩 武 木 植 柴 塩 菅 桑 木 塩 武 木 植 柴 塩 菅 桑 木 塩 武 木 植 柴 塩 菅 桑 木 塩 武 木 植 柴 塩 菅 桑 木	嶋 藤 田 許 木 富 月 原 原 藤 田 許 木 富 月 原 原 藤 田 許 木 富 月 原 原 藤 田 許 木 富 月 原 原 藤 田 許 木 富 月 原 原 藤 田 許 木 富 月 原 原 藤 田 許 木 富 月 原 原 藤 田 許 木 富 月 原 原	泰 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建 卓 隆 政 通 洋 一 満 邦 慶 建	義 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹 男 博 信 則 一郎 滿 邦 吾 樹	上 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲 教 弥 本 直 宇 鶴 米 蒲	下 浦 生 匠 川 目 見 水 江 浦 生 匠 川 目 見 水 江 浦 生 匠 川 目 見 水 江 浦 生 匠 川 目 見 水 江 浦 生 匠 川 目 見 水 江 浦 生 匠 川 目 見 水 江 浦 生 匠 川 目 見 水 江 浦 生 匠 川 目 見 水 江	水 育 振 振 振 振 振 振 振 振 育 振 振 振 振 振 振 振 振 育 振 振 振 振 振 振 振 振 育 振 振 振 振 振 振 振 振 育 振 振 振 振 振 振 振 振 育 振 振 振 振 振 振 振 振 育 振 振 振 振 振 振 振 振 育 振 振 振 振 振 振 振 振	道 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興 次 防 興 興 興 興 興 興 興 興	部 局	長 長	加 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三 高 高 吉 大 三 芦 上 塩 河 三	藤 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅 治 橋 岡 鶴 原 刈 村 月 野 宅	宗 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝 一 定 直 信 紀 徳 伸 勝	義 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸 郎 忍 光 己 行 生 幸 寛 生 幸
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

---

議事日程第7号

平成19年3月28日(水曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 委員長報告(質疑)
  - 第2 討論、採決
  - 第3 会議録署名議員の指名
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員長報告(質疑)
  - 日程第2 討論、採決
  - 日程第3 議案の上程(提案理由説明、質疑、討論、採決)
  - 日程第4 会議録署名議員の指名
- 

午前10時00分 開議

議長(日高嘉己) おはようございます。本日の平成19年第2回佐伯市議会定例会第24日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第1 委員長報告(質疑)

議長(日高嘉己) 日程第1、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として、各委員会に付託されました議案53件及び請願1件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、清家好文君。

予算特別委員長(清家好文) おはようございます。予算特別委員長の清家好文でございます。

本特別委員会は今期定例会初日に設置され、付託されました一般会計、特別会計及び企業会計、計17件の平成19年度当初予算の議案について去る3月20日から23日までの間の3日間にわたり委員会を開会し慎重審査を行いました。

まず、3月20日は委員1名欠席のもとに委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いましたところ不肖私が委員長に、副委員長に廣瀬精一郎委員が選任されたのち市長のあいさつに続き、議案第6号、平成19年度佐伯市一般会計予算から審査を行いました。

以下、審査の概要を御報告いたしますが、本委員会は、議長を除く全議員で構成されており、審査の状況は出席委員の皆様十分御承知のとおりでございますので、御報告は極基本的部分のみにとどめ、予算説明書各款における個別の質疑・答弁については、御報告を省略いたします。御了承をお願いいたします。

審査に先立ち本年度の予算編成に臨んだ執行部の基本方針について説明を受けましたので、その概要を御報告いたします。

平成17年度決算においては、経常収支比率が102.6%から92.3%へと大幅に改善されたが、これは一時的な合併効果によるものと分析している。継続事業及び多額の起債残高を抱える中、公債費、扶助費等の義務的経費は依然増加傾向にある。一方、国の三位一体改革に



より交付税、補助金が削減されるなど歳入確保は一層厳しく、財政の硬直化傾向の中で今後も厳しい財政運営を迫られている。

このような状況を踏まえ、新年度当初予算の編成に臨んだ基本方針として、将来を見据え健全で安定した財政運営の確立を念頭に行革2年目の予算として経常経費を極力抑制し、社会資本整備を始め真に市民生活の向上に効果的と思われる事業については、限られた財源の中で可能な限り積極的に計上した。平成19年度地方財政計画の規模、地方交付税総額の減額等を勘案しながら行財政改革プランに基づき人件費・投資的経費の抑制に努め、標準財政規模に比較し肥大化した予算規模の圧縮を図った。

一般会計予算総額は投資的経費の削減などにより前年比3.7%減の391億3,500万円、これに国民健康保険ほか特別会計及び企業会計を合わせた全体予算の総額は762億1,249万4,000円となり全体では0.3%の伸びとなった。

一般会計歳入については、市税は税源移譲、税制改正等により前年度比12.4%の増収を見込み75億5,025万6,000円を計上した。一方、所得譲与税、地方交付税、国・県支出金などは減収を見込み、13億5,264万1,000円の基金繰入金を計上して財源調整を図った。

歳出においては、衛生費が前年比9.1%の伸びを見込んだが、乳幼児医療費助成事業、ペットボトルリサイクル施設整備事業実施等が主な要因である。そのほか消防費では消防庁舎建設用地購入費の計上により大幅増となっている。一方、農林水産業費・土木費では投資的経費削減により大幅な減となった。また、性質別経費の状況を見ると、歳出総額に占める義務的経費の割合は53.6%と財政の弾力性が失われる状況が顕著となっている。

その他特別会計・企業会計について基金及び地方債の動向なども含めて説明がありましたが、詳細は当初予算の概要説明資料記載のとおりでございますので省略いたします。

当初予算概要説明に対する若干の質疑を受けたのち、予算説明書により順次款を追って審査を行いました。歳入・歳出各款の各種事業にわたり活発な質疑、答弁が交わされましたが、報告を省略いたします。

初日は、第5款労働費までの質疑を終了して散会、22日は委員2名欠席のもとに委員会を再開し、第6款農林水産業費から質疑を続行いたしました。

2日間にわたる予算説明書による審査を踏まえ総括的質疑を行いましたので、その概要を申し上げます。

一委員から、火葬場統廃合問題の最終的方針を質したのに対し、執行部から行革プランに基づく統廃合計画をそのまま断行するというのではなく、周辺地域の犠牲を前提とせず、補助金交付問題も含め基本的に再検討するとの方針が示されました。

また、養護老人ホーム敬愛園建替え予定地取得事業の考え方について質したのに対し、執行部から、当該土地は平成16年度に弥生町土地開発公社が福祉施設整備事業用地として取得した後、佐伯市土地開発公社が引き継いだもので、これを19年度予算において一般会計で買い取り、敬愛園建替え用地として社会福祉法人双樹会に貸し付けようとするものである。当初から土地買い取りの形が好ましいが、施設建設に対する補助金が減額される中、多額の建設費を要することから、法人としても財政的に厳しいため当該土地の貸し付けを要請されている。貸付料年額の算定基準については、財産台帳価格の100分の4であるが、公共的団体を相手として貸し付ける場合は、特例措置としてこれを100分の1に減額することになっている。なお、将来的にこの土地を売却する際の価格は、不動産鑑定評価に基づき算定するこ

ととなる。

佐伯市土地開発公社から当該土地を取得するための関連議案は、6月議会に提出する予定であるが、それまでに早期売却を含めた明確な方針に関する覚書を交わした上で、議会に説明する予定であるとの答弁がありました。

その他、乳幼児医療費助成事業の今後の方針及び第1次産業を中心としたまちづくりの基本方針についても質疑が出されました。

総括質疑を終了し討論に入り、一委員から反対の立場で意見が出されました。

第1次産業を中心としたまちづくりを強力に推し進める姿勢が不十分で、予算編成の上でも西嶋市政の特徴が感じられない。著しく増大した市民負担に対し有効な軽減策が見えにくく、医療費抑制のための根本的施策も不十分だという点が主な反対理由でありました。

討論を終わり採決の結果、議案第6号、平成19年度佐伯市一般会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

翌23日は、委員8名欠席のもとに委員会を再開し審議を続行いたしました。

議案第7号、佐伯市国民健康保険特別会計予算から、議案第22号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計予算まで、特別会計14件、企業会計2件、計16件につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上。

議長（日高嘉己） 補足説明はありますか。

（な し）

議長（日高嘉己） なければ次に、総務常任委員長、河原修仁君。

総務常任委員長（河原修仁） おはようございます。総務常任委員長の河原修仁でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案6件及び請願1件、計7件につきまして、去る3月19日、委員全員出席のもとで委員会を開会し審査をいたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第37号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正については、執行部から、国家公務員の給与改定に準じ、配偶者を除く3人目以降の扶養親族に係る扶養手当の支給月額を1,000円引き上げようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正については、執行部から、国家公務員の退職手当制度の構造的な見直しに準じ、退職手当の算定方法及び支給率を改正し、退職手当の調整額の規定を新たに設けるため所要の改正をしようとするものである。この改正によって旧制度での支給額より減少額が大きくなる中・長期勤続退職者に対しては、支給率の引き上げや退職前5年間の職責に応じた調整額を加算するなど、退職手当額が旧制度を下回らない等の措置が講じられているとの説明がありました。

これに対し、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第38号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、佐伯市副市長定数条例の制定については、執行部から、地方自治法の改正により助役制度が副市長制度に移行することに伴い、副市長の定数条例を制定し、その定数を2名としようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

次に、議案第40号、佐伯市印鑑条例等の一部改正については、執行部から、地方自治法の改正により助役、収入役制度がそれぞれ副市長、会計管理者制度に移行すること、監査委員の定数が法定化されたこと、吏員制度が廃止されることなどに伴い、関連条例について所要の改正をするほか、条文の整理を行おうとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、大分県市町村会館管理組合規約の変更については、執行部から、大分県市町村会館管理組合の収入役を廃止し、会計管理者を設置するため、規約を変更することについて協議を行おうとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁が交わされたのち、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号、財産の無償譲渡について（旧上入津中学校校舎及び附属棟）を議題として、審査いたしました。

執行部から、無償譲渡の対象となっている旧上入津中学校校舎及び附属棟は、畑野浦生産森林組合との間に締結している土地無償貸付契約による借地の上に建っており、この借地期間は平成19年3月31日に満了となる。現在、この建物の利用計画はなく、土地を返還する場合は、多額の費用を掛け建物を解体撤去し更地にする義務が生じる。これを避けるため、畑野浦生産森林組合との協議により、無償譲渡しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員外議員から、地区において署名活動が行われ、その際地区が独自で解体撤去しなければならなくなる場合もあるとの理由が示され署名した者もいると聞くが、地区民全員が後の利用計画に賛成しているとの判断のもとに無償譲渡しようとしているのかと質したのに対し、執行部から若干の反対者もいるとは聞いているが、総体的には賛成だと認識しているとの答弁がありました。

また委員から、仮に無償譲渡後の活用策がうまく進まず、この無償譲渡契約を解除したいとの申入れがあった場合の対応について質したのに対し、執行部から、事前に譲渡後のことに市は関与できないとのことで協議をしており、譲渡後に契約解除の申入れがあることは想定していないとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、議案第42号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正についてのうち本委員会所管の部分、すなわち佐伯市助役定数条例及び佐伯市収入役の事務の兼掌に関する条例の廃止を議題とし、審査いたしました。

執行部から、助役、収入役制度がそれぞれ副市長、会計管理者制度に移行することに伴い条例を廃止しようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第73号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第6号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願を議題として、審査いたしました。

執行部から、新しい佐伯市を、将来にツケを残さない健全財政の姿で存続させるためには、行財政改革を確実に実行しなければならず、そのためには行政のスリム化を図っていく必要があり、その一環として職員数の削減は大きな課題となっている。その解決策としては当面は、行財政改革推進プランに従い事務事業の見直し、民間委託等の推進、定員管理の適正化などの

財政健全化を進めていく必要がある。また、多岐にわたる行政サービスへの需要に対応するためには、民間活力の導入は避けては通れないと考えている。導入の際には、サービスの質の低下を招かないよう、選定委員会で慎重に検討し、仕様書には無理のない基準を設けていく予定である。市場化テストについては、他市の動向やその評価を見極め、「安易な導入はしない」ということで、対応したいと考えているとの意見が出されました。

若干の質疑、答弁が交わされたのち、請願第6号については、賛成少数により不採択とすることに決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上でございます。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（日高嘉己） なければ次に、建設常任委員長、村松講一君。

建設常任委員長（村松講一） おはようございます。建設常任委員長の村松講一でございます。

今期定例会において、本委員会に付託されました予算外議案5件につきまして、去る3月16日、全委員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第43号、佐伯市市営住宅条例の一部改正については、執行部から、今回の一部改正については、公営住宅整備事業により城西団地C棟を建設するに当たり、既存の城西団地G、I、K、M、O、Q及びS棟を廃止しようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、城西団地C棟を建設するに至るまでの経緯は。今回廃止する住宅と新設される住宅との家賃の差額は。廃止となる住宅の入居者数は。等々の質疑が出されましたが、資料不足等の理由により答弁が得られなかったため、本議題については一時的に保留の扱いといたしました。

次に、議案第44号、公有水面埋立てに関する諮問について（大字鶴望）は、執行部から、大分県知事から公有水面の埋立てに関し意見を求められているものである。埋立事業の概要としては、免許の出願者は本田重工業株式会社。位置は、佐伯市大字鶴望字坂ノ浦4,930番地の4の地先公有水面。面積は、2,016.42平方メートル。用途は、輸送用機械器具製造業用地、つまり造船業の用地であるとの概要説明がありました。

これに対し委員から、埋立て理由の中に、「施設整備、地域住民等の生活空間としての機能拡充」という文言があるが、具体的にはどのようなことなのかと質したのに対し、執行部から、市としての解釈は、IMO（国際海事機関）の基準により、船等にペンキを吹付けする際、囲い込み等を行うことでペンキの飛まつを防げること。また、この地域は港湾計画の中で緑地等の埋立てが残っていることから、地域住民等の生活空間としての機能拡充という理由が出願者から出されたものと認識しているとの答弁がありました。

その他、特に質疑はなく、討論、採決の結果、議案第44号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号、公有水面埋立てに関する諮問について（上浦大字最勝海浦）は、執行部から、大分県知事から公有水面の埋立てに関し意見を求められているものである。埋立事業の概要としては、最勝海地先の県道改良事業に伴う埋立てである。免許の出願者は、大分県知事。位置は、上浦字最勝海浦字小網代及び字敷場地区の3区域。面積は、第1区域が26

4.67平方メートル、第2区域が2,225.8平方メートル、第3区域が353.45平方メートル、合計2,843.92平方メートル。用途は、道路用地であるとの概要説明があり、議案第45号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号、工事請負契約の変更について（切畑農業集落排水処理施設土木工事）については、執行部から、契約の相手方は風戸・盛田建設工事共同企業体、契約金額については、当初契約額1億8,847万5,000円、変更後の契約額は1億9,413万8,700円で566万3,700円の増額変更をしようとするものである。変更の理由としては、湧水が多いため水替工を追加したこと、砕石基礎工を栗石基礎工に変更したこと、発生土の安定処理工事や運搬盛土工が必要となったためであるとの説明があり、討論、採決の結果、議案第46号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、佐伯市手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会所管の部分、すなわち別表第4に係る建設関係手数料の部分について審査いたしました。

執行部から、建築基準法の一部改正に伴い、建築物確認申請等について構造計算適合性判定を要する建築物が含まれる場合に、当該審査手数料の加算額を含めるほか、所要の改正をしようとするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、構造計算適合性判定の概要について質したのに対し、執行部から、建築確認申請の段階において、構造計算適合性判定が必要な建築物がある場合に、大分県に計算書等を送付し、当該判定をしていただくものであるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第72号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、保留していた議案第43号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について、執行部の答弁を求めました。

執行部から、城西団地C棟を建設するに至るまでの経緯については、まず1期工事として平成15年度から平成16年度にA棟56戸を建設、第2期工事として平成17年度から平成18年度にB棟40戸を建設、計96戸が完成し、すべて入居済みの状況となっている。C棟55戸の建設については、今年の10月以降から着手し、完成期日は遅くとも平成21年2月を予定している。その後、平成21年度以降に周辺の公園整備を計画している。また、旧城西団地の戸数については、今回廃止しようとする40戸を含め126戸である。移転を希望した方については、A棟及びB棟に既に入居済みであるとの説明がありました。

これに対し委員から、旧城西団地の時から家賃を滞納している方がA棟及びB棟に移転しているのかと質したのに対し、執行部から、滞納のある世帯は5世帯ほどが移転しているが、その方については、新棟に移転する時点で滞納を解消するよう要請し、新棟における今後の家賃は必ず納入するという誓約をとっているとの答弁がありました。

また委員から、今回廃止する40戸の住宅については、建築後35年ぐらいいかたっていない。このくらいで取り壊さなければならないような住宅は造るべきではない。今後において、このようなことを繰り返すようだと市の財政に大きな負担が掛かってくるとの意見が述べられました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第43号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明

をお願いいたします。以上。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（日高嘉己） なければ次に、教育民生常任委員長、土師辰英君。

教育民生常任委員長（土師辰英） 教育民生常任委員長の土師辰英でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案19件につきまして、去る3月16日、委員1名欠席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、議案第47号、佐伯市地域福祉計画策定委員会条例の制定については、執行部から、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉計画を策定するに当たり、必要事項を審議するため、佐伯市地域福祉計画策定委員会を設置しようとするものである。同委員会は、学識経験者、福祉・医療・保健関係者、各種団体代表者、関係行政機関職員、市職員、市民の代表者など25名以内で組織し、その任期を2年とするとの説明がありました。

若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第47号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正については、執行部から、佐伯市放課後児童クラブの設置とその運営方式等について変更が生じたため、関連する条例の一部を改正しようとするものである。その内容は、「ひがしなかよしクラブ」及び「星の子児童クラブ」は、これまで民設であったが、それぞれ市が新たに施設を設置するため条例を加える。「ふき放課後児童クラブ」は、これまで市の直営であったが対象者がいないため、これを廃止し、条例から削除する。「あゆっこクラブ」「なかよしの森」及び「まつうら放課後児童クラブ」は、これまで市の直営であったが、民設に移行することに伴い所要の改正を行うものであるとの説明がありました。これに対し委員から、公設公営と民設民営の区分けについて等、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第48号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号、ひがしなかよしクラブ及び星の子児童クラブの指定管理者の指定については、執行部から、放課後児童クラブの「ひがしなかよしクラブ」及び「星の子児童クラブ」が市の公の施設として新設されたため、当該公の施設の指定管理者をそれぞれ「ひがしなかよしクラブ運営委員会」及び「星の子児童クラブ運営委員会」に指定しようとするものである。指定期間は両施設ともに、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間であるとの説明があり、若干の質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、議案第49号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正については、執行部から、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を現行の53万円から56万円に引き上げるとの説明がありました。これに対し委員から、基礎課税額の限度額の引き上げ単独の改正ではなく、所得割、均等割、平等割の税率等の改正を行うときに同時にすべきではないかと質したのに対し、執行部から、国の改正にあわせ、今回は基礎課税額の限度額の引き上げを行い、税率等の見直しについては、平成19年度1年を掛けて検討し、平成20年度に税率の改正を行うことにしているとの答弁がありました。その他、若干の質疑、答弁が交わされ、討論に入り、賛成の立場で、今後の税率等の見直しにおいて、今回の限度額引き上げ

を十分考慮し、本当に引き上げるべき額を検討してもらいたい。また、できるだけ保険税を値上げしないように保険給付費を抑制する施策を検討してほしい。さらに、国に対して国保に対する負担金を引き上げてもらうよう継続して要望してほしいとの意見が出されたのち、採決の結果、議案第50号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号、佐伯市教育委員会事務局条例の一部改正については、執行部から、教育委員会事務局が本庁第3庁舎から旧佐伯信用金庫本店に移転することに伴い、その位置を「佐伯市中村南町4番1号」から「佐伯市中村東町6番9号」に改めようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁のち、討論、採決の結果、議案第51号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正については、執行部から、佐伯市立直川幼稚園の改築に伴い、その位置を「佐伯市直川大字上直見573番地」から「佐伯市直川大字上直見500番地」に改めようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、佐伯市公民館条例の一部改正については、執行部から、佐伯市弥生地区公民館大間分館は、実際には佐伯市生活改善センター条例に規定されている大坂本生活改善センターであり、公民館分館としての位置付けが間違いであったため、公民館条例から削除する。また、現行の各地区公民館の使用料は、佐伯市公民館条例第13条に規定されているが、これは、合併前の旧市町村の料金表をそのまま新市に引き継いだもので、料金の均衡が取れていない。公民館使用料の市内の地域間格差を是正し、均衡を図るために使用料を原則として時間制に統一し改正するとの説明がありました。これに対し委員から、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号、佐伯市蒲江集会所条例の一部改正については、執行部から、河内集会所の位置について、同条例に定めている「佐伯市蒲江大字蒲江浦3660番地」は間違いであるため、「同3829番地」に改める。また、蒲江地区各集会所は地区への譲渡を前提に指定管理者による管理の指定期間を1年間としていたが、実際には建設時の補助・起債等の制約があり、現時点ですべての集会所について譲渡できる状態ではない。よって、指定期間を1年間から3年間に改正すべきものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、元猿集会所ほか11集会所の指定管理者の指定については、執行部から、元猿集会所ほか11集会所の指定管理者による管理の指定期間が満了することに伴い、当該公の施設の指定管理者を任意指定により地元地区の自治会に指定しようとするものである。指定期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日にまでの3年間とするとの説明があり、慎重審査の結果、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、佐伯市文化財保護条例の一部改正については、執行部から、佐伯市文化財調査委員を廃止し、佐伯市文化財保護審議会及び佐伯市文化財保護推進委員を設置しようとするものであるとの説明がありました。委員から、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号、佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正については、執行部から、当該施設は、開館当初から地元地区が指定管理者となっているが、入館者の状況や管理運営の問題点

などを把握するという意味で管理指定期間を1年間としてきたが、その後管理運営状況も安定してきたため、その期間を3年間に変更する。また、展示室の開館時間「午前9時から午後5時まで」を「午前10時から午後5時まで」に変更し、休館日「月曜日」を「月曜日及び火曜日」に変更することにより、費用対効果の面から、経費の抑制を図る。さらに、研修室、会議室及び体験室の利用時間については、新たに「午前9時から午後10時まで」と規定する説明があり、委員から、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定については、執行部から、当該施設の指定管理者による管理の指定期間が満了することに伴い、当該施設の指定管理者を任意指定により竹野浦河内地区に指定しようとするものである。指定期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正については、執行部から、この伝習所は、地区への譲渡が検討事項であったため、管理指定期間を1年間としていたが、平成5年度に国庫補助事業で整備した施設であり、早急な譲渡は困難だと考えられる。このため指定期間を1年間から3年間と改訂し、譲渡については、引き続き地元地区と協議していくとの説明があり、慎重審査の結果、議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定については、執行部から、当該施設の指定管理者による指定の期間が満了することに伴い、当該施設の指定管理者を任意指定により葛原地区に指定しようとするものである。指定期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間であるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号、佐伯市都市公園条例の一部改正については、執行部から、佐伯市総合体育館を建設したことに伴い、同施設を佐伯市総合運動公園の有料公園施設として規定し、その利用日は、「1月4日から12月28日まで。月曜日を休館日」とし、その利用時間は、「午前9時から午後10時まで」とする。使用料については、時間単位を原則とし、それぞれの施設に区分して設定するとの説明がありました。これに対し委員から、利用時間が午前9時からとなっているが、大会等を行うとき早めに体育館を開けることができるのかと質したのに対し、執行部から、佐伯市都市公園条例第6条に基づき、利用申し込み等の際に何時から開けるよう申し出ていただければ、それに沿うよう柔軟に対応したいとの答弁がありました。また委員から、今後の総合運動公園の利用申し込み等の事務は体育館で行うようになるのかと質したのに対し、執行部から、総合運動公園全体を管理するシステムを導入する計画であり、その端末を球場にも設置するので、体育館だけでなく、球場でも予約等の申し込みはできるようになるとの答弁がありました。その他若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結果、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、佐伯市スポーツ公園条例の一部改正については、執行部から、佐伯市立本匠小学校の建設に伴い、本匠東スポーツ公園を廃止し、同公園の多目的グラウンドを本匠小学校の学校施設とし、同公園のテニスコートを本匠中学校の学校施設として使用とするものであるとの説明がありました。委員から、若干の質疑、答弁が交わされたのち、討論、採決の結



果、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、佐伯市立学校夜間照明施設条例の一部改正については、執行部から、本匠西小学校の廃止及び本匠東スポーツ公園の多目的グラウンド及びテニスコートをそれぞれ本匠小学校及び本匠中学校の学校施設としたことなどに伴い、施設の場所を改めるとともに、使用料については、運動場は「1時間につき72灯3,150円、36灯1,580円」、テニスコートは「1時間につき530円」とするよう所要の改正をしようとするものであるとの説明があり、慎重審査の結果、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号、佐伯市グラウンド等条例の一部改正については、執行部から、学校施設であった旧本匠西小学校のグラウンド及びグラウンド夜間照明施設を体育施設として利用するに当たり、同条例に「佐伯市本匠堂ノ間グラウンド」を加えるとともに、その利用期間は「通年」とし、利用時間については、グラウンドを「午前8時から午後10時」、夜間照明施設を「午後6時から午後10時」とする。また、使用料については、グラウンドを「無料」、夜間照明施設を「1時間当たり530円」とするとの説明があり、慎重審査の結果、議案第64号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正については、本委員会所管の部分である佐伯市ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について、執行部から、障害者自立支援法が施行され、佐伯市重度障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱を定めたことに伴い、ストマ用装具の助成金の給付についても別途要綱で規定するため条例を廃止するとの説明があり、慎重審査の結果、議案第73号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がございましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上でございます。

議長（日高嘉己） 補足説明はありますか。

（なし）

議長（日高嘉己） なければ次に、経済産業常任委員長、染矢玉夫君。

経済産業常任委員長（染矢玉夫） 経済産業常任委員長の染矢玉夫でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案8件につきまして、去る3月19日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査をいたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第67号、佐伯市男女共同参画社会推進条例の制定については、執行部から、男女共同参画社会基本法第9条の規定に基づき、本市において男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を策定し実現するため、その基本理念、市及び市民等の役割並びに施策の基本となる事項など定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。また併せて、執行部から、条例策定に当たり、平成18年12月1日から平成19年1月4日まで実施されたパブリックコメントの意見2件についての説明がありました。

これに対し、委員から、16人以内をもって構成する佐伯市男女共同参画審議会委員の一部については、公募に基づいて委嘱するとしているが何名を予定しているのかと質したのに対し、執行部から2名を公募する予定であるとの答弁がありました。

この答弁に対し、委員から、その募集方法及び選定方法について質したのに対し、執行部から募集方法については、市報、ホームページなどを通じて行う。選定方法については、応

募申し込み時に男女共同参画社会についての考えを簡単に書いて提出をしてもらい、その後面接等を実施して選定を行いたいとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁が交わされ、討論、採決の結果、議案第67号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号、佐伯市工場設置促進条例の一部改正については、執行部から、市内に工場を新設又は増設したものに対し交付する助成金に関し、市内の地域間における助成額の均衡を図るため、平成20年から課税される固定資産税に対する助成金の上限額を当該税額の100分の25から100分の100に改めようとするものであるとの説明があり、議案第68号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号、佐伯市上浦地域活性化施設及び農村公園条例の一部改正については、執行部から、佐伯市上浦地域活性化施設及び農村公園の指定管理者の管理指定期間を1年間から5年間に改めようとするもので、その理由は、農林水産部所管の公の施設の管理指定期間が、基本的に5年間であるので、同様の取り扱いに改正しようとするものであるとの説明があり、議案第69号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号、佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定については、執行部から、佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者については、地元の関係団体、生産者の代表者等で構成される佐伯市上浦活性化推進協議会に指定することが効率的な運営を行う上で最適であると判断し、任意指定により指定するものであるとの説明がありました。

これに対し、委員から備品修理の費用負担については事前に指定管理者と取り決めをしているのかと質したのに対し、執行部から、その都度、指定管理者と協議して決定するとの答弁がありました。討論、採決の結果、議案第70号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号、佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例の一部改正については、執行部から、佐伯市直川米麦乾燥調製施設の利用期間について「毎年9月から10月までとする。」としていたものを利用期間及び利用時間については、「原則として米麦の乾燥調製等にかかる期間及び時間とし、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。」と改正しようとするものである。また利用料金についても、同種施設と均衡を図るため併せて改正しようとするものであるとの説明があり、議案第71号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号、佐伯市手数料条例の一部改正については、本委員会所管の部分である、農地基本台帳の原本証明に係る手数料の追加について審査いたしました。執行部から、農業政策として平成19年度から導入される品目横断的経営安定対策への加入等に当たり、必要となる農地基本台帳の原本証明に係る手数料を1件につき300円とすることを新たに定めようとするものであるとの説明があり、議案第72号のうち本委員会所管の部分については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正については、本委員会所管の部分である、佐伯市宇目花き団地集出荷施設条例の条例廃止についてを審査いたしまし

た。執行部から、佐伯市宇目花き団地の施設使用料として利用者に年額39万8,000円を課していた条例であるが、施設使用料の算定根拠となった保冷库及び選花機設置にかかった経費のうち、市からの補助分318万3,345円についての返還が平成19年3月31日で終了することになったため、今後は、公の施設としてではなく、行政財産として管理をしたいので条例を廃止しようとするものであるとの説明があり、議案第73号のうち本委員会所管の部分については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号、字の区域の変更について（中山間地域総合整備事業内水地区）は、執行部から、平成18年第7回定例会で可決された議案第273号、字の区域の変更に関して、その内容の一部に記載の不備があり、今回再度提案するとの説明があり、議案第75号については、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。以上です。

議長（日高嘉己） 補足説明はありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） なければ以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

---

## 日程第2 討論、採決

議長（日高嘉己） 日程第2、討論、採決を行います。

議案第6号、平成19年度佐伯市一般会計予算を議題といたします。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員、日本共産党の高司政文です。私は、議案第6号、平成19年度佐伯市一般会計予算に反対の立場で討論を行いたいと思います。西嶋市政3年目の予算編成になるわけですが、行財政改革ということでいろいろ苦心しながらも債務残高を減らそうとしていること。ハード事業よりもソフト事業への転換を図っていること。市民の意見を積極的に取り入れようとしていることなどは評価できる点であります。しかし、予算の内容、編成方針などを見ましても、何を重点にまちづくりを進めるのかという点がまだまだ見えてきません。まちづくりの基本である佐伯市の産業・経済の重点は何かという問題であります。市長は、佐伯市は農林水産業が大事と言われます。私も同感ですが、予算案を見る限りそれは不十分だと思います。第一次産業を支援することが二次製品としての加工業を生み出し、販売業や観光の発展につながり、雇用を生み、周辺地域の定住促進にもつながります。税収面から見てもそのことが財政基盤の確保につながると思います。また、もう一つの問題としては、市民負担増に対する軽減策が不十分であるということです。平成19年度は定率減税全廃の影響で市民にとって年間約1億円の負担増、今年度と合わせて約2億円の負担増になります。これにより国保税や介護保険料、市営住宅の家賃などが上がっています。また、介護保険制度の改正による自己負担増、障害者自立支援法による負担増などが加わり、市民の生活

もますます厳しいものになっています。この市民負担増に伴う市の歳入増及び歳出減については少しでも市民の負担軽減のために使い、市民に返すべきだと思います。次に目的別歳出の問題です。総務費・民生費については、各種控除の徹底を図り住民税の軽減につなげるとともに、国保の減免制度、介護保険料・利用料の減免制度、自立支援法に対する独自支援策等を充実してもらいたいと思います。また、国保税の値上げを既に予定をしているようですが、本来国保の収支改善は国に負担金増額を求めつつ、市民の健康を守り医療費を抑える施策を行うことが基本であります。しかし、その具体的なものが乏しく逆に国保税の滞納世帯に資格証明書の発行を進めるといふ市の姿勢を疑うものであります。市民の命を守る市政を進めていただきたいと思います。農林水産業費については、市長の言われるハードよりソフトの充実を図るため、農業では零細農家への支援や農産物の価格保障。林業では災害から山を守る施策、林産物の付加価値を高める支援。漁業では栽培漁業や漁業者への直接支援を行い、4億円を超える林道整備や9億円にもなる漁港整備を必要最小限にとどめ、期間を延ばすなど事業の見直しをお願いしたいと思います。土木費の問題では、地元住民が長期で反対している大入島の埋立事業、4,500万円の予算を組んでいますが、この見直しを進め港湾計画の改定に際しては過大な計画はやめ、佐伯港の実態に見合ったものにするとともに、残土処理計画については蒲江まで含めた全市で検討するよう要望します。最後になりますが、今回の予算編成では検討はしていただいたと思いますが、継続事業のあり方について無駄な事業と呼ばれないように早急な見直しを進めるとともに、債務残高についてはもちろん人口が減らない施策は必要ですが、もし人口が減った場合には、少なくとも人口減以上の比率で債務残高の削減を進めるようお願いしまして反対討論を終わります。

議長（日高嘉己） 以上で通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（日高嘉己） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計予算、第8号、平成19年度佐伯市老人保健特別会計予算、第9号、平成19年度佐伯市介護保険特別会計予算、第10号、平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算、第11号、平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算、第12号、平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算、第13号、平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計予算、第14号、平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算、第15号、平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、第16号、平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算、第17号、平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算、第18号、平成19年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算、第19号、平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算、第20号、平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算、第21号、平成19年度佐伯市水道事業会計予算、第22号、平成19年度佐伯市公共下水道事業会計予算、以上16件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより16件を一括して採決いたします。

予算特別委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、以上16件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について、第38号、佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について、第39号、佐伯市副市長定数条例の制定について、第40号、佐伯市印鑑条例等の一部改正について、第41号、大分県市町村会館管理組合規約の変更について、第42号、財産の無償譲渡について(旧上入津中学校校舎及び附属棟)、第43号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について、第44号、公有水面埋立てに関する諮問について(大字鶴望)、第45号、公有水面埋立てに関する諮問について(上浦大字最勝海浦)、第46号、工事請負契約の変更について(切畑農業集落排水処理施設土木工事)、第47号、佐伯市地域福祉計画策定委員会条例の制定について、第48号、佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について、第49号、ひがしなかよしクラブ及び星の子児童クラブの指定管理者の指定について、第50号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、第51号、佐伯市教育委員会事務局条例の一部改正について、第52号、佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について、第53号、佐伯市公民館条例の一部改正について、第54号、佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について、第55号、元猿集会所ほか11集会所の指定管理者の指定について、第56号、佐伯市文化財保護条例の一部改正について、第57号、佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について、第58号、佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について、第59号、佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について、第60号、佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定について、第61号、佐伯市都市公園条例の一部改正について、以上25件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより25件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、以上25件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、佐伯市スポーツ公園条例の一部改正についてを議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条第2項の規定により、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(日高嘉己) 現在の出席議員数は41名であり、その3分の2は28名であります。

ただいまの起立者は41名であり、所定数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、佐伯市立学校夜間照明施設条例の一部改正について、第64号、佐伯市グラウンド等条例の一部改正について、第67号、佐伯市男女共同参画社会推進条例の制定について、第68号、佐伯市工場設置促進条例の一部改正について、第69号、佐伯市上浦地域活性化施設及び農村公園条例の一部改正について、第70号、佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について、第71号、佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例の一部改正について、第72号、佐伯市手数料条例の一部改正について、第73号、佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について、以上9件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより9件を一括して採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、以上9件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、佐伯市教育委員会委員の任命について(候補者大和三代<sup>やまとみよ</sup>)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

原案のとおり、大和三代<sup>やまとみよ</sup>さんに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐伯市教育委員会委員に大和三代<sup>やまとみよ</sup>さんが同意されました。

次に、議案第75号、字の区域の変更について(中山間地域総合整備事業内水地区)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者<sup>たかのあきよ</sup>高野昭代)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第1号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者<sup>しおつきひさおき</sup>塩月壽興)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

諮問第2号は、原案のとおり異議のない旨答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(日高嘉己) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者<sup>おくむらたかひこ</sup>奥村隆彦)を議題といたします。

御意見ありませんか。

(なし)

(起立採決を求める者あり)

議長(日高嘉己) 御意見なしと認めます。

よって、これより採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

諮問第3号は、原案のとおり異議のない旨答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

議長(日高嘉己) 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、請願第6号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願を議題といたします。

賛成討論の通告がありますので発言を許します。

5番、高司政文君。

5番（高司政文） 5番議員、日本共産党の高司政文です。私は、請願第6号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の安心・安全の確立を求める請願に賛成を立場で意見を述べたいと思います。この請願の趣旨は昨年5月に公共サービス改革法が成立し、国や地方自治体の一部事務事業が2007年4月から官民競争入札等の対象として民間委託できることになったことに伴い、導入する場合は公共サービスの質を落さないことなどの意見を国や地方自治体に上げてほしいというものです。記されている項目を見ると、その一つは現在行われている国民の権利保障を後退させるような市場化テストを安易に導入しないということであり、総務常任委員会でも執行部から説明があったように、佐伯市としては市場化テストは安易に導入しないということです。もう一つの項目は、公共サービスを民間委託する際には、コスト偏重ではなく業務の質を確保することを求めています。これについても市の執行部は行政サービスの質を落さないようにすると意見を述べています。このように今回の請願は市の考えとも大筋で一致しており、議会としても賛同できうるものと考えます。党派、会派を超えて議員の皆さんの御賛同をいただき、国や地方自治体に対して意見表明することをお願いして討論を終わります。

議長（日高嘉己） 以上で、通告による討論を終結いたします。

ほかに御意見ありませんか。

（なし）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより起立により採決いたします。

請願第6号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第6号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

議長（日高嘉己） 起立少数であります。

よって、請願第6号は不採択とすることに決定いたしました。

-----  
審議結果

議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 6 号	平成19年度佐伯市一般会計予算	予算特別	原案可決
第 7 号	平成19年度佐伯市国民健康保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 8 号	平成19年度佐伯市老人保健特別会計予算	予算特別	原案可決
第 9 号	平成19年度佐伯市介護保険特別会計予算	予算特別	原案可決
第 10 号	平成19年度佐伯市介護予防支援事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 11 号	平成19年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 12 号	平成19年度佐伯市地方卸売市場事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 13 号	平成19年度佐伯市大島航路事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 14 号	平成19年度佐伯市土地区画整理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 15 号	平成19年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	予算特別	原案可決



第 16 号	平成19年度佐伯市農業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 17 号	平成19年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 18 号	平成19年度佐伯市小規模集合排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 19 号	平成19年度佐伯市生活排水処理事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 20 号	平成19年度佐伯市飲料水供給事業特別会計予算	予算特別	原案可決
第 21 号	平成19年度佐伯市水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第 22 号	平成19年度佐伯市公共下水道事業会計予算	予算特別	原案可決
第 37 号	佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第 38 号	佐伯市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	総務	原案可決
第 39 号	佐伯市副市長定数条例の制定について	総務	原案可決
第 40 号	佐伯市印鑑条例等の一部改正について	総務	原案可決
第 41 号	大分県市町村会館管理組合規約の変更について	総務	原案可決
第 42 号	財産の無償譲渡について（旧上入津中学校校舎及び附属棟）	総務	原案可決
第 43 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建設	原案可決
第 44 号	公有水面埋立てに関する諮問について（大字鶴望）	建設	原案可決
第 45 号	公有水面埋立てに関する諮問について（上浦大字最勝海浦）	建設	原案可決
第 46 号	工事請負契約の変更について（切畑農業集落排水処理施設 土木工事）	建設	原案可決
第 47 号	佐伯市地域福祉計画策定委員会条例の制定について	教育民生	原案可決
第 48 号	佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 49 号	ひがしなかよしクラブ及び星の子児童クラブの指定管理者の 指定について	教育民生	原案可決
第 50 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 51 号	佐伯市教育委員会事務局条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 52 号	佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 53 号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 54 号	佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 55 号	元猿集会所ほか11集会所の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第 56 号	佐伯市文化財保護条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 57 号	佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 58 号	佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について	教育民生	原案可決
第 59 号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正につい て	教育民生	原案可決
第 60 号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定につ いて	教育民生	原案可決
第 61 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 62 号	佐伯市スポーツ公園条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 63 号	佐伯市立学校夜間照明施設条例の一部改正について	教育民生	原案可決

第 64 号	佐伯市グラウンド等条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 67 号	佐伯市男女共同参画社会推進条例の制定について	経済産業	原案可決
第 68 号	佐伯市工場設置促進条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 69 号	佐伯市上浦地域活性化施設及び農村公園条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 70 号	佐伯市上浦活性化センター「しおさいの里」及び佐伯市上浦農村公園を併せて管理する指定管理者の指定について	経済産業	原案可決
第 71 号	佐伯市直川米麦乾燥調製施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 72 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建設 経済産業	原案可決
第 73 号	佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について	総務 教育民生 経済産業	原案可決
第 74 号	佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者大和三代）		原案同意
第 75 号	字の区域の変更について(中山間地域総合整備事業内水地区)	経済産業	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者高野昭代）		異議がない
第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者塩月壽興）		異議がない
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者奥村隆彦）		原案否決

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 6 号	公共サービスの安易な民間開放に対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める請願	総 務	不 採 択

日程第 3 議案の上程（提案理由説明、質疑、討論、採決）

議長（日高嘉己） 日程第 3、議案の上程を行います。

議員提出議案第 7 号、佐伯市議会委員会条例の一部改正について、第 8 号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、第 9 号、佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上 3 件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

2 番、高橋香一郎君。

2 番（高橋香一郎） 2 番議員の高橋香一郎でございます。

今期定例会に追加上程いたします議員提出議案 3 件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議員提出議案第 7 号、佐伯市議会委員会条例の一部改正について、議員提出議案第 8 号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、以上 2 件を一括して御説明いたします。

平成 18 年地方自治法の一部改正により、副市長制の導入など地方公共団体の自主性・自律

性拡大等のための所要の措置が講じられたことにあわせ、議会制度につきましても一部見直しが図られたところでございます。その中で、常任委員等の選任手続が議会の議決から議長の指名に変更されたこと、常任委員会に議案提出権が認められたこと、本会議及び委員会の会議録について電磁的記録による作成が可能となったこと、以上の点について法改正の趣旨に沿って関係規定を改正しようとするものであります。

次に、議員提出議案第9号、佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、議員が月の途中で退職する場合の当月分の議員報酬について、全額支給から日割り支給へと制度を改めたいので提出するものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わりますが、いずれの議案も議会運営委員会の事前協議に基づき提出する内容でございますので、議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

#### 平成19年第2回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

##### 議員提出議案

番 号	件 名
第 7 号	佐伯市議会委員会条例の一部改正について
第 8 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について
第 9 号	佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議長（日高嘉己） これより3件を一括して質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（日高嘉己） 御質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

議員提出議案第7号から第9号まで、以上3件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第7号から第9号まで、以上3件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

これより、討論、採決を行います。

議員提出議案第7号、佐伯市議会委員会条例の一部改正について、第8号、佐伯市議会会議規則の一部改正について、第9号、佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（日高嘉己） 御意見なしと認めます。

よって、これより3件を一括して採決いたします。

それぞれ原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」と呼ぶ者あり ）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、以上3件はそれぞれ原案のとおり可決されました。

-----  
審議結果

議員提出議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 7 号	佐伯市議会委員会条例の一部改正について		原案可決
第 8 号	佐伯市議会会議規則の一部改正について		原案可決
第 9 号	佐伯市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について		原案可決

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

議長（日高嘉己） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、32番、狩生寿一君、33番、廣瀬精一郎君、以上の2名を指名いたします。

以上で、本日の議事はすべて議了いたしました。

おはかりいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（日高嘉己） 御異議なしと認めます。

よって、平成19年第2回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時18分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月28日

佐伯市議会議長 日 高 嘉 己

署名議員 狩 生 寿 一

署名議員 廣 瀬 精 一 郎